前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

第二百五十六條　判事前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付スヘシ

第二百五十七條　第二百五十五條ノ規定ニ依リ被疑者ヲ勾留シタル事件ニ付十日内ニ公訴ヲ提起セサルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放スヘシ第二百五十五條ノ規定ニ依リ押收ヲ爲シタル事件ニ付公訴ヲ提起セサル處分ヲ爲シタルトキハ檢事ハ速ニ押收物ヲ還付スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時效完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

第二百五十八條　犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百五十九條　親父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

第二百六十條　被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者死亡シタルトキハ其ノ配偶者、家督相續人、直系ノ親族又ハ兄弟姉妹ハ告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セス

第二百六十一條　被害者ノ法定代理人被疑者ナルトキ、被疑者ノ配偶者ナルトキ又ハ被疑者ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十二條　死者ノ名譽ヲ毀損シタル罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

名譽ヲ毀損シタル罪ニ付被害者告訴ヲ爲サスシテ死亡シタルトキ亦同項ニ同シ但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二百六十三條　親告罪ニ付告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ管轄裁判所ノ檢事ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訟ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得

第二百六十四條　刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ婚姻解消シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シタル後ニ非サレハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス再婚姻ヲ爲シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下ケタルトキハ告訴ヲ取消シタルモノト看做ス

第二百六五十條　親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

刑法第二百二十九條但書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定シタル日ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ナシ

第二百六十六條　告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈怠ヲ他ノ者ニ對シ其ノ效力ヲ及ホサス

第二百六十七條　告訴ハ第二審ノ判決アル迄之ヲ取消スコトヲ得

告訴ノ取消ヲ爲シタル若ハ更ニ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百六十八條　親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯ニ對シ亦其ノ效力ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第百八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シテ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ者ニ對シ亦其ノ效力ヲ生ス

第二百六十九條　何人ト雖犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ爲スヘシ

第二百七十條　削二百五十九條ノ規定ハ告發ニ付之ヲ準用ス

第二百七十一條　告訴ハ代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得告訴ノ取消ニ付亦同シ

第二百七十二條　告訴又ハ告發ハ書面又ハ口頭ヲ以テ檢事又ハ司法警察官ニ之ヲ爲スヘシ

第二百七十三條　檢事又ハ司法警察官口頭ノ告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ調書ヲ作ルヘシ

第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ調書ニ付之ヲ準用ス

第二百七十四條　司法警察官告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

第二百七十五條　第二百七十二條、第二百七十三條及前條ノ規定ハ告訴又ハ告發ノ取消ニ付之ヲ準用ス

第二百七十六條　第二百七十二條、第二百七十三條及第二百七十四條ノ規定ハ自首ニ付之ヲ準用ス

第二百七十七條　犯罪ニ關シ匿名ノ申告又ハ風說アル場合ニ於テハ特ニ其ノ出所ニ注意シ虛實ヲ探査スヘシ

第二章　公訴

第二百七十八條　公訴ハ檢事之ヲ行フ

第二百七十九條　犯人ノ性格、年齡及境遇竝犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得

第二百八十條　公訴ハ檢事ノ指定シタル被告人以外ノ者ニ其ノ效力ヲ及ホサス

第二百八十一條　時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リ完成ス

一　死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二　無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三　長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四　長期十年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年

五　長期五年未滿ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

六　刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六月

七　拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第二百八十二條　二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ニ付テハ其ノ重キ刑ニ從ヒ前條ノ規定ヲ適用ス

第二百八十三條　刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スヘキ場合ニ於テハ加重又ハ減輕セラル刑ニ從ヒ第二百八十一條ノ規定ヲ適用ス

第二百八十四條　時效ハ犯罪行爲ノ終リタル時ヨリ進行ス

共犯ノ場合ニ於テハ最終ノ行爲ノ終リタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス

第二百八十五條　時效ハ公訴ノ提起、公判若ハ豫審ノ處分又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ爲シタル判事ノ處分ニ因リ中斷ス但シ其ノ手續規定ニ違反シタル爲無效ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

共犯ノ一人ニ對シテ爲シタル手續ニ因ル時效ノ中斷ハ他ノ共犯ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

第二百八十六條　時效ハ中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第二百八十七條　時效ハ第三百五條第一項第二號ノ規定ニ依リ豫審手續ヲ中止シ又ハ第三百五十二條ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

第二百八十八條　公訴ノ提起ハ豫審又ハ公判ヲ請求スルニ依リテ之ヲ爲ス

第三百八十九條　拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ罰金以上ノ刑ニ該ル罪ト同時ニ取調ヲ爲スヘキ場合ニ限リ豫審ヲ請求スルコトヲ得

第三百九十條　公訴ノ提起ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭又ハ電報ヲ以テ豫審ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調書ニ記載シ豫審判事ハ裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

公判開廷中被告人ニ他ノ犯罪アルコトヲ發見シ公判ヲ請求スル場合ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三百九十一條　公訴ヲ提起スルニハ被告人ノ指定シ犯罪事實及罪名ヲ示スヘシ

被告人ノ指定ハ氏名ヲ以テシ氏名ヲ知レサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徴表ヲ以テスヘシ

第三百九十二條　公訴ハ豫審終結決定又ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取消スコトヲ得

公訴ノ取消ハ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三百九十三條　檢事事件其ノ所屬裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト思料スルトキハ書類及證據物ト共ニ其ノ事件ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ被疑者ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百九十四條　告訴ニ係ル事件ニ付公訴ヲ提起シ又ハ之ヲ提起セサル處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ告訴人ニ通知スヘシ公訴ヲ取消シ又ハ事件ヲ他ノ裁判所ニ移送シタルトキ亦同シ

第三章　豫審

第三百九十五條　豫審ハ被告事件ヲ公判ニ付スヘキカ否ヲ決スル爲必要ナル事項ヲ取調フルヲ以テ其ノ目的トス

豫審判事ハ公判ニ於テ取調ヘ難シト思料スル事項ニ付亦取調ヲ爲スヘシ

第三百九十六條　豫審ハ被告事件ヲ公判ニ付スヘキカ否ヲ決スル爲必要ナル事項ノ外被告人ノ身上ニ關スル事項ニ付取調ヲ爲スヘシ

豫審判事ハ被告人ノ性行、資産、境遇、犯罪ノ動機、方法、結果及犯罪後ノ情況ニ付取調ヲ爲スヘシ

第三百九十七條　豫審ハ被告人ニ對シ犯罪ノ嫌疑アルトキハ之ヲ訊問スヘシ

豫審判事ハ被告人ニ對シ訊問スヘキ事項ヲ豫メ書面ヲ以テ之ヲ通知スヘシ

第三百九十八條　豫審判事ハ被告人ニ對シ訊問スヘキ事項ヲ豫メ通知スルニ非サレハ土地管轄ニ付取調ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得ス

管轄違ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第三百九十九條　公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ被告事件ヲ公判ニ付スル旨言渡ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニハ訴因ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ

第四百條　被告事件訴因ト爲ルヘキ事實ヲ又ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑ナキトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

第四百一條　左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

一　確定判決ヲ經タルトキ

二　犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ

三　大赦アリタルトキ

四　時效完成シタルトキ

五　法令ニ於テ刑ヲ免除スルトキ

第四百二條　左ノ場合ニ於テハ豫審判事ハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

一　被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ

二　第三百十七條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ

三　公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタル事件ニ付更ニ公訴ヲ提起シタルトキ

四　公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一裁判所ニ公訴ヲ提起シタルトキ

第四百三條　豫審判事ハ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢事及辯護人ハ其ノ訊問ノ場所ニ立會フコトヲ得

第四百四條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ豫審中何時ニテモ必要ト認ムル分ヲ豫審判事ニ請求スルコトヲ得

檢事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル限リ書類及證據物ヲ閱覽スルコトヲ得

辯護人ハ豫審判事ノ許可ヲ受ケ書類及證據物ヲ閱覽スルコトヲ得

第四百四條　豫審判事ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第四百五條　豫審判事ハ左ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

一　被告人ノ所在分明ナラサルトキ

二　被告人心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ

前項ノ決定ハ之ヲ公證セス

第四百六條　豫審判事ハ被告事件ニ付取調ヲ終ヘタルトキハ書類及證據物ヲ檢事ニ送付シテ其ノ意見ヲ求ムヘシ

第四百七條　檢事豫審判事ノ取調十分ナラスト思料スルトキハ其ノ取調ヲ請求スルコトヲ得

豫審判事ハ檢事ノ請求ニ應シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ通知スルヘシ

證物ナキトキ又ハ檢事ノ請求ニ應シ難キトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ送付スヘシ請求ニ應セサルトキハ其ノ取調ヲ終リタル後檢事ニ對シ其ノ請求ニ應セサル旨ヲ通知スヘシ

第四百八條　檢事前二條ノ規定ニ依リ書類及證據物ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ意見ヲ付シテ之ヲ豫審判事ニ送付スヘシ

第四百九條　被告事件豫審判事ノ管轄ニ屬セサルトキハ豫審判事ハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ

五　告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ

六　公訴ノ取消アリタルトキ

七　被告人死亡シ又ハ被告人タル法人存續セサルニ至リタルトキ

八　第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ

九　公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違反シタル爲無效ナルトキ

第三百十六條　第三百九條及第三百十三條乃至前條ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百十七條　免訴ノ決定確定シタルトキハ左ノ場合ニ限リ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得

一　新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキ

二　決定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル檢事又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ決定ヲ爲ス前判事又ハ檢事ニ對スル公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ決定ヲ爲シタル豫審判事其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第三百十八條　免訴、公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ放免ノ言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ豫審判事ハ勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第三百十九條　免訴、公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付押收物アルトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス但シ必要アル場合ニ於テハ押收ヲ存續スルコトヲ得

押收ヲ存續シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第四章　公判

第一節　公判準備

第三百二十條　裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ

公判期日ニハ被告人、辯護人及輔佐人ヲ召喚スヘシ

第八十四條及第九十九條ノ規定ハ辯護人及輔佐人ノ召喚ニ付之ヲ準用ス

公判期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第三百二十一條　第一回ノ公判期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ニハ少クトモ三日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

被告人異議ナキトキハ前項ノ猶豫期間ヲ存セサルコトヲ得

第三百二十二條　裁判長ハ公判期日ヲ變更スルコトヲ得

公判期日ノ變更ニ關スル請求ヲ却下スル命令ハ之ヲ送達スルコトヲ要セス

第三百二十三條　裁判所ハ第一回ノ公判期日ニ於ケル取調準備ノ爲公判期日前被告人ノ訊問ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

檢事及辯護人ハ前項ノ訊問ニ立會フコトヲ得

訊問ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ之ヲ檢事及辯護人ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百二十四條　裁判所ハ公判期日ニ於ケル取調準備ノ爲公判期日前證據物若ハ證據書類ノ提出ヲ命シ又ハ證人、鑑定人、通事若ハ飜譯人ニ對シ召喚狀ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ召喚狀ヲ發シタル證人、鑑定人、通事又ハ飜譯人ノ氏名ハ直ニ之ヲ訴訟關係人ニ通知スヘシ

檢事、被告人又ハ辯護人ハ第一項ノ規定ニ依ル處分ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ爲スヘシ

第三百二十五條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ公判期日前證據物又ハ證據書類ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ得

第三百二十六條　裁判所ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ公判期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ公判期日前之ヲ訊問スルコトヲ得

第三百二十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十七條　裁判所ハ公判期日前鑑定若ハ飜譯ヲ爲サシメ又ハ押收捜索若ハ檢證ヲ爲スコトヲ得

第三百二十八條　裁判所ハ公判期日前公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二節　公判手續

第三百二十九條　公判期日ニ於ケル取調ハ公判廷ニ於テ之ヲ爲スヘシ

公判廷ハ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ開ク

第三百三十條　被告人公判期日ニ出頭セサルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第三百三十一條　罰金以下ノ刑ニ該ル事件ノ被告人ハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但シ裁判所ハ本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

第三百三十二條　被告人ハ公判廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但シ之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得

第三百三十三條　被告人ハ裁判長ノ許可アルニ非サレハ退廷スルコトヲ得ス

裁判長ハ被告人ヲシテ在廷セシムル爲相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百三十四條　死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

辯護人出頭セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

第三百三十五條　左ノ場合ニ於テ辯護人出頭セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ辯護人ヲ附スルコトヲ得

一　被告人二十歲未滿又ハ七十歲以上ナルトキ

二　被告人婦女ナルトキ

三　被告人聾者又ハ唖者ナルトキ

四　被告人心神喪失者又ハ心神耗弱者タル疑アルトキ

五　其ノ他必要ト認ムルトキ

第三百三十六條　事實ノ認定ハ證據ニ依ル

第三百三十七條　證據ノ證明力ハ判事ノ自由ナル判斷ニ任ス

第三百三十八條　被告人訊問及證據調ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ケ被告人、證人、鑑定人、通事又ハ飜譯人ヲ訊問スルコトヲ得

裁判長ハ辯護人、裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

被告人ハ必要ト スル事項ニ付共同被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第三百三十九條　裁判長ハ證人其ノ他ノ者ヲ被告人又ハ辯護人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述ヲ中之ヲ退廷セシムルコトヲ得被告人他ノ被告人ノ面前ニ於テ十時ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ被告人ヲ退廷セシメタル場合ニ於テ共同被告人、證人其ノ他ノ供述終リタルトキハ被告人ヲシテ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百四十條　證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ裁判所檢記ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ

單ニ風記人ハ筆行ヲ助ケタル書類ニシテ人ノ名譽ヲ毀損スル虞アルモノハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス

前項ノ書類ハ之ヲ被告人ニ示シ被告人文字ヲ解セサルトキニ限リ其ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百四十一條　證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

證據物中書面ノ意義證據ト爲ルモノニ付テハ被告人文字ヲ解セサルトキハ其ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百四十二條　公判期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物及證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百二十六條乃至第三百二十八條ノ規定ニ依リ作成シ又ハ集取シタルモノニ付亦同シ但シ訴訟關係人ニ異議ナキトキ又ハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百四十三條　公判期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物及證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百二十六條乃至第三百二十八條ノ規定ニ依リ作成シ又ハ集取シタルモノニ付亦同シ但シ訴訟關係人ニ異議ナキトキ又ハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百四十四條　開廷後公判事ノ更迭アリタルトキハ公判手續ヲ更新スヘシ

但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三節　公判ノ裁判

第三百四十五條　被告事件裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ

裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ事件ヲ管轄スル裁判所ニ移ス場合ニ於テハ其ノ事件ニ付爲シタル訴訟行爲ハ之ニ因リテ其ノ效力ヲ失ハス

第三百四十六條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ證據調ノ請求ヲ爲ス機會ヲ與フヘシ

裁判長ハ被告人ニ對シ其ノ利益ト爲ルヘキ證據ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告クヘシ

第三百四十七條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ證據調ノ請求ヲ爲ス機會ヲ與フヘシ

裁判長ハ檢事又ハ辯護人ニ對シ證據調ノ請求ヲ爲ス機會ヲ與フルニ因リ其ノ證據ニ依リ心證ヲ得タル場合ニ於テ被告人ニ對シ其ノ利益ト爲ルヘキ證據ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告クヘシ

第三百四十八條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ裁判長ノ處分ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三百四十九條　證據調ノ請求ノ却下ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

新ニ證據ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三百五十條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ第三百三十三條ノ訊問ヲ爲シタル後被告人ニ對シ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十一條　陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ被告人ニ對シ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十二條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ裁判長ニ告ケ證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對シ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十三條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ裁判長ニ告ケ被告人ニ對シ第三百三十三條ノ訊問ヲ爲シタル後更ニ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十四條　陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十五條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ訊問ヲ爲シタル後陪席裁判官ニ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十六條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ訊問ヲ爲シタル後被告人ニ對シ訊問ヲ爲スヘシ

第三百五十七條　裁判長ハ檢事、被告人又ハ辯護人ニ對シ訊問ヲ爲シタル後陪席裁判官ニ訊問ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條　檢事、被告人又ハ辯護人ハ裁判長ノ處分ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ前項ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘシ

第三百五十九條　裁判長ハ證人其ノ他ノ者ヲ被告人又ハ辯護人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述ヲ中之ヲ退廷セシムルコトヲ得被告人他ノ被告人ノ面前ニ於テ十時ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ被告人ヲ退廷セシメタル場合ニ於テ共同被告人、證人其ノ他ノ供述終リタルトキハ被告人ヲシテ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百六十條　證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ裁判所檢記ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ

單ニ風記人ハ筆行ヲ助ケタル書類ニシテ人ノ名譽ヲ毀損スル虞アルモノハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス

前項ノ書類ハ之ヲ被告人ニ示シ被告人文字ヲ解セサルトキニ限リ其ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百六十一條　證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

證據物中書面ノ意義證據ト爲ルモノニ付テハ被告人文字ヲ解セサルトキハ其ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百六十二條　公判期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物及證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百二十六條乃至第三百二十八條ノ規定ニ依リ作成シ又ハ集取シタルモノニ付亦同シ但シ訴訟關係人ニ異議ナキトキ又ハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百六十三條　公判廷ニ於テ其ノ他ノ者ノ供述ヲ聽取シ書類又ハ物ヲ展示スル場合ニ於テ訴訟關係人ニ異議ナキトキハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百六十四條　公判廷ニ於テ其ノ他ノ者ノ供述ヲ聽取シ書類又ハ物ヲ展示スル場合ニ於テ訴訟關係人ニ異議アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ關スル處分ヲ爲スコトヲ得

第三百六十五條　公判廷ニ於テ其ノ他ノ者ノ供述ヲ聽取シ書類又ハ物ヲ展示スル場合ニ於テ訴訟關係人ニ異議ナキトキハ裁判長ハ其ノ者ノ供述ヲ終ル迄又ハ書類若ハ物ヲ展示シタル後ニ非サレハ左ノ場合ニ限リ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一　供述者死亡シタルトキ

二　疾病其ノ他ノ事由ニ因リ供述者ヲ訊問スルコト能ハサルトキ

三　訴訟關係人異議ナキトキ

第三百六十六條　裁判所ノ事件ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

第三百六十七條　證據調ノ請求ノ却下ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

新ニ證據ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三百六十八條　被告事件ニ付犯罪ノ證明アリタルトキハ第三百五十九條ノ場合ヲ除ク外判決ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲スヘシ

刑ノ執行猶豫ハ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第三百六十九條　被告事件ニ付刑ヲ免除スル判決ヲ以テ其ノ旨ヲ言渡スヘシ

第三百七十條　有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及證據ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ說明シ法令ノ適用ヲ示スヘシ

法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ原由又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實ニ付テハ前項ノ說明ヲ爲スヘシ

第三百七十一條　區裁判所ニ在リテハ上訴ノ申立ナキ場合又ハ判決ノ日ヨリ七日內ニ判決書ノ謄本ノ請求ナキ場合ニ於テハ判決書ニ代フルニ判決ノ宣告ヲ以テスルコトヲ得

第三百七十二條　被告事件ニ付罪ト爲ラス又ハ犯罪ノ證明ナキトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘシ

第三百七十三條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

一　確定判決ヲ經タルトキ
二　犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ
三　大赦アリタルトキ
四　時效完成シタルトキ

第三百六十四條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ
一　被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ
二　第三百十七條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ
三　公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタル事件ニ付更ニ公訴ヲ提起シタルトキ
四　公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一裁判所ニ公訴ヲ提起シタルトキ
五　告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ
六　公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違反シタル爲無效ナルトキ

第三百六十五條　左ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ告訴ヲ棄却スヘシ
一　公訴ノ取消アリタルトキ
二　被告人死亡シ又ハ被告人タル法人存續セサルニ至リタルトキ
三　第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ

前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百六十六條　被告人陳述ヲ肯セス、許可ヲ受ケスシテ退廷シ又ハ秩序維持ノ爲裁判長ヨリ退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第三百六十七條　罰金以下ノ刑ニ該ル事件又ハ罰金以下ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル事件ニ付被告人出頭セサルトキハ其ノ後ノ取調ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル場合ヲ除クノ外被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第三百六十八條　辯論終結ノ後ハ被告人出頭セスト雖宣告ニ依リ判決ヲ告知ス

第三百六十九條　有罪ノ判決ヲ告知スル場合ニハ被告人ニ對シ上訴期間及上訴申立書ヲ差出スヘキ裁判所ヲ告知スヘシ

第三百七十條　裁判長ハ判決ノ告知ヲ爲シタル後被告人ニ對シ將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スコトヲ得

第三百七十一條　無罪、免訴、刑ノ免除、刑ノ執行猶豫、公訴棄却、管轄違、罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキハ勾留セラレタル被告人ニ對シテハ放免ノ言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第三百七十二條　押收シタル物ニ付沒收ノ言渡ナキトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ押收ヲ存續スルコトヲ得

押收ヲ存續シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄裁判所ノ檢事ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢事ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢事五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第三百七十三條　押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルモノハ之ヲ被害者ニ還付スル言渡ヲ爲スヘシ

贓物ノ對價トシテ得タル物ニ付被害者ヨリ交付ノ請求アリタルトキハ前項ノ例ニ依ル

假ニ還付シタル物ニ付別段ノ言渡ナキトキハ還付ノ言渡アリタルモノトス

前三項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第三百七十四條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條　刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所　被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三編　上訴

第一章　通則

第三百七十六條　上訴ハ檢事又ハ被告人之ヲ爲スコトヲ得

第三百七十七條　檢事又ハ被告人ニ非サル者ニシテ決定ヲ受ケタルモノハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百七十八條　被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ被告人ノ爲獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

第三百七十九條　原審ニ於ケル代理人又ハ辯護人ハ被告人ノ爲上訴ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得

第三百八十條　上訴ハ裁判ノ一部ニ對シテヲ爲スコトヲ得其ノ部分ヲ限ラサルトキハ裁判ノ全部ニ對シテ爲シタルモノトス

第三百八十一條　上訴ノ提起期間ハ裁判告知ノ日ヨリ進行ス

第三百八十二條　檢事、被告人又ハ第三百七十七條ノ規定スル者ハ上訴ノ拋棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ハ第三百七十八條ニ規定ル者ノ同意ヲ得ルニ非サレハ拋棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ス

第三百八十三條　第三百七十八條ニ規定スル者ノ被告人ノ同意ヲ得テ上訴ノ取下ヲ爲スコトヲ得

第三百八十四條　上訴拋棄ノ申立ハ原裁判所ニ之ヲ爲スヘシ

上訴取下ノ申立ハ上訴裁判所ニ之ヲ爲スヘシ訴訟記錄ヲ上訴裁判所又ハ上訴裁判所檢事ニ送付スル前上訴ノ取下ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ申立書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

第三百八十五條　上訴ノ拋棄又ハ取下ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公判廷ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ申立ヲ調書ニ記載スヘシ

第三百八十六條　上訴ノ拋棄又ハ取下ヲ爲シタル者ハ其ノ事件ニ付更ニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第三百八十七條　第三百七十六條乃至第三百七十九條ノ規定ニ依リ上訴ヲ爲スコトヲ得ル者自己又ハ代人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ上訴ノ提起期間内ニ上訴ヲ爲スコト能ハサリシトキハ原裁判所ニ上訴權回復ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三百八十八條　上訴權回復ノ請求ハ事由ノ止ミタル日ヨリ上訴ノ提起期間ニ相當スル期間内ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

上訴回復ノ原由タル事實ハ之ヲ疏明スヘシ

上訴權回復ノ請求ヲ爲ス者ハ其ノ請求ト同時ニ原裁判所ニ上訴ノ申立書ヲ差出スヘシ

第三百八十九條　原裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ上訴權回復ノ請求ヲ許スヘキカ否ノ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百九十條　上訴權回復ノ請求アリタルトキハ原裁判所ハ前條ノ決定ヲ爲ス迄裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ヲ爲ストキハ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第三百九十一條　監獄ニ在ル被告人上訴ヲ爲スニハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ヲ經由シテ申立書ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ上訴ノ提起期間内ニ申立書ヲ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ニ差出シタルトキハ上訴ノ提起期間内ニ上訴ヲ爲シタルモノト看做ス

被告人自ラ申立書ヲ作ルコト能ハサルトキハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ之ヲ代書シ又ハ所屬吏員ヲシテ之ヲ代書セシムヘシ

監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ原裁判所ニ申立書ヲ送付シ且之ヲ受取リタル年月日時ヲ通知スヘシ

第三百九十二條　前條ノ規定ハ監獄ニ在ル被告人上訴ノ抛棄若ハ取下又ハ上訴回復ノ請求ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十三條　上訴、上訴ノ抛棄若ハ取下又ハ上訴權回復ノ請求アリタルトキハ裁判所書記ハ遽ニ之ヲ對手人ニ通知スヘシ

第二章　控訴

第三百九十四條　控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三百九十五條　控訴ノ提起期間ハ七日トス

第三百九十六條　控訴ヲ爲スニハ申立書ヲ第一審裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十七條　控訴ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ控訴權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ第一審裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百九十八條　前條ノ場合ヲ除クノ外第一審裁判所ハ訴訟記錄及證據物ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ送付シ檢事ハ之ヲ控訴裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

控訴裁判所ノ檢事ハ訴訟記錄及證據物ヲ其ノ裁判所ニ送付スヘシ

被告人監獄ニ在ルトキハ第一審裁判所ノ檢事ハ被告人ヲ控訴裁判所所在地ノ監獄ニ移スヘシ

第三百九十九條　控訴裁判所ノ檢事ハ辯論ノ終結ニ至ル迄附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第四百條　控訴ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ控訴權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ控訴裁判所ハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却スヘシ

第四百一條　控訴裁判所ハ前條及第四百二條ノ場合ヲ除クノ外被告事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

第一審裁判所不法ニ管轄ヲ認メタル場合ニ於テ控訴裁判所其ノ事件ニ付第一審ノ管轄權ヲ有スルトキハ第一審ノ判決ヲ爲スヘシ

第四百二條　第一審裁判所不法ニ管轄ヲ冒渡シ又ハ公訴ヲ棄却シタルトキハ判決ヲ以テ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得

第四百三條　被告、控訴ヲ爲シタル事件及被告人ノ爲ニ控訴ヲ爲シタル

事件ニ付テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百四條　被告人出頭セサルトキハ更ニ期日ヲ定ムヘシ被告人正當ノ事由ナクシテ其ノ期日ニ出頭セサルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百五條　控訴裁判所ノ判決ニハ第一審ノ判決ニ示シタル事實及證據ヲ引用スルコトヲ得

第四百六條　第三百六十五條ノ規定ニ該當スル事件ニ付第一審裁判所公訴ヲ棄却セサリシトキハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百七條　第二編中公判ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外控訴ノ審判ニ付キ之ヲ準用ス

第三章　上告

第四百八條　上告ハ第二審ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第四百九條　上告ハ第四百十二條乃至第四百十五條ニ規定スル場合ノ外法令ノ違反ヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十條　左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

一　法律ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ

二　職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ判事審判ニ關與シタルトキ

三　判事偏頗ノ虞アリトシテ忌避セラレ其ノ忌避ノ申立理由アリト認メラレタルニ拘ラス審判ニ關與シタルトキ

四　審理ニ關與セサリシ判事判決ニ關與シタルトキ

五　不法ニ管轄又ハ管轄違ノ認メタルトキ

六　不法ニ公訴ヲ受理シ又ハ之ヲ棄却シタルトキ

七　審判ノ公開ニ關スル規定ニ違反シタルトキ

八　別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被告人出頭スルコトナクシテ審判ヲ爲シタルトキ

九　公判廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルトキ

十　法律ニ依リ辯護人ヲ要スル事件又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル事件ニ付辯護人出頭スルコトナクシテ審理ヲ爲シタルトキ

十一　不法ニ辯護權ノ行使ヲ制限シタルトキ

十二　檢事ノ爲ス被告事件ノ陳述ヲ聽カスシテ審判ヲ爲シタルトキ

十三　法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ證據ノ取調ヲ爲ササリシトキ

十四　公判ニ於テ爲シタル證據調ノ請求ニ付決定ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲ササリシトキ

十五　公判ニ於テ爲シタル異議ノ申立ニ付決定ヲ爲ササリシトキ

十六　法律ニ依リ公判手續ヲ停止シ又ハ更新スヘキ事由アル場合ニ於テ之ヲ停止シ又ハ更新セサリシトキ

十七　被告人又ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘサリシトキ

十八　審判ノ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲サス又ハ審判ノ請求ヲ受ケサル事件ニ付判決ヲ爲シタルトキ

十九　判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ

二十　判決ニ示スヘキ判斷ヲ遺脫シタルトキ

二十一　判決書ニ判事ノ署名若ハ捺印又ハ契印ヲ缺キタルトキ

第四百十一條　前條ノ場合ヲ除クノ外法令ニ違反シタルコトアリト雖判決ニ影響ヲ及ホササルコト明白ナルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第四百十二條　刑ノ量定甚シク不當ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第四百十三條　再審ノ請求ヲ爲シ得ヘキ場合ニ該ル事由アルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第四百十四條　重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第四百十五條　判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第四百十六條　左ノ場合ニ於テハ區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲サシテ上告ヲ爲スコトヲ得

一　判決ニ依リ定リタル被告事件ノ事實ニ付法令ヲ適用セサリシ又ハ不當ニ法令ヲ適用シタルコトヲ理由トスルトキ

二　判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルコトヲ理由トスルトキ

第四百十七條　第一審ノ判決ニ對スル上告ハ控訴ノ申立アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ但シ控訴ノ取下又ハ控訴棄却ノ裁判アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四百十八條　上告ノ提起期間ハ五日トス

第四百十九條　上告ヲ爲スニハ申立書ヲ原裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十條　上告ノ申立法律上ノ方式ニ違反シ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ原裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百二十一條　前條ノ場合ヲ除クノ外原裁判所ハ訴訟記錄ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ送付シ檢事ハ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

上告裁判所ノ檢事ハ訴訟記錄ヲ其ノ裁判所ニ送付スヘシ

第四百二十二條　上告裁判所ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ五十日前ニ其ノ期日ヲ上告申立人及對手人ニ通知スヘシ

最初ニ公判期日ヲ定ムル前辯護人ノ選任アリタルトキハ前項ノ通知ハ辯護人ニ之ヲ爲スヘシ

第四百二十三條　上告申立人ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前ニ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十四條　上告ノ對手人ハ最初ニ定メタル公判期日ノ十五日前附帶上告ヲ爲スコトヲ得

附帶上告ハ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出シテ之ヲ爲スヘシ

第四百二十五條　上告趣意書ニハ上告ノ理由ヲ明示スヘシ

訴訟手續ノ法令ニ違反スルコトヲ理由トスル場合ニ於テハ違反ニ關スル事實ヲ表示スヘシ

第四百十二條及第四百十四條ノ場合ニ於テハ訴訟記錄及原裁判所ニ於テ取調ヘタル證據ニ現ハレサル事實ヲ援用スルコトヲ得ス

第四百十三條ノ場合ニ於テハ事實ヲ表示シ其ノ證據ヲ差出スヘシ

第四百二十六條　上告裁判所上告趣意書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ對手人ニ送達スヘシ

第四百二十七條　上告申立人期間內ニ上告趣意書ヲ差出ササルトキハ上告裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百二十八條　上告ノ對手人ハ上告趣意書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日內ニ答辯書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

檢事ハ對手人ナルトキハ重要ト認ムル上告ノ理由ニ付答辯書ヲ差出スヘシ

上告裁判所答辯書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ上告申立人ニ送達スヘシ上告申立人辯護人ヲ選任シタルトキハ其ノ送達ハ辯護人ニ之ヲ爲スヘシ

第四百二十九條　裁判長ハ部員ヲシテ上告申立書、上告趣意書及答辯書ヲ檢閱シテ報告書ヲ作ラシムルコトヲ得

第四百三十條　上告書ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ得ス

第四百三十一條　上告審ニ於テハ被告人ノ爲ニスル辯論ハ辯護人ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ第四百四十四條第一項ノ規定ニ依リ被告事件ニ付更ニ審理ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百三十二條　公判期日ニハ受命判事ハ辯論前報告書ヲ朗讀スヘシ

檢事及辯護人ハ上告趣意書ニ基キ辯論ヲ爲スヘシ

第四百三十三條　辯護人出頭セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ法律ニ依リ辯護人ヲ要スル場合又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル場合ヲ除クノ外檢事ノ陳述ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ

第四百三十四條　上告裁判所ハ上告趣意書ニ包含セラレタル事項ニ限リ調査ヲ爲スヘシ

裁判所ノ管轄、公訴ノ受理及判決ニ依リ定リタル事實ニ對スル法令ノ適用ノ當否ニ付テハ職權ヲ以テ調査ヲ爲スコトヲ得判決アリタル後ニ於ケル刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦ニ付亦同シ

第二審判決ニ對スル上告事件ニ於テハ第四百十二條乃至第四百十四條ニ規定スル理由ニ付職權ヲ以テ調査ヲ爲スコトヲ得

第四百三十五條　上告裁判所ハ裁判所ノ管轄、公訴ノ受理及訴訟手續竝第四百十三條ニ規定スル事由ニ關シテハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若ハ區裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

受命判事又ハ受託判事必要ト認ムルトキハ檢事及辯護人ヲシテ前項ノ取調ニ立會ハシムルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第四百三十六條　第一審判決ニ對スル上告事件ニ付テハ第四百三十四條第一項及第二項ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ判決ヲ爲スヘシ

第四百三十七條　第二審判決ニ對スル上告事件ニ付テハ先ツ上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反及第四百十五條ニ規定スル事由ニ付調査ヲ爲スヘシ

第四百三十八條　不法ニ管轄若ハ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ受理シ若ハ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スヘキ場合ニ於テハ他ノ事項ヲ調査セスシテ直ニ判決ヲ爲スヘシ

第四百三十九條　事實ノ確定ニ影響ヲ及ホササル法令ノ違反又ハ判決アリタル後刑ノ廢止若ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀シ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ第四百十三條又ハ第四百十四條ニ規定スル事由ニ因ル檢事ノ上告ナキトキハ他ノ事項ヲ調査セスシテ直ニ判決ヲ爲スヘシ

第四百四十條　事實ノ確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スヘキモノト認ムルトキハ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ヲ言渡スヘシ

第四百四十一條　前三條ノ場合ヲ除クノ外上告裁判所ハ第四百三十七條ノ調査ヲ終ヘタル後第四百十二條乃至第四百四十四條ニ規定スル事由ヲ調査スヘシ

第四百四十二條　上告裁判所第四百十二條乃至第四百十四條ニ規定スル

キトキハ抗告ヲ棄却スヘシ

第四百六十六條　抗告ノ手續其ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ抗告理由ナキ又ハ抗告ノ提起カ法律上ノ方式ニ違反シ又ハ抗告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ抗告裁判所ハ決定ヲ以テ抗告ヲ棄却スヘシ

第四百六十五條　抗告裁判所ハ聽審終結決定ニ對スル抗告ニ付必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ事實ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ受命判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第四百六十四條　抗告裁判所ハ疎明ノ method 付求ムルコトヲ得

第四百六十三條　原裁判所必要ト認ムルトキハ疎明ノ method 及證據物ノ method 付抗告ヲ裁判所ニ送付スヘシ

第四百六十二條　即時抗告ノ提起期間内及其ノ申立アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止スル

第四百六十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ原裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ抗告ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ裁判ノ執行ヲ停止スルコト

抗告裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ抗告ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百六十條　抗告裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ抗告ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百五十九條　抗告裁判所ハ檢事終結決定ニ對スル抗告ニ付必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ事實ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事ハ檢事ト同一ノ權ヲ有ス

受命判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第四百五十八條　抗告ノ手續其ノ規定ニ依リ原判決ヲ破毀スヘキ場合ニ於テハ受命判事ハ原裁判所ニ差戻スコトヲ得

第四百五十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ抗告ヲ棄却スヘシ

第四百五十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第四百條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第三百條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第二百條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百九十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十二條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十一條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百八十條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十九條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十八條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十七條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十六條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十五條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十四條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十三條　抗告ハ即時抗告ヲ除クノ外何時ニテモ原判決ヲ破毀スヘシ

第百七十二條　

區裁判所判事前項第一號ノ裁判ヲ爲シ又ハ受託判事トシテ前項第二號乃至第四號ノ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ニ其ノ裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

第一項第四號ノ裁判ノ取消又ハ變更ノ請求ハ其ノ裁判アリタル日ヨリ三日内ニ之ヲ爲スヘシ

前項ノ請求期間内及其ノ請求アリタルトキハ裁判ノ執行ヲ停止ス

第四百七十一條　檢事ノ爲シタル押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル處分ニ不服アル者ハ檢事所屬ノ裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

司法警察官ノ爲シタル押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル處分ニ不服アル者ハ司法警察官ノ職務執行地ヲ管轄スル區裁判所ニ其ノ處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

第四百七十二條　前二條ニ規定スル請求ヲ爲スニハ請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

第四百七十三條　第四百六十一條、第四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十六條及第四百六十七條ノ規定ハ第四百七十條又ハ第四百七十一條ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十四條　第四百七十條及第四百七十一條ノ請求ニ付爲シタル決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス但シ第四百七十條第四號ノ裁判ノ取消定ハ變更ノ請求ニ付爲シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四編　大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第四百七十五條　裁判所構成法第五十條第二號ニ揭クル大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付テハ檢事總長捜査ヲ爲スヘシ

第四百七十六條　控訴院、地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付捜査ヲ爲スヘシ

第四百七十七條　第二百四十七條、第二百四十八條又ハ第二百五十條ニ規定スル司法警察官ハ檢事總長ノ指揮ヲ受ケ大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ニ付捜査ヲ爲スヘシ

第二百四十九條又ハ第二百五十條ノ規定スル司法警察吏ハ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ捜査ノ補助ヲ爲スヘシ

第四百七十八條　檢事又ハ司法警察官大審院ノ特別權限ニ屬スル罪アリト思料スルトキハ直ニ檢事總長ニ報告スヘシ急速ヲ要スル場合ニ於テハ報告前捜査ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四百七十九條　檢事總長捜査ヲ爲シタル後大審院ノ特別權限ニ屬スル罪アリト思料スルトキハ豫審ヲ請求ス

第四百八十條　檢事總長ハ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト牽連スル他ノ事件ニ付併セテ豫審ヲ請求スルコトヲ得

第四百八十一條　大審院ハ檢事總長ノ請求ニ因リ前條ノ規定ニ依リ豫審ヲ請求シタル事件ヲ管轄地方裁判所ノ豫審判事ニ移送スルコトヲ得

第四百八十二條　大審院長ヨリ豫審ヲ命セラレタル判事被告事件ニ付取調ヲ終ヘタルトキハ意見書ヲ添ヘ書類及證物ヲ大審院ニ送付スヘシ

第四百八十三條　大審院ハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ左ノ區別ニ從ヒ決定ヲ爲スヘシ

一　被告事件公判ニ付スヘキモノト認ムルトキハ公判ヲ開始スル決定

二　被告事件下級裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認ムルトキハ管轄權ヲ有スル裁判所ニ之ヲ移送スル決定

三　被告事件前二號ノ規定ニ該當セサル場合ニ於テハ第三百十三條乃至第三百十五條ノ規定ニ準シ免訴又ハ公訴ノ棄却スル決定

第四百八十四條　第二編ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付之ヲ準用ス

第五編　再審

第四百八十五條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

一　原判決ノ憑據ト爲リタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ僞造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ

二　原判決ノ憑據ト爲リタル證言、鑑定、通譯又ハ翻譯確定判決ニ因リ虚僞ナリシコト證明セラレタルトキ

三　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル

四　原判決ノ憑據ト爲リタル通常裁判所又ハ特別裁判所ノ裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ

五　特許權、實用新案權、意匠權又ハ商標權ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付其ノ權利ノ無效ノ審決確定シタルトキ又ハ無效ノ判決アリタルトキ

六　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

七　原判決若ハ前審ノ判決若ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、豫審終結決定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト爲リタル捜査ニ關與シタル檢事又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲ爲ス前判事又ハ檢事ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル裁判所其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四百八十六條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得

一　原判決ノ憑據ト爲リタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ僞造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ

二　原判決ノ憑據ト爲リタル證言、鑑定、通譯又ハ翻譯確定判決ニ因リ虚僞ナリシコト證明セラレタルトキ

三　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル

四　原判決ノ憑據ト爲リタル通常裁判所又ハ特別裁判所ノ裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ

五　特許權、實用新案權、意匠權又ハ商標權ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付其ノ權利ノ無效ノ審決確定シタルトキ又ハ無效ノ判決アリタルトキ

六　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

七　原判決若ハ前審ノ判決若ハ其ノ判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、豫審終結決定若ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事、公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト爲リタル捜査ニ關與シタル檢事又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト爲リタル處分ヲ爲シタル判事被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲ爲ス前判事又ハ檢事ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル裁判所其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四百八十七條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

一　第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ

二　原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ

第一審ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ控訴棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百八十八條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル判決ニ

對シテ之ヲ爲スコトヲ得

一　第四百三十五條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ

二　原判決又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ

第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十九條　第四百八十五條乃至前條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セラレタルコトヲ再審ノ原因ト爲スヘキ場合ニ於テ其ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ證據ナキノ理由ニ因リ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四百九十條　再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲ爲シタル裁判所之ヲ管轄ス

第四百九十一條　判決ノ一部第二審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ對スル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審又ハ第二審ニ於テ確定シタル部分ニ對スル再審ノ請求ハ上告裁判所之ヲ管轄ス

第四百九十二條　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左ニ揭クル者之ヲ爲スコトヲ得

一　管轄裁判所ノ檢事

二　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者

三　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人及夫

四　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相續人、直系ノ親族及兄弟姉妹

第四百八十五條ノ七號、第四百八十七號第二號又ハ第四百八十八條第二號ニ規定スル原由ニ因ル再審ノ請求ニシテ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスルモノハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲罪ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ檢事ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十六條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ管轄裁判所ノ檢事之ヲ爲スコトヲ得第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

第四百九十三條　檢事ニ非サル者再審ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル辯護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ效力ヲ有ス

第四百九十四條　再審ノ請求ハ刑ノ執行終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキト雖之ヲ爲スコトヲ得

第四百九十五條　第四百八十六條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時效期間ニ相當スル期間ヲ經過シタル後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第四百九十二條第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

第四百九十六條　再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス但シ管轄裁判所ノ檢事ハ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百九十七條　再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本、證

據書類及證據物ヲ添ヘ之ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

第四百九十八條　再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得

再審ノ請求ヲ取下ケタル者ハ同一ノ原由ニ因リ更ニ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四百九十九條　第三百八十五條、第三百九十一條及第三百九十三條ノ規定ハ再審ノ請求又ハ其ノ取下ニ付之ヲ準用ス

第五百條　第四百九十一條第一項ノ場合ニ於テ第一審裁判所控訴裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ控訴裁判所ニ送致スヘシ

第四百九十一條第二項ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所上告裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ノ上告裁判所ニ送致スヘシ

第五百一條　第一審ノ確定判決ト控訴ヲ棄却シタル確定判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ

第五百二條　第一審又ハ第二審ノ確定判決ト上告ヲ棄却シタル判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ上告裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ

第五百三條　再審ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ再審ノ原由ニ付事實ノ取調ヲ爲サシメ又ハ豫審判事若ハ區裁判所判事ニ其ノ取調ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

受命判事又ハ受託判事必要ト認ムルトキハ檢事又ハ辯護人ヲシテ前項ノ取調ニ立會ハシムルコトヲ得

第五百四條　再審ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求權消滅後爲シタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第五百五條　再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

前項ノ決定アリタルトキハ同一ノ原由ニ因リ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百六條　再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ

再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第五百七條　第五百一條ノ場合ニ於テ第一審裁判所再審ノ判決ヲ爲シタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

第五百八條　第五百二條ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所再審ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ前有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘシ

第五百九條　再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合ニ於テハ請求ヲ爲シタル者及其ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘシ第四百九十二條第一項第三號ニ揭クル者請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ尙有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘシ

第五百十條　第五百四條、第五百五條、第五百六條第一項、第五百七條又ハ第五百八條ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五百十一條　裁判所ハ再審開始ノ決定確定シタル事件ニ付テハ第五百條、第五百七條及第五百八條ノ場合ヲ除クノ外其ノ審級ニ從ヒ更ニ審

判チ爲スヘシ

第五百十二條　死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求チ爲シタル事件ニ付テハ公判チ開カス檢事及辯護人ノ意見チ聽キ判決チ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求チ爲シタル者辯護人チ選任セサルトキハ裁判長ハ職權チ以テ辯護人チ附スヘシ

第五百十三條　有罪ノ言渡チ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ再審ノ請求チ爲シタル事件ニ付再審ノ判決チ爲ス前有罪ノ言渡チ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテハ上訴チ爲スコトチ得ス

第五百十四條　第四百八十六條ノ規定ニ依リ再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決チ爲ス前有罪ノ言渡チ受ケタル者又ハ被告人タリシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ效力チ失フ第四百八十七條又ハ第四百八十八條ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第四百九十二條第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ付亦同シ

第五百十五條　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ爲シタル再審ニ於テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑チ言渡スコトチ得ス

第五百十六條　有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ト利益ノ爲ニ爲シタル再審ニ於テ無罪ノ言渡チ爲シタルトキハ官報及新聞紙ニ揭載シテ其ノ判決チ公示スヘシ

第六編　非常上告

第五百十六條　判決確定後其ノ事件ノ察判法令ニ違反シタルコトヲ發見シタルトキハ檢事總長ハ大審院ニ非常上告ヲ爲スコトチ得

第五百十七條　非常上告ヲ爲スニハ其ノ理由チ記載シタル申立書ヲ大審院ニ差出スヘシ

第五百十八條　公判期日ニハ檢事ハ申立書ニ基キ陳述チ爲スヘシ

第五百十九條　非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決チ以テ之チ棄却ススシ

第五百二十條　非常上告ヲ理由アリトスルトキハ左ノ區別ニ從ヒ判決ヲ爲スヘシ

一　原判決法令ニ違反シタルトキハ其ノ違反シタル部分チ破毀ス但シ原判決被告人ノ爲不利益ナルトキハ之チ破毀シ被告事件ニ付判決チ爲ス

二　訴訟手續法令ニ違反シタルトキハ其ノ違反シタル手續ヲ破毀ス

第五百二十一條　非常上告ノ判決ハ前條第一號但書ノ規定ニ依リ爲シタルモノヲ除クノ外其ノ效力ヲ被告人ニ及ホサス

第五百二十二條　第四百三十四條第一項及第四百三十五條ノ規定ハ非常上告ニ付之ヲ準用ス

第七編　略式手續

第五百二十三條　區裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付公判前略式命令ヲ以テ罰金又ハ科料チ科スルコトチ得

前項ノ場合ニ於テハ沒收ヲ科シ其ノ他附隨ノ處分チ爲スコトヲ得

略式命令ハ被告人ニ裁判書ノ謄本チ送達シテ之チ爲ス

裁判所書記本人ニ謄本チ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス

第五百二十四條　略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面チ以テ之チ爲スヘシ

第五百二十五條　前條ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件略式命令チ爲スコトチ得ス又ハ之チ爲スコトチ相當ナラスト思料スルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判チ爲スヘシ

第五百二十六條　裁判書ニハ罪ト爲ルヘキ事實、適用シタル法令、科スヘキ刑及附隨ノ處分竝謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求チ爲スコトチ得ヘキ旨チ示スヘシ

第五百二十七條　略式命令チ爲シタルトキハ檢事ニ裁判書ノ謄本チ送達スヘシ

第五百二十八條　略式命令チ受ケタル者ハ謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求チ爲スコトチ得

正式裁判ノ請求ハ略式命令チ爲シタル裁判所ニ書面チ以テ之チ爲スヘシ

正式裁判ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ速ニ其ノ旨チ檢事ニ通知スヘシ

第五百二十九條　第三百八十七條乃至第三百九十條ノ規定ハ正式裁判ノ請求ニ之チ準用ス

第五百三十條　正式裁判ノ請求ハ第一審ノ判決アル迄之チ取下クルコトチ得

第五百三十一條　正式裁判ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ檢事ノ意見チ聽キ決定チ以テ之チ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告チ爲スコトチ得

正式裁判ノ請求チ適法トスルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判チ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ略式命令ニ拘束セラルルコトナシ

第五百三十二條　正式裁判ノ請求ニ因リ判決チ爲シタルトキハ略式命令ハ其ノ效力チ失フ

第五百三十三條　略式命令ハ正式裁判ノ請求期間ノ經過又ハ其ノ請求ノ取下ニ因リ確定判決ト同一ノ效力チ生ス正式裁判ノ請求チ棄却スルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判チ爲スヘシ

第五百三十四條　裁判ハ確定シタル後之チ執行ス但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八編　裁判ノ執行

第五百三十五條　裁判ノ執行ハ其ノ裁判チ爲シタル裁判所ノ檢事之チ指揮ス但シ其ノ性質上裁判所又ハ裁判長、受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事ノ爲スヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

上訴ノ裁判又ハ上訴ノ取上ニ因リ下級裁判所ノ裁判チ執行スヘキ場合ニ於テハ上訴裁判所ノ檢事其ノ執行チ指揮ス但シ訴訟記錄下級裁判所ニ在ルトキハ其ノ裁判所ノ檢事之チ指揮スシ

第五百三十六條　裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之チ爲シ之ニ裁判書又ハ裁判チ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本チ添附スヘシ但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ヲ除クノ外裁判書ノ原本、謄本若ハ抄本又ハ調書ノ謄本若ハ抄本ニ認印シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五百三十七條　二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニス但シ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三十八條　死刑ノ執行ハ司法大臣ノ命令ニ依ル

第五百三十九條　死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ檢事ハ速ニ訴訟記錄ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第五百四十條　司法大臣死刑ノ執行ヲ命シタルトキハ五日内ニ其ノ執行ヲ爲スヘシ

第五百四十一條　死刑ノ執行ハ檢事及裁判所書記ノ立會ニテ之チ爲スヘシ

第五百四十二條　死刑ノ執行ニ立會フ檢事ハ監獄ノ長ト共ニ之ヲ署名捺印スヘシ

第五百四十三條　死刑ノ執行ニ因リ生スル不利益ハ之ヲ設ケタル者ニ非サレハ之ヲ受ケス

第五百四十四條　死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ狀態ニ在ルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ執行ヲ停止スヘシ

第五百四十五條　司法大臣ノ命令ニ因リ執行ヲ停止シタル死刑ノ言渡ヲ受ケタル者女孃胎ヲ有スルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ執行ヲ停止スヘシ

第五百四十六條　死刑ノ執行ヲ受ケタル者分娩後百五十日ヲ經過セサルトキハ之ヲ設山セシメサルトキハ檢事ハ執行ヲ始ムヘカラス

一　刑ノ執行ヲ受ケタル者心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ

二　分娩後百五十日ヲ經過セサルトキ

三　產褥ニ在ルトキ

四　產褥ヲ離レタル後六十日ヲ經過セサルトキ

五　刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル病ニ罹リタルトキ

六　祖父母父母又ハ子孫ヲ生スル見込ナキ婦女ニシテ七十歲以上又ハ重大ナル廢疾ニ罹リタルトキ

七　其ノ他重大ナル事由アルトキ

第五百四十七條　死刑ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ逃走シ又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡シタル場合ニ於テハ檢事ハ執行ヲ停止スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ死刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ檢事又ハ其ノ他ノ官吏ハ直ニ其ノ事由ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第五百四十八條　死刑ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡シタルトキハ檢事ハ執行ヲ始ムル爲メ其ノ者ヲ召喚シ又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ逃走シ又ハ逃亡シタルトキハ檢事ハ執行ヲ始ムル爲メ其ノ者ヲ召喚スヘシ

第五百四十九條　檢事又ハ監獄ノ長ハ死刑ノ執行ニ立會フ爲メ許可ヲ得タル者ニ非サレハ刑場ニ入ルコトヲ得ス

前項ノ裁判ノ送達ハ死刑ノ執行前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五百五十條　死刑ノ執行ハ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行ス此ノ命令ハ執行力アル裁判ノ謄本ヲ有スル檢事ニ之ヲ與フ

第五百五十一條　罰金、科料、沒收、追徵、過怠金、訴訟費用又ハ費用賠償ノ裁判ノ執行ハ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行ス此ノ命令ハ執行力アル裁判ノ謄本ヲ有スル檢事ニ之ヲ與フ

前項ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法ヲ準用ス但シ執行前ノ裁判ノ送達ヲ要セス

第五百五十二條　沒收又ハ租稅其ノ他公ノ收入ニ關スル法令ノ規定ニ依リ沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行ス

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テハ相續財產ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テハ相續財產ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

刑ノ言渡ヲ受ケタル者相續開始ノ事由ニ非サルトキハ檢事ハ沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ヲ停止シ相續財產ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ規定ハ罰金、科料、沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ確定後相續開始ノ事由ニ非サルトキハ檢事ハ相續財產ニ就キ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十三條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ檢事ノ命令ニ因リ之ヲ執行ス此ノ命令ハ執行力アル裁判ノ謄本ヲ有スル檢事ニ之ヲ與フ

第五百五十四條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十五條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十六條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十七條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十八條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百五十九條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十一條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十二條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十三條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十四條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十五條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十六條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十七條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十八條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百六十九條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十一條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十二條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十三條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十四條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十五條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十六條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十七條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十八條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百七十九條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十一條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十二條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十三條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十四條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十五條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十六條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十七條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十八條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百八十九條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十一條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十二條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十三條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十四條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十五條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十六條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十七條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十八條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第五百九十九條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第六百條　沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

沒收又ハ追徵ヲ言渡シタル裁判ノ執行ハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ相續人ニ對シテ之ヲ執行スルコトヲ得

第三百九十一條ノ規定ハ疑義又ハ異議ノ申立及其ノ取下ニ付之ヲ準用ス

第五百六十四條　疑義又ハ異議ノ申立ヲ受ケタル裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五百六十五條　罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲メ爲シタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百六十六條　第五百五十三條第一項ノ裁判ノ執行ノ費用ハ執行ヲ受クル者ノ負擔トシ民事訴訟法ニ準シ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ

第九編　私訴

第一章　通則

第五百六十七條　犯罪ニ因リ身體、自由、名譽又ハ財產ヲ害セラレタル者ハ其ノ損害ヲ原因トスル請求ニ付公訴ニ附帶シ公訴ノ被告人ニ對シテ私訴ヲ提起スルコトヲ得

第五百六十八條　私訴ハ公訴ニ付第一審ノ辯論終結スルニ至ル迄之ヲ提起スルコトヲ得但シ豫審中ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第五百六十九條　公訴ニ付第三條、第四條、第六條、第七條、第九條第二項第十條第二項、第二十三條又ハ第三百五十六條但書ノ決定アリタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ決定アリタルモノト看做ス

公訴ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ言渡ヲ爲スヘシ

第五百七十條　私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ニ於テ認メタル事實ニ基キ之ヲ爲スヘシ

第五百七十一條　私訴ニ關スル書類ニハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス但シ民事ニ差戻シ又ハ移送シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五百七十二條　民事訴訟法中左ニ揭クル事項ニ關スル規定ハ私訴ニ付之ヲ準用ス但シ即時抗告ノ提起期間ハ決定ノ告知アリタル日ヨリ三日トス

一　訴訟能力
二　共同訴訟人
三　第三者ノ訴訟參加
四　訴訟代理及補佐
五　訴訟費用
六　擔保
七　訴訟上ノ救助
八　訴訟手續ノ中斷及中止
九　當事者本人ノ出頭
十　訴訟上ノ和解
十一　請求ノ拋棄
十二　訴又ハ上訴ノ取下
十三　强制執行

第五百七十三條　當事者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ辯護士ニ非サル者ヲシテ訴訟ノ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百七十四條　辯護人ハ私訴ニ付被告人ノ代理人トシテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

第五百七十五條　當事者及其ノ訴訟代理人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ訴訟ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且之ヲ謄寫スルコトヲ得

第五百七十六條　私訴ノ判決ニ對スル再審ノ訴ハ民事訴訟法ニ依リ原判決ヲ爲シタル裁判所ノ民事部ニ之ヲ爲スヘシ

第五百七十七條　私訴ニ付テハ審級ニ從ヒ公訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民事部ニ差戻シ又ハ移送シタルトキハ民事訴訟法ニ依ル

第二章　第一審

第五百七十八條　私訴ヲ提起スルニハ民事訴訟法ニ準シ訴狀ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第五百七十九條　訴狀其ノ他對手人ノ數ニ應シテ之ヲ差出スヘキ書類ハ裁判所ニ差出スモノノ外對手人ノ數ニ應シテ之ヲ差出スヘシ

第五百八十條　裁判所訴狀ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ被告ニ送達スヘシ

公判期日ニ出頭シタル被告ニ對シ公判廷ニ於テ訴狀ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看做ス

第五百八十一條　公訴ノ公判期日ニハ私訴關係人ヲ召喚スヘシ

第五百八十二條　原告公判期日ニ出頭シ訴狀ヲ差出スコト能ハサル事由ヲ疏明シタルトキハ口頭ヲ以テ私訴ヲ提起スルコトヲ得但シ被告出頭セサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第五百八十三條　私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終ヘタル後之ヲ爲スヘシ但シ裁判長ハ公訴ノ審理中ト雖職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ得

第五百八十四條　原告ハ請求ノ原因タル事實ヲ陳述シ判決ヲ受クヘキ事項ヲ申立ツヘシ

被告ハ答辯ヲ爲スヘシ

第五百八十五條　裁判所ハ相當ノ陳述ヲ爲スコト能ハサル當事者、訴訟代理人又ハ輔佐人ニ對シ決定ヲ以テ其ノ後ノ陳述ヲ禁スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新期日ヲ定メ辯護士ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシムルコトヲ命スヘシ

第五百八十六條　公訴ニ付取調ヘタル證據ハ私訴ニ付取調ヘタルモノト看做ス

第五百八十七條　裁判所ハ私訴判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ノ範圍內ニ於テハ請求ノ原因タル事實ニ關スル原告ノ陳述ニ拘束セラルルコトナシ

第五百八十八條　檢事ハ私訴ノ審判ニ立會フコトヲ要セス

檢事私訴ノ審判ニ立會ヒタル場合ニ於テハ當事者ノ辯論終リタル後意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五百八十九條　裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス數多ノ日時ヲ費スニ非サレハ私訴ノ審判ヲ終結シ難キモノト認ムルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第五百九十條　公訴ニ付無罪、免訴又ハ公訴棄却ノ判決アリタルトキハ判決ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ

公訴ニ付公訴棄却ノ決定アリタルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ私訴ヲ却下シタル判決又ハ決定ニ對シテハ公訴ニ付上訴アリタルトキニ非サレハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第五百九十一條　略式命令ニ定メタル刑ト同一ノ效力ヲ有スルニ至リタルトキハ決定ヲ以テ私訴ヲ却下スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第五百九十二條　裁判所ハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲スヘシ

第五百九十三條　當事者召喚ヲ受ケテ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ辯論ヲ爲サス若ハ秩序維持ノ爲退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第三章　上訴

第五百九十四條　私訴ニ付區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得

第五百九十五條　公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ爲シタル控訴ハ其ノ效力ヲ失フ

前二項ノ規定ハ上告ノ取下アリタルトキ、第四百十七條ノ規定ニ依リ上告其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ第四百二十條、第四百二十七條若ハ第四百四十五條ノ規定ニ依リ上告ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ之ヲ適用セス

第五百九十六條　公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ私訴ニ付控訴ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

控訴ヲ爲シタル當事者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ上告ヲ爲スコトヲ得此ノ上告ハ控訴ニ付前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

第五百九十七條　左ノ場合ニ於テハ私訴ニ付爲シタル第二審ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得

一　公訴ノ判決ニ對シ上告アリタルトキ

二　法令ノ違反ヲ理由トスルトキ

第五百九十八條　左ノ場合ニ於テハ私訴ニ付爲シタル第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ爲サスシテ上告ヲ爲スコトヲ得

一　公訴ノ判決ニ對シ上告アリタルトキ

二　判決ニ依リ定リタル事實ニ付法令ヲ適用セス又ハ不當ニ法令ヲ適用シタルコトヲ理由トスルトキ

第五百九十九條　公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテ爲シタル上告ハ其ノ效力ヲ失フ

前二項ノ規定ハ控訴ノ取下アリタルトキ又ハ控訴ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ之ヲ適用セス

第六百條　公訴ノ第一審判決ニ對シテ控訴ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ私訴ニ付上告ヲ爲シタル當事者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

上告ヲ爲シタル當事者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日内ニ控訴ヲ爲スコトヲ得此ノ控訴ハ上告ニ付前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

第六百一條　公訴ノ判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ私訴ニ付上告ヲ爲シタルトキハ上告趣意書ヲ差出ササルコトヲ得

第六百二條　上告裁判所ニ於ケル辯論ハ辯護士ヨリ選任シタル訴訟代理人ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六百三條　當事者訴訟代理人ヲ選任セサルトキ又ハ訴訟代理人出頭セサルトキハ辯論ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第六百四條　第四百四十條又ハ第四百四十三條ノ規定ニ依リ公訴ニ付事實ノ審理ヲ爲スヘキ旨ノ言渡アリタルトキハ私訴ニ付同一ノ言渡アリタルモノト看做ス

第六百五條　第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第六百六條　第四百四十六條ノ規定ニ依リ公訴ニ付上告棄却ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反アルトキハ第六百七條ノ場合ヲ除クノ外判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

第六百七條　前條ノ場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス爲事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

第六百八條　公訴ニ付原判決ヲ破毀シ被告事件ニ付更ニ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ左ノ區別ニ從ヒ私訴ニ付判決ヲ爲スヘシ

一　公訴ノ判決私訴ニ影響ヲ及ホスヘキ變更ヲ爲シタルトキ又ハ私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反アルトキハ原判決ヲ破毀ス

二　公訴ノ判決私訴ニ影響ヲ及ホスヘキ變更ヲ爲サス且私訴ニ付上告ノ理由ト爲ルヘキ法令ノ違反ナキトキハ上告ヲ棄却ス

第六百九條　前條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ第六百十條ノ場合ヲ除クノ外事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ

第六百十條　第六百八條ノ規定ニ依リ私訴ニ付原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ事件ニ付更ニ判決ヲ爲ス爲私訴ノミニ付事實ノ審理ヲ必要トスルトキハ事件ヲ原裁判所ノ民事部ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

第六百十一條　公訴ニ付原判決ヲ破毀シ差戻又ハ移送ノ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ私訴ニ付同一ノ判決ヲ爲スヘシ

第六百十二條　上訴裁判所私訴ノミニ付審判ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ決定ヲ以テ事件ヲ其ノ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第六百十三條　本編第二章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外上訴ノ審判ニ付之ヲ準用ス

附則

第六百十四條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十二年五月勅令第二百十五號ヲ以テ同十三年一月一日ヨリ施行）

第六百十五條　明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法及刑事略式手續法ハ之ヲ廢止ス

第六百十六條　本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ效力ヲ妨ケス

本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第六百十七條　本法施行前裁判所構成法第十條第一號ノ規定ニ依リ爲シタル管轄指定ノ申請ハ之ヲ管轄移轉ノ請求ト看做ス

第六百十八條　本法施行前忌避ノ申請ヲ爲シ其ノ原由ノ疏明ヲ爲ササリシ者ハ本法施行ノ日ヨリ三日内ニ之ヲ爲スヘシ

第六百十九條　本法施行前法人ヲ處罰スヘキモノトシテ其ノ代表者ヲ被告人ト爲シタル事件ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ法人ヲ被告人トス

第六百二十條　本法施行前始リタル法定期間ニ付訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ所在地ト裁判所所在地トノ距離ニ從ヒ加フヘキ期間ハ仍從前ノ規定ニ依ル

第六百二十一條　本法施行前闕席判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ從前ノ規定ニ依リ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得

第六百二十二條　本法施行前保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテ爲シタル異議ノ申立ニ付テハ從前ノ規定ニ依リ裁判ヲ爲スヘシ

第六百二十三條　第二百六十五條ニ規定スル期間ハ本法施行前犯人ヲ知

リ又ハ婚姻ノ無效若ハ取消ノ裁判確定シタル場合ニ於テハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六百二十四條　本法施行前免訴ノ決定確定シタル事件ニ付明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法第百七十五條第二項ノ規定ニ依リ爲シタル請求ニシテ未タ決定ナキモノハ其ノ效力ヲ失フ

第六百二十五條　本法施行前爲シタル本案前ノ判決ニシテ未タ確定セサルモノハ其ノ效力ヲ失フ

第六百二十六條　本法施行前明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法第二百四十一條第二項又ハ同法第二百六十四條第一項ノ規定ニ依リ取調ヲ命セラレタル受命判事ハ事件ニ付第三百五十一條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第六百二十七條　本法施行前言渡シタル闕席判決ニ對シテハ控訴ノ申立アリタル場合ヲ除クノ外從前ノ規定ニ依リ故障ヲ申立ツルコトヲ得

本法施行前闕席判決ニ對シテ爲シタル故障申立ヲ不適法トスルトキハ從前ノ規定ニ依リ裁判ヲ爲スヘシ

第六百二十八條　本法施行前爲シタル抗告ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル即時抗告ト看做ス

第六百二十九條　本法施行前爲シタル再審ノ訴ニシテ上告裁判所ノ判決ヲ經サルモノハ本法ニ依リ管轄裁判所ニ再審ノ請求ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ書類及證據物ヲ管轄裁判所ニ送付スヘシ

第六百三十條　本法施行前進行ヲ始メタル私訴ノ時效ハ從前ノ規定ニ從フ

第六百三十一條　本法施行前提起シタル要償ノ訴判決ヲ經サルモノナルトキハ民事訴訟法ニ從ヒ事件ヲ管轄スヘキ裁判所ノ民事部ニ移送スヘシ

第六百三十二條　本法中市町村吏員ニ關スル規定ハ北海道ノ區ニ於テハ區吏員ニ之ヲ適用ス

本法中市町村長ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市又ハ北海道ノ區ニ於テハ區長ニ、町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

刑事訴訟費用法

（大正十年四月十一日法律第六十八號）

第一條　左ニ揭クルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一　豫審又ハ公判ニ付呼出シタル證人鑑定人及通事ニ給スヘキ日當、旅費及止宿料

二　第三條第二項ニ規定スル費用

第二條　證人ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以內ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

第三條　鑑定人及通事ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以上十圓以內ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

鑑定又ハ通譯ニ付特別ノ技能若ハ費用又ハ長時間ヲ要スルトキハ日當ノ外豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ相當ト認ムル金額ヲ給スルコトヲ得

第四條　證人、鑑定人及通事ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里每ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里每ニ三十錢トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第五條　證人、鑑定人及通事ノ止宿料ハ一日五圓以內ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

第六條　證人鑑定人及通事ノ日當、旅費及止宿料ハ豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ判決前ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第七條　共犯人ヲシテ訴訟費用ノ負擔セシムル場合ニ於テハ連帶負擔トス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十年四月勅令第一七四號ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行）

刑法施行法第六十二條乃至第六十七條ヲ削ル

陸軍刑法施行法第三十一條中「刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定」ヲ「刑事訴訟費用法」ニ改ム

海軍刑法施行法第三十一條中「刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定」ヲ「刑事訴訟費用法」ニ改ム

本法施行前要シタル費用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

恩赦令

（大正元年九月二十六日勅令第二十三號）

【沿革】昭和二年二月勅令第一〇號改正

第一條　大赦、特赦、減刑及復權ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　大赦ハ勅令ヲ以テ罪ノ種類ヲ定メ之ヲ行フ

第三條　大及ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外大赦アリタル罪ニ付左ノ效力ヲ有ス

一　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ言渡ハ將來ニ向テ效力ヲ失フ

二　未タ刑ノ言渡ヲ受ケサル者ニ付テハ公訴權ハ消滅ス

第四條　特赦ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル特定ノ者ニ對シ之ヲ行フ

第五條　特赦ハ刑ノ執行チ免除ス但シ特別ノ事情アルトキハ將來ニ向テ刑ノ言渡ノ效力チ失ハシムルコトヲ得

第六條　減刑ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シ勅令ヲ以テ罪若ハ刑ノ種類ヲ定メ之ヲ行ヒ又ハ刑ノ言渡チ受ケタル特定ノ者ニ對シ之ヲ行フ

第七條　勅令ニ依ル減刑ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外將來ニ向テ刑ヲ變更ス

特定ノ者ニ對スル減刑ハ刑ノ執行ヲ減輕ス但シ特別ノ事情アルトキハ刑ヲ變更スルコトヲ得

第八條　刑ノ執行猶豫ノ言渡チ受ケタル者ニ對シテハ刑ノ言渡ノ效力ヲ失ハシムル特赦若ハ刑ヲ變更スル減刑ヲ行ヒ又ハ其ノ減刑ト共ニ猶豫ノ期間ヲ短縮スルコトチ得

第九條　復權ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲法令ノ定ムル所ニ依リ資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニ對シ勅令ヲ以テ要件ヲ定メ之チ行ヒ又ハ特定ノ者ニ付之チ行フ但シ刑ノ執行ヲ終ラサル者又ハ執行ノ免除ヲ得サル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第十條　復權ハ將來ニ向テ資格チ回復ス

復權ハ特定ノ資格ニ付之ヲ行フコトヲ得

第十一條　刑ノ言渡ニ基ク既成ノ效果ハ大赦、特赦、減刑又ハ復權ニ因リ變更セラルルコトナシ

第十二條　特赦又ハ特定ノ者ニ對スル減刑若ハ復權ハ司法大臣之ヲ上奏ス

第十三條　刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ受刑者ノ在監スル監獄ノ長ハ司法大臣ニ特赦又ハ減刑ノ申立ヲ爲スコトヲ得

監獄ノ長前項ノ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

第十四條　特赦又ハ減刑ノ申立書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　判決ノ謄本又ハ抄本

二　刑期計算書

三　犯罪ノ情況、本人ノ性行、受刑中ノ行狀、將來ノ生計其ノ他參考ト爲ルヘキ事項ニ關スル調査書類

第十五條　刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ハ職權ヲ以テ又ハ本人ノ出願ニ依リ司法大臣ニ復權ノ申立ヲ爲スコトヲ得

復權ノ出願ハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ三年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條　復權ノ申立書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　判決ノ謄本又ハ抄本

二　刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタルコトヲ證スル書類

三　刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル後ニ於ケル本人ノ行狀、現在及將來ノ生計其ノ他參考ト爲ルヘキ事項ニ關スル調査書類

本人ノ出願ニ依リ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ前項ノ書類ノ外其ノ願書ヲ添附スヘシ

第十七條　特赦、減刑又ハ復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀、減刑狀又ハ復權狀ヲ送付シ之ヲ本人ニ下付セシムヘシ

第十八條　大赦、特赦、減刑又ハ復權アリタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ハ判決ノ原本ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十九條　本令中司法大臣ノ職務ハ軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、朝鮮臺灣關東州南洋群島又ハ帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ朝鮮總督臺灣總督關東長官內閣總理大臣又ハ外務大臣之ヲ行ヒ檢事ノ職務ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官、法院ノ檢察官、領事官又ハ犯罪即決官廳之ヲ行フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年勅令第二百十五號、第二百十六號及第二百三十號ハ之ヲ廢止ス

恩赦令施行規則

（大正元年九月二十六日　司法省令第三號）

第一條　恩赦令第十三條ニ依リ監獄ノ長特赦又ハ減刑ノ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ申立書ノ送付ヲ受ケタル檢事ハ必要ナル事項ニ付調査ヲ爲シタル上意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

第二條　恩赦令第十條第二項ニ依ル復權ノ申立書ニハ同復スヘキ資格ノ種類ヲ明記スヘシ

第三條　特赦、減刑又ハ復權ノ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ檢事又ハ檢事ヲ經由シテ監獄ノ長ニ通知ス

第四條　恩赦狀ノ送付ヲ受ケタル檢事ハ直ニ之ヲ本人ニ下付スヘシ但シ本人在監中ナルトキハ監獄ノ長ヲ經由スヘシ

檢事假出獄中ノ者ニ恩赦狀ヲ下付シタルトキハ其ノ旨ヲ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事、監獄ノ長及監督警察官署ニ通知スヘシ

本人他ノ裁判所ノ管轄區域內ニ在ルトキハ其ノ裁判所ノ檢事ニ恩赦狀ノ下付及前項ノ通知ヲ囑託スルコトヲ得

第五條　恩赦狀ノ交付ヲ受ケタル檢事恩赦令第十八條ニ依リ附記ヲ爲シタル場合ニ於テ訴訟記錄他ノ裁判所ノ檢事ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知書ハ之ヲ訴訟記錄ニ添附スヘシ

第六條　恩赦狀ヲ本人ニ下付シタルトキハ檢事ハ速ニ其旨ヲ司法大臣ニ申報スヘシ

附　則

本令ハ恩赦令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大赦令

（昭和二年二月七日　勅令第十一號）

第一條　昭和元年十二月二十五日前左ニ揭クル罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス

一　刑法第七十四條及第七十六條ノ罪

二　刑法第七十七條乃至第七十九條ノ罪

三　刑法第九十條乃至第九十四條ノ罪

四　陸軍刑法第二十五條、第二十六條及第三十條ノ罪竝其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪

五　陸軍刑法第三十五條乃至第三十九條ノ罪

六　陸軍刑法第五十七條乃至第五十九條ノ罪

七　陸軍刑法第七十三條及第七十四條ノ罪

八　陸軍刑法第百三條ノ罪

九　海軍刑法第二十條、第二十一條及第二十五條ノ罪竝其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪

十　海軍刑法第三十條乃至第三十四條ノ罪

十一　海軍刑法第五十五條乃至第五十七條ノ罪

十二　海軍刑法第七十一條及第七十二條ノ罪

十三　海軍刑法第百四條ノ罪

十四　治安警察法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

十五　新聞紙法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

十六　出版法違反ノ罪但シ風俗ニ關スルモノヲ除ク

十七　衆議院議員選擧法違反ノ罪及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ノ選擧ニ關シ同法ノ罰則又ハ大正十四年法律第四十七號衆議院議員選擧法ノ罰則ヲ準用スル法令違反ノ罪

十八　前號ニ揭クル罪ト性質ヲ同シクスル舊法ノ罪

十九　勞働爭議調停法第二十二條ノ罪

二十　明治三十三年法律第三十六號治安警察法第三十條ノ罪

二十一　朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ前各號ニ揭クル罪ト性質ヲ同シクスルモノ

第二條　前條ニ揭クル罪ニ該ル行爲ニシテ同時ニ他ノ罪名ニ觸ルルトキ又ハ他ノ罪名ニ觸ルル行爲ノ手段若ハ結果タルトキハ赦免ヲ爲サス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

減刑ニ關スル件

（大正十三年一月二十六日勅令第十號）

第一條　大正十三年一月二十六日前刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、執行猶豫中、執行中若ハ執行停止中ノモノ又ハ假出獄中ノモノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス但シ其ノ執行ヲ逋ルル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第三條　無期懲役ハ之ヲ有期懲役二十年、無期禁錮ハ之ヲ有期禁錮二十年トス但シ本令施行ノ際七十歳以上ノ者ニ付テハ刑期ヲ十五年トス

第四條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左ノ例ニ依ル

一　刑ノ執行ヲ始メサル者ニ付テハ刑期ノ四分ノ一ヲ減ス

二　刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘刑期ノ二分ノ一ヲ減ス但シ刑ノ執行刑期ノ二分ノ一ニ至ラサル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三　本令施行ノ際七十歳以上ノ者ニ付テハ前二號ノ規定ニ依ラス刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

前項ノ規定ニ依リ減スヘキ期間ヲ計算スルニ當リ年、月又ハ日ノ端數ヲ生スルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ除棄ス

第五條　舊法ノ刑ハ之ニ相當スル刑法ノ刑ノ例ニ依リ之ヲ減輕ス

舊法ノ刑ヲ減輕シタルトキハ其ノ刑名ハ之ニ相當スル刑法ノ刑名ニ變更ス

第六條　左ニ揭ク罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セス

一　刑法第百三十一條第二項ノ罪及其ノ未遂罪

二　刑法第百三十一條ノ罪ノ中人ヲ死ニ致シタル罪

三　刑法第百八十一條ノ罪及其ノ未遂罪

四　刑法第二百條ノ罪及其ノ未遂罪

五　刑法第二百五條第二項ノ罪

六　刑法第二百十八條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

七　刑法第二百二十條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

八　刑法第二百四十條ノ罪ノ中人ヲ死ニ致シタル罪及第二百四十一條ノ罪竝其ノ未遂罪

九　軍機保護法第一條乃至第三條ノ罪及其ノ未遂罪

十　朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ前各號ニ揭ク罪ノ性質ヲ同クスルモノ

十一　前各號ニ揭ク罪ト性質ヲ同クスル舊法ノ罪

第七條　大赦、特赦、減刑又ハ復權ノ得タル後再ヒ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ減刑ヲ爲サス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

減刑令

（昭和三年十一月十日勅令第二百七十號）

第一條　昭和三年十一月十日前刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止中又ハ假出獄中ノモノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス但シ其ノ執行ヲ逋ルル者ハ此ノ限ニ在ラス

追ㇾ

第二條　死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第三條　無期懲役ハ之ヲ二十年ノ有期懲役トシ無期禁錮ハ之ヲ二十年ノ有期禁錮トス但シ昭和元年十二月二十五日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ之ヲ十五年ノ懲役又ハ禁錮トス

第四條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左ノ例ニ依リ刑期ヲ變更ス

一　刑ノ執行ヲ始メサル者ニ付テハ刑期ノ四分ノ一ヲ減ス

二　刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘刑期ノ二分ノ一ヲ減ス但シ執行カ刑期ノ二分ノ一ニ至ラサル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三　昭和元年十二月二十五日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ前二號ノ例ニ依ラス刑期ノ三分ノ一ヲ減ス

短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ短期及長期ニ付前項ノ例ニ依ル但シ犯時十六歳以上ノ者ニシテ短期ヲ經過シタルモノニ付テハ長期ニ付前項第二號ノ例ニ依ル

前二項ノ計算ヲ爲スニ當リ年、月又ハ日ノ端數ヲ生スルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ除棄ス

第五條　舊法ノ刑ハ之ニ相當スル刑法ノ刑ノ例ニ依リ之ヲ減輕ス

舊法ノ刑ヲ減輕シタルトキハ其ノ刑名ハ之ニ相當スル刑法ノ刑名ニ變更ス

第六條　左ニ揭ク罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セス

一　刑法第七十三條及第七十五條ノ罪

二　刑法第百八條ノ罪及其ノ未遂罪

三　刑法第百四十八條ノ罪及其ノ未遂罪

四　刑法第百八十一條ノ罪

五　刑法第二百條ノ罪及其ノ未遂罪

六　自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル刑法第二百四條ノ罪

七　刑法第二百五條第二項ノ罪

八　刑法第二百十八條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

九　刑法第二百二十條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十　朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ前各號ニ揭ク罪ト性質ヲ同シクスルモノ

十一　刑法第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪（但シ前ニ强盜又ハ竊盜ノ行爲ニ因リ刑ニ處セラレタル者ニ限ル）

十一　刑法第二百四十條ノ罪及第二百四十一條ノ罪竝其ノ未遂罪

十二　前各號ニ揭ケル罪ト性質ヲ同シクスル舊法ノ罪

十三　軍機保護法第一條乃至第三條ノ罪及其ノ未遂罪

十四　朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ノ罪ニシテ前各號ニ揭ケル罪ト性質ヲ同シクスルモノ

第七條　併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ揭ケサル罪ニ付テハ減刑ヲ爲サス

前條ニ揭ケサル罪名ニ觸ルル行爲ニシテ同時ニ前條ニ揭ケル罪名ニ觸ルルトキ又ハ前條ニ揭ケル罪ノ手段若ハ結果タルトキ亦前項ニ同シ

第八條　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和元年十二月二十五日前十五年以內ニ恩赦ヲ得其ノ後七年以內ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セス

第九條　前數條ノ規定ニ依リ減刑ヲ爲ササル者ト雖特別ノ事情アルトキハ減刑ヲ行フコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復權令（昭和三年十一月十日勅令第二百七十一號）

第一條　罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和元年十二月二十五日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタルモノハ復權ス但シ大正五年十二月二十五日以後ニ再ヒ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　十八歲未滿ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和元年十二月二十五日ノ前日迄ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大赦令ニ依ル赦免ノ證明及復權令ニ依ル復權ノ證明ヲ受ケムトスルモノ申告方（昭和二年二月七日司法省告示第三號）

昭和二年勅令第十一號大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケ旣ニ其ノ刑ノ執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルモノハ昭和三年二月六日迄ニ其ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ申出ツヘシ

昭和二年勅令第十三號復權令ニ依リ復權ヲ得タル者其ノ旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ亦同シ

違警罪即決例（明治十八年九月二十四日太政官布告第三十一號）

明治十四年九月第四十四號布告及ヒ同年十二月第八十號布告ヲ廢止シ違警罪即決例別紙ノ通リ制定ス

右奉　勅旨布告候事

（別紙）

違警罪即決例

第一條　警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地內ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私訴ハ此限ニ在ラス

第二條　即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證憑ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ

又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

第三條　即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第四條　即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齡身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑名及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限竝ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ

第五條　正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日內第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日內ト

ス

第六條　警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時間內ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送達スヘシ

第七條　第五條ニ定メタル期限內ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

第八條　科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條　科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第十條　拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出サヽル者ハ第五條ニ定メタル期限內之ヲ留置ス但刑期五日內ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

第十一條　保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ沒入シテ本刑ニ換フ

第十二條　留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解クヘシ

第十三條　留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折算シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入スヘシ

刑事裁判上在本邦外國公使館傭內國人ニ對シ發スヘキ令狀執行手續（明治十六年三月十二日司法省達丙第一號）

大審院　裁判所

警視廳　府縣　東京府ヲ除ク

刑事裁判上在本邦外國公使館ニ傭ハレタル內國人ニ對シ發スヘキ令狀ハ明治七年第百二十八號公達ニ據リ公使館ニテ唯諾ノ上執行セシムヘキハ勿論ニシテ其唯諾ヲ經ルノ手續ハ明治十四年第五十三號公達ノ旨モ有之ニ付大審院竝裁判所ハ其事柄ヲ明記シ當省ヘ申出指令ノ上其令狀ヲ發シ又警視廳府縣ニ於テハ其長官ヨリ外務省ヘ申出右唯諾ヲ經ルノ手續キヲ了シ令狀ヲ執行セシムヘキ儀ト心得ヘシ爲念此旨相達候事

但本文令狀執行者ハ專ラ明治七年第百二十八號公達ノ旨趣ニ據リ聊不都合ノ取計無之樣厚ク注意セシムヘシ

豫審判事檢證等ニ付急速ヲ要スル場合巡査使用ノ件（明治十四年十二月五日司法省達丙第十五號）

警視廳　府縣　東京府ヲ除ク

治罪法實施ノ上ハ豫審判事檢證及ヒ物件差押ノ事件ニ付急速ヲ要スル場合直ニ巡査ヲ同行シ又ハ所在ノ巡査ヲ使用スル儀モ可有之候條豫テ可達置此旨相達候事

司法官吏ヨリ巡査及兵員要求使用手續（明治十四年九月二十日太政官達第八十二號）

官省院使廳府縣

第一條　裁判官檢察官及ヒ司法警察官治罪法ニ從ヒ檢證及ヒ物件差押其

他職務ヲ行フニ當リ必要ナル時ハ警察署又ハ憲兵屯營ニ照會シテ巡査又ハ憲兵卒ヲ使用スルコトヲ得

但事機緊急ナル時ハ直チニ之ヲ使用スルコトヲ得

第二條　前條ノ場合ニ於テ事緊爲重要ニ渉ル時ハ直チニ鎭臺又ハ分營ニ照會シテ兵力ヲ要求スルコトヲ得

第三節　刑事交渉

刑事交渉法（大正十年四月二十五日法律第九十二號）

第一條　通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ト軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ト牽連スルトキハ檢事及司法警察官ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸海軍ノ檢察官陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ　常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲スコトヲ得

數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

一　一人數罪ヲ犯シタルトキ

二　數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ

三　數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

四　數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

犯人藏匿ノ罪、證憑煙滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第二條　陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ陸軍又ハ海軍ノ部隊内ノ犯罪事件ニシテ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノニ付捜査ヲ爲スコトヲ得

第三條　檢事及陸海軍ノ檢察官ハ前二條ノ規定ニ依リ捜査ヲ爲スコトヲ得ヘキ事件ニ付豫審ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ豫審ノ請求ヲ受ケタル豫審判事又ハ豫審官ハ必要ナル處分ヲ爲シタル後豫審判事ハ檢事ニ、豫審官ハ陸海軍ノ檢察官ニ事件ヲ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ豫審判事又ハ豫審官ハ前ニ發シタル勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

第四條　陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ通常裁判所又ハ豫審判事ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ現行犯ニ關スルモノヲ除クノ外其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ハ軍事上已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ現行犯ニ關シ通常裁判所、豫審判事、檢事又ハ司法警察官ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ノ執行アリタルトキハ之ヲ發シタル者速ニ其ノ旨ヲ執行ヲ受ケタル者ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知スヘシ

第五條　通常裁判所ノ裁判權及軍法會議ノ裁判權ニ屬スル同一事件ニ付雙方ニ公訴ノ提起アリタルトキハ最初ニ公訴ノ提起アリタル官署之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ通常裁判所及軍法會議共ニ便宜ト認ムルトキハ後ニ公訴ノ提起アリタル官署ニ於テ事件ノ審判ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第六條　通常裁判所、豫審判事又ハ檢事ト軍法會議、豫審官又ハ陸海軍ノ檢察官トハ相互ニ牽連事件ニ關スル調書其ノ他ノ書類又ハ證據物ノ送付又ハ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

檢事ハ豫審官、陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ニ對シ第二條ニ揭ケル犯罪事件ノ豫審又ハ捜査ニ關スル書類又ハ證據物ノ送付又ハ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第七條　檢事軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲シ又ハ通常裁判所若ハ豫審判事ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ陸海軍ノ檢察官ニ送致スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲シ又ハ軍法會議若ハ豫審官ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ送致スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ送致前ニ發シタル勾留狀ハ送致後ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

前項ノ勾留狀ハ送致ヲ受ケタル官署五日内ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第八條　豫審判事ノ爲シタル免訴ノ決定確定シタルトキハ陸海軍ノ檢察官ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

陸海軍ノ檢察官豫審ノ取調終了後不起訴處分ヲ爲シ又ハ豫審ノ請求ヲ取消シタルトキハ檢事ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

軍法會議公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定ヲ爲シタルトキハ檢事ハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第九條　前條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起シタルトキハ豫審官又ハ軍法會議ハ豫審ノ請求ヲ却下シ又ハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ

第十條　刑事訴訟法ニ依ル時效ノ中斷ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸軍軍法會議法又ハ海軍軍法會議法ニ依ル時效ノ中斷ハ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付其ノ效力ヲ有ス

第十一條　本法ハ陸海軍官憲ト朝鮮、臺灣、關東州ノ司法官憲共ノ他ノ特別司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項及陸軍司法官憲ト海軍司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年三月勅令第七八號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行）

明治十八年第十二號布告ハ之ヲ廢止ス

第四節　陸軍刑法

陸軍刑法（明治四十一年四月十日法律第四十六號）

第一編　總則

第二編　罪

第一章　叛亂ノ罪

第二章　擅權ノ罪
第三章　辱職ノ罪
第四章　抗命ノ罪
第五章　暴行脅迫ノ罪
第六章　侮辱ノ罪
第七章　逃亡ノ罪
第八章　軍用物損壞ノ罪
第九章　掠奪ノ罪
第十章　俘虜ニ關スル罪
第十一章　違令ノ罪

陸軍刑法

第一編　總則

第一條　本法ハ陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二條　本法ハ陸軍軍人ニ非スト雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　第六十四條乃至第六十七條ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪
二　第七十四條ノ罪
三　第七十九條乃至第八十五條ノ罪
四　第八十六條乃至第八十九條ノ罪
五　第九十一條乃至第九十三條ノ罪及第九十一條、第九十二條ノ未遂罪
六　第九十五條第一項、第九十六條、第九十七條第二項及第九十九條ノ罪

第三條　本法ハ前二條ニ記載シタル者帝國外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキト雖之ヲ適用ス

第四條　帝國軍ノ占領地ニ於テ陸軍軍人刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ帝國内ニ於テ犯シタルモノト看做ス　陸軍軍人ニ非スト雖帝國臣民、從軍外國人及俘虜ノ犯シタルトキ亦前項ニ同シ

第五條　帝國外ニ在ル部隊ニ屬シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘虜タル者其ノ部隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前條ニ同シ

第六條　陸軍ト共同作戰ニ從フ海軍軍人ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等竝級又ハ階級ニ相當スル陸軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス

第七條　陸軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當スル陸軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス但シ其ノ外國ニ於テ同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ保セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　陸軍軍人ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一　陸軍ノ現役ニ在ル者但シ未タ入營セサル者及歸休兵ヲ除ク
二　召集中ノ在鄉軍人
三　召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在鄉軍人
四　前二號ニ記載シタル者ノ外陸軍ノ制服著用中又ハ現ニ服役上ノ義務履行中ノ在鄉軍人
五　志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者

第九條　左ニ記載シタル者ハ陸軍軍人ニ準ス

一　陸軍所屬ノ學生、生徒
二　陸軍軍屬
三　陸軍ノ勤務ニ服スル海軍軍人

前項第一號ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　陸軍將校相當官、陸軍准士官、海軍將校、同相當官、海軍候補生及海軍准士官ハ陸軍將校ニ準ス陸軍士官ノ候補者ニシテ士官ノ勤務ニ服スル者亦同シ

第十一條　陸軍士官ノ候補者ニシテ下士ノ階級ニ在リ士官ノ勤務ニ服セサル者ハ陸軍下士官ニ準ス

第十二條　陸軍ノ兵役ニ在リテ官等、等級ヲ有セサル者ハ兵卒ニ準ス陸軍士官ノ候補者ニシテ兵卒ノ階級ニ在ル者亦同シ

第十三條　在鄉軍人ト稱スルハ陸軍ノ現役以外ノ役ニ在ル者、陸軍ノ現役ニ在リテ未タ入營セサル者、陸軍ノ歸休兵及退役陸軍將校、同相當官、准士官ヲ謂フ

第十四條　陸軍軍屬ト稱スルハ陸軍文官、同待遇者及宣誓シテ陸軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ但シ豫備又ハ退職ノ文官ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法ニ於テ海軍軍人ト爲ス者ヲ謂フ

第十六條　上官ト稱スルハ命令關係アル陸軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等、等級又ハ階級ノ上ナル者ハ之ヲ上官ニ準ス但シ兵卒ハ下士勤務上等兵ヲ除クノ外總テ同等トス

第十七條　司令官ト稱スルハ軍隊ノ司令ニ任スル陸軍軍人ヲ謂フ

第十八條　哨兵ト稱スルハ儀仗又ハ警戒ノ爲守地ニ在ル陸軍軍人ヲ謂フ

第十九條　部隊ト稱スルハ陸軍ノ軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時ニ於ケル陸軍ノ特設機關ヲ謂フ

第二十條　軍中ト稱スルハ左ニ記載シタル部隊ニ在ル場合ヲ謂フ

一　戰時ノ體勢ヲ執リタル部隊但シ留守部隊、徵兵勤務ニ服スル後備又ハ國民諸隊、戰地以外ノ地ニ在ル輸送又ハ補給諸機關ニシテ對敵狀態ニ在ラサルモノヲ除ク
二　戰時ノ體勢ヲ執ラサルモ對敵狀態ニ在ル部隊
三　事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其ノ鎭定ニ從事スル部隊

第二十一條　陸軍ニ於テ死刑ヲ執行スルトキハ陸軍法務ヲ管轄スル長官ノ定ムル場所ニ於テ銃殺ス

第二十二條　多衆共同ノ暴行ヲ鎭壓スル爲又ハ敵前ニ在ル部隊ノ急迫ニ臨ミ軍紀ヲ保持スル爲已ムコトヲ得サルニ出タル行爲ハ之ヲ罰セス必要ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十三條　前條ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト爲ルヘキ行爲ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條　本法及海軍刑法ニ於テ俱ニ罰スヘキ正條アリ且其ノ刑ニ輕重ナキトキハ陸軍軍人ニ準スル者ト雖海軍軍人ニ對シテハ海軍刑法ヲ適用ス

第二編　罪

第一章　叛亂ノ罪

第二十五條　黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ叛亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ死刑ニ處ス
二　謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十六條　叛亂ヲ爲ス目的ヲ以テ黨ヲ結ヒ兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

第二十七條　左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

一　軍隊又ハ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物ノ他ノ物ヲ敵國ニ交付スルコト

二　敵國ノ爲ニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幇助スルコト

三　軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト

四　敵國ノ爲ニ嚮導ヲ爲シ又ハ地理ヲ指示スルコト

五　敵國ニ降ラシムル爲司令官ヲ强要スルコト

六　敵國ノ爲ニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

第二十八條　敵國ヲ利スル爲左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

一　要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト

二　水陸ノ通路、橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ軍隊艦船ノ往來ノ妨害ヲ生セシムルコト

三　司令官軍隊ヲ率キテ守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離ルルコト

四　隊兵ヲ俾散シ又ハ其ノ潰走混亂ヲ誘起シ又ハ其ノ連絡集合ヲ妨害スルコト

五　兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ缺乏セシムルコト

六　命令、通報若ハ報告ヲ僞ヘ又ハ虛僞ノ命令、通報若ハ報告ヲ爲スコト

七　造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

第二十九條　前二條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第三十條　反亂者又ハ內亂者ヲ利スル爲前三條ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三十一條　前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十二條　第二十五條乃至第三十條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三十三條　第二十五條又ハ第二十六條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者未タ事ヲ行ハサル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第三十四條　本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第二章　擅權ノ罪

第三十五條　司令官外國ニ對シ故ナク戰鬪ノ開始シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十六條　司令官休職又ハ媾和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戰鬪ヲ爲シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十七條　司令官權外ノ事ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ナクシテ擅ニ軍隊ヲ進退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十八條　命令ヲ待タス故ナク戰鬪ヲ爲シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十九條　本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三章　辱職ノ罪

第四十條　司令官其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リ又ハ要塞ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ處ス

第四十一條　司令官野戰ノ時ニ在リテ隊兵ヲ率キ敵ニ降リタルトキハ其ノ盡スヘキ所ヲ盡シタル場合ト雖六月以下ノ禁錮ニ處ス

第四十二條　司令官敵前ニ於テ其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ隊兵ヲ率キ逃避シタルトキハ死刑ニ處ス

第四十三條　司令官軍隊ヲ率キ故ナク守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十四條　司令官出兵ヲ要求スル權アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナクシテ之ニ應セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十五條　將ニ部隊若ハ一部ノ兵員ヲ率キ又ハ之ニ屬シ輸送船舶ニ在リテ敵ノ艦船ニ遭遇シタル際其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ其ノ船舶ヲ退去シタルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四十六條　部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎭定ノ方法ヲ盡ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十七條　哨兵故ナク守地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十八條　哨兵睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

委シタルトキハ死刑ニ處ス

第四十一條　司令官野戰ノ時ニ在リテ隊兵ヲ率キ敵ニ降リタルトキハ其ノ盡スヘキ所ヲ盡シタル場合ト雖六月以下ノ禁錮ニ處ス

第四十二條　司令官敵前ニ於テ其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ隊兵ヲ率キ逃避シタルトキハ死刑ニ處ス

第四十三條　司令官軍隊ヲ率キ故ナク守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十四條　司令官出兵ヲ要求スル權アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナクシテ之ニ應セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十五條　將ニ部隊若ハ一部ノ兵員ヲ率キ又ハ之ニ屬シ輸送船舶ニ在リテ敵ノ艦船ニ遭遇シタル際其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ其ノ船舶ヲ退去シタルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四十六條　部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎭定ノ方法ヲ盡ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十七條　哨兵故ナク守地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十八條　哨兵睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十九條　衞兵、控兵、巡察、斥候其ノ他警戒又ハ傳令ノ勤務ニ服スル者故ナク勤務ノ場所若クハ隊伍ヲ離レタルトキ又ハ到ルヘキ場所ニ到ラサルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十條　故ナク規則ニ依ラスシテ哨兵ヲ交代セシメ其ノ他哨令ニ違反シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十一條　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ斥候、巡察又ハ偵察ノ勤務ニ服スル者虛僞ノ報告ヲ爲シタルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル命令、通報又ハ報告ノ傳達ヲ掌ル者其ノ命令、通報若ハ報告ヲ詐リ傳ヘ又ハ故ナク之ヲ傳達セサルトキ亦前項ニ同シ

第五十二條　軍事機密ノ圖書、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ盡ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十三條　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者故ナク之ヲ缺乏セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第五十四條　傔僕ヲ害スヘキ飮食物ヲ配給シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第五十五條　從軍ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十六條　第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十七條第四十九條、第五十一條及第五十三條乃至第五十五條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四章　抗命ノ罪

第五十七條　上官ノ命令ニ反抗シ又ハ服從セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地域ナルトキハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十八條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地域ナルトキハ首魁ハ裏期又ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十九條　暴行ヲ爲スニ當リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第五章　暴行脅迫ノ罪

第六十條　上官ニ對シ暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第六十一條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十二條　上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十三條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十四條　哨兵ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第六十五條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第六十六條　哨兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十七條　黨與シテ前條ノ罪ノ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

第六十八條　上官又ハ哨兵ニ對シ暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期又ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十九條　上官又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十條　黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十一條　職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十二條　第六十條乃至第七十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六章　侮辱ノ罪

第七十三條　上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

文書、圖畫若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演說ヲ爲シ其ノ他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十四條　哨兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七章　逃亡ノ罪

第七十五條　故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地域ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十六條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地域ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十六條　哨兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十七條　黨與シテ前條ノ罪ノ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ二年以上ノ有期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

第六十八條　上官又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十九條　上官又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十條　多衆衆合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十一條　職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十二條　第六十條乃至第七十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六章　侮辱ノ罪

第七十三條　上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

文書、圖畫若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演說ヲ爲シ其ノ他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十四條　哨兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七章　逃亡ノ罪

第七十五條　故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地域ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十六條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時、軍中又ハ戒嚴地域ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五

一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十七條　敵ニ與リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

第七十八條　第七十五條第一號、第七十六條第一號及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八章　軍用物損壞ノ罪

第七十九條　陸軍ノ工場、船舶、戰闘ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

第八十條　露積シタル兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ燒燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十一條　火藥、汽罐其ノ他激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ燒燬ノ例ニ同シ

第八十二條　第七十九條ニ記載シタル物又ハ陸軍戰闘ノ用ニ供スル鐵道電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條　兵器、彈藥、糧食、被服、馬匹其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八十四條　第七十九條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五條　本章ノ規定ハ陸軍ト共同作戰ニ從フ外國陸海軍ノ軍用物ニ對スル行爲ニ之ヲ適用ス

第九章　掠奪ノ罪

第八十六條　戰地又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯スニ當リ婦女ヲ强姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

第八十七條　戰場ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財物ヲ竊奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十八條　前二條ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十九條　本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章　俘虜ニ關スル罪

第九十條　俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九十一條　俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第九十二條　俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九十三條　逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十四條　第九十條乃至第九十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十一章　違令ノ罪

第九十五條　哨兵ヲ欺キテ哨所ヲ通過シ又ハ哨兵ノ制止ヲ背キタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ外哨兵ニ對シ哨令ヲ犯シタル者亦前項ニ同シ

第九十六條　在鄕軍人故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十七條　兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

在鄕軍人召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第九十八條　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ關スル虛僞ノ命令、通報又ハ報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條　戰事又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第百條　戰砲、號砲其ノ他空砲ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ裝塡シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百一條　哨兵又ハ衞兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二條　戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ急呼哨ノ擾報アリタル場合ニ故ナク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百三條　政治ニ關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第百四條　服從ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ黨ヲ結ヒタルトキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十一年六月勅令第一六三號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行）

明治十四年第六十九號布告陸軍刑法ハ之ヲ廢止ス

陸軍刑法施行法

（明治四十一年四月十日法律第四十七號）

【沿革】　大正十年四月法律第六八號改正

第一條　本法ニ於テ舊陸軍刑法ト稱スルハ明治十四年第六十九號布告陸軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ陸軍刑法施行前ニ施行シタル法律及勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條　陸軍刑法施行前ニ舊陸軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ陸軍刑法ニ定メタル主刑ト舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ハ規定ニ依リ其ノ輕重ヲ定ム

陸軍刑法ニ定メタル刑	舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑
死刑	死刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期流刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期若ハ無期

第三條　刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ封照ニ之ヲ準用ス

第四條　刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ其ノ罪ト舊陸軍刑法ニ於テ最モ重キ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ刑罰、停止公權、剥官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキハ其ノ附加スル刑ニ該ルトキハ其ノ官職ヲ失ハス

第五條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ト雖モ其ノ罪ト陸軍刑法ノ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ其ノ刑ハ陸軍刑法ニ於テ定メタル刑ノ封照ニ依ル

第六條　舊陸軍刑法施行前ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ト雖モ其ノ罪ト陸軍刑法ノ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ其ノ刑ハ陸軍刑法ニ於テ定メタル刑ノ封照ニ依ル

第七條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル一罪トハ之ヲ併合罪トス

第八條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル數罪トハ之ヲ併合罪トス

陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪ト陸軍刑法施行前ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條　陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ニ付確定裁判ヲ經サル舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付陸軍刑法施行後ニ確定裁判ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條　陸軍刑法ノ罪ニ付陸軍刑法施行後確定裁判ヲ經タル後陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ト併合罪ニ關スル規定ヲ準用スヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シ刑名ニ關シ陸軍刑法ノ刑ト刑法又ハ他ノ法律ノ刑トニ付テハ重キ罪ニ付テノ刑ヲ以テ處斷ス

第十二條　陸軍刑法施行後ハ舊陸軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ其ノ刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ陸軍刑法ノ罪ヲ看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十三條　陸軍刑法施行後ハ舊陸軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ其ノ刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十四條　陸軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ理事其ノ言渡ヲ爲スヘキ勞役ノ時效期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ陸軍刑法施行前既ニ時效ノ期間ノ一部ヲ經過シタルトキハ其ノ殘期間ニ付テノミ刑法ノ規定ヲ準用ス

第十五條　陸軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十六條　陸軍刑法施行前假出獄ノ許サレタル者及囚閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十七條　剥奪公權、停止公權及監視ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ軍法會議ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

第十八條　人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊陸軍刑法ノ刑名又ハ罪例ヲ掲ケ其ノ他ノ事項ニ關シ舊陸軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十九條　刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ陸軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

第二十條　刑法施行法第三十六條ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラルヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一個ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ刑官ヲ附加セラレタル者ト看做ス舊陸軍刑法ノ刑官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ハ同シク

第二十二條　他ノ法律中舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊陸軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十三條　舊陸軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ關係ニ付テハ舊陸軍刑法ト看做シ刑法施行後ニ於テハ刑法ノ規定ヲ適用ス但シ本法第四條ノ例ニ依ル

第二十四條　陸軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ陸軍刑法第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號、第三號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號乃至第三號ニ記載シタル者ヲ謂フ

第二十五條　刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

第三條　刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ封照ニ之ヲ準用ス

第四條　刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ其ノ罪ト舊陸軍刑法ニ於テ最モ重キ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ其ノ刑ハ陸軍刑法ニ於テ定メタル刑ノ封照ニ之ヲ準用ス

第五條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ト雖モ其ノ罪ト陸軍刑法ノ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ其ノ刑ハ陸軍刑法ニ於テ定メタル刑ノ封照ニ依ル

第六條　舊陸軍刑法施行前ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ト雖モ其ノ罪ト陸軍刑法ノ罪トノ間ニ於テ犯人ニ對シ刑ヲ量定スヘキ場合ニ於テハ其ノ刑ハ陸軍刑法ニ於テ定メタル刑ノ封照ニ依ル

第七條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル一罪トハ之ヲ併合罪トス

第八條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト陸軍刑法施行後ニ犯シタル數罪トハ之ヲ併合罪トス

陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪ト陸軍刑法施行前ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條　陸軍刑法施行後ニ犯シタル陸軍刑法ノ罪ニ付確定裁判ヲ經サル舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト陸軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條　陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付陸軍刑法施行後確定裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シ刑名ニ關シ陸軍刑法ノ刑ト刑法又ハ他ノ法律ノ刑トニ付テハ重キ罪ニ付テノ刑ヲ以テ處斷ス

第十一條　陸軍刑法ノ罪ト雖モ陸軍刑法施行後確定裁判ヲ經タル後陸軍刑法施行前ニ犯シタル罪ト併合罪ニ關スル規定ヲ準用スヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シ刑名ニ關シ陸軍刑法ノ刑ト刑法又ハ他ノ法律ノ刑トニ付テハ重キ罪ニ付テノ刑ヲ以テ處斷ス

第十二條　陸軍刑法施行後ハ舊陸軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ其ノ刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十三條　陸軍刑法施行後ハ舊陸軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ其ノ刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十四條　陸軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ理事其ノ言渡ヲ爲スヘキ勞役ノ時效期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ陸軍刑法施行前既ニ時效ノ期間ノ一部ヲ經過シタルトキハ其ノ殘期間ニ付テノミ刑法ノ規定ヲ準用ス

第十五條　陸軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊陸軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ主刑ノ對照ニ關シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十六條　陸軍刑法施行前假出獄ノ許サレタル者及囚閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十七條　剥奪公權、停止公權及監視ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ軍法會議ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

第十八條　人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊陸軍刑法ノ刑名又ハ罪例ヲ掲ケ其ノ他ノ事項ニ關シ舊陸軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十九條　刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ陸軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

第二十條　刑法施行法第三十六條ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラルヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　陸軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一個ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊陸軍刑法ノ刑官ヲ附加セラレタル者ト看做ス舊陸軍刑法ノ刑官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ハ同シク

第二十二條　他ノ法律中舊陸軍刑法第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊陸軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十三條　舊陸軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ關係ニ付テハ舊陸軍刑法ト看做シ刑法施行後ニ於テハ刑法ノ規定ヲ適用ス但シ本法第四條ノ例ニ依ル

第二十四條　陸軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ陸軍刑法第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號、第三號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號乃至第三號ニ記載シタル者ヲ謂フ

第二十五條　刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

第二十六條　陸軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二十七條　刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

第二十九條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ヲ管轄スル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所屬部隊ノ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第三十條　前三條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ陸軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十一條　軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑事訴訟費用法ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ理事之ヲ行フ

附　則

本法ハ陸軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍刑法ヲ適用セサル陸軍所屬ノ學生生徒ニ關スル件

（明治四十一年十月九日勅令第二百五十五號）

陸軍刑法第九條第二項ニ依リ除外スヘキ者ハ陸軍各部依託學生生徒トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徵集ノ期ニ後レタル陸海軍現役兵決定者處罰ノ件

（明治四十一年七月二十九日勅令第百八十六號）

陸海軍ノ現役兵ニ決定シタル者正當ノ事由ナク徵收ノ期ニ後レ十日ヲ過キタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過キタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ規定ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服スル者ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五節　海軍刑法

海軍刑法

（明治四十一年四月十日法律第四十八號）

第一編　總則

第二編　罪

第一章　叛亂ノ罪

第二章　擅權ノ罪

第三章　辱職ノ罪

第四章　抗命ノ罪

第五章　暴行脅迫ノ罪

第六章　侮辱ノ罪

第七章　逃亡ノ罪

第八章　軍用物損壞ノ罪

第九章　掠奪ノ罪

第十章　俘虜ニ關スル罪

第十一章　違令ノ罪

海軍刑法

第一編　總則

第一條　本法ハ海軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二條　本法ハ海軍軍人ニ非スト雖モ在ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　第六十二條乃至第六十五條ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪

二　第七十二條ノ罪

三　第七十八條乃至第八十五條ノ罪

四　第八十六條乃至第八十九條ノ罪

五　第九十一條乃至第九十三條ノ罪及第九十一條、第九十二條ノ未遂罪

六　第九十五條、第九十六條、第九十七條第二項、第九十八條及第百條ノ罪

第三條　本法ハ前二條ニ記載シタル者帝國外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキト雖之ヲ適用ス

第四條　帝國軍ノ占領地ニ於テ海軍軍人刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ帝國內ニ於テ犯シタルモノト看做ス

海軍軍人ニ非スト雖帝國臣民、從軍外國人及俘虜ノ犯シタルトキ亦前項ニ同シ

第五條　帝國外ニ在ル海軍官衙團隊ニ屬シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘虜タル者其ノ官衙團隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前條ニ同シ

第六條　海軍ト共同作戰ニ從フ陸軍軍人ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當スル海軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス

第七條　海軍ト共同作戰ニ從フ外國ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル行爲ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相當スル海軍軍人ニ對スル行爲ト看做ス但シ其ノ外國ニ於テ同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ保セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　海軍軍人ト稱スルハ海軍ノ高等武官、候補生、准士官及下士卒ニシテ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一　現役ニ在ル者但シ召集中ニ非サル歸休兵ヲ除ク

二　豫備役、後備役ニ在リ召集中ノ者

三　前二號ニ記載シタル者ノ外海軍制服著用中ノ者

第九條　左ニ記載シタル者ハ海軍軍人ニ準ス

一　海軍所屬ノ學生、生徒

二　海軍軍屬

三　海軍ノ戰務ニ服スル陸軍軍人

前項第一號ニ記載シタル者ノ中將ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　海軍軍屬ト稱スルハ海軍文官、同待遇者及宣誓シテ海軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ

第十一條　陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法ニ於テ陸軍軍人ト爲ス者ヲ謂フ

第十二條　上官ト稱スルハ命令關係アル海軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等、等級又ハ階級ノ上ナル者ハ之ヲ上官ニ準ス但シ卒ハ總テ同等トス

第十三條　指揮官ト稱スルハ艦船、軍隊ヲ指揮スル海軍軍人ヲ謂フ陸海軍用船又ハ拿捕船舶ニ乘組ミ之ヲ監督スル海軍軍人ハ指揮官ニ準ス

第十四條　守兵ト稱スルハ儀仗又ハ警戒ノ爲守所ニ在ル海軍軍人ヲ謂フ

第十五條　事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其ノ鎭定ニ從事スル艦船、軍隊ニハ戰時ノ規定ヲ適用ス

第十六條　海軍ニ於テ死刑ヲ執行スルトキハ海軍法衙ヲ管轄スル長官ノ定ムル場所ニ於テ銃殺ス

第十七條　多衆共同ノ暴行ヲ鎭壓スル爲又ハ敵前若ハ艦船危急ノ際ニ於テ軍紀ヲ保持スル爲已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス必要ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第十八條　前條ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト爲ルヘキ行爲ニ亦之ヲ適用ス

第十九條　本法及陸軍刑法ニ於テ俱ニ罰スヘキ正條アリ且其ノ刑ニ輕重ナキトキハ海軍軍人ニ準スル者ト雖陸軍軍人ニ對シテハ陸軍刑法ヲ適用ス

第二編　罪

第一章　叛亂ノ罪

第二十條　黨ヲ結ヒ兵器ヲ執リ叛亂ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ死刑ニ處ス

二　謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十一條　叛亂ヲ爲ス目的ヲ以テ黨ヲ結ヒ兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル物ヲ物劫シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

第二十二條　左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

一　軍隊又ハ艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ敵國ニ交付スルコト

二　敵國ノ爲ニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幇助スルコト

三　軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄スルコト

四　敵國ノ爲ニ嚮導ヲ爲シ又ハ地理ヲ指示スルコト

五　敵國ニ降ラシムル爲指揮官ヲ强要スルコト

六　敵國ノ爲ニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

第二十三條　敵國ヲ利スル爲左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

一　艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト

二　水陸ノ通路、橋梁、燈臺、浮標ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ艦船、軍隊ノ往來ノ妨害ヲ生セシムルコト

三　指揮官其ノ艦船、軍隊ヲ率キテ守所若ハ配置ノ場所ニ就カス又ハ其ノ場所ヲ離ルルコト

四　艦隊、隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混亂ヲ誘起シ又ハ艦船、隊兵ノ連絡集合ヲ妨害スルコト

五　兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ缺乏セシムルコト

六　命令、通報若ハ報告ヲ詐リ傳ヘ又ハ虛僞ノ命令通報若ハ報告ヲ爲スコト

七　造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

第二十四條　前二條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第二十五條　叛亂者又ハ內亂者ヲ利スル爲前三條ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ死刑、無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十六條　前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七條　第二十條乃至第二十五條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十八條　第二十條又ハ第二十一條ノ罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者未タ事ヲ行ハサル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第二十九條　本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第二章　擅權ノ罪

第三十條　指揮官外國ニ對シ故ナク戰鬪ヲ開始シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十一條　指揮官休戰又ハ媾和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戰鬪ヲ爲シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十二條　指揮官權外ノ事ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ナクシテ擅ニ艦船、軍隊ヲ遁退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十三條　命令ヲ待タス故ナク戰鬪ヲ爲シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十四條　本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三章　辱職ノ罪

第三十五條　指揮官其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ敵ニ降リ又ハ其ノ艦船若ハ守所ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十六條　指揮官敵前ニ於テ其ノ盡スヘキ所ヲ盡サスシテ艦船、軍隊ヲ率キ逃避シタルトキハ死刑ニ處ス

第三十七條　指揮官其ノ艦船危急ノ時ニ當リ故ナク救護ノ方法ヲ盡サス又ハ衆ニ先チテ其ノ艦船ヲ退去シタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス

第三十八條　指揮官敵ノ船舶ヲ拿捕スヘキ場合ニ於テ故ナク之ヲ拿捕セサルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第三十九條　指揮官敵前ニ於テ帝國又ハ帝國ト共同作戰ニ從フ外國ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ於テ故ナク之ヲ救護セサルトキハ一年以上ノ有期禁錮ニ處ス

第四十條　指揮官護衞ノ命ヲ受ケタル艦船ヲ故ナク委棄シタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　戰時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十一條　指揮官其ノ艦船、軍隊ヲ率キ故ナク守所若ハ配置ノ場所ニ就カス又ハ其ノ場所ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二　戰時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十二條　指揮官又ハ乘員故ナク其ノ艦船ヲ覆沒又ハ破壞シタルトキハ死刑ニ處シ之ヲ損壞シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第四十三條　指揮官出兵ヲ要求スル權アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナク之ニ應セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十四條　指揮官衝突、坐礁其ノ他ノ危難ニ罹リタル艦船アルニ當リ救護ノ請求ヲ受ケ故ナク之ニ應セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十五條　部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎭定ノ方法ヲ盡ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十六條　艦船當直將校、守兵其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者故ナク其ノ勤務ノ場所ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑又ハ無期ノ禁錮ニ處ス

二　戰時又ハ擱岸、坐礁其ノ他艦船危險ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十七條　艦船當直將校睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　戰時又ハ航海中ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十八條　守兵其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　其他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第四十九條　戰時又ハ事變ニ際シ偵察ノ勤務ニ服スル者虛僞ノ報告ヲ爲シタルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關スル命令、通報又ハ報告ノ傳達ヲ掌ル者其ノ命令、通報若ハ報告ヲ詐リ傳ヘ又ハ故ナク之ヲ傳達セサルトキ亦前項ニ同シ

第五十條　軍事機密ノ圖書、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ盡ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十一條　戰時又ハ事變ニ際シ兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者故ナク之ヲ缺乏セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第五十二條　健康ヲ害スヘキ飮食物ヲ配給シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第五十三條　從軍ヲ免レ又ハ危險ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ、身體ヲ毀傷シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第五十四條　第三十五條乃至第三十七條、第四十條乃至第四十二條、第四十六條、第四十九條及第五十一條乃至第五十三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四章　抗命ノ罪

第五十五條　上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス

二　戰時又ハ艦船救護ノ爲緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十六條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二　戰時又ハ艦船救護ノ爲緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十七條　暴行ヲ爲スニ當リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第五章　暴行脅迫ノ罪

第五十八條　上官ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五十九條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十條　上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十一條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十二條　守兵ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十三條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十四條　守兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十五條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役

年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十六條　黨與シテ前條ノ罪ノ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二　戰時又ハ艦船救護ノ爲緊要ノ方略ヲ爲ス際ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十七條　暴行ヲ爲スニ當リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第五章　暴行脅迫ノ罪

第五十八條　上官ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五十九條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十條　上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十一條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十二條　守兵ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十三條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十四條　守兵ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十五條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役

ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十六條　上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十七條　上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

黨與シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上ノ徒役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十八條　多衆集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六十九條　職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十條　第五十八條乃至第六十八條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六章　侮辱ノ罪

第七十一條　上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

文書、圖畫若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演說ヲ爲シ其ノ他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ徒役又ハ禁錮ニ處ス

第七十二條　守兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七章　逃亡ノ罪

第七十三條　故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ徒役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七十四條　黨與シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　戰時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ首魁ハ一年以上七年以下ノ徒役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ三年以下ノ徒役又ハ禁錮ニ處ス

第七十五條　艦船ノ乘員故ナク其ノ艦船發航ノ期ニ後レタルトキハ其ノ經過日數ヲ問ハス前二條ノ規定ヲ適用ス

第七十六條　敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス

第七十七條　第七十三條第一號、第七十四條第一號及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八章　軍用物損壞ノ罪

第七十八條　海軍ノ艦船、工場、廠廚ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

第七十九條　彈藥、兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ燒燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　戰時ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十條　火藥、汽罐其ノ他激發スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ燒燬ノ例ニ同シ

第八十一條　海軍ノ艦船ヲ覆沒又ハ破壞シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十二條　第七十八條ニ記載シタル物又ハ海軍戰鬪ノ用ニ供スル鐵道電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條　兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第八十四條　第七十八條乃至第八十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五條　本章ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外國陸海軍ノ軍用物ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

第九章　掠奪ノ罪

第八十六條　戰地又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯スニ當リ婦女ヲ强姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

第八十七條　戰場ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財物ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十八條　前二條ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十九條　本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章　俘虜ニ關スル罪

第九十條　俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九十一條　俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ一年以下十年以下ノ懲役ニ處ス

第九十二條　俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九十三條　逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十四條　第九十條乃至第九十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十一章　違令ノ罪

第九十五條　守兵ヲ欺キテ守所ヲ通過シ又ハ守兵ノ制止ニ背キタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

二　戰時ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三　其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十六條　歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者故ナク召集ノ期限ニ後レ

タルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　戰時ニ際シ又ハ事變ノ爲召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十七條　兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作爲シ身體ヲ毀傷シ、其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

歸休兵及豫備役、後備役ニ在ル者召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第九十八條　艦船ノ危急ニ際シ指揮官ノ指揮ヲ待タス其ノ艦船ヲ退去シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　敵前ナルトキハ三年以上ノ有期禁錮ニ處ス

二　其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十九條　戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關スル虛僞ノ命令、通報又ハ報告ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第百條　戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第百一條　禮砲、號砲其ノ他空砲ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ裝塡シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百二條　守兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百三條　戰時又ハ事變ニ際シ急呼ノ號報アリタル場合ニ故ナク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第百四條　政治ニ關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第百五條　服從ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ黨ヲ結ヒタルトキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十一年六月勅令第一六五號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行）

明治十四年第七十號布告海軍刑法ハ之ヲ廢止ス

海軍刑法施行法（明治四十一年四月十日法律第四十九號）

【沿革】　大正十年四月法律第六八號改正

第一條　本法ニ於テ舊海軍刑法ト稱スルハ明治十四年第七十號布告海軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ海軍刑法施行前ニ施行シタル法律及勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條　海軍刑法施行前ニ舊海軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ海軍刑法ニ定メタル主刑ト舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其ノ輕重ヲ定ム

海軍刑法ニ定メタル刑	舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑
死刑	死刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期流刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
有期禁錮	有期流刑、重禁獄、重禁獄、輕禁錮

第三條　刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ對照ニ之ヲ準用ス

第四條　刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加スヘキトキト雖之ヲ附加セス

前項ノ場合ニ於テハ將校ニ非スシテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖其ノ官職ヲ失ハス

第五條　海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一　確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖海軍刑法ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二　確定裁判アリタル罪ニ海軍刑法ヲ適用シタルトキト雖舊海軍刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第六條　左ニ記載シタル者海軍刑法施行前更ニ海軍刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル舊海軍刑法ノ罪ヲ犯シ海軍刑法施行後其ノ罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ海軍刑法ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一　舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二　舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ依リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ依リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第七條　海軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖其ノ罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第八條　海軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ海軍刑法ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第九條　海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪ニ付確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ餘罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖確定裁判アリタル罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條　海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行後確定裁判アリタル後海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪タル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條　海軍刑法ノ罪ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ト併合罪タルヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ヲ海軍刑法ノ罪ト看做シ第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十二條　第六條第一項各號ニ記載シタル者海軍刑法施行後有期懲役ニ

該ル海軍刑法ノ罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス
第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條　海軍刑法施行後ハ舊海軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ死刑ニ付テハ海軍ニ於テ之ヲ執行スル場合ニ限リ海軍刑法ノ規定ヲ準用ス他ノ法律ニ依リ處セラレタル死刑ニ付亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ第二條及明治十五年第四號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ海軍刑法施行前ニ於ケル時效期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條　海軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ主理其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第十五條　海軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

第十六條　海軍刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ海軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

第十七條　剝奪公權、停止公權及監視ノ言渡ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

第十八條　人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊海軍刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ揭ケタル他ノ法律ノ規定ハ海軍刑法ノ施行ノ爲變更セラルルコトナシ

第十九條　刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

第二十條　刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ニ定メタル刑又ハ舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一條　海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一年以上六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ剝官ヲ附加セラレ又ハ之ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ト看做ス舊海軍刑法ノ剝官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

第二十二條　他ノ法律中舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ海軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十三條　舊海軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リテ刑ヲ定メタル法令トノ關係ニ付テハ舊海軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ剝官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル

第二十四條　海軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九號第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

第二十五條　刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ニ之ヲ準用ス

第二十六條　海軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二十七條　刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ

判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

第二十九條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第三十條　前三條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十一條　軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑事訴訟費用法ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ主理之ヲ行フ

附　則

本法ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海軍刑法ヲ適用セサル海軍所屬ノ學生生徒ニ關スル件

（明治四十一年九月二十四日勅令第二百二十二號）

【沿革】　大正八年五月勅令第一九五號改正

海軍刑法第九條第二項ニ依リ除外スヘキ者左ノ如シ但シ現ニ海軍ニ在リテ修業中ノ者ヲ除ク

一　海軍軍醫生、藥劑學生、造船學生、造機學生、造兵學生、主計學生
二　海軍造船生徒、造機生徒、造兵生徒、
三　海軍豫備生徒、豫備機關生徒、豫備練習生

附　則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍軍人軍屬違警罪處分例

（明治十九年五月二十四日勅令第四十四號）

第一條　陸軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決例ニ依リ憲兵部ニ於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス可シ

第二條　憲兵部若クハ警察署ニ於テ被告人ヲ留置シタルトキハ直チニ其所屬ノ長官若クハ隊長ニ通知ス可シ

第三條　即決ノ言渡ニ對シテハ軍法會議ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得其裁判管轄ハ陸軍治罪法ニ從フ

第四條　正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ違警罪即決例第五條ニ記載シタル期限内ニ其理由ヲ記シタル書面ヲ即決ノ言渡ヲ爲シタル憲兵部若クハ警察署ニ差出ス可シ

第五條　憲兵部若クハ警察署ニ於テ前條ノ書面ヲ受領シタルトキハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ管轄軍法會議ノ所管司令官ニ送致ス可シ

第六條　軍法會議ニ於テ被告人ノ訊問ヲ要セサルモノト認ルトキハ書面ニ依リ其裁判ヲ爲スコトヲ得

第七條　即決ノ言渡確定シ若クハ正式裁判ノ言渡ヲ爲シタルトキハ憲兵部警察署軍法會議ヨリ被告人所屬ノ長官若クハ隊長ニ其執行ヲ囑託スルコトヲ得

第一編　民事、商事、刑事　第五章　刑事

第八條　軍法會議ノ裁判ニ對シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

海軍軍人軍屬違警罪處分例

（明治二十二年十月二日　法律第二十五號）

海軍軍人軍屬違警罪處分例

第一條　海軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決例ニ依リ憲兵部ニ於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス可シ

第二條　憲兵部若クハ警察署ニ於テ被告人ヲ留置シタルトキハ直チニ其所屬ノ長官若クハ艦船團長ニ通知ス可シ

第三條　即決ノ言渡ニ對シテハ海軍常設軍法會議ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得其裁判管轄ハ海軍治罪法ニ從フ

第四條　正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ違警罪即決例第五條ニ記載シタル期限內ニ其理由ヲ記シタル書面ヲ即決ノ言渡ヲ爲シタル憲兵部若クハ警察署ニ差出ス可シ

第五條　憲兵部若クハ警察署ニ於テ前條ノ書面ヲ受領シタルトキハ二十四時內ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ管轄軍法會議ノ長官ニ送致ス可シ

第六條　海軍軍法會議ニ於テ被告人ノ訊問ヲ要セサルモノト認ルトキハ書面ニ依リ其裁判ヲ爲スコトヲ得

第七條　即決ノ言渡確定シ若クハ正式裁判ノ言渡ヲ爲シタルトキハ憲兵部警察署海軍軍法會議ヨリ被告人所屬ノ長官若クハ艦船團長又ハ被告人所在ノ地ノ軍法會議主理ニ其執行ヲ囑託スルコトヲ得

第八條　海軍軍法會議ノ裁判ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第二編　裁判、監獄

第一章　裁判

第一節　構成

裁判所構成法（明治二十三年二月十日　法律第六號）

【沿革】明治三十八年三月法律第六七號、同三十九年五月同第五〇號、同四十一年三月同第一〇號、同第三〇號、同四十四年四月同第七一號、大正二年四月同第六號、同三年四月同第三九號、同十年五月同第一〇二號、同十一年四月同第五三號同十四年三月同第五號改正

裁判所構成法目次

第一編　裁判所及檢事局
- 第一章　總則
- 第二章　區裁判所
- 第三章　地方裁判所
- 第四章　控訴院
- 第五章　大審院

第二編　裁判所及檢事局ノ官吏
- 第一章　判事又ハ檢事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格
- 第二章　判事
- 第三章　檢事
- 第四章　裁判所書記
- 第五章　執達吏
- 第六章　廷丁

第三編　司法事務ノ取扱
- 第一章　開廷
- 第二章　裁判所ノ用語
- 第三章　裁判ノ評議及言渡
- 第四章　裁判所及檢事局ノ事務章程
- 第五章　司法年度及休暇
- 第六章　法律上ノ共助

第四編　司法行政ノ職務及監督權

裁判所構成法

第一編　裁判所及檢事局

第一章　總則

第一條　左ノ裁判所ヲ通常裁判トス
- 第一　區裁判所
- 第二　地方裁判所
- 第三　控訴院
- 第四　大審院

第二條　通常裁判所ニ於テハ民事刑事ヲ裁判スルモノトス但シ法律ヲ以テ特別裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條　地方裁判所控訴院及大審院ヲ合議裁判所トシ數人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ總テノ事件ヲ審問裁判ス但シ訴訟法又ハ特別法ニ別段規定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　裁判所ノ設立廢止及管轄區域竝ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　各裁判所ニ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

第六條　各裁判所ニ檢事局ヲ附置ス檢事ハ刑事ニ付公訴ヲ起シ其ノ取扱上必要ナル手續ヲ爲シ法律ノ正當ナル適用ヲ請求シ及判決ノ適當ニ執行セラルルヤヲ監視シ又民事ニ於テモ必要ナリト認ムルトキハ通知ヲ求メ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得又裁判所ニ屬シ若ハ之ニ關ル司法及行政事件ニ付公益ノ代表者トシテ法律上其ノ職權ニ屬スル監督事務ヲ行フ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其ノ事務ヲ行フ

檢事局ノ管轄區域ハ其ノ附置セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若一人ノ檢事若ハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ裁判所長又ハ區裁判所ニ於テ判事若ハ監督判事ハ其ノ事件猶擔スヘカラサルニ於テハ判事ニ檢事ノ代理ヲ命シ其ノ事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七條　檢事局ニ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

第八條　各裁判所ニ書記課ヲ設ク書記課ハ往復會計記錄其ノ他此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附置セラレタル檢事局ニ於テ前項ノ如キ事務ヲ取扱フ爲必要ナリト認メタルトキニ限リ別ニ書記課ヲ設クルコトヲ得

外國語ノ通譯ヲ要スル裁判所及檢事局ニ通譯官ヲ置クコトヲ得

第九條　區裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ及裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前項ノ外執達吏ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ヲ行フ

第十條　法律ヲ以テ特定シタルモノヲ除ク外左ノ場合ニ於テ適當ノ申請アルトキハ關係アル各裁判所ヲ併セテ之ヲ管轄スル直近上級ノ裁判所ハ何レノ裁判所ニ於テ本件ヲ裁判スルノ權アルヤヲ裁判ス

第一　權限アル裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且此ノ法律第十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定メラレタル裁判所モ亦之ヲ行フコトヲ得サルトキ

第二　裁判所管轄區域ノ境界明確ナラサルカ爲其ノ權限ニ付疑ヲ生シタルトキ

第三　法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スルトキ

第四　二以上ノ裁判所權限ヲ有セストノ確定裁決ヲ爲シ又ハ權限ヲ有セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其ノ裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フヘキトキ

第二章　區裁判所

第十一條　區裁判所ノ裁判權ハ單獨判事之ヲ行フ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配ス

此ノ事務分配ハ毎年一方裁判所長前以テ之ヲ定ム

區裁判所判事ノ取扱ヒタル事ハ裁判事務分配上其ノ事他ノ判事ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ效力ヲ失フコトナシ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ督監判事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

第十二條　事務分配一タヒ定マリタルトキハ司法經度中之ヲ變更セス但シ一人ノ判事ノ分擔多キニ過キ又ハ判事缺員シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メタル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

一ノ區裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコトヲ得サルトキ之ニ代ルヘキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク毎年前以テ之ヲ定ム

第十三條ノ二　區裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ地方裁判所長ハ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第十四條　區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一　千圓ヲ超過セサル金額又ハ價額千圓ヲ超過セサル物ニ係ル請求

第二　價額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ)　住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或部分ノ受取明渡使用占據若ハ修繕ニ關リ又ハ貸借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃貸人ノ差押ヘタルコトニ關リ賃貸人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟

(ロ)　不動產ノ經界ノミニ關ル訴訟

(ハ)　占有ノミニ關ル訴訟

(ニ)　雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟

(ホ)　左ニ揭ケタル事項ニ付キ旅人ト旅店若ハ飮食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟

(一)　賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料

(二)　旅店若ハ飮食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル手荷物金錢又ハ有價物

第十四條ノ二　區裁判所ハ破產事件ニ付裁判權ヲ有ス

第十五條　區裁判所ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク外非訟事件ニ關ル事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

非訟事件中登記事務ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條　區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第一　拘禁又ハ科料ニ該ル罪

第二　短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ヲ除ク外有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪

第十六條ノ二　司法大臣ハ地方裁判所ノ管轄區域內ノ一ノ區裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事ノ事務ノ全部又ハ一部分ヲ其ノ地方裁判所ノ管轄區域內ノ他ノ區裁判所ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第十七條　前數條ニ揭ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ權限ハ此ノ章ニ揭ケタル事件ニ關リ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第十七條ノ二　司法大臣ハ區裁判所ニ屬スル事務ノ一部分ヲ取扱フ爲區裁判所出張所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第十八條　各區裁判所ノ檢事局ニ檢事ヲ置ク

區裁判所檢事局ノ檢事ノ事務ハ其ノ地ノ警察官憲兵將校下士又ハ林務官之ヲ取扱フコトヲ得

司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試補又ハ郡市町村ノ長ヲシテ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得

第三章　地方裁判所

第十九條　地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所トス
各地方裁判所ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第二十條　各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク
地方裁判所長ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス
地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ム

第二十一條　司法大臣ハ各地方裁判所ノ判事一人若ハ二人以上ニ其ノ裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第二十二條　各地方裁判所ノ事務ハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ各部及各豫審判事ニ之ヲ分配ス
各地方裁判所ノ各部長及部員ノ配置及所長部長部員差支アルトキノ代理ヲモ亦毎年前以テ之ヲ定ム
前二項ニ揭ケタル諸件ハ裁判所長部長及部ノ上席判事一人ノ會議ニ於テ裁判所長會長トナリ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
地方裁判所長ハ次年自ラ部長トナルヘキ部ヲ指定スヘシ

第二十三條　或ル部ニ於テ著手シタル事務ニシテ司法年度ノ終ニ臨ミ未タ終結ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト認ムルトキ同部員ヲシテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ得
豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ未タ終結ニ至ラサルモノモ亦前項ニ同シ

第二十四條　第二十二條ニ從ヒ事務ノ分配及判事ノ配置一タヒ定マリタルトキハ一部ノ事務多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支アルニ非サレハ司法年度中之ヲ變更セス
裁判所ノ事務其現在ノ部ニ過多ナル場合ニ於テ司法大臣適宜ト認ムルトキハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコトヲ得

第二十五條　地方裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第二十六條　地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス
第一　第一審トシテ
區裁判所ノ權限又ハ第三十八條ニ定メタル控訴院ノ權限ニ屬スルモノヲ除キ其他ノ請求
第二　第二審トシテ
(イ)　區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
(ロ)　區裁判所ノ判決及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十七條　地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス
第一　第一審トシテ
區裁判所ノ權限竝ニ大審院ノ特別權限ニ屬セサル刑事訴訟
第二　第二審トシテ
(イ)　區裁判所ノ判決ニ對スル控訴
(ロ)　大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十八條　（削除）

第二十九條　地方裁判所ハ非訟事件ニ關ル裁判所ノ決定及命令ニ對シ法律ニ定メタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

第三十條　地方裁判所ノ權限竝ニ其裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第三十一條　司法大臣ハ地方裁判所ト其ノ管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便ナルカ爲至當ト認ムルトキハ地方裁判所ニ屬スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ爲メ一若ハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム
支部ニハ之ヲ設置シタル區裁判所若ハ近隣ノ區裁判所ノ判事ヲ用ヰルコトヲ得此場合ニ於テ判事ヲ選用スルノ權ハ司法大臣ニ屬ス
司法大臣ハ支部ニ勤ムヘキ豫審判事及檢事ヲ命ス
豫審判事ヲ命スルコトヲ得
代理ニ關ル第二十五條ハ支部ニモ亦之ヲ適用ス

第三十二條　地方裁判所ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ三人ノ判事中一人ヲ裁判長トス且豫備判事ハ如何ナル事情アルモ二人以上其ノ部ニ列席スルコトヲ得ス其他ノ事件ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第三十三條　各地方裁判所ノ檢事局ニ檢事正ヲ置ク檢事正ハ檢事局ノ事務取扱ヲ分配指揮及監督ス但シ檢事局ノ其ノ他ノ檢事ハ事務取扱ニ付何等ノ事件ニ掬ラス特別ノ許可ヲ受ケスシテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

第四章　控訴院

第三十四條　控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス
各控訴院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ置ク

第三十五條　各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク
控訴院長ハ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

第二編　裁判、監獄　第一章　裁判

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第三十六條　事務ノ分配及結了竝ニ判事ノ代理ニ付テハ第二十二條第二十三條及第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス
第一　前項ニ揭ケタル各條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス
第二　控訴院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件ヲ緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其控訴院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ其ノ裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得但シ豫備判事ヲ用ヰルコトヲ得ス

第三十七條　控訴院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス
第一　地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴
第二　大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル法律ヲ定メタル抗告

第三十八條　皇族ニ對スル民事訴訟ニ付第一審及第二審ノ裁判權ハ東京控訴院ニ屬ス但シ第一審ノ訴訟手續ニ付テハ地方裁判所ノ第一審手續ヲ適用ス

第三十九條　控訴院ノ權限竝ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍　方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第四十條　控訴院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ三人ノ判事中一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第四十一條　第三十八條ノ場合ニ於テ第一審ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テ

タル部ニ於テ審問裁判シ第二審ハ特ニ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判ス其ノ三人又ハ五人ノ判事中一人ヲ裁判長トス

第四十二條　各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク

檢事長竝ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第五章　大審院

第四十三條　大審院ヲ最高裁判所トス

大審院ニ一若クハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第四十四條　大審院ニ大審院長ヲ置ク

大審院長ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第四十五條　大審院ノ事務ノ分配竝ニ代理ノ順序ハ每年部長ト協議シ大審院長前以テ之ヲ定ム

大審院長ハ次年自ラ上席セントスル部ヲ指定スヘシ

大審院ノ判事差支ノ爲或ハ事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ大審院長ヨリ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知シ其ノ控訴院ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十六條　大審院長ハ何時ニテモ部長若クハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得

第四十七條　大審院ニ於テ一タヒ定マリタル部ノ組立ヲ變更シタルトキハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十三條ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第二十四條ヲ適用ス

第四十八條　大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其ノ訴訟一切ノ事ニ付下級裁判所ヲ羈束ス

第四十九條　大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ付曾テ一若ハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アルトキハ其ノ部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ從ヒ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及裁判スルコトヲ命ス

第五十條　大審院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一　終審トシテ

(イ)　上告

(ロ)　地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令竝ニ控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

(ハ)　地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告

第二　第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七十三條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條ノ罪竝ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノノ陪審ノ裁判

第五十一條　前條第二ニ揭ケタル事件ニ付大審院ハ必要ナリト認ムルトキハ事件ノ審問裁判ヲ爲ス爲控訴院若ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ部員ニ加フルコトヲ得但シ此ノ半數ニ滿ツルコトヲ得ス

第五十二條　大審院ノ權限竝ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第五十三條　大審院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點

事中一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第五十四條　第四十九條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ判事少クトモ三分ノ二列席スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事中官等最モ高キ者ヲ部長ト爲ス大審院長ハ至當ナリト認ムルトキハ自ラ總部ニ長タルノ權ヲ有ス

第五十五條　大審院長ハ第五十條ニ依リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ爲スヘキ各別ノ場合ニ付大審院ノ判事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ各裁判所判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十六條　大審院ノ檢事局ニ檢事總長ヲ置ク

檢事總長竝ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第二編　裁判所及檢事局ノ官吏

第一章　判事又ハ檢事ニ任セラルルニ必要ナル準備及資格

第五十七條　判事又ハ檢事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ定メタル者ヲ除ク外試補トシテ一年六月以上裁判所及檢事局ニ於テ實務ノ修習ヲ爲シ且考試ヲ經ルコトヲ要ス

實務ノ修習及考試ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五十八條　試補ハ成規ノ試驗ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

前項ノ試驗ニ關スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條　（削除）

第六十條　一年以上修習ヲ爲シタル試補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ區裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附屬ノ書補ナシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六十一條　試補ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス

第一　訴訟事件ト非訴訟事件トニ拘ラス裁判ヲ爲スコト

第二　證據ヲ調フル事但シ前條第二項ノ場合ヲ除ク

第三　登記ヲ爲ス事

第六十二條　司法大臣ハ試補ノ行狀其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績ヲ試ニ合格スヘキ見込ナシト認ムルトキハ之ヲ罷免スルコトヲ得

第六十三條　新任ノ判事又ハ檢事ハ爾位アルトキ之ヲ區裁判所若ハ地方裁判所ノ判事又ハ區裁判所若ハ地方裁判所ノ檢事ニ補ス

司法大臣ハ爾位アルヲテ新任ノ判事又ハ檢事ニ豫備判事又ハ豫備檢事トシテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ裁判所ノ檢事局ニ用フ

第六十四條　區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ檢事局ニ用ヰラレタル豫備判事又ハ豫備檢事又ハ判事又ハ檢事差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得ス且通常代理ノ規程ニ依リ雖キコトアルトキハ第三十二條ノ制限ニ從ヒ司法大臣之ニ其ノ判事又ハ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得

司法大臣ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ其ノ檢事局ノ檢事ニ一時爾位アル間ハ此ノ法律ノ範圍內ニ於テ豫備判事又ハ豫備檢事ヲ以テ之ヲ充ツスコトヲ得

第六十五條　三年以上帝國大學法科教授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ揭ケタル試驗及考試ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セラルルコトヲ得司法官試補タル資格ヲ有シ朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府檢事タル者亦同シ

第六十六條　左ニ揭ケタル者ハ判事又ハ檢事ニ任セラルルコトヲ得ス

第一　重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二　定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

第三　身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

第二章　判事

第六十七條　判事ハ終身官トシ親任勅任又ハ奏任トス

第六十八條　大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ奏任判事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

第六十九條　五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セラルルコトヲ得ス

第七十條　十年以上判事タル者又ハ十年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ大審院判事ニ補セラルルコトヲ得ス

第七十一條　第六十九條及第七十條ニ揭ケタル年限ヲ算スルニハ補職ノ時マテ各々其ノ條ニ列記シタル職務ノ一ノミニ引續キ從事シタルコトヲ必要トセス

第七十一條ノ二　前三條ノ規定ノ適用ニ付テハ判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル司法者各局長司法書記官朝鮮總督府判事朝鮮總督府檢事臺灣總督府法院判官臺灣總督府法院檢察官關東廳法院判官又ハ關東廳法院檢察官ノ在職ハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

第七十二條　判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

第一　公然政事ニ關係スル事

第二　政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ府縣郡市町村ノ議會ノ議員トナル事

第三　俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就ク事

第四　商業ヲ營ミ又ハ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル事務ヲ營ム事

第七十三條　第七十四條乃至第七十五條ノ場合ヲ除ク外判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セラルルコトナシ但シ豫備判事タルトキ及補闕ノ必要ナル場合ニ於テ轉所ヲ命セラルルハ此限ニ在ラス

前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若ハ其間ニ於テ法律ノ許ス停職ニ關係アルコトナシ

第七十四條　判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ二　大審院長年齡六十五年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年齡六十三年ニ達シタルトキハ退職ス但シ控訴院又ハ大審院ノ總會ニ於テ三年以內ノ期間ヲ定メ仍在職セシムヘキモノト決議シタルトキハ其ノ期間滿了ノ時ニ於テ退職ス

第七十四條ノ三　司法大臣ハ裁判事務上必要アルトキハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ判事ニ轉所ヲ命スルコトヲ得

第七十五條　法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

第七十六條　判事ノ官等俸給及進級ニ關スル規程ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十七條　削除

第七十八條　判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴追ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ラス引續キ之ヲ給ス

第三章　檢事

第七十九條　檢事ハ親任勅任又ハ奏任トス

第七十六條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

檢事總長ハ親任檢事ヲ以テ之ヲ親補ス

檢事長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ檢事ノ職ハ勅任檢事又ハ奏任檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

第八十條　檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ之ヲ免職スルコトナシ

第八十條ノ二　檢事總長年齡六十五年其ノ他ノ檢事ノ職ニ在ル者年齡六十三年ニ達シタルトキハ退職ス但シ司法大臣ハ三年以內ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得

第八十一條　檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ干渉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フコトヲ得ス

第八十二條　檢事ハ其ノ上官ノ命ニ從フ

第八十三條　檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ各管轄區域內ノ裁判所ノ檢事ノ職務ノ範圍內ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フノ權ヲ有ス

檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ管轄區域內ニ於テ或ル檢事ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第八十四條　司法警察官ハ檢事ノ職務上其ノ檢事局管轄區域內ニ於テ發シタル命令及其ノ檢事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ

司法省又ハ檢事局及內務省又ハ地方官廳ニ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域內ニ於テ司法警察官トシテ勤務シ前項ノ命令ヲ受ケ及之ヲ執行スル者ヲ定ム

第四章　裁判所書記

第八十五條　裁判所ニ第八條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

區裁判所ノ各判事及合議裁判所ノ各部ノ爲少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第八十六條　地方裁判所ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク控訴院及大審院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク

區裁判所及檢事局ノ書記課ニ二人以上ノ書記ヲ置キタルトキハ其ノ一人ヲ監督書記及書記長ハ各々其ノ上官ノ命令ニ服從シテ書記課ノ事務ヲ指揮監督ス

第八十七條　書記其ノ職務ノ範圍內ニ於テ取扱ヒタル事ハ既ニ定マリタル事務分配上其ノ事他ノ書記ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其效力ヲ失フコトナシ

第八十八條　書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ大審院長控訴院長檢事總長檢事長ニ各々其ノ裁判所又ハ檢事局ノ書記ヲ地方裁判所長檢事正ニ各々其ノ裁判所及其ノ管轄區域內ノ區裁判所又ハ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域內ノ檢事局ノ書記ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得

書記長及通譯官ハ奏任トス

書記長及通譯官ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十九條　書記ニ任セラルルニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ試驗ヲ經ルコ

トヲ要ス

志願者前項ノ試驗ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格竝ニ此ノ試驗及試驗ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關ル細則ハ裁判所書記登用試驗規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十條　書記ニ任セラレタル者闕位ナキ間ハ豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ書記トシテ臨時勤務ヲ命セラルルコトヲ得

第九十一條　書記ハ其上官ノ命令ニ從フ

裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令ニ從ヒ又判事一人ナルトキハ其判事ノ命令ニ從フ

書記ハ檢事局ニ勤務スルトキ又ハ特別ノ事務ニ付判事若ハ檢事ニ附屬シタルトキモ亦其ノ檢事局又ハ判事若ハ檢事ノ命令ニ從フ

前二項ノ命令ニシテ口述ノ書取ニ關ルカ又ハ書類記錄ノ調製若ハ變更ニ關ル場合ニ於テ其ノ調製若ハ變更ヲ正當ナラスト認ムルトキ書記ハ自己ノ意見ヲ記シテ之ニ添フルコトヲ得

前四項ニ揭ケタルモノヲ除ク外書記ノ職務及其ノ事務取扱方法ハ書記ニ關ル規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十二條　合議裁判所長又ハ區裁判所ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所ニ於テ修習中ノ試補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ職務上署名ヲ要スルトキハ特別ノ許可ヲ得テ署名スル旨ヲ記ス

第九十三條　豫備書記ハ事務ノ取扱ニ於テハ書記ニ同シ但シ書記規則中ニ制限ヲ設ケタルモノハ此限ニ在ラス

第五章　執達吏

第九十四條　各區裁判所ニ第九條ニ從ヒ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

第九十五條　執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ地方裁判所長ニ其ノ管轄區域内ニ裁判所ノ執達吏ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得

執達吏ニ任セラルルニ必要ナル資格竝ニ試驗ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第九十六條　執達吏ハ手數料ヲ受ク其ノ手數料一定ノ額ニ達セサルトキハ補則金ヲ受ク

第九十七條　執達吏ハ其ノ所屬區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所管轄區域内ノ何レノ場所ニ於テモ其職務ヲ行フ

第九十八條　裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ執達吏ヲシテ之ヲ送達ス但シ書記ヨリ直接ニ若ハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ許ス場合ハ此限ニ在ラス

執達吏ハ刑事ニ付警察官ヲシテ執行ヲ爲ササル場合ニ限リ裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前二項ニ揭ケタルモノヲ除ク外執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第九十九條　執達吏ハ其ノ職務ヲ適實ニ行フ爲保證金ヲ出スコトヲ要ス

執達吏ノ職務細則竝ニ保證金ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百條　執達吏ハ其ノ所屬裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ書記ノ上官ノ命令ニ從フ

第六章　廷丁

第百一條　廷丁ハ大審院控訴院及地方裁判所ニ於テハ裁判所長或裁判所ニ於テハ地方裁判所長之ヲ屬ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第百二條　廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及司法大臣ノ發シタル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ取扱ハシム

區裁判所ハ執達吏ヲ用ヰルコト能ハサルトキハ其ノ裁判所所在地ニ於テ書類ヲ送達スル爲廷丁ヲ用ヰルコトヲ得

第三編　司法事務ノ取扱

第一章　開廷

第百三條　開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ナリト認ムルトキハ區裁判所ヲシテ其ノ管轄區域内ノ一定ノ場所ニ於テ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第百四條　訴訟審問ノ上席及指揮ハ合議裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル裁判長ニ屬シ區裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニ執務スル判事ニモ亦屬ス

第百五條　裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ハ其ノ理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此ノ場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆ヲ入廷セシムヘシ

第百六條　裁判長ハ公開ヲ停メタルトキモ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト認ムル者ヲ入廷セシムルノ權ヲ有ス

第百七條　裁判長ハ婦女兒童及相當ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得其ノ理由ハ之ヲ訴訟ノ記錄ニ記入ス

第百八條　開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

第百九條　裁判長ハ審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有ス

前項ニ揭ケタル遯犯者ヲ行狀ニ因リ之ヲ勾引シ閉廷ノトキマテ之ヲ勾留スルノ必要アリト認ムルトキ裁判所ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス閉廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命シ又ハ五圓以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ處スルコトヲ得

此ノ處罰ニ對シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス且其ノ所爲ノ輕罪者ハ重罪ニ該ルヘキモノナルトキハ之ニ對シテ刑事訴追ヲ爲スコトヲ得

第百十條　前條ノ規程ハ左ノ變更ヲ以テ當事者證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一　裁判所ハ閉廷ヲ待タスシテ本條ノ違犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二　違犯者原告ナルトキハ裁判所ハ處罰ノ内仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得

第百十一條　裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ヰル辯護士ニ對シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒上ノ訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

第百十二條　裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲第百九條第百十條及第百十一條ヲ以テ與ヘタル權ハ豫審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ其ノ職務ヲ行フ試補モ亦之ニ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時以内ニ其ノ判事又ハ試補ニ之ヲ申出ルコトヲ得

豫審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事支部ニ、テ前項ノ異議ヲ裁判ス受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第百十三條　第百九條第百十條第百十一條及第百十二條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記錄ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記シ

前項ノ場合ニ於テ其ノ所爲ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ處分スルノ權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第百十四條　判事檢事及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服ヲ著ス

前項ノ開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦一定ノ職服ヲ著スルコトヲ要ス

第二章　裁判所ノ用語

第百十五條　裁判所ニ於テハ日本語ヲ用フ

當事者證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アルトキハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用ヰルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ウ

第百十六條　通事ノ任命及使用竝ニ訴訟手續上其ノ行フヘキ職務ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百十七條　通事ノ得難キ場合ニ於テ書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用ヰラルルコトヲ得

第百十八條　外國人ノ當事者ヌル訴訟ニ關係ヲ有スル者及其ノ訴訟　審問ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通スル場合ニ於テ裁判長便利ト認ムルトキハ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ審問ノ公正記錄ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章　裁判ノ評議及言渡

第百十九條　合議裁判所ノ裁判ハ此ノ法律ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及之ヲ言渡ス

第百二十條　四日以上引續クヘキ見込アル刑事ノ審問ニ於テ裁判所長ハ補充判事一人ヲ命シ之ニ立會ハシムルコトヲ得此ノ補充判事ハ其ノ審問中或ル判事ノ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ參與スルコトヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審問及裁判ヲ完結スルノ權ヲ有ス

第百二十一條　判事ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ豫備判事及補充ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

判事ノ評議ハ其ノ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス其ノ評議ノ順末竝ニ各判事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルコトヲ要ス

第百二十二條　評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヨリ始トシ裁判長ヲ終トス官等同キトキハ年少ノ者ヲ始トシ受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條　裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

金額ニ付判事ノ意見三說以上ニ分レ其ノ說各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

刑事ニ付其ノ意見三說以上ニ分レ各々過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第百二十四條　判事ハ裁判スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第四章　裁判所及檢事局ノ事務章程

第百二十五條　裁判所及檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ハ司法大臣之ヲ定ム

控訴院長及檢事長ハ前項ノ規則ニ依リ各自管轄區域內ノ裁判所及檢事局ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱ニ關リ成ルヘク統一ヲ旨トシ殊ニ裁判所及檢事局ノ開廳時間左開延ノ時日ニ付訓令ヲ發ス

大審院ハ自ラ其ノ事務章程ヲ定ム但シ之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

第百五十六條　司法年度及休暇

第百二十七條乃至第百三十條　（削除）

第六章　法律上ノ共助

第百三十一條　裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依リ互ニ法律上補助ヲ爲ス

法律上ノ補助ハ別　法律ノ定メタル場合ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第百三十二條　檢事局モ亦各自ノ管區轄域內ニ於テ取扱フヘキ事務ニ附互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第百三十三條　裁判所書記課モ亦其ノ權內ノ事件又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ權內ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第四編　司法行政ノ職務及監督權

第百三十四條　合議裁判所長區裁判所ノ判事若ハ監督判事檢事總長檢事長檢事正ハ司法大臣ノ由ヲ以テ司法行政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第百三十五條　司法行政監督權ノ施行ハ左ノ規程ニ依ル

第一　司法大臣ハ各裁判所及各檢事局ヲ監督ス

第二　大審院長ハ大審院ヲ監督ス

第三　控訴院長ハ其ノ控訴院及其管轄區域內ノ下級裁判所ヲ監督ス

第四　地方裁判所長ハ其裁判所若ハ其ノ支部及其ノ管轄區域內ノ區裁判所ヲ監督ス

第五　區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所屬ノ書記及執達吏ヲ監督ス

第六　檢事總長ハ其ノ檢事局及下級檢事局ヲ監督ス

第七　檢事長ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル控訴院管轄區域內ノ檢事局ヲ監督ス

第八　檢事正ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域ノ檢事局ヲ監督ス

第百三十六條　前條ニ揭ケタル監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス

第一　官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付其ノ注意ヲ促シ竝ニ適當ニ其ノ事務ヲ取扱フコトヲ之ニ訓令スル事

第二　官吏ノ職務上ト否トニ拘ラス其ノ地位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スル者

但シ此ノ諭告ヲ爲ス前其ノ官吏ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得セシムヘシ

第百三十六條ノ二　合議裁判所長檢事總長檢事長檢事正ハ其ノ監督ニ屬スル判事若ハ檢事ヲシテ司法行政事務　一部分ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第百三十七條　第十八條及第八十四條ニ揭ケタル官吏ハ第百三十五條ニ依リ行ソヘキ監督ヲ受クルノ官吏中ニ之ヲ包含ス

第百三十八條　裁判所若ハ檢事局ノ官吏ヲシテ適當ニ其ノ職務ヲ行ハサル者又ハ其ノ行狀其ノ地位ニ不相應ナル者ニ付第百三十六條ヲ適用スルコト能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第百三十九條　前數條ニ揭ケタル司法行政ノ職務及監督權ハ判事若ハ判事其ノ官吏タルノ資格又ハ其ノ他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其ノ請求ヲ滿足セシムル爲之ヲ執行スルコトヲ得ス

第百四十條　司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滯若ハ拒絕ニ對スル抗告ハ此ノ編ニ揭ケタル司法行

第二編　裁判、監獄　第一章　裁判

政ノ職務及監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第百四十一條　裁判所及檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル官衙若ハ檢事ノ要求アルトキハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關スル事項ニ付意見ヲ述フ

第百四十二條　司法官廳ニ對シテ起リタル民事ノ訴訟ニ於テハ其ノ訴訟ヲ受ケタル裁判所ノ檢事局ハ司法官廳ヲ代表ス

第百四十三條　此ノ編ニ揭ケタル前各條ノ規程ノ裁判上執務スル官吏ノ裁判權ニ影響ヲ及ホシ又ハ之ヲ制限スルコトナシ

附　則

第百四十四條　此ノ法律ノ施行ニ關スル規程竝ニ從來ノ法律ニシテ此ノ法律ニ牴觸スト雖モ當分ノ內仍ホ效力ヲ有セシムルモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

附　則　（明治四十一年三月法律三〇號）

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ提起シタル訴訟ハ本法ニ依リ他ノ裁判所ノ權限ニ屬スヘキモノト雖モ受訴裁判所之ヲ裁判スヘシ

本法施行後重禁錮又ハ輕禁錮ニ處スヘキ罪ノ裁判權ニ付テハ重禁錮ヲ懲役ト看做シ輕禁錮ヲ禁錮ト看做ス

附　則　（大正二年四月法律第六號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正二年四月勅令第五十四號ヲ以テ同年四月二十一日ヨリ施行）

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則　（大正十一年四月法律第五十三號）

本法施行期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年十一月勅令第四九九號ヲ以テ第十四條ノ二、第二十八條、第六十五條第二項及第七十一條ノ二ノ改正ヲ大正十二年一月一日ヨリ、同第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十二年五月勅令第二一四號ヲ以テ大正十三年一月一日ヨリ施行）

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則　（大正三年五月勅令第七二號ヲ以テ第六十七條、第六十八條及第七十九條ノ改正ヲ同年五月一日ヨリ、同七年一月勅令第七號ヲ以テ第五十七條乃至第五十九號、第六十二條及第六十五條ノ改正ヲ同十二年三月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ裁判事檢事又ハ試補タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

附　則　（大正十年五月法律第一〇一號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十年五月勅令第二二七號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際現ニ裁判事又ハ檢事ノ職ニ在ル者ニシテ本法施行ノ日ニ於テ第七十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規定スル年齡ヲ超ユルモノ及本法施行ノ日ヨリ二十日內ニ於テ其ノ年齡ニ達スルモノハ本法施行ノ日ヨリ二十日ヲ經テ退職スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ裁判事ニ付テハ第七十四條ノ二但書ノ規定ヲ、檢事ニ付テハ第八十條ノ二但書ノ規定ヲ準用ス但シ第七十四條ノ二又ハ第八十條ノ二ニ規定スル年齡ニ三年ヲ加ヘタルモノヲ超エテ在職セシムルコトヲ得ス

附　則　（大正十一年四月法律第五十三號）

本法施行期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年十一月勅令第四九九號ヲ以テ第十四條ノ二、第二十八條、第六十五條第二項及第七十一條ノ二ノ改正ヲ大正十二年一月一日ヨリ、同第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十二年五月勅令第二一四號ヲ以テ大正十三年一月一日ヨリ施行）

第十四條ノ二及第二十八條ノ改正規定施行前ノ從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其裁判所ニ於テ完結ス

附　則　（大正十四年三月法律第五號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十四年七月勅令第二五一號ヲ以テ同年同月十日ヨリ施行）

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

裁判所構成法施行條例（明治二十三年三月十九日法律第二十二號）

【沿革】　明治四十一年三月法律第三一號改正

第一條　從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從來ノ始審裁判所ニ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス

第二條　始審裁判所從來ノ檢事局ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所ノ檢事局トス控訴院大審院ノ檢事局モ亦同シ

第三條　區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトス

第四條　裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五條　裁判所構成法ニ依リ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院之ヲ裁判スヘシ

第六條　裁判所構成法實施前重罪裁判所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條　裁判所構成法實施前始審裁判所ニ於テ受理シタル郡長區長戶長又ハ市長町長村長ニ對スル民事控訴ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノト雖其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁判スヘシ

第八條　裁判所構成法實施前高等法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス高等法院ニ於テ裁判スヘキ事件ヲ通常裁判所ニ於テ受理シタルモノモ亦同シ

第九條　明治十八年第三十一號布告違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十條　明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交涉ノ件處分法ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十一條　明治二十一年勅令第六十四號ハ仍效力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ刑事差支アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十二條　東京地方裁判所管內小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ

島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フコトヲ得

第十三條　沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取扱フ但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノ長崎控訴院ノ管轄トス

第十四條　（削除）

第十五條　明治二十一年勅令第七十一號清國竝ニ朝鮮國駐在領事裁判規則ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十六條　裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二編第一章ノ要件ヲ必要トセス

第十七條　裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八十九條ノ要件ヲ必要トセス

第十八條　裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試補實地修習ノ時間ヲ一年六箇月マテニ減縮スルコトヲ得

明治十七年太政官達第百二號判事登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試驗ヲ要セスシテ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第十九條　裁判所構成法實施後一年間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章第六十九條第七十條ノ規程ニ拘ハラス補職ヲ爲スコトヲ得

第二十條　三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上舊參事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司法省高等官（會計局ノ高等官ヲ除ク）ノ職ヲ奉シタル者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第二十一條　裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

刑政ニ關スル司法ノ職分ニ關シ叡旨奉體方

（大正十四年六月二十二日　司法省訓令第三號）

裁判所　檢事局　刑務所
少年審判所　矯正院

刑政ニ關スル司法ノ職分ハ犯罪ヲ防遏シテ國家社會ノ安寧秩序ヲ保持シ其ノ福祉ヲ增進スルニ在リ檢察、裁判、行刑ヨリ少年ノ審判、矯正其ノ他司法保護ニ至ルマテ皆然ラサルハナシ然ルニ世人猶因襲的觀念ニ囚ハレ行刑、保護ノ二者ヲ輕視スルカ如キ傾向アルハ本大臣ノ頗ル遺憾トスル所ナリ我至仁至慈ナル　皇室ニ於カセラレテハ刑政ニ關シテ夙ニ軫念アラセラレ司法保護事業ニ對シ屢次內帑ノ貸下シテ奬勵セラレ又震災ニ際シテハ特ニ復興ノ費ヲ賜ヒ　皇太子殿下ノ御成婚ニ際シテハ斯業ノ功勞者ヲ表彰セラレ侍臣ヲ保護團體ニ差遣シテ實狀ヲ視察セシメ給ヒ　皇太子殿下北海道御巡啓ノ際ハ特ニ保護團體ノ代表者ヲ召見シテ物ヲ賜ヒ又秩父宮殿下伏見宮殿下ニハ親シク巢鴨刑務所ニ於ケル行刑ノ實際ヲ　臺覽アラセラル本大臣ハ曩日　攝政宮殿下ニ拜謁シテ司法省所管事務ノ運用ニ付言上シ奉ル所アリシニ司法保護ノコトヲ以テ重要ナル事業ト思召サレ特ニ之ニ關スル御下問ヲ辱ウシタリ一視同仁ノ御盛德ト衆庶ノ福祉ヲ念トシ給フ　臺慮トハ夐ニ恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ職ニ從フ者深ク思ヲ此等ノ點ニ致シ謹ミテ　叡旨ヲ奉體シ又刑事政策ノ精神ニ則リ協心戮力不貳ノ徒ヲ薰化シテ醇正忠貞ノ民タラシメ遂ニ刑措キテ用ヰサルノ極致ニ至ラシムルコトヲ期スヘシ

第二節　陪審

陪審法

（大正十二年四月十七日　法律第五十號）

【沿革】昭和四年四月法律第五一號改正

（註記）

本法中左ニ掲クル規定ニ限リ昭和二年五月勅令第一四四號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行トナリタリ

第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第二十六條、第千十三條及第百十四條

第一章　總則
第二章　陪審員及陪審ノ構成
第三章　陪審手續
　第一節　公判準備
　第二節　公判手續及公判ノ裁判
　第三節　上訴
第四章　陪審費用
第五章　罰則
第六章　補則
　附則

陪審法

第一章　總則

第一條　裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事項ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

第二條　死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三條　長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ付被告人ノ請求アリタルトキハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第四條　左ニ掲クル罪ニ該ル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ陪審ノ評議ニ付セス

一　大審院ノ特別權限ニ屬スル罪
二　刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
三　治安維持法ノ罪
四　軍機保護法、陸軍刑法又ハ海軍刑法ノ罰其ノ他軍機ニ關シ犯シタル罪
五　法令ニ依リテ行フ公選ニ關シ犯シタル罪

第五條　第三條ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ期日前ト雖最初ニ定メタル公判期日ノ召喚ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　被告人ハ檢事ノ被告事件陳述前ハ何時ニテモ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第七條　被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事實ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス但シ共同被告人中公訴事實ヲ認メサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條　地方ノ情況ニ由リ陪審ノ評議公平ヲ失スルノ虞アルトキハ檢事ハ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

公判ニ繫屬スル事件ニ付前項ノ請求アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スヘシ

第九條　前條第一項ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交附スヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日內ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

管轄裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第十條　管轄移轉ノ請求アリタルトキハ被告人ハ檢事ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタルニ因ル事件陪審ノ評議ニ付スヘカラサルニ至リタルトキハ檢事ノ管轄移轉ノ請求ハ之ヲ取下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ又ハ請求ヲ取下ケタル者アルトキハ其ノ被告人ニ關スル管轄移轉ノ請求ニ付亦前項ニ同シ

第十一條　上訴裁判所ニ於テハ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ス

第二章　陪審員及陪審ノ構成

第十二條　陪審員ハ左ノ各號ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一　帝國臣民タル男子ニシテ三十歲以上タルコト

二　引續キ二年以上同一市町村內ニ住居スルコト

三　引續キ二年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムルコト

四　讀ミ書キヲ爲シ得ルコト

前條第二號及第三號ノ要件ハ其ノ年九月一日ノ現在ニ依ル

第十三條　左ニ揭クル者ハ陪審員タルコトヲ得ス

一　禁治產者、準禁治產者

二　破產者ニシテ復權ヲ得サルモノ

三　聾者、啞者、盲者

四　懲役、六年以上ノ禁錮、重刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

第十四條　左ノ揭クル者ハ陪審員ノ職務ニ就カシムルコトヲ得ス

一　國務大臣

二　在職ノ判事、檢事、陸軍法務官、海軍法務官

三　在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官

四　在職ノ宮內官吏

五　現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

六　在職ノ廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長

七　在職ノ警察官吏

八　在職ノ監獄官吏

九　在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

十　在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏

十一　郵便電信電話鐵道及軌道ノ現業ニ從事スル者竝船員

十二　市町村長

十三　辯護士、辨理士

十四　公證人、執達吏、代書人

十五　在職ノ小學校教員

十六　神官、神職、僧侶、諸宗教師

十七　醫師、齒科醫師、藥劑師

十八　學生、生徒

第十五條　陪審員ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

一　陪審員被害者ナルトキ

二　陪審員私訴當事者ナルトキ

三　陪審員被告人、被害者若ハ私訴當事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

四　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ屬スル家ノ戶主又ハ家族ナルトキ

五　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

六　陪審員被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ同居人又ハ雇入ナルトキ

七　陪審員事件ニ付告發ヲ爲シタルトキ

八　陪審員事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ

九　陪審員事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ

十　陪審員事件ニ付判事、檢事、司法警察官又ハ陪審員トシテ職務ヲ行ヒタルトキ

第十六條　左ニ揭クル者ハ陪審員ノ職務ヲ辭スルコトヲ得

一　六十歲以上ノ者

二　在職ノ官吏、公吏、教員

三　貴族院議員、衆議院議員及法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員但シ會期中ニ限ル

第十七條　市町村長ハ毎年陪審員資格者名簿ヲ調製シ九月一日現在ニ依リ其ノ市町村內ニ於テ資格ヲ有スル者ヲ之ニ登載スヘシ

陪審員資格者名簿ニハ資格者ノ氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納稅額ヲ記載スヘシ

市町村長ハ陪審員資格者名簿ノ副本ヲ調製シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第十八條　市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ廳ニ於テ陪審員資格者名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

第十九條　法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登錄セラレタル者ハ縱覽期間內及其ノ後七日內ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿ニ登載セラレサル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明スヘシ

第二十條　市町村長異議ノ申立ヲ正當トスルトキハ遲滯ナク陪審員資格者名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ管轄區裁判所判事及異議申立人ニ通知スヘシ

市町村長異議ノ申立ヲ不當トスルトキハ遲滯ナク意見ヲ附シ申立書ヲ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第二十一條　前條第二項ノ場合ニ於テ區裁判所判事異議ノ申立ヲ理由ナシトスルトキハ其ノ旨ヲ市町村長及異議申立人ニ通知スヘシ異議ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ陪審員資格者名簿ヲ修正スヘキコトヲ命シ其ノ旨ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　地方裁判所長ハ毎年九月一日迄ニ翌年所要ノ陪審員ノ員數ヲ定メ管轄區域內ノ市町村ニ割當テ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

第二十三條　市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ整理シタル陪審員資格ニ名簿ニ基キ抽籤ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ割當テラレタル員數ノ陪審員候補者ヲ選定シ陪審員候補者名簿ヲ調製スヘシ

前項ノ抽籤ハ資格者三人以上ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十七條第二項及第三項ノ規定ハ陪審員候補者名簿ニ之ヲ準用ス

第二十四條　區裁判所判事ハ陪審員候補者ノ選定ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ監督ス區裁判所判事ハ前項ノ事務ニ付市町村長ニ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　市町村長ハ十一月三十日迄ニ陪審員候補者名簿ヲ管轄地方裁判所長ニ送付スヘシ

市町村長ハ陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且其ノ氏名ヲ告示スヘシ

第二十六條　市町村長前條ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第十三條若ハ第十四條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遲滯ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

第二十七條　陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ豫メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ數人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ應シタル後ニ非サレハ其ノ年內再ヒ陪審員ニ選定セラルルコトナシ

第二十九條　陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

第三十條　陪審ハ檢事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗讀スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

第三十一條　裁判長ハ事件二日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ行フハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ依ル

第三十二條　同日ニ數箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ數箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初ノ事件ノ取調前其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條　檢事及被告人異議ナルトキハ一ノ事件ノ爲構成セラレタル陪審ヲシテ同日ニ審理スヘキ他ノ事件ノ爲其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十四條　陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當止宿料ヲ給與ス

第三章　陪審手續

第一節　公判準備

第三十五條　陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付テハ裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十六條　被告人公判準備期日前辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條　公判準備期日ニハ被告人及辯護人ヲ召喚スヘシ

公判準備期日ハ之ヲ檢事ニ通知スヘシ

第三十八條　召喚狀ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ

第三十九條　公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求ニ因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

第四十條　公判準備期日ニ於ケル取調ハ定數ノ判事、檢事及裁判所書記列席シテ之ヲ爲ス

公判準備期日ニ於テハ辯護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ爲スコトヲ得ス辯護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

第四十一條　第二條ノ規定ニ依リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルトキハ裁判長ハ被告人ニ對シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辭シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

第四十二條　公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴事實ニ付出頭シタル被告人ヲ訊問スヘシ

陪審判事ハ裁判長ニ告ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

檢事及辯護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第四十三條　公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル證據調ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事、被告人及辯護人ハ證人訊問、鑑定、檢證又ハ證據物若ハ證據書類ノ集取ヲ請求スルコトヲ得

第二節　公判

第四十四條　裁判所書記ハ公判準備調書ヲ作リ公判準備期日ニ於ケル被告人ニ對スル訊問及其ノ供述、檢事被告人辯護人ノ申立、裁判所ノ裁判其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記述スヘシ

第四十五條　公判準備調書ニハ前條ニ規定スル事項ノ外被告事件、被告人及出頭シタル辯護人ノ氏名竝手續ヲ爲シタル裁判所年月日及裁判長陪席判事檢事裁判所書記ノ官氏名ヲ記載シ被告人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十六條　公判準備調書ハ三日內ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四十七條　檢事、被告人及辯護人ハ公判準備期日前第四十三條第二項ノ請求ヲ爲スコトヲ得公判期日七日前迄亦同シ

第四十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　裁判所公判準備期日外ニ於テ證據決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ檢事、被告人及辯護人ニ通知スヘシ

第四十九條　公判準備期日外ニ於テ證人又ハ鑑定人ノ訊問ヲ爲ストキハ被告人モ亦之ニ立會フコトヲ得

裁判所外ニ於テ前項ノ手續ヲ爲ストキハ拘禁セラレタル被告人ハ之ニ立會フコトヲ得ス但シ裁判所必要ト認ムルトキハ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第五十條　前條第一項ノ手續ヲ爲スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條　公判準備中陪審ノ評議ニ付スヘカラサル事由生シタルトキハ通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ

公判準備期日ニ於テ前項ノ事由生シタルトキハ其ノ期日ヲ公判期日トス但シ訴訟關係人中出頭セサル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條　被告人ハ公判準備期日ニ管轄違ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立ハ豫審ヲ經タル事件ニ付テハ豫審判事ニ對シテ其ノ申立ヲ爲シタル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條　裁判所公判準備期日ニ公訴棄却又ハ管轄違ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ以テ決ス

第五十四條　裁判所公判準備期日ニ免訴ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ決定ヲ爲スヘシ

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第五十五條　前二條ノ決定ヲ爲スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　第五十一條及ハ第五十三條ノ場合ニ於テ公判準備中ニ爲シタル手續ハ其ノ效力ヲ失ハス

第五十七條　公判期日ニハ第二十七條ノ規定ニ依リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條　陪審員ニ對スル呼出狀ニハ出頭スヘキ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ過料ニ處スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

第五十九條　陪審員疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ呼出ニ應スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ職務ヲ辭スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第二節　公判手續及公判ノ裁判

第六十條　陪審構成ノ手續ハ判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審ノ列席ノ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ手續ハ之ヲ公行セス

第六十一條　前條第一項ノ手續ハ陪審員二十四人以上出頭スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

出頭シタル陪審員二十四人ニ達セサルトキハ裁判長ハ之ヲ補充スル爲裁判所所在地又ハ其ノ附近ノ市町村ノ陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ必要ナル員數ノ陪審員ヲ選定シ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六十二條　陪審員二十四人以上出頭シタルトキハ裁判長ハ其ノ氏名、職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ陪審員ニ被告人ノ氏名、職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問フヘシ

檢事、被告人及陪審員除斥ノ原由アリトスルトキハ其ノ旨ノ申立ヲ爲スヘシ

除斥ノ原由アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十三條　出頭シタル陪審員中第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ陪審員タル資格ヲ有セサル者アリトスルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第六十四條　檢事及被告人ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ員數ヲ超過スル員數ニ付各其ノ半數ヲ忌避スルコトヲ得忌避スルコトヲ得ヘキ人員奇數ナルトキハ被告人ハ尙一人ヲ忌避スルコトヲ得

被告人數人アルトキハ忌避ハ共同シテ之ヲ行フ共同ノ方法ニ付協議整ハサルトキハ忌避ヲ行ハシムル方法ハ裁判長之ヲ定ム

第六十五條　裁判長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レタル後檢事及被告人ノ忌避スルコトヲ得ル員數ヲ告知スヘシ

裁判長ハ氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上クヘシ

裁判長氏名ヲ讀上ケタルトキハ檢事及被告人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ檢事ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス

忌避ノ理由ハ之ヲ陳述スルコトヲ得ス

次ノ氏名票ヲ抽籤函ヨリ抽出ス迄ニ陳述ヲ爲ササルトキハ承認ノ陳述ヲ爲シタルモノト看做ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言スル迄陳述ヲ爲ササルトキ亦同シ

陳述ハ次ノ氏名票ヲ抽出シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタル後亦同シ

第六十六條　前條ノ手續ニ依リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨ヲ宣言スヘシ

第六十七條　陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初ニ當籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ他ノ當籤者ヲ以テ之ニ充ツ

第六十八條　陪審員ハ第六十五條ノ規定ニ依リ爲シタル抽籤ノ順序ニ從ヒ著席スヘシ

第六十九條　裁判長ハ檢事ノ被告事件陳述前陪審員ニ對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ眞心ニ從ヒ公平誠實ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗讀シ陪審員ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘシ

第七十條　裁判長ハ陪審判事ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲サシムルコトヲ得

陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人ヲ訊問スルコトヲ得

第七十一條　證據ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

第七十二條　左ニ揭クル書類圖畫ハ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一　公判準備手續ニ於テ取調ヘタル證人ノ訊問調書

二　檢證、押收又ハ捜索ノ調書及之ヲ補充スル書類圖畫

三　公務員ノ職務ヲ以テ證明スルコトヲ得ヘキ事實ニ付公務員ノ作リタル書類

四　前號ノ事實ニ付外國ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ眞正ナルコトノ證明アルモノ

五　鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類圖畫

第七十三條　裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事、司法警察官又ハ訴訟上ノ共助ヲ爲ス外國ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充スル書類圖畫ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

一　共同被告人若ハ證人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

二　被告人又ハ證人公判外ノ訊問ニ對シテ爲シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ變更シタルトキ

三　被告人又ハ證人公判廷ニ於テ供述ヲ爲ササルトキ

第七十四條　前二條ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類又ハ裁判外ニ於テ作成シタル書類圖畫ハ供述者若ハ作成者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ召喚シ難キトキニ限リ之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十五條　證據ト爲スコトニ付訴訟關係人ノ異議ナキ書類圖畫ハ前三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ證據ト爲スコトヲ得

第七十六條　證據調終リタル後檢事、被告人及辯護人ハ犯罪ノ構成要素ニ關スル事實上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘシ

辯護人數人アル場合ニ於テ被告人ノ爲ニスル意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ爲スコトヲ得ス

公判廷ニ現ハレサル證據ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第七十七條　前條ノ辯論終結後裁判長ハ陪審ニ對シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論點及問題ト爲ルヘキ事實竝證據ノ要領ヲ說示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ但シ證據ノ信否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス

第七十八條　裁判長ノ說示ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十九條　裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答ヘヲ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事實ノ有無ノ評議セシムル爲之ヲ爲スモノトス

補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタリ犯罪構成事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ爲スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト爲ルヘキ事實ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ爲スヘシ

第八十條　陪審員、檢事、被告人及辯護人ハ問ノ變更ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ決定ヲ爲スヘシ

第八十一條　裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審ニ交付スヘシ

陪審員ハ問書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第八十二條　裁判長ハ評議ヲ爲サシムル爲陪審員ヲシテ評議室ニ退カシムヘシ

裁判長ハ公判廷ニ於テ示シタル證據物及證據書類ヲ陪審ニ交付スルコトヲ得

第八十三條　陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議ヲ了ル前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交通スルコトヲ得ス

陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス

第八十四條　陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ對シ滯留ノ場所及他人トノ交通ニ關シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

第八十五條　陪審員第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對シ職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得

第八十六條　陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ

陪審長ハ議事ヲ整理ス

第八十七條　陪審ハ評議ヲ了ル前更ニ說示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ爲スヘシ

第八十八條　答申ハ問ニ對シ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ問ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ答申スヘシ

第八十九條　評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ爲スヘシ

主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評議ヲ爲スヘシ

第九十條　陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

陪審長ハ最後ニ其ノ意見ヲ表示スヘシ

第九十一條　犯罪構成事實ヲ肯定スルニハ陪審員ノ過半數ノ意見ニ依ルコトヲ要ス

犯罪構成事實ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半數ニ達セサルトキハ之ヲ否定シタルモノトス

第九十二條　答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印シテ之ヲ裁判長ニ提出スヘシ

答申ニ不備又ハ齟齬アルトキハ裁判長ハ問書ヲ返付シ更ニ評議ヲ爲シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ命スヘシ

第九十三條　裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記ヲシテ問及之ニ對スル陪審ノ答申ヲ朗讀セシムルヘシ

第九十四條　前條ノ手續終リタルトキハ裁判長ハ陪審員ヲ退廷セシムヘシ

第九十五條　裁判所陪審ノ答申ヲ不當ト認ムルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス決定ヲ以テ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得

第九十六條　陪審犯罪構成事實ヲ肯定スルノ答申ヲ爲シタル場合ニ於テハ公判廷ニ於テ其ノ申立ヲ爲スヘシ

裁判所前條ノ決定ヲ爲ササルトキハ檢事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

被告人又ハ辯護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第九十七條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ判決ノ言渡ヲ爲スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ之ニ對スル判斷ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ爲スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ト爲ラサルコトヲ示スヘシ

第九十八條　引續キ七日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ公判手續ヲ更新スヘシ

陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充陪審員ナルトキ又前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十九條　裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス公訴棄却、管轄違又ハ免訴ノ裁判ヲ爲スヘキ原由アルコトヲ認メタル場合ニ於テハ陪審ノ評議ニ付セスシテ審判ヲ爲スヘシ

第百條　裁判所書記ハ陪審員ノ氏名、陪審ノ構成其ノ他陪審ニ關スル訴訟手續及裁判長ノ說示ノ要領ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三節　上訴

第百一條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

第百二條　陪審ノ答申ヲ採擇シテ事實ノ判斷ヲ爲シタル事件ノ判決ニ對シテハ大審院ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第百三條　上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百四條　左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

一　法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ

二　第十二條第一項第一號又ハ第十三條ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評議ニ關與シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

三　法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評議ニ關與シタルトキ但シ第六十二條第三項ノ申立ヲ爲ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス

四　忌避セラレタル陪審員評議ニ關與シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

五　裁判長ノ說示法律ニ違反シタルトキ

六　裁判長證據トシテ說示シタルモノ法律上證據ト爲スコトヲ得サルモノナルトキ

七　裁判長法律上ノ論點ニ關シ不當ノ說示ヲ爲シタルトキ

第百五條　上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事實ノ審理ヲ爲サスシテ自ラ裁判ヲ爲ス場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ

破毀ノ理由ト爲リタル事項陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ爲スヘシ

第四章　陪審費用

第百六條　左ニ揭クルモノヲ以テ陪審費用トシ訴訟費用ノ一部トス

一　陪審員ノ呼出ニ要スル費用

二　陪審員ニ給與スヘキ旅費、日當及止宿料

第百七條　陪審費用ハ第三條ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負擔トス

第五章　罰則

第百八條　陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一　故ナク呼出ニ應セルトキ

二　宣誓ヲ拒ミタルトキ

三　第八十三條第一項ノ規定ニ違反シタトキ

四　故ナク退延シタルトキ

五　第八十四條ノ指示ニ違反シタルトキ

第百九條　陪審員評議ノ顚末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ揭載シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十條　裁判長ノ許可ヲ受ケスシテ陪審ノ評議室ニ入リ又ハ陪審ノ評議ヲ了ル前裁判所內ニ於テ陪審員ト交通シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十一條　陪審ノ評議ニ付セラレタル事件ニ付陪審員ニ對シ請託ヲ爲シ又ハ評議ヲ了ル前私ニ意見ヲ述ヘタル者ハ一年以下ノ徵役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十二條　過料ノ裁判ハ陪審員ヲ呼出シタル裁判所檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此ノ抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第六章　補則

第百十三條　市制第六條ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第百十四條　第十二條ノ直接國稅ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（陪審法ハ昭和二年勅令第百四十四號ニ揭クル規定ヲ除クノ外昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス）

本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス

陪審法施行規則（昭和二年五月二十八日司法省令第十六條）

【沿革】昭和三年七月省令第一八號改正

第一條　陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ハ別記樣式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條　前條ノ名簿ニハ丁數ヲ記入シ職印ヲ以テ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ

第三條　陪審員資格者名簿ノ副本ハ每年九月三十日迄ニ管轄區裁判所判事ニ送付スヘシ

第四條　陪審員資格者名簿ノ縱覽期間ニハ日曜日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ヲ算入スルコトヲ得ス

異議ノ申立ノ期間ノ末日日曜日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ニ當ルトキ亦前項ニ同シ

第五條　陪審員資格者名簿縱覽ノ期間ハ其ノ初日ヨリ少クトモ五日前ニ之ヲ告示スヘシ

第六條　陪審員資格者名簿ハ之ヲ縱覽ニ供シタル後ハ名簿中脫漏誤載等アルモ異樣ノ申立又ハ區裁判所判事ノ命ニ依ル場合ノ外市町村長限リ之ヲ修正スルコトヲ得ス

第七條　市町村長陪審員資格者名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ年月日及陪審法第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ削除又ハ追加シタル旨ヲ裏面外ニ朱書シ捺印スヘシ

第八條　陪審法第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ陪審員資格者名簿ヲ整理シタル後其ノ資格者名簿ヲ整理シタル後其ノ資格者中死亡シ若ハ國籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ陪審法第十三條若ハ第十四條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ名簿ノ欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ之ヲ管轄區裁判所判事ニ通知スヘシ

第九條　地方裁判所長ハ豫メ翌年一月乃至十二月ニ於ケル陪審事件ノ總數ヲ推算シ之ニ基キ所要ノ陪審員ノ總數ヲ定メ各市町村ニ於ケル陪審員資格者ノ員數ニ之ヲ按分シテ各市町村ニ割當ツヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ標準ニ依リ割當ヲ爲スコトヲ得

第十條　市町村長地方裁判所長ヨリ割當テラレタル陪審員ノ員數ノ通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候補者抽籤ノ場所及日時ヲ定メ之ヲ告示スヘシ

市町村長ハ抽籤ノ立會人ヲ選定シ前項ノ期日ヨリ少クトモ五日前ニ之ヲ本人ニ通知スヘシ

立會人ハ正當ノ事由ナクシテ立會ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條　陪審員候補者ノ抽籤ハ陪審員資格者名簿ニ掲クル資格者ノ番號ニ符合スル番號票ヲ作製シ之ヲ抽籤函ニ入レ攪拌シタル後一票宛抽籤函ヨリ所要員數ニ達スル迄抽出スヘシ

第十二條　第八條ニ掲クル者ハ之ヲ抽籤ヨリ除クヘシ

第十三條　抽籤函及番號票ハ別記樣式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十四條　市町村長陪審員候補者ヲ選定シタルトキハ陪審員候補者選定錄ヲ作成スヘシ

陪審員候補者選定錄ニハ左ノ事項ヲ記載シ市町村長抽籤ノ立會人ト共ニ署名捺印シ陪審員候補者名簿ノ副本ト併セテ之ヲ保存スヘシ

一　選定ノ日時及場所

二　抽籤ニ立會ヒタル立會人ノ住所氏名年齡

三　割當テラレタル陪審員候補者ノ員數

四　第十二條ニ依リ抽籤ヲ除キタル者アルトキハ其ノ氏名及事由

五　抽出シタル番號票ノ番號

六　其ノ他市町村長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十五條　市町村長ハ區裁判所判事ニ送付スルモノノ外陪審員候補者名簿ノ副本ヲ調製シ其ノ廳ニ保存スヘシ

第十六條　陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ノ原本ハ調製ノ日ヨリ五年間中ヲ保存スヘシ

第十七條　陪審法第二十七條及第六十一條第二項ノ抽籤ニ付テハ第十二條ニ定ムル樣式ニ依ル抽籤函及番號票ヲ使用スヘシ

第十八條　陪審法第六十五條ノ氏名票及抽籤函ハ別記樣式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十九條　地方裁判所長陪審法第二十六條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候補者名簿ノ欄外ニ其ノ旨ヲ記入捺印シ當該陪審員候補者ハ之ヲ陪審法第二十七條及第六十一條第二項ノ抽籤ヨリ除クヘシ

第二十條　地方裁判所長陪審法第二十七條ノ規定ニ依リ陪審員ヲ選定シタルトキハ陪審員選定錄ヲ調製スヘシ

陪審員選定錄ハ每年之ヲ編綴シテ原簿ト爲シ翌年一月一日ヨリ五年間保存スヘシ

第二十一條　地方裁判所長陪審員ノ選定手續ヲ終リタルトキハ陪審員ヲ名通知書ヲ作成シ之ヲ當該事件擔當ノ裁判長ニ送付スヘシ

第二十二條　陪審員選定錄及陪審員氏名通知書ノ樣式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條　裁判長ハ陪審員トシテ呼出ニ應シタル者ノ氏名ヲ地方裁判所長ニ通知スヘシ

地方裁判所長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候補者名簿中當該氏名欄ニ○ノ朱印ヲ押捺スヘシ

附　則

本令ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別記）

第一號

陪審員資格者名簿樣式　（用紙美濃紙）

第號	納稅額	住居	生年月日	職業	身分	氏名
一	圓	何郡（市）何町（村）大字何（町）番地	何年何月何日	何々	族	何某

備考

一　名簿ハ市ニ在リテハ町、町村ニ在リテハ大字若ハ小字毎ニ区別シイロハ順其ノ他一定ノ順序ニ依リ記載スヘシ但シ一字若ハ数字毎ニ分冊スルモ妨ナシ

二　番號ハ字區分ニ拘ラス之ヲ通シテ記入スヘシ

三　名簿ノ表紙及末尾ニハ左ノ通記載スヘシ

（表紙）

昭和　年九月一日現在調

陪審員資格者名簿　原（副）本

何府縣（北海道）何郡（市）何町（村）

（末尾）

此ノ名簿ハ何年何月何日ヨリ何日間何役所何町村役場ニ於テ縦覧セシメタリ

何府縣（北海道）何郡（市）何町（村）長何某印

第二號　陪審員候補者名簿様式　（用紙美濃紙）

陪審員資格者名簿様式ニ同シ

備考

一　名簿ハ市ニ在リテハ町、町村ニ在リテハ大字若ハ小字毎ニ区別シイロハ順其ノ他一定ノ順序ニ依リ記載スヘシ但シ一字又ハ数字毎ニ分冊スルモ妨ナシ

二　番號ハ字區分ニ拘ラス之ヲ通シテ記入スヘシ

三　名簿ノ表紙及末尾ニハ左ノ通記載スヘシ

（表紙）

昭和何年何月何日調製

陪審員候補者名簿　原（副）本

何府縣（北海道）何郡（市）何町（村）

（末尾）

何府縣（北海道）何郡（市）何町（村）長何某印

第三號　抽籤圖及番號票様式（木又ハ金屬製）

抽籤圖（圖面略ス）

陪審員旅費日當及止宿料規則

（昭和三年九月十九日勅令第二百三十四號）

第一條　陪審員ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等旅客運賃、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃、其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乘車又ハ乘船ニ要スル運賃ニ依リ、汽船ニ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ十五錢以內其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ九十錢以內ニ於テ裁判所ノ定ムル額トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第二條　陪審員ノ日當ハ公判ノ審理ニ關與シタル日ニ付テハ一日ニ付五圓、其ノ他ノ日ニ付テハ一日ニ付二圓五十錢トス

第三條　陪審員ノ止宿料ハ陪審員宿舍ニ止宿シタル場合ニ於テハ一夜ニ付二圓五十錢　其ノ他ノ場合ニ於テハ一夜ニ付五圓トス

第四條　陪審員ノ旅費　日當及止宿料ハ判決前ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

附　則

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

陪審法第十二條ノ直接國稅ノ種類ニ關スル件

（昭和二年五月二十七日勅令第百四十六號）

陪審法第十二條ノ規定ニ依ル內地又ハ樺太ニ於ケル直接國稅ノ種類左ノ如シ

一　地租
二　第三種所得稅
三　營業收益稅
四　砂區鑛稅
五　乙種資本利子稅
六　鑛業稅
七　市街宅地稅
八　漁業稅

附　則

本令ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
國稅營業稅ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ營業收益稅ト看做ス

第三節　共助

司法事務共助法

（明治四十四年三月三十日法律第五十二號）

【沿革】大正十一年三月法律第二三號改正（同年四月一日ヨリ施行）

第一條　內地及樺太、朝鮮、臺灣、關東洲、南洋諸島又ハ帝國ノ領事裁判權ヲ行フ地域ニ於テ司法事務ヲ取扱フ官廳間ノ司法事務ノ共助ハ本法ニ依ル

第二條　司法事務ヲ取扱フ官廳ハ民事及刑事ニ關シ相互ニ左ノ事項ヲ囑託スルコトヲ得

一　訴訟書類ノ送達
二　證據調
三　令狀ノ發付及執行
四　犯罪ノ搜查

第三條　民事ノ判決ハ其ノ執行力アル正本ニ基キ司法事務ヲ取扱フ他ノ官廳ノ管轄區域內ニ於テ其ノ強制執行ヲ爲スコトヲ得但シ執行地ノ法令ニ依リ許スヘカラサル請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ假差押又ハ假處分ノ命令ノ執行ニ之ヲ準用ス

第四條　刑事ノ判決ハ謄本ヲ送付シテ其ノ執行ヲ囑託スルコトヲ得但シ死刑又ハ管刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス前項ノ囑託ニ依ル執行ニ付テハ刑名同シキモノハ之ヲ同一ノ刑ト看做シ當該國法規ノ流刑又ハ禁獄ハ之ヲ禁錮ト看做ス

第五條　前條ノ規定ニ依リテ囑託ヲ受ケタル官廳ハ其ノ管轄區域內ノ監獄ニ於テ刑ノ執行ヲ繼續スルコト能ハサル事由ヲ生シタルトキハ囑託ヲ爲シタル官廳ニ其ノ管轄區內ノ監獄ニ於テ繼續シテ之ヲ爲スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第六條　司法事務ノ共助ニ關スル費用竝受刑者及刑事被告人ノ護送ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（施行）（明治四十四年十月勅令第二六七號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行）

司法事務ノ共助ニ關スル費用並受刑者及刑事被告人護送ニ關スル件

（明治四十四年十月二十四日 勅令第二百六十八號）

【沿革】 大正十一年三月勅令第八〇號改正

第一條　司法事務共助法ニ依ル共助ニ關スル費用ハ囑託ヲ受ケタル官廳ノ支辨トシ事宜ニ依リ關係官廳ノ協議ヲ以テ囑託ヲ爲シタル官廳ハ囑託ヲ受ケタル官廳ニ對シ費用ノ全部又ハ一部ヲ補償スルコトヲ得

第二條　受刑者及刑事被告人ノ護送ニ關スル手續ハ護送地ノ規定ニ依リ其ノ費用ハ護送ヲ爲ス官廳ノ支辨トシ內地及樺太、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島又ハ帝國ノ領事裁判權ヲ行フ地域相互ノ間ニ於ケル航海中ノ費用ハ國庫ノ負擔トス

附則

本令ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

（明治三十八年三月十三日 法律第六十三號）

【沿革】 明治四十五年三月法律第七號改正

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

第一條　裁判所ハ外國裁判所ノ囑託ニ依リ民事及刑事ノ訴訟事件ニ關スル書類ノ送達及證據調ニ付法律上ノ補助ヲ爲ス

法律上ノ補助ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第一條ノ二　法律上ノ補助ハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テ之ヲ爲ス

一　囑託カ外交機關ヲ經由シタルモノナルコト

二　書類送達ノ囑託ハ送達ヲ受クヘキ者竝其ノ國籍及住所又ハ居所ヲ記載シタル書面ヲ以テ爲シタルモノナルコト

三　證據調ノ囑託ハ訴訟事件ノ當事者、證據方法ノ種類、取調ヲ受クヘキ者ノ氏名國籍及住所又ハ居所竝取調ヲ要スル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ爲シ仍刑事ニ付テハ其事件ノ要旨ヲ記載シタル書面ヲ添付シタルモノナルコト

四　日本語ヲ以テ作成セサル囑託書及其ノ關係書類ニハ日本語ノ飜譯文ヲ添付スルコト

五　囑託裁判所所屬國カ受託事項施行ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ保證ニタルコト

六　囑託裁判所所屬國カ同一又ハ類似ノ事項ニ付日本ノ裁判所ノ囑託ニ因リ法律上ノ補助ヲ爲シ得ヘキ旨ノ保證ヲ爲シタルコト

第二條　受託事項カ他ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ受託裁判所ハ囑託ヲ管轄裁判所ニ移送スヘシ

第三條　受託事項ハ日本ノ法律ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第四條　（削除）

外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法

（明治三十二年三月十六日 法律第六十八號）

第一條　外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關シ締盟各國トノ通商航海條約又ハ領事職務條約ニ依リテ爲スヘキ援助ハ當該領事官ノ請求ニ依リ檢事之ヲ行フ

第二條　左ノ場合ニ於テハ檢事ハ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ニ應スルコトヲ得ス

第一　逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國臣民ナルトキ

第二　逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國ニ於テ重罪輕罪ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ニ付訴追ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキ

第三　第八條ニ依リ放免シタル艦船乘組員ニ對シ更ニ同一ノ事件ニ付請求アリタルトキ

第四　領事官カ援助ノ請求書ニ船舶登錄簿及艦船乘組員名簿ノ正當ナル拔萃又ハ乘組員タルコトヲ證明スルニ足ルヘキ公文書ヲ添付セサリシトキ

第五　領事官カ援助ニ關スル費用ノ支辨ヲ保證セサリシトキ

第三條　檢事カ領事官ヨリ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ請求ヲ正當ナリト認メタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條　檢事カ艦船乘組員ノ逮捕ヲ命スヘキ場合ニ於テハ逮捕狀ヲ發スヘシ

第五條　逮捕狀執行ノ命ヲ受ケタル者カ其ノ指定シタル者ヲ逮捕シタルトキハ逮捕狀ヲ發シタル檢事ニ引致スヘシ

第六條　前條ノ場合ニ於テハ檢事ハ直ニ之ヲ訊問シ人違ナシト認メタルトキハ速ニ當該領事官ニ引渡スヘシ

第七條　逮捕シタル艦船乘組員ニ付領事官ヨリ留置ノ請求アリタルトキハ檢事ハ之ヲ監獄ニ留置セシムヘシ

第八條　留置シタル艦船乘組員ニ付領事官ヨリ放免ノ請求アリタルトキ又ハ逮捕ノ日ヨリ六箇月以內ニ於テ引渡ノ請求ナキトキハ之ヲ放免スヘシ

第九條　逮捕狀ノ發付及其ノ執行ニ付テハ刑事訴訟法中拘留狀ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條　援助ニ關スル費用ハ檢事ニ於テ當該領事官ニ對シ其ノ實費額ノ請求ヲ爲スヘシ

第十一條　檢事ハ領事官ヨリ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ司法大臣ニ報告スヘシ其ノ援助ヲ爲スヘキモノニ非スト認メタルトキ又ハ援助ノ手續ヲ終リタルトキ亦同シ

逃亡犯罪人引渡條例

（明治二十八年八月十日 勅令第四十二號）

第一條　本條令ニ於テ締約國ト稱スルハ既ニ帝國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シ若クハ今後締結スル外國ヲ謂フ

引渡犯罪ト稱スルハ外國ト締結シタル犯罪人引渡條約ニ揭クル犯罪ヲ謂フ

逃亡犯罪人ト稱スルハ締約國ノ管轄內ニ於テ犯シタル引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケ若クハ有罪ノ宣告ヲ受ケタル帝國臣民外ノ人ニシテ帝國ノ管轄內ニ逃避シタル者又ハ逃避シタルノ嫌疑若クハ逃避セントスルノ嫌疑アル者ヲ謂フ但左ノ場合ニ於テハ帝國臣民ヲ包含ス

一　帝國ト請求國トノ犯罪人引渡條約ニ交互其臣民ノ引渡ヲ爲スヘキ條款アルトキ

二　犯罪人引渡條約ニ交互ノ任意ヲ以テ其臣民ノ引渡請求ニ應スルコトアルヘキ旨ノ條款アリ且請求國ニ於テ同樣ノ場合ニハ自國ノ臣氏

チ引渡スヘキ旨チ申出テタルトキ

第二條 締約國ヨリ逃亡犯罪人ノ引渡請求アリ之カ引渡ノ目的チ以テ其手續チ爲ストキハ本條例ニ定ムル所ノ條款ニ據ルヘキモノトス

第三條 左ノ場合ニ於テハ逃亡犯罪人チ引渡スコトチ得ス

一 引渡ノ請求ニ係ル者ノ所犯政事上ノ犯罪ナルトキ

二 引渡ノ請求ハ實際政事上ノ犯罪ニ付審問シ若クハ處刑セントスルノ目的ニ出テタル旨チ本人ニ於テ證明シタルトキ

第四條 逃亡犯罪人其引渡請求ニ係ル犯罪外ノ事件ニ付帝國内ニ於テ告訴告發チ受ケ又ハ處刑中ナルトキハ無罪又ハ刑期滿限若クハ其他ノ事由ニ因リ釋放セラレタル後ニアラサレハ之チ引渡スコトチ得ス

第五條 帝國ト外國ト犯罪人引渡條約チ締結シタルトキハ逃亡犯罪人ノ犯時其締約以前ニ係ルト雖モ該締約國ノ請求ニ應シ其引渡チ爲スコトアルヘシ

第六條 引渡犯罪ニ付帝國裁判所ニ於テ締約國裁判所ト均シク裁判權チ有スト雖モ若シ司法大臣ノ意見ニ於テ其審判チ便ナラシメンカ爲メ逃亡犯罪人ノ引渡チ可トスルトキハ之チ引渡スコトアルヘシ

第七條 本條例ニ據リ發シタル總テノ逮捕狀ハ帝國内何レノ地ニ於テモ效力アルモノトス

第八條 一逃亡犯罪人チ二國以上ノ締約國ヨリ各其國ニ於テ犯シタル罪ノ爲メ引渡請求チ爲シ引渡請求テ爲シタルトキハ最初請求チ爲シタル國ニ之チ引渡スヘシ但其請求チ爲シタル國ニ締約國間ノ約束若クハ協議アル場合ハ此限ニ在ラス

第九條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一名若クハ二名以上ノ上席檢事ニ命シ逃亡犯罪人チ假ニ逮捕スル爲メ附錄第一號書式ニ依リ假逮捕狀チ發セシムルコトチ得

外務大臣ハ締約國ヨリ相當ノ順序チ經由シ書面又ハ電信チ以テ逃亡犯罪人チ逮捕スル爲メ既ニ逮捕狀チ發シタルコトノ通知ト其引渡ハ正式ニ依リ請求スヘキ旨ノ保證トニ接シタル後ニ限リ本條ノ請求チ爲スヘシ

第十條 假逮捕狀ニ據リ逃亡犯罪人チ逮捕シタル場合ニ於テ二月チ過キサル相當ノ期限内ニ其引渡ノ請求ナキトキハ之チ釋放スヘシ但此場合ニ於テ逮捕シタル者チ釋放スルモ再ヒ之チ逮捕シ及引渡スコトチ妨ケサルモノトス

假逮捕狀ニ據リ逮捕シタル者ノ引渡請求アリタルトキハ更ニ附錄第二號書式ノ逮捕狀チ發シ假逮捕狀ト交換スヘシ

第十一條 第九條ニ定メタル例外ノ場合チ除クノ外ハ引渡請求チ爲シタル國ト條約チ定メタル相當ノ順序チ經由シ左ノ書類チ添ヘ引渡ノ請求アリタル後ニアラサレハ何人チモ引渡ノ目的チ以テ逮捕スルコトチ得ス

一 告訴告發チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其所犯ニ付訴アリタル國ノ相當官吏ニ於テ發シタリト認メ得ヘキ逮捕狀ノ公寫及該逮捕狀チ發スル根據ト爲リタル口供書若クハ陳述書ノ公寫

二 有罪ノ宣告チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告チ爲シタル裁判所ノ證印アル宣告書ノ寫

第十二條 外務大臣引渡請求書ニ接シ犯罪人引渡條約ノ條款ニ適合シタリト思量スルトキハ該請求書ニ其關係書類チ添ヘ之チ司法大臣ニ送付スヘシ

司法大臣本條ノ請求ニ接シ妥當ノ事由アル請求ト思量スルトキハ逃亡犯罪人ノ所在又ハ其到著スヘシト認ムル地ノ上席檢事ニ於テ逮捕狀チ發セシムヘシ

第十三條 上席檢事前條ニ揭ケタル司法大臣ノ命令ニ接シタルトキハ附錄第二號書式ニ依リ逮捕狀チ發スヘシ

第十四條 請求ニ係ル逃亡犯罪人チ逮捕シ若クハ假逮捕シタルトキハ其逮捕狀チ發シタル上席檢事又ハ之チ逮捕シタル地ノ上席檢事ニ引渡スヘシ

上席檢事ハ逃亡犯罪人逮捕ノ顚末チ直ニ司法大臣ニ具申スヘシ

司法大臣上席檢事ノ具申ニ接シタルトキ引渡請求書アレハ其寫及附屬書類チ速ニ該檢事ニ送付スヘシ但被告人チ釋放スヘキノ命令チ發スルトキハ此手續チ爲スニ及ハス

第十五條 告訴告發チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢事ハ速ニ之チ訊問シ其人違ナキコト及引渡請求書ニ附屬セル書類ノ確實公正ナルコトチ認定スヘシ但上席檢事該書類ノミニテハ證據不充分ナリト認ムルトキハ仍ホ被告人ノ犯罪ニ對スル證據チ取ルコトチ得

有罪ノ宣告チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢事ハ速ニ之チ訊問シ其人違ナキコト及其引渡チ請求シタル締約國ノ相當裁判所ニ於テ宣言チ爲シタルノ確實ナルコトチ認定スヘシ

第十六條 上席檢事被告人ノ訊問チ結了シタルトキハ訊問書ニ其處分方ニ關スル意見書チ添ヘ之チ司法大臣ニ具申スヘシ但上席檢事ハ之ト共ニ引渡請求書附屬書類チ返却スヘシ

司法大臣該檢事ノ具申ニ接シタルトキハ附錄第三號書式ニ依リ引渡狀チ發スルカ又ハ逮捕シタル者チ釋放スヘシ

第十七條 逃亡犯罪人ハ逮捕狀ニ據リ逮捕セラレタル後二月以上留置セラルルコトナカルヘシ

第十八條 司法大臣ハ左ノ場合ニ限リ引渡狀チ發スルコトチ得

一 引渡犯罪ニ付告訴告發チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ若シ其告訴告發チ受ケタル罪チ帝國内ニ於テ犯シタルモノトセハ帝國ノ法律ニ據リ被告人チ審判ニ付スルニ充分ナル犯罪ノ證據アリト認メタルトキ

二 有罪ノ宣告チ受ケタル者ノ場合ニ於テハ相當裁判所ニ於テ其宣告チ爲シタルコトチ認メタルトキ

第十九條 闕席裁判ニ由リ有罪ノ宣告チ受ケタル者ハ其引渡チ請求シタル締約國トノ間ニ特別ノ約款アルニ非サレハ本條例ニ於テハ告訴告發チ受ケタル者ト爲シ有罪ノ宣告チ受ケタル者ト認メス

第二十條 逮捕シタル者チ釋放シ又ハ其引渡ノ爲メ引渡狀チ爲シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其經由ノ略記チ添ヘ之チ外務大臣ニ返付スヘシ

第二十一條 引渡狀チ發シタル後何人チモ一月以上留置スルコトチ得ス但此期間内ニ之チ帝國外ニ引取ラサルトキハ請求國相當官吏ニ於テ正當ノ事由チ示スニアラサレハ釋放スヘシ

第二十二條　逃亡犯罪人ヲ引渡ストキハ其逮捕ノ際差押ヘタル本人ノ携帯品ハ正當ノ理由アルニアラサレハ其引渡ノ節本人ト共ニ悉ク之ヲ交付スヘシ

第二十三條　司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一外國ヨリ他ノ外國ニ引渡シタル者ノ帝國内海陸ノ通行ヲ認可スルコトヲ得

本條ノ請求ハ引渡ヲ受クヘキ國ノ政府ヨリ引渡狀ノ公寫ヲ添ヘ相當ノ順序ヲ經由シタル照會書ヲ外務大臣ニ於テ領シタルトキニ限ル但帝國ト請求國トノ間ニ特別ノ約款ナキトキハ該照會書ノ外仍ホ請求國ノ政府ニ於テ之ト同一ノ場合即チ第三國ヨリ帝國ニ逃亡犯罪人ヲ引渡シタル場合ニ該請求國内海陸ノ通行ヲ均シク認可スヘキノ保證ヲ爲シタルトキニ限ル

第四節　位置、管轄

裁判所管轄區域（大正二年四月七日法律第九號）

【沿革】大正五年三月法律第一二號、同六年七月同第一四號、同七年三月同第一七號、同八年三月同第二三號、同十年四月同第五二號、同十一年四月同第三五號、昭和四年三月同第六號改正

裁判所管轄區域別表ノ通定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正二年四月十一日勅令第五四號ヲ以テ同年四月二十一日ヨリ施行）

（別表）

裁判所管轄區域表

控訴院地方裁判所	區裁判所	管轄區域
東京	東京	東京府ノ内　東京市　荏原郡　豊多摩郡　北豊島郡　南足立郡　南葛飾郡　大島　利島　新島　式根島　地内島　神津島　恩走島　秖苗島　三宅島　大野原島　御藏島　小笠原島　硫黄島　南硫黄島
	八王子	東京府ノ内　南多摩郡　北多摩郡　西多摩郡
横濱	横濱	神奈川縣ノ内　横濱市　久良岐郡　橘樹郡　都筑郡　鎌倉郡　高座郡　津久井郡
	横須賀	神奈川縣ノ内　横須賀市　三浦郡
	小田原	神奈川縣ノ内　足柄下郡　足柄上郡　中郡　愛甲郡

本法施行前裁判所ノ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

附　則（大正八年三月法律第二三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正八年六月勅令第二八八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

附　則（大正十一年四月法律第三十五號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十二年八月勅令第三七〇號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行）

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

浦和

浦和	越ヶ谷	川越	熊谷	秩父	千葉
埼玉郡ノ内 北足立郡ノ内	埼玉縣ノ内 南埼玉郡ノ内	古谷村 富岡村	埼玉縣ノ内 大里郡ノ内	千葉縣ノ内 市原郡ノ内	千葉縣ノ内
浦和町 戸田村 大谷村 小砂土村 小室村 針ヶ谷村 新倉村 入間郡ノ内	越ヶ谷町 大相模村 新和村 黒濱村 北足立郡ノ内 北葛飾郡ノ内 吉川町 早稲田村	入間郡ノ内 三芳野村 山口村 賀ヶ關村 南高麗郡ノ内 比企郡ノ内 今宿村	北埼玉郡ノ内 忍町 太井村 荒木村 中條村 比企郡ノ内 松山町 秩父郡ノ内 大椚村	市原郡ノ内 姉崎町 白鳥村 秩父郡ノ内 秩父町 太田村	菊間村 富山村
原町 芝村 三室村 宮原村 笈瀬村 南畑村 白子村	岩槻町 蒲生村 河合村 上生村 槻町	南古谷村 小見野村 中山村	本村 東吉見村 南吉見村	小鹿野町 樋口村 尾田蒔村	五井村 平村
志木町 片柳村 進村 柳瀬村 宗岡村	粕壁町 出柏村 羽生村 埼玉村 百間村 須影村	仙波村 三ヶ島村 入間川村 名細村 富岡村	小川町 大河村 竹澤村 大岡村 須影村	横瀬村 上村 若村	東村 三村
大和田町 横木村 曾根村 崎村 扇村 指村 吹上村	大澤町 増林村 通村 日川村 勝村	高階村 奥富村 大家村 鶴ヶ島村 元加治村	福田村 平村 吉見村 西吉見村	久長村 那村	八幡村 津村
與野町 辻村 南平柳村 大久保村 方村 石平村 七里村	潮止村 新方村 武里村	福岡村 元狭山村 日東村 川角村 高萩村 加治村	宮前村 玉川村 北吉見村	蘆ヶ久保村 神村 國上吉田村	養老村 鶴舞町
大宮町 土合村 神根村 馬宮村 大谷村 室村 膝折村	八幡村 櫻井村 幡村	大井村 金子村 大田村 毛呂村 高麗川村 高麗村 精明村	唐子村 明覺村	高篠村 金澤村 矢納村 日野澤村 三田川村	戸田村 千種村
上尾町 美谷本村 植野村 田村 水石村 中丸村 片山村	八條村 袋村 牧村	柳瀬村 東金子村 面澤村 山根村 梅園村 高麗本郷村 植木村	當谷村 龜井村	原谷村 皆野村 三澤村 下吉田村 兩神村 大瀧村	東海村 治村 市原村 内田村
桶川町 笹目村 間木村 尾村 上平村 常光村 内間木村	川越町 入間川町 坂戸町 越生町 飯能町 芳野村	松井村 藤澤村 山田村 梅園村 高麗本郷村 原市場村	七郷村 高坂村	新郷村 北河原村 太田村	海上村 瀧村

浦和

浦和	越ヶ谷	川越	熊谷	秩父	千葉
埼玉郡ノ内 北足立郡ノ内	埼玉縣ノ内 南埼玉郡ノ内	古谷村 富岡村	埼玉縣ノ内 大里郡ノ内	千葉縣ノ内 市原郡ノ内	千葉縣ノ内
浦和町 戸田村 大谷村 小砂土村 小室村 針ヶ谷村 新倉村 入間郡ノ内	越ヶ谷町 大相模村 新和村 黒濱村 北足立郡ノ内 北葛飾郡ノ内 吉川町 早稲田村	入間郡ノ内 三芳野村 山口村 賀ヶ關村 南高麗郡ノ内 比企郡ノ内 今宿村	北埼玉郡ノ内 忍町 太井村 荒木村 中條村 比企郡ノ内 松山町 秩父郡ノ内 大椚村	市原郡ノ内 姉崎町 白鳥村 秩父郡ノ内 秩父町 太田村	菊間村 富山村
原町 芝村 三室村 宮原村 笈瀬村 南畑村 白子村	岩槻町 蒲生村 河合村 上生村 槻町	南古谷村 小見野村 中山村	本村 東吉見村 南吉見村	小鹿野町 樋口村 尾田蒔村	五井村 平村
志木町 片柳村 進村 柳瀬村 宗岡村	粕壁町 出柏村 羽生村 埼玉村 百間村 須影村	仙波村 三ヶ島村 入間川村 名細村 富岡村	小川町 大河村 竹澤村 大岡村 須影村	横瀬村 上村 若村	東村 三村
大和田町 横木村 曾根村 崎村 扇村 指村 吹上村	大澤町 増林村 通村 日川村 勝村	高階村 奥富村 大家村 鶴ヶ島村 元加治村	福田村 平村 吉見村 西吉見村	久長村 那村	八幡村 津村
與野町 辻村 南平柳村 大久保村 方村 石平村 七里村	潮止村 新方村 武里村	福岡村 元狭山村 日東村 川角村 高萩村 加治村	宮前村 玉川村 北吉見村	蘆ヶ久保村 神村 國上吉田村	養老村 鶴舞町
大宮町 土合村 神根村 馬宮村 大谷村 室村 膝折村	八幡村 櫻井村 幡村	大井村 金子村 大田村 毛呂村 高麗川村 高麗村 精明村	唐子村 明覺村	高篠村 金澤村 矢納村 日野澤村 三田川村	戸田村 千種村
上尾町 美谷本村 植野村 田村 水石村 中丸村 片山村	八條村 袋村 牧村	柳瀬村 東金子村 面澤村 山根村 梅園村 高麗本郷村 植木村	當谷村 龜井村	原谷村 皆野村 三澤村 下吉田村 兩神村 大瀧村	東海村 治村 市原村 内田村
桶川町 笹目村 間木村 尾村 上平村 常光村 内間木村	川越町 入間川町 坂戸町 越生町 飯能町 芳野村	松井村 藤澤村 山田村 梅園村 高麗本郷村 原市場村	七郷村 高坂村	新郷村 北河原村 太田村	海上村 瀧村

千葉

郡	町村
千葉縣ノ內 印旛郡	佐倉
千葉縣ノ內 長生郡	一宮本郷
千葉縣ノ內 東葛飾郡	松戸
千葉縣ノ內 君津郡 市原郡ノ內	木更津
千葉縣ノ內 安房郡	北條
千葉縣ノ內 匝瑳郡 香取郡ノ內	八日市場
海上郡	常盤村 古城村
山武郡	久賀村 中和村
千葉縣ノ內 香取郡ノ內	佐原
滑河町 瑞穂村 豐浦村	萬歲村 米澤村 大倉村
神崎町 新島村 神里村	代村
香取町 東大戸村 八都村 東城村	日吉村
小見川町 大須賀村 森山村 豊里村	東條村
笹川町 本大須賀村 瓦文村 山倉村	吉田村
小御門村 香西村 府馬村	中村
高岡村 津宮村 栗源村	飯高村

水戸

郡	町村
茨城縣ノ內 水戸市	水戸
東茨城郡 那珂郡ノ內	湊町 石神村 芳野村 鹿島郡ノ內 鉾田町 上島村
平磯町 神崎村 木崎村 夏海村 白島村	瓜連村 檜澤村
西茨城郡 前渡村 額田村 大谷村	靜村 小瀬村
多賀郡 中野村 菅谷村 沼前村	大場村 野口村
勝田村 五臺村 巴村	上野村 長倉村
川田村 柳河村 德宿村	大賀村 八里村
佐野村 國田村 諏訪村	玉川村 鹽郷村
村松村 戸多村 新宮村	鹽田村

水戸

郡	町村
茨城縣ノ內 久慈郡 那珂郡ノ內	太田
茨城縣ノ內 新治郡 稻敷郡ノ內 筑波郡ノ內	土浦
茨城縣ノ內 北相馬郡 稻敷郡ノ內 龍ヶ崎町 源清田村 高田村	龍ヶ崎
茨城縣ノ內 行方郡 鹿島郡ノ內	麻生
茨城縣ノ內 眞壁郡 筑波郡ノ內	下妻
君原村 萱崎村	君原村 萱崎村
筑波町 豐間村	筑波町 豐間村
江戸崎町 長竿村	江戸崎町 長竿村
大同村 若松村	大同村 若松村
結城郡 高道祖村	結城郡 高道祖村
阿見村 鳩崎村	阿見村 鳩崎村
北條町 島名村	北條町 島名村
君賀村 柴崎村	君賀村 柴崎村
中野村 矢田部村	中野村 矢田部村
猿島郡	猿島郡
小張村 旭村 田村	小張村 旭村 田村
沼里村 阿波本村	沼里村 阿波本村
波野村 東下村	波野村 東下村
板橋村 鹿島村 小野川村	板橋村 鹿島村 小野川村
奥野村 長戸村 古波村	奥野村 長戸村 古波村
豐郷村	豐郷村
久賀村 十和村 葛城村	久賀村 十和村 葛城村
浮島村 八原村 金江津村	浮島村 八原村 金江津村
豐津村	豐津村
三島村 福岡村 十穗村	三島村 福岡村 十穗村
大宮村 馴柴村 十余島村	大宮村 馴柴村 十余島村
高松村	高松村
谷井田村 上郷村 田水山村	谷井田村 上郷村 田水山村
生板村 太田村 本新島村	生板村 太田村 本新島村
中島村	中島村
河內郡	栃木縣ノ內 宇都宮市 上都賀郡ノ內

控訴院	地方裁判所	區裁判所	管轄區域
東京	宇都宮	宇都宮	鹿沼町　加蘇村　今市町　東大蘆村　日光町　西大蘆村　菊澤村　小來川村　北犬飼村　板荷村　北押原村　落合村　南押原村　南摩村　鹽谷郡ノ内　氏家町　栗山村　藤原村　三依村　船生村　大宮村　阿久津村
		芳賀	栃木縣ノ内　芳賀郡
		大田原	栃木縣ノ内　那須郡　鹽谷郡ノ内　矢板町　片岡村　喜連川町　泉村　箒根村　鹽原村　玉生村　北高根澤村　熱田村
		栃木	栃木縣ノ内　下都賀郡　上都賀郡ノ内　粟野町　四方村　清洲村　永野村　粕尾村　眞名子村
		足利	栃木縣ノ内　足利郡　安蘇郡　上都賀郡ノ内　足尾町
	前橋	前橋	群馬縣ノ内　前橋市　勢多郡　佐波郡　群馬郡ノ内　澁川町　豊秋村　伊香保町　金島村　總社町　長尾村　東村　白郷井村　元總社村　小野上村　駒寄村　古巻村　明治村　山田郡ノ内　大間々町　福岡村
		沼田	群馬縣ノ内　利根郡
		新田	群馬縣ノ内　新田郡　邑樂郡　山田郡ノ内　桐生町　川内村　矢場川村　境野村　廣澤村　梅田村　相生村　毛里田村　韮川村　休泊村

控訴院	地方裁判所	區裁判所	管轄區域
	前橋	高崎	群馬縣ノ内　高崎市　碓氷郡　群馬郡ノ内　倉賀野町　新高尾村　金古町　中川村　室田町　塚澤村　佐野村　六郷村　岩鼻村　長野村　大類村　久留馬村　瀧川村　倉田村　京ヶ島村　東郷村　箕輪村　相馬村　上郊村　堤ヶ岡村　國府村　清里村　桃井村　片岡村　多野郡ノ内　藤岡町　平井村　新町　美九里村　鬼石町　三波川村　吉井町　多胡村　神流村　入野村　小野村　日野村　八幡村　美原村　美土里村
		中之條	群馬縣ノ内　吾妻郡
		北甘樂	群馬縣ノ内　北甘樂郡　多野郡ノ内　神川村　中里村　上野村
	靜岡	靜岡	靜岡縣ノ内　靜岡市　安倍郡　庵原郡　志太郡　榛原郡ノ内　中川根村　上川根村
		沼津	靜岡縣ノ内　駿東郡　田方郡
		吉原	靜岡縣ノ内　富士郡
		下田	靜岡縣ノ内　賀茂郡
		濱松	靜岡縣ノ内　濱松市　濱名郡　引佐郡　磐田郡ノ内　見付町　田原村　袖浦村　大藤村　山香村　袋井町　御厨村　十東村　今井村　佐久間村　中泉町　南御厨村　井通村　三川村　浦川村　掛塚町　福田村　池田村　敷地村　熊村　二俣町　於保村　富岡村　野部村　上阿多古村　梅原村　西貝村　岩田村　光明村　下阿多古村　豊濱村　天龍村　廣瀬村　龍川村　西淺羽村　長野村　向笠村　龍山村　周知郡ノ内　城西村　奥山村

	掛川	静岡縣ノ内 小笠郡 榛原郡ノ内 川崎町　金谷町　相良町　勝間田村　坂部村　吉田村　初倉村　五和村 下川根村　萩間村　菅山村　地頭方村　御前崎村　白羽村 磐田郡ノ内 幸浦村　東淺羽村　上淺羽村　笠西村　久努村 周智郡ノ内 森町　山梨町　久努西村　宇刈村　飯田村　園田村　一宮村　天方村 三倉村　犬居村　氣多村　熊切村
甲府	甲府	山梨縣ノ内 甲府市　西山梨郡　東山梨縣　東八代郡　中巨摩郡　北巨摩郡
	鰍澤	山梨縣ノ内 南巨摩郡　西八代郡
	谷村	山梨縣ノ内 南都留郡　北都留郡
長野	長野	長野縣ノ内 長野市　上水内郡　上高井郡 更級郡ノ内 稲荷山町　篠ノ井町　更級村　八幡村　桑原村　鹽崎村　川柳村　信田村 大岡村　信級村　日原村　牧郷村　更府村　信里村　共和村　御厨村 中津村　今里村　笹井村　稲里村　青木島村　眞島村　小島田村　西寺尾村 東福寺村　榮村 埴科郡ノ内 松代町　清野村　西條村　豊榮村　東條村　寺尾村
	飯山	長野縣ノ内 下水内郡　下高井郡
	上田	長野縣ノ内 小縣郡 北佐久郡ノ内 北御牧村 埴科郡ノ内 屋代町　坂城町　南條村　中之條村　戸倉村　五加村　埴生村　杭瀬下村 森村　倉科村　雨宮縣村 更級郡ノ内 村上村　力石村　上山田村

	岩村田	長野縣ノ内 南佐久郡 北佐久郡ノ内 岩村田町　小諸町　東長倉村　西長倉村　伍賀村　平根材　三井村　志賀村 高瀬村　中佐都郡　中津材　三岡村　南大井村　御代田村　小沼村　北大井村 大里村　川邊村　五郎兵衛新田村　南御牧村　布施村　春日村　協和村　本牧村 芦田村　横鳥村　三都和村
	松本	長野縣ノ内 松本市　東筑摩郡　南安曇郡
	木曾	長野縣ノ内 西筑摩郡
	大町	長野縣ノ内 北安曇郡
	上諏訪	長野縣ノ内 諏訪郡
	飯田	長野縣ノ内 下伊那郡
	伊那	長野縣ノ内 上伊那郡
	新潟	新潟縣ノ内 新潟市 西蒲原郡ノ内 巻町　道上村　大原村　赤塚村　中野小屋村　鎧郷村　峯岡村　岩室村 漆山村　曾根村　和納村　四ツ合村　小吉村　味方村　升潟村　黒埼村 坂井輪村　内野村　角田村　浦濱村　間瀬村　松野尾村　月潟村 中蒲原郡ノ内 村松町　五泉町　新津町　亀田町　小須戸町　白根町　橋田村　菅名村 川内村　大蒲原村　十全村　川東村　巣本村　金津村　新關村　満日村 阿賀浦村　大江山村　早通村　横越村　大形村　鳥屋野村　曾野木村　石山村 兩川村　荻川村　小合村　根岸村　鷲巻村　大郷村　臼井村　小林村 庄瀬村　須田村　新飯田村　茨曾根村

新潟

三條

新潟縣ノ内
南蒲原郡ノ内
三條町　加茂町　蔓館村　栗林村　井栗村　大崎村　下條村　田上村
大島村　長澤村　森町村　鹿峠村　本成寺村　福島村
西蒲原郡ノ内
地藏堂町　燕町　國上村　小池村　小中川村　米納津村　太田村　島上村
吉田村　松長村　彌彦村　栗生津村
中蒲原郡ノ内
七谷村
三島郡ノ内
大河津村

新發田

新潟縣ノ内
北蒲原郡　東蒲原郡

村上

新潟縣ノ内
岩船郡

長岡

新潟縣ノ内
長岡市　古志郡　北魚沼郡
三島郡ノ内
與板町　寺泊町　出雲崎町　片貝村　來迎寺村　岩塚村　深才村　日越村
王寺川村　關原村　宮本村　大積村　日吉村　脇野町村　天津村　黑川村
桐島村　島田村　西越村　塚山村
南蒲原郡ノ内
今町　見附町　大面村　坂井村　新潟村　庄川村　葛巻村　中之島村

柏崎

新潟縣ノ内
刈羽郡

六日町

新潟縣ノ内
南魚沼郡　中魚沼町

高田

新潟縣ノ内
高田市　中頸城郡　東頸城郡

京都

糸魚川

新潟縣ノ内
西頸城町

相川

新潟縣ノ内
佐渡郡

京都

京都府ノ内
京都市　愛宕郡　葛野郡　乙訓郡　紀伊郡　宇治郡　久世郡　綴喜郡
相樂郡

園部

京都府ノ内
船井郡　南桑田郡　北桑田郡

宮津

京都府ノ内
與謝郡

峰山

京都府ノ内
中郡　竹野郡　熊野郡

舞鶴

京都府ノ内
加佐郡ノ内
舞鶴町　餘部町　新舞鶴町　岡田上村　岡田下村　岡田中村　丸八江村　東雲村
由良村　神崎村　四所村　高野村　中筋村　池ノ内村　餘内村　倉梯村
與保呂村　志樂村　朝來村　東大浦村　西大浦村

福知山

京都府ノ内
天田郡　何鹿郡
加佐郡ノ内
河守町　河守上村　河西村　河東村　有路上村　有路下村

大阪

大阪府ノ内
大阪市　西成郡　東成郡　三島郡　豊能郡　北河内郡
中河内郡ノ内
八尾町　長吉村　北高安村　瓜破村　中高安村　矢田村　南高安村　堅下村
堅上村　孔舍衛村　枚岡村　枚岡南村　池島村　三野郷村　高井田村　大戸村
意岐部村　英田村　楠根村　東六郷村　玉川村　布施村　西六郷村　曙川村
北江村　西郡村　龍華村　若江村　久寶寺村　彌刀村　加美村　小阪村
長瀬村　巽村　三木本村
南河内郡ノ内
柏原村　太田村　志紀村

大阪

大津	長濱	彦根	水口	大津	五條	奈良	高見村	高市郡	添上郡	三原郡	出石郡	赤穗郡
和歌山	和歌山縣那賀郡山崎ノ市ノ内					奈良縣吉野郡上市ノ町内	吉野郡四鄉ノ村内	奈良縣北葛城郡ノ内	奈良縣奈良ノ市内	兵庫縣津名郡ノ内	兵庫縣城崎郡ノ内	兵庫縣揖保郡ノ内
和歌山縣那賀郡山崎ノ市ノ内	滋賀縣東淺井郡	滋賀縣犬上郡ノ内	滋賀縣甲賀郡ノ内	滋賀縣大津ノ市内	奈良縣北葛城郡ノ内	奈良縣吉野郡上市ノ町内	小川村	高市郡	生駒郡	山邊郡	朝來郡	宍粟郡
和歌山縣那賀郡山崎ノ市ノ内	滋賀縣伊香郡	滋賀縣愛知郡	滋賀縣甲賀郡ノ内	滋賀縣大津ノ市内	奈良縣北葛城郡ノ内	奈良縣吉野郡上市ノ町内	上龍門村	高市郡	生駒郡	山邊郡	朝來郡	宍粟郡
和歌山縣那賀郡山崎ノ市ノ内	滋賀縣伊香郡	滋賀縣神崎郡	滋賀縣甲賀郡ノ内	滋賀縣大津ノ市内	奈良縣北葛城郡ノ内	奈良縣吉野郡上市ノ町内	上龍門村	高市郡	生駒郡	山邊郡	朝來郡	宍粟郡
和歌山縣那賀郡山崎ノ市ノ内	滋賀縣伊香郡	滋賀縣神崎郡	滋賀縣甲賀郡ノ内	滋賀縣大津ノ市内	奈良縣北葛城郡ノ内	奈良縣吉野郡上市ノ町内	上龍門村	高市郡	生駒郡	山邊郡	朝來郡	宍粟郡

大阪	堺	大阪府泉北郡ノ内	岸和田	泉北郡大津ノ町内	伯太町	南池田村	北池田村	南上條村	北池田村	南松尾村村	北松尾村村	南横山村村	北横山村村	南王子村村	北王子村村	南松尾村村	北松尾村村	南横山村村	北横山村村	南横山村村	北横山村村	南横山村村	北横山村村	南横山村村	北横山村村
泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内	泉北郡ノ内

大阪

神戸	姫路	兵庫縣姫路ノ市内	兵庫縣加東郡ノ内	飾西郡	多可郡	印南郡	加古郡	神崎郡
柏原	兵庫縣氷上郡ノ内							
篠山	兵庫縣多紀郡ノ内							
明石	兵庫縣明石郡ノ内	美囊郡	川邊郡	有馬郡				
丹戸	兵庫縣尼崎ノ市内							
伊丹	兵庫縣伊丹ノ市内							

岸和田	大阪府泉北郡ノ内	布施	三島郡ノ村村内	堺	中河内郡ノ村村内	泉北郡ノ村村内	南河内郡ノ村村町	泉北郡ノ村村町	大阪府泉北郡ノ市ノ内
泉北郡大津ノ町内	泉北郡伯太町内	北信太村	南上條村	北池田村	南池田村	北國府村	南松尾村	北横山村	南横山村
泉北郡大津ノ町内	泉北郡伯太町内	南上條村	北池田村	南池田村	北國府村	南松尾村	北横山村	南横山村	北横山村
泉北郡大津ノ町内	泉北郡伯太町内	南上條村	北池田村	南池田村	北國府村	南松尾村	北横山村	南横山村	北横山村
泉北郡大津ノ町内	泉北郡伯太町内	南上條村	北池田村	南池田村	北國府村	南松尾村	北横山村	南横山村	北横山村

和歌山	妙寺	和歌山縣ノ内 伊都郡 那賀郡ノ内	粉河町 名手町 池田町 麻生津村 龍門村 靭淵村 長[illegible]町 王子町 狩宿村 川原村 上名手村
	田邊	和歌山縣ノ内 西牟婁郡ノ内 東牟婁郡ノ内 大島村 日高郡ノ内 南部町 高城村 下山路村 岩城村 中山路村 上山路村 龍神村 寒川村 上南部村 清川村	
	御坊	和歌山縣ノ内 日高郡ノ内 御坊町 和田村 早蕨村 眞妻村 印南町 東内原村 丹生村 切目村 衣奈村 西内原村 藤田村 切目川村 白崎村 湯川村 船着村 由良村 鹽屋村 川上村 志賀村 野口村 川中村 比井崎村 松原村 名田村 三尾村 矢田村 稲原村	
	新宮	和歌山縣ノ内 東牟婁郡ノ内 新宮町 色川村 那智村 四村 古座町 三尾川村 字久井村 三里村 高池町 小川村 三津ノ村 北山村 三輪崎町 七川村 高田郡 九重村 勝浦町 下里村 小口村 玉置口村 西向村 太地村 請川村 田原村 上太田村 敷屋村 明神村 下太田村 本宮村	
德島	德島	德島縣ノ内 德島市 名東郡 勝浦郡 名西郡 板野郡	
	富岡	德島縣ノ内 那賀郡 海部郡	
	脇町	德島縣ノ内 美馬郡 三好郡	
	川島	德島縣ノ内 麻植郡 阿波郡	
		香川縣ノ内 高松市 香川郡 木田郡 大川郡 小豆郡	

高松	高松	綾歌郡ノ内 府中村 端岡村 四分村 山田村 山内村 陶村 千疋村 粉所村 烟田村 瀧宮村 羽床村 羽床上村	
	丸龜	香川縣ノ内 丸龜市 綾歌郡ノ内 坂出町 川津村 岡田村 仲多度郡 宇多津町 土器村 長炭村 金山村 川西村 造田村 西庄村 飯野村 美合村 林田村 坂本村 松山村 法勳寺村 王越村 富熊村 加茂村 栗熊村	
	觀音寺	香川縣ノ内 三豊郡	
高知	高知	高知縣ノ内 高知市 土佐郡 長岡郡 香美郡 吾川郡	
	須崎	高知縣ノ内 高岡郡	
	安藝	高知縣ノ内 安藝郡	
	中村	高知縣ノ内 幡多郡	
名古屋	名古屋	愛知縣ノ内 名古屋市 知多郡ノ内 有松町 愛知郡 大高町 東春日井郡 西春日井郡 海部郡	
	一宮	愛知縣ノ内 中島郡 丹羽郡 葉栗郡	
	半田	愛知縣ノ内 知多郡ノ内 半田町 上野村 日間賀島村 亀崎町 豊濱町 八幡村 富貴村 大府町 師崎町 旭村 横須賀町 河和町 三和村 岡田町 武豊町 鬼崎村 大野町 成岩町 小鈴谷村 常滑町 阿久比村 野間村 西浦町 東浦村 篠島村	
	岡崎	愛知縣ノ内 額田郡 幡豆郡 碧海郡 西加茂郡 東加茂郡	
	豊橋	愛知縣ノ内 豊橋市 渥美郡 寶飯郡	

名古屋			八名郡ノ内 下川村 石巻村
		新城	愛知縣ノ内 南設樂郡 北設樂郡 八名郡ノ内 大野村 橋尾村 七郷村 三上村 山吉田村 舟着村 八名村 金澤村 賀茂村 豊津村
	安濃津	安濃津	三重縣ノ内 津市 安濃郡 河藝郡 鈴鹿郡 一志郡
		松阪	三重縣ノ内 飯南郡 多氣郡ノ内 東黒部村 佐奈村 下御絲村 津田村 大淀村 丹生村 上御絲村 五ヶ谷村 明星村 川添村 齋宮村 相可村 西外城田村
		上野	三重縣ノ内 阿山郡 名賀郡
		四日市	三重縣ノ内 四日市市 三重郡 員辨郡 桑名郡
		山田	三重縣ノ内 宇治山田市 度會郡 志摩郡 多氣郡ノ内 三瀬谷村 萩原村 領内村 大杉谷村
		木本	三重縣ノ内 東牟婁郡 北牟婁郡
	岐阜	岐阜	岐阜縣ノ内 岐阜市 稲葉郡 羽島郡 本巣郡 山縣郡 武儀郡 加茂郡ノ内 田原村 富岡村
		八幡	岐阜縣ノ内 郡上郡
		大垣	岐阜縣ノ内 安八郡 海津郡 養老郡 不破郡 揖斐郡
		御嵩	岐阜縣ノ内 可兒郡 土岐郡 惠那郡 加茂郡ノ内 太田町 川邊町 下麻生町 八百津町 古井村 山之上村 蜂屋村 加茂野村

名古屋			坂祝村 久田見村 佐見村 富田村 潮南村 加治田村 飯地村 伊深村 福知村 三和村 蘇原村 下米田村 黒川村 上米田村 西白川村 和知村 東白川村
		高山	岐阜縣ノ内 大野郡 吉城郡 益田郡
	福井	福井	福井縣ノ内 福井市 足羽郡 吉田郡 坂井郡 丹生郡ノ内 越廼村 下岬村 國見村 殿下村 西安居村 三方村
		武生	福井縣ノ内 南條郡 今立郡 丹生郡ノ内 朝日村 城崎村 立待村 四箇浦村 吉川村 織田村 豊村 萩野村 吉野村 常磐村 大虫村 糸生村 宮崎村 志津村 白山村 天津村
		大野	福井縣ノ内 大野郡
		敦賀	福井縣ノ内 敦賀郡 三方郡
		小濱	福井縣ノ内 遠敷郡 大飯郡
	金澤	金澤	石川縣ノ内 金澤市 石川郡 河北郡 能美郡ノ内 川北村
		小松	石川縣ノ内 江沼郡 能美郡ノ内 小松町 國府村 西尾村 安宅町 板津村 金野村 御幸町 根上村 新丸村 苗代村 寺井里村 尾口村 粟津村 山上村 湊村 大杉谷村 牧村 粟生村 鳥越村 中海村 吉田村 白江村 白峯村 久常村
		七尾	石川縣ノ内 鹿島郡 羽咋郡
		輪島	石川縣ノ内 鳳至郡 珠洲郡
			富山縣ノ内 富山市 上新川郡 婦負郡

富山	魚津	高岡	出町	廣島	廣島
中新川郡ノ内	富山縣ノ内	富山縣ノ内	富山縣ノ内	廣島縣ノ内	廣島縣ノ内
五百石町	下新川郡	高岡市	東礪波郡	廣島市	安藝郡ノ内
上段村	中新川郡ノ内	西礪波郡ノ内	西礪波郡ノ内	海田市町	府中村
	西水橋町	福岡町	石動町	中山村	中山村
	山加積村	石堤村	正得村		佐伯郡ノ内
	白萩村		西太美村		廿日市町
			藪波村		八幡村
					友原村
					大野村
					賀茂郡ノ内
					西條町
					川上村
					志和堀村
					豊田郡ノ内
東三郷村	東水橋町	射水郡	福光町	安佐郡	矢野町
東谷村	南加積村	醍醐村	荒川村	矢野町	仁保村
	柿澤村	赤丸村	太美山村	仁保村	山縣郡
			水島村	山縣郡	熊野町
				船越村	船越村
西三郷村	滑川町	氷見郡	津澤町	熊野町	草津町
下段村	中加積村	小勢村	子撫村	船越村	平良村
	大岩村	五位山村	東太美村	草津町	四和村
			鷹栖村	玖島村	玖島村
				玖島村	玖島村
				東高屋村	東高屋村
				東志和村	東志和村
				下見村	下見村
舟橋村	上市町	山王村	戸出町	上瀬野村	上瀬野村
釜ヶ淵村	西加積村	西五位村	宮島村	奥海田村	奥海田村
	音杉村		吉江村		大竹町
			是戸村		小方村
					井口村
					木野村
					吉土實村
					造賀村
寺田村	濱加積村	立野村	南谷村	下瀬野村	下瀬野村
立山村	下條村		石黒村	畑賀村	畑賀村
	弓庄村		東石黒村		己斐町
			林村		栗谷村
					石内村
					浦見村
					賀永村
					下三永村
利田村	早月加積村	東五位村	地生村	牛田村	牛田村
	上條村		南蟹谷村	中野村	中野村
			西野尻村		五日市町
			高波村		砂谷村
					原村
					淺原村
					板城村
					御薗字村
大森村	北加積村	福田村	松澤村	戸坂村	戸坂村
	相ノ木村		廣瀬村	坂村	坂村
			東蟹谷村		古田村
			大瀧村		水内村
					宮内村
					津田村
					鄉田村
					吉川村
高野村	東加積村	國吉村	若林村	溫品村	河内村
	宮川村		廣瀬館村	矢賀村	上水内村
			北蟹谷村		地御前村
					吉和村
					寺西村
					熊野跡村

大

廣島	吳	竹原	尾道	福山	三次
大河村	廣島縣ノ内	廣島縣ノ内	廣島縣ノ内	廣島縣ノ内	廣島縣ノ内
久芳村	吳市	賀茂郡ノ内	尾道市	深安郡	雙三郡
	安藝郡ノ内	竹原町	豊田郡ノ内	沼隈郡ノ内	高田郡
	音戸町	東野村	忠海町	柄町	
	倉橋島村	豊田郡ノ内	南方村	鄉分村	
	佐伯郡ノ内	忠海町	小泉村		
	三高村	南方村			
	飛渡瀬村	豊田郡ノ内			
	賀茂郡ノ内	小泉村			
	阿賀町				
戸野村	警固屋町	内海町	御調郡	蘆品郡	千年村
小谷村	上蒲刈島村	莊野村	大草村	北生口村	山手村
			高坂村	瀬戸村	草戸村
			鷺浦村	津之鄉村	今津村
				神石郡	横島村
竹仁村	吉浦町	三津町	世羅郡	甲奴郡	田島村
	下蒲刈島村	野路村	長谷村	船木村	神島村
			船木村		
			赤坂村		
			柳津村		
乃美村	本庄町	川尻村	沼田東村	熊野村	佐波村
		中切村	田野浦村		
			金江村		
			藤江村		
川源村	燒山村	内海跡村	佐江崎村	水呑村	田尻村
			須波村		
			山南村		
			浦崎村		
椹梨村	大屋村	三津口村	西生口村	南生口村	走島村
			高根島村	名荷村	
			神村	本郷村	
			百島村	高須村	
豊田村	江田島村	早田原村	西野村	本郷村	
			田萬里村	沼田西村	
入野村	渡子島村	深江村	乃美尾村	下野村	

廣島			比婆郡ノ内 口南村 口北村 下高野山村 上高野山村
		庄原	廣島縣ノ内 比婆郡ノ内 庄原町 田森村 比和村 西城町 久代村 山内北村 東城町 帝釋村 高村 本村 美古登村 峰田村 八鉾村 敷信村 小奴可村 山内東村 八幡村 山内西村
	山口	山口	山口縣ノ内 吉敷郡 佐波郡 美禰郡
		德山	山口縣ノ内 都濃郡 熊毛郡
		萩	山口縣ノ内 阿武郡 大津郡
		岩國	山口縣ノ内 玖珂郡 大島郡
		下關	山口縣ノ内 下關市 豐浦郡
		船木	山口縣ノ内 厚狹郡
	岡山	岡山	岡山縣ノ内 岡山市 御津郡 赤磐郡 和氣郡 邑久郡 上道郡 兒島郡 吉備郡ノ内 總社町 池田村 庭瀬町 菅谷村 足守町 福谷村 眞金村 岩田村 高松村 日近村 生石村 大井村 服部村 阿曾村 都窪郡ノ内 撫川町 福田村 茶屋町 早島町 妹尾町 加茂村 庄村 中庄村 豊洲村
		玉島	岡山縣ノ内 淺口郡 都窪郡ノ内 倉敷町 山手村 大高村 三須村 帶江村 萬壽村 菅生村 中洲村 清音村 常盤村 吉備郡ノ内 岡田村 山田村 川邊村 久代村 二萬村 秦村 穗井田村 神在村 吳妹村 箭田村 薗村 新本村

審		笠岡	岡山縣ノ内 小田郡 後月郡
		高梁	岡山縣ノ内 上房郡 川上郡 吉備郡ノ内 下倉村 水内村 日美村 富山村 大和村
		新見	岡山縣ノ内 阿哲郡
		津山	岡山縣ノ内 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡
		勝山	岡山縣ノ内 眞庭郡
	鳥取	鳥取	鳥取縣ノ内 鳥取市 岩美郡 八頭郡 氣高郡
		倉吉	鳥取縣ノ内 東伯郡
		米子	鳥取縣ノ内 西伯郡 日野郡
	松江	松江	島根縣ノ内 松江市 八束郡 能義郡
		木次	島根縣ノ内 大原郡 仁多郡 飯石郡
		今市	島根縣ノ内 簸川郡 安濃郡
		濱田	島根縣ノ内 那賀郡
		益田	島根縣ノ内 美濃郡 鹿足郡
		大森	島根縣ノ内 邇摩郡 邑智郡
		西鄕	島根縣ノ内 周吉郡 隱地郡 知夫郡 海士郡
		松山	愛媛縣ノ内 松山市 溫泉郡 伊豫郡 上浮穴郡

院

地方裁判所	區裁判所	管轄區域
松山	大洲	愛媛縣ノ内　喜多郡
	八幡濱	愛媛縣ノ内　西宇和郡
	西條	愛媛縣ノ内　新居郡　宇摩郡　周桑郡
	今治	愛媛縣ノ内　越智郡
	宇和島	愛媛縣ノ内　北宇和郡　東宇和郡　南宇和郡
長崎	長崎	長崎縣ノ内　長崎市　西彼杵郡ノ内　上長崎村　高濱村　矢上村　龜岳村　松島村　浦上山里村　北高來郡ノ内　古賀村　小ヶ倉村　野母村　喜々津村　大串村　雪浦村　西浦上村　土井首村　脇岬村　大草村　崎戸村　神浦村　深堀村　樺島村　伊木力村　江島村　黒崎村　香焼村　為石村　長與村　平島村　三重村　伊王島村　川原村　時津村　七釜村　式見村　高島村　茂木村　村松村　多以良村　福田村　蚊焼村　日見村　長浦村　瀨戸村　小榊村
	大村	長崎縣ノ内　東彼杵郡ノ内　大村町　松原村　北高來郡ノ内　諫早町　田結村　小長井村　三浦村　千綿村　諫早村　戸石村　鈴田村　彼杵村　北諫早村　眞津山村　大村村　川棚村　小栗村　本野村　西大村　下波佐見村　小野村　長田村　萱瀨村　上波佐見村　森山村　深海村　竹松村　有喜村　小江村　福重村　江ノ浦村　湯江村
	島原	長崎縣ノ内　南高來郡
	佐世保	長崎縣ノ内　佐世保市　東彼杵郡ノ内　宮村　西彼杵郡ノ内　廣田村　折尾瀨村　早岐村　江上村　針尾村　日宇村　佐世村
	平戸	長崎縣ノ内　北松浦郡ノ内　平戸町　津吉村　田平村　鷹島村　平戸村　志々伎町　星鹿村　江迎村　大島村　笛吹村　御厨村　鹿町村　生月村　前方村　志佐村　中野村　柳村　上志佐村　獅子村　平村　調川村　紐差村　神浦村　今福村　中津良村　南田平村　福島村　面高村　北松浦郡ノ内　黒島村　皆瀨村　黒瀨村　小佐々村　楠木村　瀨川村　佐々村　吉井村　世知原村　中里村　山口村　大野村
	武生水	長崎縣ノ内　壹岐郡
	福江	長崎縣ノ内　南松浦郡
	嚴原	長崎縣ノ内　下縣郡　上縣郡
佐賀	佐賀	佐賀縣ノ内　佐賀市　佐賀郡　神崎郡　三養基郡　小城郡
	武雄	佐賀縣ノ内　杵島郡　藤津郡
	伊萬里	佐賀縣ノ内　西松浦郡
	唐津	佐賀縣ノ内　東松浦郡
	福岡	福岡縣ノ内　福岡市　築紫郡　粕屋郡　宗像郡　早良郡　糸島郡
	甘木	福岡縣ノ内　朝倉郡
	飯塚	福岡縣ノ内　嘉穗郡
	直方	福岡縣ノ内　鞍手郡　遠賀郡ノ内　底井野村　長津村　香月村
	久留米	福岡縣ノ内　久留米市　三井郡　三瀦郡ノ内　荒木村　安武村　大善寺村　西牟田村　犬塚村　三瀦村

福岡	吉井	福岡縣ノ内　浮羽郡
	柳河	福岡縣ノ内　大牟田市　山門郡　三池郡 三瀦郡ノ内 大川町　城島町　江上村　青木村　三叉村　大溝村　木佐木村　木室村 大莞村　蒲池村　田口村　濱武村　久間田村　川口村　大野島村
	八女	福岡縣ノ内　八女郡
	小倉	福岡縣ノ内　小倉市　若松市　八幡市　門司市　企救郡 遠賀郡ノ内 折尾町　黒崎町　戸畑町　蘆屋町　岡垣村　島門村　淺木村 水巻村　上津役村　島郷村
	行橋	福岡縣ノ内　京都郡　築上郡
	田川	福岡縣ノ内　田川郡
大分	大分	大分縣ノ内　大分市　大分郡 速見郡ノ内 別府町　石垣村　北由布村　南由布村 北海部郡ノ内 川添村　丹生村　大在村　小佐井村　佐賀市村　神崎村 大野郡ノ内 犬飼町
	杵築	大分縣ノ内 速見郡ノ内 杵築町　日出町　御越町　豊岡町　朝日村　川崎村　藤原村　大神村 東村　北杵築村　八坂村　東山香村　中山香村　山浦村　上村　南端村 東國東郡ノ内 國東町　富來町　武藏町　安岐町　上國崎村　豊崎村　旭日町　中武藏村 西武藏村　朝來村　西安岐村　南安岐村　奈狩江村　大內村 西國東郡ノ内 朝田村　田原村
	臼杵	大分縣ノ内 北海部郡ノ内 臼杵町　佐賀關町　一尺屋村　佐志生村　下ノ江村　海邊村　下北津留村　上北津留村 南津留村　下浦村　青江村　津組村　日代村　四浦村　保戸島村 大野郡ノ内 川登村　田野村　野津市村　戸上村　南野津村

長崎		
大分	佐伯	大分縣ノ内　南海部郡 大野郡ノ内 重岡村　小野市村
	竹田	大分縣ノ内　直入郡 大野郡ノ内 三重町　百枝村　新田村　菅尾村　白山村　合川村　牧口村　南緒方村 長谷川村　上緒方村　小富士村　緒方村　上井田村　東大野村　今市村　西大野村 井田村　長谷村　柴原村
	中津	大分縣ノ内　下毛郡 宇佐郡ノ内 長洲町　宇佐町　四日市町　天津村　長峰村　横山村　麻生村　糸口村 高家村　八幡村　柳ヶ浦村　和間村　西馬城村　驛館村　豊[illegible]村　兩川村 高並村　東院內村　院內村　南院內村　明治村　龍王村　安心院村　津房村 佐田村
	玉津	大分縣ノ内 西國東郡ノ内 高田町　河內村　田染村　東都甲村　西都甲村　草地村　呉崎村　西眞玉村 中眞玉村　上眞玉村　臼野村　三浦村　岬村　三重村 東國東郡ノ内 竹田津町　上伊美村　伊美村　姬島村　熊毛村　來浦村 速見郡ノ内 立石町 宇佐郡ノ内 封戶村　北馬城村
	日田	大分縣ノ内　日田郡　玖珠郡
	熊本	熊本縣ノ内　熊本市　飽託郡 菊池郡ノ内 大津町　原水村　津田村　瀨田村　陣內村　平眞城村　護川村　北合志村 泗水村　合志村　西合志村　田島村 阿蘇郡ノ内 錦野村　山西村

	上益城郡ノ内	白水村	下益城郡ノ内	松橋町	小川町	海東村	河江村	小野部田村	當尾村	豊福村	豊川村
三角	熊本縣ノ内	宇土郡	下益城郡ノ内	宇土郡ノ内	天草郡ノ内	登立村	杉合村	維和村	上村	中村	湯島村
高瀬	熊本縣ノ内	玉名郡									
御船	熊本縣ノ内	上益城郡ノ内	御船町	飯野村	秋津村	御嶽村	龍尾村	中山村	豊野村	年禰村	東砥用村
	廣安村	名連川村	下益城郡ノ内	隈庄町	甲佐町	木山町	津森村	中島村	水越村	滾島町	大白旗村
	豊秋村	河原村	六嘉村	龍野村	陣村	東砥用村	西砥用村	木倉村	乙女田村	福小坂村	高木村
	下矢部村	白糸村	龍川村	七瀬村	内牧村	黒川村	水村	永水村	産野山村	古城草部村	菅尾村
	坂梨村	白水村	柏村	山田見村	小峰村						
山鹿	熊本縣ノ内	鹿本郡	菊池郡ノ内	隈府町	戸崎村	旭野村	房村	河原村	菊池村	水源村	加茂川村
	迫間村	清泉村	龍門村	碧村	城北村						
宮地	熊本縣ノ内	阿蘇郡ノ内	宮地町	高森町	南小國村	北小國村	久木野村	上益城郡ノ内	朝日村	馬見原町	尾ヶ石村
	波野村										
八代	熊本縣ノ内	八代郡	葦北郡								
人吉	熊本縣ノ内	球磨郡									

天草	熊本縣ノ内	天草郡ノ内	本渡町	志柿村	楠浦村	福連木村	久玉村	手野村	大野村	早浦村	大道村
	御所浦村	佐伊津村	大江村	教良木村	内村	新合村	一町田村	下津深江村	富津村	御領村	阿村
	楠甫村	棚底村	鬼池村	宮地岳村	栖本村	龜場村	小田床村	赤崎村	宮田村	二江村	宮野河内村
	宮地村	姫戸村	中田村	上津浦村	上浦村	坂瀬川村	深海村	本戸村	志岐村	碇石村	下津浦村
	櫨字土村	都呂々村	魚貫村	本村	須子村	龜浦村					
鹿児島	鹿児島縣ノ内	鹿児島郡	鹿児島市	日置郡ノ内	下伊集院村	田布施村	中伊集院村	阿多村	上伊集院村	郡山村	日置村
	吉利村	永吉村	伊作村								
加治木	鹿児島縣ノ内	姶良郡	囎唹郡ノ内	財部村	伊佐郡	末吉村					
知覽	鹿児島縣ノ内	川邊郡	揖宿郡								
川内	鹿児島縣ノ内	薩摩郡	日置郡ノ内	串木野村	出水郡	要市來村	中市來村				
鹿屋	鹿児島縣ノ内	肝屬郡	囎唹郡ノ内	岩川村	大島村	恒吉村	市成村	松山村	東志布志村	西志布志村	月野村
野方村											
大島	鹿児島縣ノ内	大島郡									
宮崎	宮崎縣ノ内	宮崎郡	東諸縣郡	兒湯郡							

宮崎
- 飫肥　宮崎縣ノ內　南那珂郡
- 都城　宮崎縣ノ內　北諸縣郡　西諸縣郡
- 延岡　宮崎縣ノ內　東臼杵郡
- 高千穗　宮崎縣ノ內　西臼杵郡
- 那覇　沖繩縣ノ內　那覇區　首里區　島尻郡　中頭郡　國頭郡
- 平瓦　沖繩縣ノ內　宮古郡　八重山郡

仙臺
- 仙臺　宮城縣ノ內　仙臺市　宮城郡　名取郡　黑川郡
- 大河原　宮城縣ノ內　柴田郡　刈田郡　伊具郡　亘理郡
- 古川　宮城縣ノ內　志田郡　加美郡　玉造郡　遠田郡　栗原郡
- 石卷　宮城縣ノ內　桃生郡　本吉郡ノ內　十三濱村
- 登米　宮城縣ノ內　本吉郡ノ內　登米郡　柳津町　横山村
- 氣仙沼　宮城縣ノ內　本吉郡ノ內　氣仙沼町　階上村　志津川町　松岩村　戸倉村　新月村　入谷村　鹿折村　歐津村　唐桑村　小泉村　大島村　御嶽村　大谷村

福島
- 福島　福島縣ノ內　福島市　信夫郡　伊達郡　安達郡
- 相馬　福島縣ノ內　相馬郡

福島
- 郡山　福島縣ノ內　安積郡　田村郡
- 白河　福島縣ノ內　西白河郡　若瀨郡　石川郡　東白川郡
- 若松　福島縣ノ內　若松市　北會津郡　耶麻郡　河沼郡　大沼郡　南會津郡
- 平　福島縣ノ內　石城郡　雙葉郡　西村山郡　北村山郡

山形
- 山形　山形縣ノ內　山形市　南村山郡　東村山郡　東置賜郡ノ內　中川村
- 新庄　山形縣ノ內　最上郡
- 米澤　山形縣ノ內　米澤市　南置賜郡　西置賜郡　東置賜郡ノ內　高畠町　赤湯町　上郷村　犬川村　鯖野目村　中郡村　宮內町　沖郷村　吉島村　小松町　吉野村　伊佐澤村
- 鶴岡　山形縣ノ內　西田川郡ノ內　鶴岡町　福榮村　榮村　大山町　加茂町　温海村　京田村　山戸村　本郷村　渡前村　立谷澤村　山添村　清川村　稻生村　豐浦村　黃金村　押切村　狩川村　大寶寺村　上郷村　齊長沼村　十六合村　湯田川村　大泉村　東八榮島村　田川村　西郷村　黑川村　藤島村　念球閑村　東郷村　廣瀨村　東榮村
- 酒田　山形縣ノ內　飽海郡ノ內　東田川郡ノ內　大和村　西田川郡ノ內　袖浦村　八榮里村　常萬村　余目村　新堀村　榮村　廣野村　二井宿村　金山村　屋代村　漆山村　龜岡村　梨郷村　和田村　大塚村

宮城

盛岡	盛岡	岩手縣ノ内 盛岡市 岩手郡 紫波郡
	花巻	岩手縣ノ内 稗貫郡 和賀郡 膽澤郡ノ内 相去村
	二戸	岩手縣ノ内 二戸郡 九戸郡
	遠野	岩手縣ノ内 上閉伊郡 氣仙郡
	宮古	岩手縣ノ内 下閉伊郡
	一關	岩手縣ノ内 西磐井郡 東磐井郡ノ内 千厩町 黄海村 田河津村 大原町 薄衣村 長坂村 折壁村 奥玉村 猿澤村 矢越村 磐清水村 摺澤村 小梨村 門崎村 澁民村 八澤村 松川村 興田村 大津保村 舞川村 藤澤村 長島村
	水澤	岩手縣ノ内 江刺郡 膽澤郡ノ内 水澤町 小山村 東磐井郡ノ内 生母村 前澤町 南都田村 佐倉河町 若柳村 眞城村 永岡村 姉體村 金ケ崎村 白山村 古城村 衣川村
秋田	秋田	秋田縣ノ内 秋田市 由利郡ノ内 下濱郡 南秋田郡 河邊郡
	能代	秋田縣ノ内 山本郡
	本荘	秋田縣ノ内 由利郡ノ内 本荘町 上濱村 矢島町 上郷村 龜田町 小出村 平澤町 院内村 金浦町 川内村 象潟町 直根村 子吉村 笹子村 西目村 西瀧澤村

		鮎川村 岩谷村 東瀧澤村 下川大内村 玉米村 上川大内村 下郷村 大正寺村 石澤村 松ケ崎村 小友村 道川村 南内越村 北内越村
秋田	大館	秋田縣ノ内 北秋田郡 鹿角郡
	横手	秋田縣ノ内 平鹿郡ノ内 横手町 植田村 田根森村 淺舞町 睦合村 旭村 沼館町 吉田村 朝倉村 大森町 福地村 境町村 山内村 里見村 黒川村 榮村 八澤木村 醍醐村 館合村 三重村 阿氣村
	湯澤	秋田縣ノ内 雄勝郡 平鹿郡ノ内 増田町 十文字村
	大曲	秋田縣ノ内 仙北郡 平鹿郡ノ内 角間川町 川西村
	青森	青森縣ノ内 青森市 東津輕郡 下北郡 上北郡ノ内 七戸町 野邊地町 横濱村 天間林村 甲地村 浦野館村 大深内村 六ケ所村
	五所川原	青森縣ノ内 北津輕郡 中津輕郡ノ内 新和村 南津輕郡ノ内 畑岡村
		青森縣ノ内 弘前市 中津輕郡ノ内

青森	弘前	清水村	和徳村	豊田村	堀越村	千年村	駒越村	岩木村	相馬村
		東目屋村	西目屋村	藤代村	大浦村	船澤村	高杉村	裾野村	
		南津輕郡ノ内							
		黒石町	女鹿澤村	富木館村	野澤村	大杉村	浪岡村	五郷村	六郷村
		十二里村	常盤村	藤崎村	光田寺村	田舎館村	中郷村	山形村	猿賀村
		尾上村	金田村	淺瀬石村	大光寺村	柏木町村	竹館村	町居村	尾崎村
		石川村	大鰐村	藏館村	碇ヶ關村				
	鰺ヶ澤	青森縣ノ内							
		西津輕郡							
	八戸	青森郡ノ内							
		三戸郡							
		上北郡ノ内							
		三木本町	法奥澤村	藤坂村	四和村	六戸村	百石村	下田村	三澤村
札幌	札幌	北海道ノ内							
		札幌區	札幌郡	千歳郡	石狩郡	厚田郡	濱益郡		
	岩見澤	北海道ノ内							
		夕張郡	樺戸郡						
		空知郡ノ内							
		岩見澤町	瀧川町	沼貝村	北村	幌向村	栗澤村	砂川村	蘆別村
		歌志内村	三笠山村	江部乙村					
	室蘭	北海道ノ内							
		室蘭區	有珠郡	幌別郡	白老郡				
		虻田郡ノ内							
		虻田郡	辨邊郡						
		勇拂郡ノ内							
		苫小牧町	安平村	厚眞村	鵡川村	似灣村	累標村	穗別村	邊富内村
	浦河	北海道ノ内							
		浦河郡	様似郡	幌泉郡	三石郡	靜内郡	新冠郡	沙流郡	
	小樽	北海道ノ内							
		小樽區	小樽郡	高島郡	忍路郡	余市郡	古平郡	美國郡	積丹郡
	岩内	北海道ノ内							
		岩内郡	古宇郡						
		虻田郡ノ内							
		倶知安町	東倶知安村	眞狩村	喜茂別村	狩太村			

函館	函館	北海道ノ内							
		函館區	亀田郡	上磯郡	茅部郡	山越郡	松前郡		
	江差	北海道ノ内							
		檜山郡	爾志郡	久遠郡	太櫓郡	瀬棚郡	奥尻郡		
	壽都	北海道ノ内							
		壽都郡	磯谷郡	歌棄郡	島牧郡				
札幌	旭川	北海道ノ内							
		旭川區	上川區（石狩國）						
		空知郡ノ内							
		音江村	上富良野村	中富良野村	下富良野村	山部村	南富良野村		
		雨龍郡ノ内							
		深川町	北龍村	上北龍村	一己村	多度志村	秩父別村	雨龍村	
		勇拂郡ノ内							
		占冠村							
	名寄	北海道ノ内							
		上川郡（天鹽國）	中川郡（天國鹽）	枝幸郡					
		紋別郡ノ内							
		紋別村	渚滑村	瀧上村	興部村	雄武村			
		雨龍郡ノ内							
		幌加内村							
	増毛	北海道ノ内							
		増毛郡	留萌郡	苫前郡					
	稚内	北海道ノ内							
		宗谷郡	天鹽郡	利尻郡	禮文郡				
釧路	釧路	北海道ノ内							
		釧路郡	白糠郡	阿寒郡	川上郡	厚岸郡			
	帶廣	北海道ノ内							
		河西郡	河東郡	上川郡（十勝國）	中川郡（十勝國）	十勝郡	足寄郡	廣尾郡	
	網走	北海道ノ内							
		網走郡	斜里郡	常呂郡ノ内常呂村					

地方裁判所支部管轄區域（大正二年法令第四十七號　四月十日）

【沿革】

第一項　左ニ掲クルモノヽ如ク定ム

（別表）

地方裁判所	支部	管轄區域
東京	八王子	八王子區裁判所管轄區域
横浜	熊谷	秩父區裁判所管轄區域
千葉	木更津	北木更津區裁判所管轄區域
	八日市場	佐原區裁判所管轄區域
水戸	土浦	麻生區裁判所管轄區域
	下妻	下妻區裁判所管轄區域
宇都宮	栃木	足利區裁判所管轄區域
前橋	高崎	北甘樂區裁判所管轄區域
長野	松本	上水内區裁判所管轄區域
	飯田	伊那區裁判所管轄區域
新潟	長岡	六日町區裁判所管轄區域
	高田	糸魚川區裁判所管轄區域
	相川	相川區裁判所管轄區域
静岡	沼津	下吉田區裁判所管轄區域
	濱松	掛川區裁判所管轄區域
甲府	都留	北都留郡裁判所管轄區域
	鰍沢	南巨摩郡裁判所管轄區域
長野	上田	岩村田區裁判所管轄區域
新潟	新發田	村上區裁判所管轄區域
福島	若松	若松區裁判所管轄區域
	平	平區裁判所管轄區域
	白河	白河區裁判所管轄區域
仙臺	石卷	石卷區裁判所管轄區域
	古川	古川區裁判所管轄區域
	一關	一關區裁判所管轄區域
秋田	大館	大館區裁判所管轄區域
	横手	横手區裁判所管轄區域
	大曲	大曲區裁判所管轄區域
	本荘	本荘區裁判所管轄區域
山形	米澤	米澤區裁判所管轄區域
	鶴岡	鶴岡區裁判所管轄區域
	新庄	新庄區裁判所管轄區域
盛岡	一戸	一戸區裁判所管轄區域
	花巻	花巻區裁判所管轄區域
	宮古	宮古區裁判所管轄區域
	水澤	水澤區裁判所管轄區域
	遠野	遠野區裁判所管轄區域
函館	江差	江差區裁判所管轄區域
	室蘭	室蘭區裁判所管轄區域
	岩内	岩内區裁判所管轄區域
	札幌	札幌區裁判所管轄區域
	小樽	小樽區裁判所管轄區域
	留萌	留萌區裁判所管轄區域
	旭川	旭川區裁判所管轄區域
	網走	網走區裁判所管轄區域
	北見	北見區裁判所管轄區域
	帯廣	帯廣區裁判所管轄區域
	釧路	釧路區裁判所管轄區域
	根室	根室區裁判所管轄區域
函館	室蘭	室蘭區裁判所管轄區域
	岩内	岩内區裁判所管轄區域
	江差	江差區裁判所管轄區域
札幌	小樽	小樽區裁判所管轄區域
	留萌	留萌區裁判所管轄區域
	旭川	旭川區裁判所管轄區域
	網走	網走區裁判所管轄區域
	北見	北見區裁判所管轄區域
	帯廣	帯廣區裁判所管轄區域
	釧路	釧路區裁判所管轄區域
	根室	根室區裁判所管轄區域

第一項　左ニ掲クルモノヽ如ク定ム

第二項　前項ニ掲クルモノヽ除クノ外地方裁判所支部ハ民事第一審ノ事務及其ノ訴訟ニ付スヘキ事件ノ公判準備及刑事第一審ノ事務ヲ取扱フ

岐阜地方裁判所高山支部
奈良地方裁判所五條支部
神戸地方裁判所洲本支部
鳴門地方裁判所撫養支部
松山地方裁判所大洲支部
鋼路地方裁判所根室支部

本令ハ大正二年四月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

京都	大阪	神戸	長崎	佐賀	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	名古屋	金澤	富山	福井	岐阜	名古屋	津	和歌山	奈良	大阪	神戸	姫路	鳥取	松江	岡山	廣島	山口	德島	高松	松山	高知	福岡	久留米	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿兒島	那覇
京都地方裁判所	大阪地方裁判所	神戸地方裁判所	長崎地方裁判所	佐賀地方裁判所	熊本地方裁判所	大分地方裁判所	宮崎地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	名古屋地方裁判所	金澤地方裁判所	富山地方裁判所	福井地方裁判所	岐阜地方裁判所	名古屋地方裁判所	津地方裁判所	和歌山地方裁判所	奈良地方裁判所	大阪地方裁判所	神戸地方裁判所	姫路地方裁判所	鳥取地方裁判所	松江地方裁判所	岡山地方裁判所	廣島地方裁判所	山口地方裁判所	德島地方裁判所	高松地方裁判所	松山地方裁判所	高知地方裁判所	福岡地方裁判所	久留米地方裁判所	佐賀地方裁判所	長崎地方裁判所	熊本地方裁判所	宮崎地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	那覇地方裁判所
舞鶴地方裁判所	堺地方裁判所	姫路地方裁判所	佐世保地方裁判所	唐津地方裁判所	八代地方裁判所	中津地方裁判所	都城地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	岡崎地方裁判所	七尾地方裁判所	高岡地方裁判所	敦賀地方裁判所	大垣地方裁判所	岡崎地方裁判所	上野地方裁判所	田辺地方裁判所	五條地方裁判所	堺地方裁判所	洲本地方裁判所	龍野地方裁判所	米子地方裁判所	濱田地方裁判所	津山地方裁判所	福山地方裁判所	岩國地方裁判所	德島地方裁判所	丸龜地方裁判所	今治地方裁判所	高知地方裁判所	福岡地方裁判所	久留米地方裁判所	伊萬里地方裁判所	長崎地方裁判所	熊本地方裁判所	宮崎地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	那覇地方裁判所
舞鶴地方裁判所	堺地方裁判所	姫路地方裁判所	佐世保地方裁判所	唐津地方裁判所	八代地方裁判所	中津地方裁判所	都城地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	岡崎地方裁判所	七尾地方裁判所	高岡地方裁判所	敦賀地方裁判所	大垣地方裁判所	岡崎地方裁判所	上野地方裁判所	田辺地方裁判所	五條地方裁判所	堺地方裁判所	洲本地方裁判所	龍野地方裁判所	米子地方裁判所	濱田地方裁判所	津山地方裁判所	福山地方裁判所	岩國地方裁判所	德島地方裁判所	丸龜地方裁判所	今治地方裁判所	高知地方裁判所	福岡地方裁判所	久留米地方裁判所	伊萬里地方裁判所	長崎地方裁判所	熊本地方裁判所	宮崎地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	那覇地方裁判所
舞鶴地方裁判所	堺地方裁判所	姫路地方裁判所	佐世保地方裁判所	唐津地方裁判所	八代地方裁判所	中津地方裁判所	都城地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	岡崎地方裁判所	七尾地方裁判所	高岡地方裁判所	敦賀地方裁判所	大垣地方裁判所	岡崎地方裁判所	上野地方裁判所	田辺地方裁判所	五條地方裁判所	堺地方裁判所	洲本地方裁判所	龍野地方裁判所	米子地方裁判所	濱田地方裁判所	津山地方裁判所	福山地方裁判所	岩國地方裁判所	德島地方裁判所	丸龜地方裁判所	今治地方裁判所	高知地方裁判所	福岡地方裁判所	久留米地方裁判所	伊萬里地方裁判所	長崎地方裁判所	熊本地方裁判所	宮崎地方裁判所	鹿兒島地方裁判所	那覇地方裁判所

神戸	篠山	篠山區裁判所管轄區域 柏原區裁判所管轄區域
	姫路	姫路區裁判所管轄區域 社區裁判所管轄區域 龍野區裁判所管轄區域
	洲本	洲本區裁判所管轄區域
	豊岡	豊岡區裁判所管轄區域
奈良	五條	五條區裁判所管轄區域 葛城區裁判所管轄區域ノ内 奈良縣南葛城郡
和歌山	田邊	田邊區裁判所管轄區域 御坊區裁判所管轄區域 新宮區裁判所管轄區域（豫審事務ヲ除ク）
	新宮	新宮區裁判所管轄區域
徳島	脇町	脇町區裁判所管轄區域
高松	丸龜	丸龜區裁判所管轄區域 觀音寺區裁判所管轄區域
高知	中村	中村區裁判所管轄區域
名古屋	岡崎	岡崎區裁判所管轄區域 豊橋區裁判所管轄區域 新城區裁判所管轄區域
安濃津	四日市	四日市區裁判所管轄區域
	山田	山田區裁判所管轄區域

松江	濱田	濱田區裁判所管轄區域 益田區裁判所管轄區域 大森區裁判所管轄區域
	西郷	西郷區裁判所管轄區域
大洲		大洲區裁判所管轄區域 八幡濱區裁判所管轄區域
松山	西條	西條區裁判所管轄區域
	宇和島	宇和島區裁判所管轄區域
島原		島原區裁判所管轄區域
長崎	佐世保	佐世保區裁判所管轄區域 平戸區裁判所管轄區域 武生水區裁判所管轄區域（豫審事務ヲ除ク）
	平戸	平戸區裁判所管轄區域
	武生水	武生水區裁判所管轄區域
	福江	福江區裁判所管轄區域
	嚴原	嚴原區裁判所管轄區域
福岡	飯塚	飯塚區裁判所管轄區域 直方區裁判所管轄區域
	久留米	久留米區裁判所管轄區域 吉井區裁判所管轄區域 柳河區裁判所管轄區域 八女區裁判所管轄區域
	小倉	小倉區裁判所管轄區域 行橋區裁判所管轄區域 田川區裁判所管轄區域

	木本	木本區裁判所管轄區域
岐阜	御嵩	御嵩區裁判所管轄區域
	高山	高山區裁判所管轄區域
福井	小濱	小濱區裁判所管轄區域
金澤	七尾	七尾區裁判所管轄區域 輪島區裁判所管轄區域
富山	高岡	高岡區裁判所管轄區域 出町區裁判所管轄區域
廣島	吳	吳區裁判所管轄區域
	尾道	尾道區裁判所管轄區域 竹原區裁判所管轄區域 福山區裁判所管轄區域
	三次	三次區裁判所管轄區域 庄原區裁判所管轄區域
山口	岩國	岩國區裁判所管轄區域 德山區裁判所管轄區域 山口縣熊毛郡
	下關	下關區裁判所管轄區域 船木區裁判所管轄區域
岡山	高梁	高崎區裁判所管轄區域 新見區裁判所管轄區域
	津山	津山區裁判所管轄區域 勝山區裁判所管轄區域
鳥取	米子	米子區裁判所管轄區域

大分	竹田	竹田區裁判所管轄區域
	中津	中津區裁判所管轄區域 玉津區裁判所管轄區域 日田區裁判所管轄區域（豫審事務ヲ除ク）
	日田	日田區裁判所管轄區域
熊本	八代	八代區裁判所管轄區域 人吉區裁判所管轄區域
	天草	天草區裁判所管轄區域
鹿兒島	川内	川内區裁判所管轄區域
	大島	大島區裁判所管轄區域
宮崎	延岡	延岡區裁判所管轄區域 高千穗區裁判所管轄區域
仙臺	古川	古川區裁判所管轄區域
	石卷	石卷區裁判所管轄區域 登米區裁判所管轄區域 氣仙沼區裁判所管轄區域
福島	白河	白河區裁判所管轄區域
	若松	若松區裁判所管轄區域
	平	平區裁判所管轄區域
山形	米澤	米澤區裁判所管轄區域
	鶴岡	鶴岡區裁判所管轄區域

釧路		札幌	青森			秋田			盛岡		
根室	網走	小樽	八戸	弘前	大曲	横手	大館	本荘	一関	遠野	酒田
根室區裁判所管轄區域	網走區裁判所管轄區域	小樽區裁判所管轄區域	八戸區裁判所管轄區域	弘前區裁判所管轄區域	大曲區裁判所管轄區域	横手區裁判所管轄區域	大館區裁判所管轄區域	本荘區裁判所管轄區域	水澤區裁判所管轄區域	遠野區裁判所管轄區域	酒田區裁判所管轄區域

民事訴訟及非訟事件ヲ取扱フ區裁判所出張所及其ノ管轄區域

（大正二年四月十九日司法省令第十九號）

【沿革】
（大正六年八月省令第四號改正）

釧路		札幌	青森			秋田			盛岡		
根室	網走	小樽	八戸	弘前	大曲	横手	大館	本荘	一關	遠野	酒田
鹿兒島											

民事訴訟及非訟事件ヲ取扱フ區裁判所出張所及其ノ管轄區域別表ノ通定ム

裁判所構成法第一百四十一條第一項ノ規定ニ依リ大正十二年一月一日以降他ノ區裁判所ヲ以テ代リテ民事訴訟及非訟事件ヲ取扱フ區裁判所及其ノ管轄區域別表ノ通定ム

釧路		札幌	青森			秋田			盛岡		
根室	網走	小樽	八戸	弘前	大曲	横手	大館	本荘	一關	遠野	酒田
鹿兒島											

裁判所構成法第十三條第二項ニ依リ破產事件及和議事件ヲ取扱ハシムヘキ區裁判所ヲ定ム

（大正十一年四月十一日司法省令第十一號）

那覇	鹿兒島		長崎	東京		地方裁判所
那覇	鹿兒島		長崎	東京		區裁判所
那覇區裁判所	鹿兒島區裁判所	出張所	平戸區裁判所	東京區裁判所	張所	地方裁判所出張所
平良區裁判所	出張所	大島區裁判所	平戸區裁判所武生水出張所	東京區裁判所父島出張所	東京府八丈島出張所	區裁判所
八重山出張所	沖永良部出張所	鹿兒島區裁判所名瀬出張所	長崎區裁判所壹岐出張所	東京區裁判所父島出張所	東京府小笠原島出張所	管轄區域
沖繩縣八重山郡	知名村、與論村、和泊村、	鹿兒島縣大島郡龜津村、	長崎縣壹岐郡	島嶼中、東京府ノ管轄ニ屬スル島嶼	東京府小笠原島、硫黃島、南鳥島	管轄區域

裁判所構成法第十三條第二項ニ依リ破產事件及和議事件ヲ取扱ハシムヘキ區裁判所ヲ定ム

（大正十一年四月十一日司法省令第十一號）

那覇	鹿兒島		長崎	東京		地方裁判所
那覇	鹿兒島		長崎	東京		區裁判所
那覇區裁判所	鹿兒島區裁判所	出張所	平戸區裁判所	東京區裁判所	張所	地方裁判所出張所
平良區裁判所	出張所	大島區裁判所	平戸區裁判所武生水出張所	東京區裁判所父島出張所	東京府八丈島出張所	區裁判所
八重山出張所	沖永良部出張所	鹿兒島區裁判所名瀬出張所	長崎區裁判所壹岐出張所	東京區裁判所父島出張所	東京府小笠原島出張所	管轄區域
沖繩縣八重山郡	知名村、與論村、和泊村、	鹿兒島縣大島郡龜津村、	長崎縣壹岐郡	島嶼中、東京府ノ管轄ニ屬スル島嶼	東京府小笠原島、硫黃島、南鳥島	管轄區域

本令ハ、大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

地方裁判所	區裁判所出張所	管轄區域
東京	東京區裁判所父島出張所	東京府小笠原島、硫黃島、南鳥島
長崎	平戸區裁判所武生水出張所	長崎縣壹岐郡
鹿兒島	鹿兒島區裁判所北種子出張所	鹿兒島縣熊毛郡
	大島區裁判所名瀬出張所	鹿兒島縣大島郡
	鹿兒島區裁判所龜津出張所	鹿兒島縣大島郡龜津村、
	大島區裁判所管轄區域	鹿兒島縣大島郡喜界村
那覇	那覇區裁判所久米島出張所	沖繩縣島尻郡
	那覇區裁判所慶良間出張所	沖繩縣島尻郡
	那覇區裁判所八重山出張所	沖繩縣八重山郡
	平良區裁判所宮古出張所	沖繩縣宮古郡
	平良區裁判所多良間出張所	沖繩縣宮古郡
	那覇區裁判所管轄區域	沖繩縣島尻郡、中頭郡、國頭郡

之ヲ取扱ハシム

伊丹區裁判所、明石區裁判所、篠山區裁判所及柏原區裁判所ノ管轄ニ山スル破産事件及和議事件ハ神戸區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

社區裁判所及龍野區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ姫路區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

宇陀區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件竝葛城區裁判所管内奈良縣北葛城郡及高市郡ニ於ケル破産事件及和議事件ハ奈良區裁判所、南葛城郡ニ於ケル破産事件及和議事件ハ五條區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

水口區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ大津區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

長濱區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ彦根區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

妙寺區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ和歌山區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

御坊區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ田邊區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

富岡區裁判所及川島區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ徳島區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

觀音寺區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ丸龜區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

須崎區裁判所及安藝區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ高知區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

一宮區裁判所及半田區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ名古屋區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

新城區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ豊橋區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

松阪區裁判所及上野區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ安濃津區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

木本區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ山田區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

八幡區裁判所及大垣區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ岐阜區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

武生區裁判所及大野區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ福井區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

敦賀區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ小濱區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

小松區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ金澤區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

輪島區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ七尾區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

魚津區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ富山區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

出町區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ高岡區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

竹原區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ尾道區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

庄原區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ三次區裁判所ヲシテ

之ヲ取扱ハシム

徳山區裁判所管内山口縣都濃郡ニ於ケル破産事件及和議事件ハ山口區裁判所、熊毛郡ニ於ケル破産事件及和議事件ハ岩國區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

船木區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ下關區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

笠岡區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ玉島區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

新見區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ高梁區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

勝山區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ津山區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

木次區裁判所及今市區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議判件ハ松江區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

益田區裁判所及大森區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ濱田區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

八幡濱區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ大洲區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

大村區裁判所及島原區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ長崎區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

武生水區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ平戸區裁判所ヲシテ之ヲ取扱スシム

伊萬里區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ武雄區判裁所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

甘木區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ福岡區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

吉井區裁判所及八女區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ久留米區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

行橋區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ小倉區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

杵築區裁判所、臼杵區裁判所及佐伯區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ大分區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

玉津區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ中津區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

三角區裁判所、高瀬區裁所、御船御區裁判所、山鹿區裁判所及宮地區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ熊本區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

加治木區裁判所及知覽區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ鹿兒島區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

飫肥區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ宮崎區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

高千穗區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ延岡區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

平良區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ那覇區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

大河原區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ仙臺區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

登米區裁判所及氣仙沼區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ石

巻區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

相馬區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ福島區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

新庄區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ山形區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

花巻區裁判所、二戸區裁判所及宮古區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ盛岡區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

水澤區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ一關區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

能代區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ秋田區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

湯澤區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ横手區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

五所川原區裁判所及鰺ヶ澤區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ弘前區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

浦河區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ室蘭區裁判所ヲ以テ之ヲ取扱ハシム

岩内區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ小樽區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

江差區裁判所及瀋都區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ函館區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

増毛區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ旭川區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

（大正十二年八月二十八日）
（司法省告示第十五號）

裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リ大正十二年九月一日以降他ノ區裁判所ニ代リテ破産事件及和議事件ヲ取扱ハシムヘキ區裁判所左ノ通リ

直方區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ飯塚區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

田川區裁判所ノ管轄ニ屬スル破産事件及和議事件ハ小倉區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

東京區裁判所管内ニ弓町出張所ヲ置キ同區裁判所ノ管轄ニ屬スル借地借家調停事件ヲ取扱ハシムルノ件

（大正十四年三月三十日）
（司法省令第四號）

東京市京橋區弓町ニ東京區裁判所弓町出張所ヲ置キ同區裁判所ノ管轄ニ屬スル左ノ事項ヲ取扱ハシム

一　借地借家調停事件

二　借地借家臨時處理法第二條、第四條乃至第六條ノ裁判事務

三　證據保全事件

四　和解事件

五　督促事件

附　則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京區裁判所管内ノ商事調停事件ヲ取扱フ場所ニ關スル件

（大正十五年十月三十日）
（司法省告示第三十八號）

東京區裁判所ノ管轄ニ屬スル商事調停事件ハ大正十五年十一月一日ヨリ當分ノ内東京市麹町區有樂町一丁目一番地東京商業會議所内ニ於テモ之ヲ取扱フ

濱松區裁判所ヲシテ商業登記事務ヲ取扱ハシムル件

（昭和二年二月二十一日）
（司法省令第三號）

濱松區裁判所笠井出張所管内靜岡縣濱名郡長上村大字市野、小池及上石田ニ於ケル商業登記ノ事務ハ濱松區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京區裁判所赤羽町出張所ニ於テ商事調停事件ヲ取扱フノ件

（大正十四年三月三十日）
（司法省令第五號）

東京區裁判所管内富士見町出張所、赤羽町出張所、二長町出張所及林町出張所ニ於テハ登記事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル左ノ事項ヲ取扱フ

一　借地借家調停事件

二　借地借家臨時處理法第二條、第四條乃至第六條ノ裁判事務

三　證據保全事件

四　和解事件

五　督促事件

附　則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京區裁判所管内富士見町出張所等ニ於テ商事調停事件ヲ取扱フノ件

（大正十五年十月三十日）
（司法省令第十七號）

東京區裁判所管内富士見町出張所、二長町出張所、林町出張所及弓町出張所ニ於テハ從來取扱フ事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル商事調事調停事件モ取扱フ

大阪區裁判所管内市岡出張所、今宮出張所及上町出張所ニ於テハ登記事務ノ外區裁判所ノ管轄ニ屬スル借地借家調停事件及商調事停事件モ取扱フ

神戸區裁判所諸内兵庫出張所ニ於テハ登記事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル借地借家調停事件及商事調停事件モ取扱フ

名古屋區裁判所管内古澤出張所ニ於テハ從來取扱フ事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル商事調停事件モ取扱フ

附　則

本令ハ大正十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和二年二月二十六日
司法省令第四號）

東京區裁判所管內赤羽町出張所ニ於テハ從來取扱フ事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル商事調停事件ヲモ取扱フ

本令ハ昭和二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

橫濱區裁判所笹下出張所管內等ノ商業登記事務ハ橫濱區裁判所ヲシテ取扱ハシムル件

（昭和二年四月一日
司法省令第九號）

橫濱區裁判所笹下出張所管內橫濱市笹下町、日野町、矢部野町、田中町、栗木町、上中里町、峯町、氷取澤町、永田町、六ツ川町、中里町、最戸町、大久保町、別所町、上大岡町、森町、中原町、杉田町、同區裁判所神奈川出張所管內橫濱市鶴見町、東寺尾町、生麥町、帷子町、神戸町、保土ヶ谷町、岩間町、佛向町、坂本町、星川町、和田町、上星川、川島、岸根町、小机町、笹田町、羽澤町、三枚町、片倉町、鳥山町、六角橋町、神大寺町、菊名町、大豆戸町、篠原町、樽町、大曾根町、太尾町、南[illegible]島町、北[illegible]島町、白幡町、西寺尾町、同區裁判所川崎出張所管內橫濱市潮田町、市場町、菅澤町、小野町、矢向町、江ゲ崎町、末廣町一丁目、末廣町二丁目、安善町一丁目、安善町二丁目、平安町、獅子ヶ谷町、師岡町、駒岡町、上末吉町、下末吉町、馬場町、北寺尾町及同區裁判所川和出張所管內橫濱市上星川町、川島町ニ於ケル商業登記ノ事務ハ橫濱區裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都區裁判所管內下京出張所ニ於テ取扱フ事務ノ件

（昭和二年四月十一日
司法省令第十二號）

京都區裁判所管內下京出張所ニ於テハ登記事務ノ外同區裁判所ノ管轄ニ屬スル借地借家調停事件及商事調停事件ヲモ取扱フ

本令ハ昭和二年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル件

（明治四十四年三月二十九日
法律第五十一號）

【沿革】大正四年十二月法律第二九號、同十四年三月同第七號改正

第一條　間島ニ駐在スル帝國領事官ノ管轄ニ屬スル刑事ニ關シ外務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ事件ヲ管轄スヘカラサルコトヲ當該領事官ニ命シ且被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送セシムルコトヲ得

第三條　前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ被告人ノ移送セラルル監獄所在地ヲ管轄スル朝鮮總督府覆審法院ノ檢事ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ覆審法院ニ爲サシムヘシ

前項ノ申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第十八條第一項及第二十三條ノ規定ヲ準用ス

第四條　間島ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴又ハ抗告（朝鮮總督府高等法院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク）ハ朝鮮總督府覆審法院、間島ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ハ朝鮮總督府高等法院之ヲ管轄ス

第五條　第一條及第四條ノ場合ニ於テ管轄ス所ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス　（明治四十四年三月三十日官報）

本法施行前受理シタル訴訟事件及非訟事件ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

附　則　（大正十四年三月法律第七號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム　（大正十四年九月勅令第二八六號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行）

第五節　執達吏

執達吏規則

（明治二十三年七月二十五日
法律第五十一號）

【沿革】明治四十二年三月法律第二號、大正三年三月同第三〇號、同八年四月同第四〇號、同十年三月同第二六號改正

第一條　執達吏ハ區裁判所ニ屬シ法律ニ從ヒ訴訟ニ關スル書類ヲ送達シ及裁判ヲ執行スルモノトス

第二條　執達吏ハ當事者ノ委任ニ依リ左ノ事務ヲ取扱フコトヲ得

第一　告知及催告ヲ爲スコト

第二　動產不動產ノ任意競賣ヲ爲スコト

第三　拒證書ヲ作ルコト

第三條　執達吏ハ法律規則ニ定メタル職務ノ外裁判所及檢事局ノ命令ニ依リ其職務ニ關スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ

第一　書類物品ノ送付ヲ爲スコト

第二　罰金科料過料ヲ徵收シ及沒收物品ヲ取上ケ若ハ賣却スルコト

第三　令狀ノ執行ヲ爲スコト

第四條　執達吏ハ所屬區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ノ監督ヲ受ク

他ノ判事又ハ檢事ニシテ職務上事務ヲ命シタルトキハ其事務ニ限リ執達吏ニ對シ監督權ヲ有ス

第五條　執達吏ハ所屬區裁判所ノ管轄區域內ニ於テ地方裁判所長ノ指定シタル地ニ役場ヲ設クヘシ

第五條ノ二　區裁判所又ハ其出張所ノ所在地ニ執達吏ナキ場合ニ於テハ地方裁判所長ハ其管轄內ノ執達吏ニ役場ノ出張所ノ設置ヲ命シ又ハ裁判所書記ヲシテ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

裁判所書記カ執達吏ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ自己ノ責任ヲ以テ第十一條ニ揭クル者其他適當ト認ムル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得

第六條　執達吏ハ其役場ノ所在地ニ住居ヲ定ムヘシ

第七條　一區裁判所ニ數名ノ執達吏アルトキハ裁判所及檢事局ノ命令ニ依ル事務ト裁判所書記ヲ經テ委任スヘキ事務トヲ各執達吏ニ分配スニシ此分配ハ成ルヘク土地ノ區域ニ從フヘシ

事務分配ハ每司法年度ノ終ニ於テ區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事前以テ之ヲ定ム

執達吏ノ爲シタル事務ハ事務分配上其事務他ノ執達吏ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其效力ヲ失フコトナシ

第八條　執達吏ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ノ施行ヨリ除斥セラルヘシ

第一　自己又ハ其輔カ當事者若ハ被害者タルトキ又ハ當事者ノ一方若ハ雙方又ハ被害者ト共同權利者共同義務者若ハ償還義務者タルノ關

係ヲ有スルトキ

第二　自己又ハ其婦カ當事者ノ一方若ハ雙方又ハ被害者又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第三　自己カ同一ノ事件ニ付證人若ハ鑑定人ト爲リテ訊問ヲ受クルトキ又ハ法律上代理人ト爲ルノ權利ヲ有スルトキ若ハ之ヲ有シタルトキ

第九條　執達吏ハ民事訴訟ニ付テ其婦又ハ自己若ハ其婦ノ親族ノ爲ニノミ訴訟代理人及輔佐人トシテ法廷ニ出ルコトヲ得但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第十條　執達吏ハ其職務ヲ行フヘキ命令若ハ委任ヲ受クルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條　執達吏ハ特別ノ命令若ハ委任ヲ受ケタル場合ノ外自己ノ責任ヲ以テ左ニ掲クル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得

第一　執達吏ノ登用試驗ニ及第シタル者

第二　執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者

第三　裁判所書記ノ登用試驗ニ及第シタル者

第四　區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行フニ適當ト認メタル者

第十二條　執達吏正當ノ理由アリテ其職務ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ之ヲ委任スルコトヲ得サルトキハ命令ヲ爲シタル裁判所及檢事局又ハ委任ヲ爲シタル本人ニ速ニ其旨ヲ通知スヘシ

委任ヲ爲シタル本人ニ通知スルコト能ハサルトキ又ハ急遽ノ處分ヲ要スルトキハ其旨ヲ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ申立ツヘシ

第十三條　前條ノ場合其他執達吏差支アルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ第十一條ニ揭クル者ニ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十四條　執達吏又ハ臨時職務執行ノ委任ヲ受ケタル者其職務ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ區裁判所ノ交付シタル證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　執達吏ハ裁判所書記ヲ經タルト否トヲ問ハス委任ヲ受ケ職務ヲ行フニ付テハ定規ノ手數料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク

執達吏ハ定規ノ手數料ヲ增減シ又ハ手數料及立替金ノ外報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條　執達吏第三條ニ揭クル職務ヲ行フニ付テハ立替金ノ外手數料ヲ受クルコトヲ得但シ罰金、科料、過料、追徵金及公訴ニ關スル訴訟費用ノ裁判ノ執行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

第十七條　執達吏第十一條ノ場合ニ於テ臨時職務執行ノ委任ヲ爲シタルトキハ其委任ヲ受ケタル者ニ報酬トシテ手數料十分ノ三以上ヲ支給スヘシ

第十七條ノ二　第五條ノ二第二項ノ場合ニ於テ臨時職務執行ノ委任ヲ受ケタル者ニハ執達吏ノ受クヘキ手數料ノ十分ノ七以上ヲ支給ス

第十八條　第十三條ノ場合ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行ヒタル者ハ其職務ニ付定メタル手數料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク

第十九條　執達吏一年間ニ收入セシ手數料六百圓ニ充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十條　執達吏死亡シタルトキ又ハ停職免職若クハ拘留セラレタルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

第一　官印帳簿其他職務ニ關スル書類ヲ區裁判所ニ差出サシムルコト

第二　執達吏職務上保管シタル物品及書類ノ保全ニ必要ノ手續ヲ爲ス

第二十一條　執達吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其ノ給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ準給額ト看做シテ算定ス

第二十二條　執達吏ハ此規則ニ依ルノ外總テ一般官吏ノ例ニ依ル

附　則　（大正三年三月法律第三〇號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正三年四月勅令第五五號ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行）

附　則　（大正八年四月法律第四〇號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正八年五月勅第一九二號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行）

附　則　（大正十年三月法律第二六號）

本法ハ大正十年分ヨリ之ヲ適用ス但シ執達吏規則第二十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ大正九年八月一日以後恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタルモノニ付之ヲ適用ス

執達吏手數料規則（明治二十三年十月二十五日法律勅令第五十二號）

【沿革】（明治四十二年三月法律第三號、同四十四年三月同第五四號、大正三年三月同三一號改正

第一條　執達吏ハ此規則ニ從ヒ手數料ヲ受ク

第二條　書類送達ノ手數料ハ一通ニ付七錢トス

第三條　有體動產及未タ土地ヨリ離レサル果實竝爲替證券其他裏書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ノ差押、假差押ニ付テノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ

執行スヘキ債權額　　手數料

貳拾圓マテ　　四壹錢

五拾圓マテ　　六拾錢

百圓マテ　　九拾錢

壹圓貳拾錢

五百圓マテ　　壹圓五拾錢

千圓マテ　　壹圓八拾錢

千圓ヲ越ユルトキハ貳圓四十錢トス

假差押ヲ爲シタル物ニ對スル差押ニ付テノ手數料ハ前項ノ手數料ノ半額トス

若シ執務三時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ本條ニ定メタル手數料ノ十分ノ三ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

第四條　達執吏差押、假差押ヲ爲スヘキ場所ニ臨ムト雖差押フヘキ物ナキトキ又ハ差押フヘキ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ前條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク

第五條　民事訴訟法第五百五十六條第二項、第五百八十六條第二項、第六百十五條ノ場合及既ニ差押、假差押ニ著手シタル執達吏ノ死亡若クハ其ノ他ノ理由ニ依リ委任ノ消滅シタルトキ物ニ換價スル爲其委任ヲ引受ケタル場合ニ於テハ執達吏ハ第三條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク

第六條　特定ノ動產又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ債務者ヨリ取上ケ之ヲ債權者ニ引渡ス場合ニ於テハ其手數料ヲ一圓トス若シ執務二時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖引渡スヘキ物ナキトキハ前項ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク

第七條　民事訴訟法第七百三十一條第一項ノ場合又ハ民事訴訟法第七百三十三條第一項ノ決定ニ基キ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ執務三時間以內ハ手數料ヲ壹圓トス若シ其執務三時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏ハ場所ニ臨ムト雖船舶アラサルトキハ前項ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク

第七條ノ二　前二條ノ規定ハ假處分ノ執行ノ手數料ニ之ヲ準用ス

第八條　民事訴訟法第六百四十三條第三項ニ依リ不動産ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條ニ定メタル區別ニ從ヒ其手數料ヲ受ク

第九條　動產、不動產及船舶ノ競賣ニ付テノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ

競賣金額　　手數料

貳拾圓マテ　　七拾錢

五拾圓マテ　　壹圓貳拾錢

百圓マテ　　壹圓八拾錢

貳百五拾錢マテ　　貳圓四拾錢

五百圓マテ　　參圓

千圓マテ　　四圓五拾錢

以上千圓毎ニ壹圓ヲ加フ但シ千圓ニ滿タサルモ千圓ト看做シテ算定ス

任意競賣ニ付テモ亦前項ニ同シ

第十條　執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨マサル以前ニ民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ强制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ强制執行ノ委任結了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ十分ノ三ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ四拾錢トス

第十一條　執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨ミタル後民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ强制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ强制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ六拾錢トス

第十二條　第三條乃至第十一條ノ手數料ヲ受クヘキ行爲ニハ强制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含ス

第一　警察上ノ援助ヲ求メ又ハ證人鑑定人ノ立會ヲ爲サシムルコト

第二　執行行爲ニ屬スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲スコト

第三　記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲スコト

第四　支拂其他ノ給付、差押金錢及賣却金ヲ受取リ、交付シ若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ又ハ差押物ヲ還付スルコト

第五　競賣ノ公告ヲ爲スコト

第十三條　執達吏ハ立替金トシテ左ノ費用ノ辨濟ヲ受ク

第一　書記料

第二　郵便料、電信料

第三　公告料

第四　證人、鑑定人ノ手當

第五　職工、役夫ノ手當

第六　有價證券ノ記名書換及流通ヲ止メタル證券ノ流通ヲ回復スル爲ノ費用

第七　人及物ノ送致費用

第八　物ノ保存竝監視ノ費用

第九　果實收獲ノ費用

第十　旅費宿泊料

第十四條　前條ノ書記料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ受ク

第一　法律ニ依リ又ハ利害關係人ノ求ニ依リ證書及記錄中ニ存スル書類ノ謄本ヲ作リタルトキ但法律ニ依リ交付スヘキ送達證書ノ謄本ハ此限ニ在ラス

第二　供託ヲ爲スニ際シ執行裁判所ニ差出スヘキ屆書ヲ作リタルトキ

第三　差押命令ノ送達後第三債務者ノ爲ス陳述ヲ筆記シタルトキ

書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付參錢トス但十二行ニ滿タサルモ半枚ト看做シテ算定ス

第十五條　强制執行ニ關セサル告知及催告ヲ爲ストキハ其手數料拾五錢ヲ受ク

第十六條　拒絕證書ヲ作成スル場合ニ於テハ其手數料ヲ五拾錢トス若シ執務一時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ貳拾錢ヲ加フ但其執行一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

第十六條ノ二　執行記錄其他ノ書類ノ閱覽ニ付テノ手數料ハ既濟ノ書類ニ限リ一回ニ付拾錢トス

第十六條ノ三　手數料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手數料ヲ受ク

第十七條　證人ニ支給スヘキ日當ハ貳拾錢以下鑑定人ニ支給スヘキ日當ハ五拾錢以下トシ執達吏土地ノ狀況ニ從ヒ之ヲ支給ス若シ一里以上ノ地ヨリ呼出シタルトキハ第十八條ノ規定ニ從ヒ旅費ヲ支給ス

第十八條　執達吏自己ノ役場又ハ其出張所ヨリ一里以上ノ地ニ至リ職務ヲ行フトキハ一里毎ニ拾五錢以下ノ旅費ヲ受ク但一里ニ滿タサルモ一里ト看做シテ算定ス

執達吏其職務ヲ執行スル爲宿泊ヲ要シタルトキハ一泊ニ付壹圓貳拾錢以下ノ宿泊料ヲ受ク

右旅費及宿泊料ノ額ハ控訴院長ノ認可ヲ經テ地方裁判所長之ヲ定ム

第十九條　執達吏ハ總テノ事務ヲ擔任スルニ當リ手數料及立替金ノ概算額ヲ委任者ヨリ豫納セシム若シ豫納セサルトキハ委任ニ應セサルコトヲ得但裁判所及檢事局ノ命令ニ依ルトキ又ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ爲ニ事務ヲ擔任スルトキハ此限ニアラス

第二十條　執達吏ハ委任ノ終了シタル後手數料及立替金ノ辨濟ヲ受クヘキモノトス但民事訴訟法第五百五十四條ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二十條ノ二　執達吏規則第十六條但書ノ場合ニ於ケル執行ノ費用ハ徵收者ノ負擔トス

第三條乃至第五條及第八條乃至第十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　前項ノ場合ヲ除ク外執達吏裁判所及檢事局ノ命令ニ依リ其職務ヲ行フ爲ニ要シタル立替金ハ三箇月毎ニ確定シテ之ヲ支給ス右立替金ハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第二十二條　訴訟上ノ救助ヲ付與シタル場合ニ於テハ執達吏ノ立替金ハ國庫ヨリ支辨ス但債務者ヨリ辨濟シ能ハサル場合ニ限ル

第二十條ノ二ノ場合ニ於テ被徵收者立替金ヲ辨濟スルコト能ハサルトキハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第二十三條　執達吏ハ其職務執行ニ付作リタル書類ノ正本又ハ謄本ニ手數料及立替金ノ額ヲ附記スヘシ又執務時間ニ應シ其辨濟ヲ受クヘキトキハ調書ニ其執行時間ヲ附記スヘシ若シ之ヲ附記セサルトキハ最短ノ時間ニ付テ定メタル金額ヲ以テ算定ス

附　附（明治四十四年三月法律第五四號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十四年四月勅令第一〇七號ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際未タ完結セサル事項ニ付テノ手數料及立替金ハ仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（大正三年三月法律第三一號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正三年四月勅令第五五號ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行）

大正八年法律第四十一號ニ依ル執達吏ノ手數料及立替金增額ニ關スル件

（大正八年五月十日勅令第百九十三號）

第一條　大正八年法律第四十一號ニ依ル執達吏ノ手數料及立替金ノ增加額ハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外百分ノ五十トス但シ特別ノ事情アル地域ニ付テハ司法大臣ハ百分ノ五十以內ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二條　執達吏手數料規則第二條ノ手數料ハ三錢、第十四條ノ書記料ハ一錢、第十五條及第十六條ノ二ノ手數料ハ五錢ヲ增加ス

第三條　執達吏手數料規則第六條乃至第七條ノ二及第十六條ノ手數料ハ百分ノ五十ヲ增加ス

第四條　執達吏手數料規則第十七條及第十八條ノ日當、旅費及宿泊料ハ百分ノ五十ヲ增加ス

附　則

本令ハ大正八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年勅令第百九十三號第一條但書ノ規定ニ依ル執達吏ノ手數料ノ增加額及其ノ地域（大正八年五月二十日司法省令第六號）

大正八年勅令第百九十三號第一條但書ノ規定ニ依ル執達吏ノ手數料ノ加額ハ左ノ地域ニ付テハ之ヲ百分ノ三十トス

東京地方裁判所管轄區域

橫濱地方裁判所管轄區域

大阪地方裁判所管轄區域

本令ハ大正八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

●執達吏登用規則（明治二十三年八月一日司法省令第二號）

【沿革】明治二十四年六月司法省令第六號、同三十三年二月同第三號、同三十七年二月同第二號、同三十九年四月同第四號、大正二年四月同第八號、同十年三月同第七號改正

明治二十三年（二月）法律第六號裁判所構成法第九十五條及第九十九條ニ依リ執達吏登用規則左ノ通相定ム

執達吏登用規則

第一條　執達吏ニ任セラルルニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一　年齡滿二十五歲以上ナルコト

第二　陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレタルコト

第三　身體健全ナルコト

第四　家計ノ整理シタルコト

第五　品行方正ナルコト

第六　試驗ニ及第シタルコト

第二條　左ニ揭ク者ハ執達吏ニ任セラルルコトヲ得ス

第一　重罪ヲ犯シタル者但國事犯ニシテ復權シタルモノハ此限ニ非ス

第二　定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

第三　身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免カレサル者

第四　懲戒ノ處分ニ由リ免職セラレタル者

第三條　執達吏ノ試驗ヲ受ケントスル者ハ少クトモ六箇月間區裁判所ニ於テ主トシテ執達吏ノ職務ヲ修習シ傍ラ書記ノ職務ヲ修習スル事ヲ要ス

職務ノ修習ヲ爲ス者ハ職務上ノ秘密ヲ漏洩スヘカラス

第四條　職務修習ヲ願フニハ願書ニ兵役ニ關スル證書及履歷書ヲ添付シ之ヲ地方裁判所長ニ差出シ其許可ヲ受クヘシ

第五條　職務修習ノ許可ヲ爲シタルトキハ地方裁判所長ハ修習者ノ屬スヘキ區裁判所ヲ指定スヘシ

區裁判所ノ一人ノ判長若クハ監督判長ハ授業ヲ擔當スヘキ執達吏及裁判所書記ヲ選定シ職務ノ訓導ヲ爲サシムヘシ

第六條　地方裁判所長ハ修習者ノ行狀執達吏トナルニ不適當ナリト認ムルトキハ其修習ヲ止ムルコトヲ得

第七條　職務修習者試驗ヲ受ケントスルニハ第一條第一乃至第五ノ諸件ヲ具備シタルコト及第二條ノ請件ニ關レサルコトヲ證明シ且修習ノ日數ヲ記入シタル願書ヲ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ヲ經由シテ地方裁判所長ニ差出スヘシ

區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ノ前項ノ願書ニ意見ヲ付スヘシ

地方裁判所長ハ書類ヲ調査シ試驗ノ許否ヲ定ムヘシ

第八條　試驗ハ地方裁判所ニ於テ每年一回之ヲ行フ

第二編　裁判、監獄　第一章　裁判

第九條　試驗委員長及試驗委員ハ地方裁判所及區裁判所ノ判事檢事ノ中ヨリ試驗擧行每ニ司法大臣之ヲ命ス

第十條　地方裁判所長ハ試驗ヲ受クヘキ修習者ノ名簿ヲ試驗委員長ニ送付スヘシ

前項ノ送付アリタルトキハ試驗委員長ハ試驗期日ヲ定メ之ヲ修習者ニ告知スヘシ

第十一條　試驗ハ筆記口述ノ二樣トス

口述試驗ハ筆記試驗ニ及第シタル者ニ之ヲ行フ

第十二條　試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

第一　民事訴訟法及治罪法ノ中書類送達及執行ニ關ル規程

第二　執達吏ニ關ル諸規則

第三　算術（加減乘除分數比例）

第四　讀書筆寫

第十三條　筆記試驗問題ノ答案ハ裁判所ノ官吏監督シテ之ヲ作ラシム

試驗委員長ハ受驗者ノ申立アルトキハ區裁判所ニ於テ筆記試驗問題ノ答案ヲ作ラシムルコトヲ得

第十四條　受驗者ノ及第落第及及第者ノ優劣ハ筆記試驗口述試驗ノ成績ニ對スル委員過半數ノ意見ニ從テ之ヲ決ス及第落第ニ付テノ意見數相半スルトキハ落第ト看做スヘシ

第十五條　試驗ニ及第シタル者ニハ試驗委員長及試驗委員ノ連署シタル及第證書ヲ授與ス

第十六條　試驗ニ落第シタル者ハ更ニ三箇月以上ノ修習ヲ爲スニ非サレハ再ヒ試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第十七條　不正ノ方法ヲ以テ及第ヲ企テタル者ハ再ヒ試驗ヲ受クルコ

トヲ得ス其ノ及第シタル者ハ及第ノ效ナキモノトス

第十八條　試驗委員ハ試驗ノ問題及成績ヲ記錄ニ記載スヘシ

第十九條　試驗委員長ハ及第者ノ氏名及其試驗成績ヲ地方裁判所長ニ報告スヘシ

第二十條　左ニ揭クル者ハ試驗ヲ要セス執達吏ニ任セラルルコトヲ得

第一　官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校、司法省舊法學校又ハ帝國大學校ノ監督ヲ受ケタル舊私立法學校及文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ有スル者

第二　裁判所書記ノ登用試驗ニ及第シタル者

第三　判任官以上ノ職ヲ現ニ奉シ又ハ曾テ奉シタル者

第四　陸軍下士ニシテ文官奉職ヲ請願スルコトヲ得ル者

第二十一條　第三條乃至第六條ノ規程ハ前條ニ揭クル者ニモ亦之ヲ適用ス

前條第四ニ該ル者ハ職務修習ノ願書ニ修習ヲ爲サントスル區裁判所ヲ記載シ陸軍大臣ヲ經由シテ司法大臣ニ差出スヘシ司法大臣ハ願書ヲ管轄地方裁判所長ニ送附スヘシ

區裁判所書記ハ職務修習ヲ要セス執達吏ニ任セラルルコトヲ得

第二十二條　（削除）

第二十三條　執達吏ニ任セラレタル者ハ任補ノ日ヨリ三十日内ハ保證金ヲ管轄地方裁判所ニ納ムヘシ若シ其期間内ニ保證金ヲ差出ササルトキハ職務ヲ罷免ス

保證金ハ五百圓以下ニ於テ土地ノ情況ニ從ヒ地方裁判所長之ヲ定ム

保證金ハ現金又ハ國債證券ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第二十四條　執達吏保證金ヲ納メタルトキハ裁判所ハ官印ヲ交付ス

執達吏ハ官印ノ交付ヲ得タル後ニ非サレハ職務ヲ行フコトヲ得ス

附　則

第二十五條　本則實施ノ際ハ職務修習ヲ要セス試驗及任補ヲ行フコトヲ得

附　則　（大正十年三月司法省令第七號）

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ日本勸業銀行發行勸業債券及貯蓄債券、日本興業銀行發行債券又ハ日本銀行株券ヲ納付シアルモノハ本令施行ノ日ヨリ五年内ニ之ヲ現金又ハ國債證券ト差換フシ

執達吏ニ交付スヘキ證票調製方

（大正三年四月十四日司法省訓令第一號）

裁判所

執達吏ニ交付スヘキ證票調製方左ノ通相定メ大正三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　執達吏規則第十四條ニ定メタル證票ハ左記雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二條　證票ハ堅三寸幅二寸トシ强靱ナル厚紙ヲ用ウヘシ

第三條　證票ニハ其表面ニ區裁判所ノ印ヲ押捺スヘシ

第四條　區裁判所ハ證票交付簿ヲ備ヘ證票ノ番號、交付ノ年月日及交付ヲ受ケタル者ノ氏名ヲ記入スヘシ

執達吏ノ證票

（表面）

第　號

執達吏證票

（裏面）

某區裁判所所屬

執達吏　何　某

（表面）

第　號

執達吏代理證票

（裏面）

某區裁判所所屬

執達吏何某代理

何　某

執達吏代理ノ證票

執達吏懲戒令（明治四十一年六月十六日勅令第百五十三號）

第一條　執達吏ノ懲戒ニ付テハ本令ノ定ムルモノヲ除クノ外文官懲戒令中判任官ニ關スル規定ヲ準用ス

第二條　懲戒ハ左ノ三種トス

一　免職

二　一年以下ノ停職

三　譴責

第三條　免職及停職ハ文官普通懲戒委員會ノ議決ニ因リ司法大臣之ヲ行フ

譴責ハ司法大臣之ヲ行フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二編　裁判、監獄　第一章　裁判

第六節　辯護士

辯護士法（明治二十六年三月四日法律第七號）

【沿革】明治三十三年三月法律第一六號、大正三年四月同第四〇號、同十二年四月同第五一號改正

第一條　辯護士ハ當事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス但シ特別法ニ因リ特別裁判所ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ケス

第二條　辯護士タラムト欲スル者ハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス

第一　日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

第二　裁判所構成法第五十八條ノ試驗ニ合格シタルコト

第三　（削除）

第四條　左ニ揭クル者ハ試驗ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第一　判事檢事タル資格ヲ有スル者

第二　法律學ヲ修メタル法學博士

第五條　左ニ揭クル者ハ辯護士タルコトヲ得ス

第一　重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二　不敬罪、僞造罪、僞證罪、賄賂罪、誣告罪、竊盜罪、詐欺取財罪、贓物ニ關スル罪、遺失物埋藏物ニ關スル罪、家資分散ニ關スル罪及刑法第百七十五條同第二百六十條同第二百八十二條同第二百七十六條同第二百八十七條同第三百六十條ニ記載シタル定役ニ服スヘ

キ輕罪ヲ犯シタル者
第三　公權停止中ノ者
第四　破産者ノ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第六條　辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ帝國議會議員、府縣會常置委員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス
辯護士ハ商業ヲ營ムコトヲ得ス但シ辯護士ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二章　辯護士名簿

第七條　辯護士ハ辯護士名簿ニ登錄セラルルコトヲ要ス
第八條　各地方裁判所ニ辯護士名簿ヲ備フ
辯護士ハ其ノ氏名ヲ登錄シタル地方裁判所ノ所屬トス
刑事訴訟法第二百六十四條及第二百七十九條ノ所屬辯護士ハ受訴裁判所所在地ノ辯護士ヲ以テ之ニ充ツ
第九條　辯護士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ其ノ所屬地方裁判所ノ檢事局ヲ經由シテ司法大臣ニ請求書ヲ差出ス可シ
登錄請求書ニハ第二條乃至第六條ノ事項ニ關スル證明書ヲ添フ可シ
第十條　登錄ヲ請フ者ハ登錄手數料トシテ金二十圓ヲ納ム可シ
他ノ地方裁判所ニ登錄換ヲ爲ストキハ手數料トシテ金十圓ヲ納ム可シ
第十一條　登錄ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第三章　辯護士ノ權利及義務

第十二條　（削除）
第十三條　辯護士ハ正當ノ理由ヲ證明スルニ非サレハ裁判所ノ命シタル職務ヲ行フヲ辭スルコトヲ得ス
第十四條　辯護士ハ左ニ揭ク訴訟事件ニ付キ其職務ヲ行フコトヲ得ス
第一　相手方ノ協議ヲ受ケテ之ヲ贊助シ又ハ委任ヲ受ケタル事件
第二　裁判事務檢事奉職中取扱ヒタル事件
第三　仲裁手續ニ依リ仲裁人ト爲リテ取扱ヒタル事件
第十五條　辯護士ハ係爭權利ヲ買受クルコトヲ得ス
第十六條　辯護士ハ訴訟事件ノ委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其ノ旨ヲ委任者ニ通告ス可シ若通告ヲ怠リタルトキハ之カ爲メ生シタル損害ノ責ニ任ス
第十七條　辯護士ハ所屬地方裁判所又ハ其ノ管內區裁判所所在ノ地ニ事務所ヲ定メ之ヲ所屬地方裁判所檢事局ニ届出可シ

第四章　辯護士會

第十八條　辯護士ハ其ノ所屬地方裁判所每ニ辯護士會ヲ設立ス可シ
但シ所屬辯護士ノ數寡少ニシテ辯護士會ヲ組織スルニ適セサルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ地方裁判所所屬辯護士ト合同シテ辯護士會ヲ設立スルコトヲ得
一ノ辯護士會ニ屬スル辯護士三百名以上ニシテ內百名以上ノ同意アルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ辯護士會ヲ設立スルコトヲ得
第十九條　辯護士會ハ所屬地方裁判所檢事正ノ監督ヲ受ク
第二十條　辯護士會ニ會長ヲ置ク又副會長ヲ置クコトヲ得
第二十一條　辯護士會ハ每年定期總會ヲ開ク又臨時總會ヲ開クコトヲ得
第二十二條　辯護士會ハ便宜ニ依リ常議員ヲ置クコトヲ得
第二十三條　辯護士會ハ其ノ會則ヲ定メ檢事正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ
辯護士ハ所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシ
第二十四條　辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル後ニ非サレハ職務ヲ行フコトヲ得ス
第二十五條　辯護士ハ其ノ所屬地方裁判所管轄外ニ事務所ヲ設ケ職務ヲ行ハムトスルトキハ其ノ職務ヲ行フヘキ地方裁判所所在ノ辯護士會會則ヲ遵守スヘシ
第二十六條　辯護士會會則ニハ會長副會長常議員ノ選擧及其ノ職務、總會、常議員會及其ノ議事ニ關スル規程、辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程竝ニ謝金及手數料ニ關スル規程其他ノ會務ノ處理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ
第二十七條　會長副會長及常議員選擧ノ結果、總會及常議員會開會ノ日時場所及議題ハ辯護士會ヨリ之ヲ檢事正ニ届出可シ
第二十八條　辯護士ニ於テハ左ノ事項ノ外議スルコトヲ得ス
第一　法律命令又ハ辯護士會會則ニ規定シタル事項
第二　司法大臣又ハ裁判所ヨリ諮問シタル事項
第三　司法上若クハ辯護士ノ利害ニ關シ司法大臣又ハ裁判所ニ建議スル事項
第二十九條　檢事正ハ辯護士會ノ會場ニ臨席スルコトヲ得又會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得
第三十條　辯護士會ノ會議ニシテ法律命令及辯護士會會則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ其ノ議決ヲ無效トシ又ハ其ノ議事ヲ停止スルコトヲ得

第五章　懲戒

第三十一條　辯護士ニシテ此ノ法律又ハ辯護士會會則ニ違背シタル所爲アルトキハ會長ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲檢事正ニ申告ス可シ
檢事正ハ會長ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ懲戒訴追ヲ檢事長ニ請求ス可シ
第三十二條　辯護士ニ對スル懲戒事件ニ付テハ管轄控訴院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開ク可シ
第三十三條　懲戒罰ハ左ノ四種トス
第一　譴責
第二　百圓以下ノ過料
第三　一年以下ノ停職
第四　除名
第三十四條　懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス

附　則

第三十五條　現在ノ代言人ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以內ニ辯護士名簿ニ登錄ヲ請フトキハ試驗ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得
第三十六條　現在ノ代言人本法施行前ニ委任ヲ受ケタル事件ニ付テハ其ノ判決ニ至ルマテ職務ヲ行フコトヲ得
第三十七條　第十二條ノ規定ハ現在ノ代言人ニ之ヲ適用セス
第三十八條　本法ハ明治二十六年五月一日ヨリ施行ス
明治十三年司法省甲第一號布達代言人規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

附　則　（大正三年四月法律第四〇號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正七年一月勅令第七號ヲ以テ大正十二年三月一日ヨリ施行）
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ辯護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後

ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

辯護士名簿登錄規則（明治二十六年四月十日 司法省令第五號）

【沿革】 明治四十五年七月省令第七號改正

第一條 辯護士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ登錄請求書ニ辯護士法第十條ノ手數料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼附シ所轄地方裁判所檢事局ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

登錄換ヲ爲ストキモ亦同シ

第二條 地方裁判所檢事局ニ於テ登錄請求書ヲ受理シタルトキハ檢事正ハ辯護士法第二條乃至第六條ノ要件ヲ調査シ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

但シ其ノ規定ニ抵觸スルモノト認メタルトキハ意見ヲ付ス可シ

第三條 辯護士名簿ノ登錄ハ司法大臣ノ命令ニ依リ地方裁判所檢事局ニ於テ之ヲ爲ス

登錄ノ取消ハ辯護士ノ請求ニ因リ又辯護士死去シタルトキハ辯護士會長ノ申告ニ因リ又辯護士法第五條ニ該當シ又ハ除名セラレタル者アルトキハ受訴裁判所檢事ノ通知ニ因リ地方裁判所檢事局ニ於テ之ヲ爲ス

第四條 辯護士名簿ニハ左ノ諸件ヲ記入ス可シ

一 辯護士ノ族籍氏名年齡

一 登錄ノ年月日

一 辯護士會加入ノ年月日

一 事務所

一 懲戒

第五條 地方裁判所檢事局ニ於テ辯護士名簿ニ登錄ヲ爲シタルトキハ其登錄ノ番號及年月日ヲ司法大臣ニ報告シ且之ヲ本人ニ通 スヘ可シ

登錄ヲ取消シタルトキモ亦同シ

第六條 辯護士名簿ニ登錄ヲ爲シタルトキ又ハ登錄ヲ取消シタルトキハ司法大臣ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條 辯護士會長ハ辯護士會ニ加入シタル者ノ氏名及加入ノ年月日ヲ所屬地方裁判所檢事局ニ屆出ツ可シ

司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件（大正十二年四月二十八日 法律第五十二號）

【沿革】 昭和二年五月法律第五四號改正

明治三十六年司法省令第九號辯護士試驗規則ニ依ル試驗ノ受驗ヲ出願シタル者ニシテ昭和七年十二月三十一日迄ニ勅令ヲ以テ定ムル試驗ニ合格シタル者ハ辯護士法第二條第二號ノ規定ニ拘ラス辯護士タルコトヲ得

本法施行前ニ帝國大學法學部法律學科ヲ卒業シタル者ハ裁判所構成法第五十八條第一項及辯護士法第二條第二號ノ規定ニ拘ラス試驗ヲ要セスシテ司法官試補ヲ命セラレ及辯護士タルコトヲ得

附 則

本法ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二年五月法律第五四號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二年五月二日官報）

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ニ關スル件（大正十二年四月二十八日 勅令第百九十六號）

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ニ付テハ高等試驗令第二條第一項、第三條、第九條、第十一條、第十五條、第十八條乃至第二十二條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ試驗ニ關スル事務ハ高等試驗委員第三部ニ於テ之ヲ管掌ス

附 則

本令ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ノ施行ニ關スル件（大正十二年五月四日 閣令第四號）

【沿革】 大正十三年閣令第二號昭和二年七月同第八號改正

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ノ施行ニ關スル件左ノ通定ム

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ヲ受ケムトスル者ハ受驗願書ニ履歷書及明治三十六年司法省令第九號辯護士試驗規則ニ依ル試驗ノ受驗ヲ出願シタル者ナルコトヲ證スル書類竝出願前一年内ニ帽ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ自署スヘシヲ添ヘ高等試驗委員長ニ提出スヘシ

受驗ノ出願ハ毎年四月一日ヨリ同月二十五日迄ニ之ヲ爲スヘシ

高等試驗令施行細則第二條、第五條乃至第十條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

辯護士職服（明治二十六年四月五日 司法省令第四號）

辯護士職服左ノ圖表ノ通定ム

辯護士職服表	地色	飾	製式
帽	黒	雲紋 黒絲ヲ以テ縫著ス	雛形第一圖
上衣	黒	唐草 白絲ヲ以テ縫著ス	雛形第二圖

（圖略ス）

辯護士ニシテ陸軍軍法會議法第八十八條ノ指定ヲ受ケムトスル者ニ關スル件（大正十一年四月一日 陸軍省告示第八號）

辯護士ニシテ陸軍軍法會議法第八十八條ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ所屬裁判所及住所ヲ表示シ陸軍大臣ニ其ノ指定ヲ請求スヘシ

（大正十一年四月一日 海軍省告示第七號）

辯護士ニシテ海軍軍法會議法第八十八條規定ノ指定ヲ受ケントスル者ハ所屬地方裁判所及住所ヲ表示シ海軍大臣ニ其ノ指定ヲ請求スヘシ

第七節 公證人

公證人法（明治四十一年四月十四日 法律第五十三號）

第一章 總則

第一條 公證人ハ當事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ法律行爲其ノ他ノ

権ニ關スル事實ニ付公正證書ヲ作成シ及私署證書ニ認證ヲ與フルノ權限ヲ有ス

第二條　公證人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ效力ヲ有セス

第三條　公證人ハ正當ノ理由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

第四條　公證人ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ囑託人ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　公證人ハ他ノ公務ヲ兼ネ、商業ヲ營ミ又ハ商事會社若ハ營利ヲ目的トスル社團法人ノ代表者若ハ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ司法大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　公證人其ノ職務ノ執行ニ付囑託人其ノ他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害カ公證人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第七條　公證人ハ囑託人ヨリ手數料日當及旅費ヲ受ク

公證人ハ前項ニ記載シタルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ取扱ヒタル事件ニ關シテ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第八條　區裁判所ノ管轄區域内ニ公證人ナキ場合又ハ公證人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ司法大臣ハ其ノ區裁判所ヲシテ管轄區域内ニ於テ公證人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ判事差支アルトキハ裁判所書記ヲシテ公證人ノ事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第九條　本法及他ノ本令中公證人ノ職務ニ關スル規定ハ公證人ノ事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス但シ第七條ニ依ル手數料、日當及旅費ハ國庫ノ收入トス

第二章　任免及所屬

第十條　公證人ハ地方裁判所ノ所屬トス

各地方裁判所所屬公證人ノ員數ハ區裁判所ノ管轄區域毎ニ司法大臣之ヲ定ム

第十一條　公證人ハ司法大臣之ヲ任シ及其ノ屬スヘキ地方裁判所ヲ指定ス

第十二條　左ノ條件ヲ具備スル者ニ非サレハ公證人ニ任セラルルコトヲ得ス

一　帝國臣民ニシテ成年以上ノ男子タルコト

二　一定ノ試驗ニ合格シタル後六月以上公證人見習トシテ實地修習ヲ爲シタルコト

試驗及實地修習ニ關スル規程ハ司法大臣之ヲ定ム

第十三條　判事、檢事又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試驗及實地修習ヲ經スシテ公證人ニ任セラルルコトヲ得

第十四條　左ニ揭クル者ハ公證人ニ任セラルルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ二年以下ノ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

三　禁治産者及準禁治産者

四　懲役ノ處分ニ因リ免官者ハ免職セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官免職又ハ除名後二年ヲ經過セサル者

第十五條　司法大臣ハ左ノ場合ニ於テ公證人ヲ免スルコトヲ得

一　公證人免職ヲ願出テタルトキ

二　公證人期間内ニ身元保證金又ハ其ノ補充額ヲ納メサルトキ

三　公證人身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲役委員會ノ議決ヲ經ヘシ

第十六條　公證人第十四條第一號乃至第三號ニ該當スルニ至リタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第三章　職務執行ニ關スル通則

第十七條　公證人ノ職務執行ノ區域ハ其ノ所屬地方裁判所ノ管轄區域ニ依ル

第十八條　公證人ハ司法大臣ノ指定シタル地ニ其ノ役場ヲ設クヘシ公證人ハ役場ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス但シ事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合又ハ法令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公證人ハ其ノ役場内ニ住居スヘシ但シ司法大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　公證人ハ任命ノ辭令書ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ所屬地方裁判所ニ身元保證金ヲ納ムヘシ

身元保證金ノ額ハ土地ノ情況ニ從ヒ三百圓以上千圓以下ノ範圍内ニ於テ司法大臣之ヲ定ム

身元保證金ノ額ニ不足ヲ生シ補充ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ不足額ヲ補充スヘシ

公證人身元保證金ヲ納メサル間ハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十條　身元保證金ヲ還付スヘキ場合ニ於テハ其ノ身元保證金ノ上ニ權利ヲ有スル者ニ對シ六月ヲ下ラサル期間内ニ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ

身元保證金ハ前項ノ期間ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ還付セス

身元保證金ハ他ノ公課及債權ニ先チテ之ヲ第一項ノ公告費用ニ充ツ

第二十一條　公證人ハ其ノ職員ノ印鑑ニ氏名ヲ自署シ之ヲ所屬地方裁判所ニ差出スヘシ

公證人前項ノ印鑑ヲ差出ササル間ハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十二條　公證人ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

一　囑託人、其ノ代理人又ハ囑託セラレタル事項ニ付利害ノ關係ヲ有スル者ノ配偶者、四親等内ノ親族又ハ同居ノ戸主若ハ家族タルトキ親族關係カ止ミタル後亦同シ

二　囑託人又ハ其ノ代理人ノ法定代理人又ハ保佐人タルトキ

三　囑託セラレタル事項ニ付利害ノ關係ヲ有スルトキ

四　囑託セラレタル事項ニ付代理人若ハ輔佐人タルトキ又ハ代理人若ハ輔佐人タリシトキ

第二十三條　公證人職務上署名スルトキハ其ノ職名所屬及役場所在地ヲ記載スヘシ

第二十四條　公證人ノ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケテ筆生ヲ置キ執務ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ認可ハ必要アル場合ニ於テハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第二十五條　公證人ノ作成シタル證書ノ原本、其ノ附屬書類及法令ニ依リ公證人ノ調製シタル帳簿ハ事變ヲ避クル爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス但シ裁判所又ハ檢事判事ノ命令又ハ囑託

アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ書類ノ保存及廢毀ニ關スル規程ハ司法大臣之ヲ定ム

第四章　證書ノ作成

第二十八條　公證人ハ法令ニ違背シタル事項、無效ノ法律行爲及無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行爲ニ付證書ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十六條　公證人ハ日本語ヲ用ヰル證書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十七條　公證人證書ヲ作成スルニハ囑託人ノ氏名ヲ知リ且之ト面識アルコトヲ要ス

公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ其ノ本籍地若ハ寄留地ノ市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書ヲ提出セシメ又ハ氏名ヲ知リ且面識アル證人二人ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス但シ囑託人外國人ナルトキハ警察官吏又ハ帝國ニ駐在スル本國領事ノ證明書ヲ以テ印鑑證明書ニ代フルコトヲ得

急迫ナル場合ニ於テ公證人法律行爲ニ非サル事實ニ付證書ヲ作成スルトキハ前項ノ手續ハ證書ヲ作成シタル後三日內ニ證書ノ作成ニ關スル規定ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ證書ハ急迫ナル場合ニ非サルカ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第三十四條修第三項ノ規定ハ第二項ノ證人ニ之ヲ準用ス

第二十九條　囑託人日本語ヲ解セサル場合又ハ聾者若ハ啞者其ノ他言語ヲ發スルコト能ハサル者ニシテ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公證人證書ヲ作成スルニハ通事ヲ立會ハシムルコトヲ要ス

第三十條　囑託人盲者ナル場合又ハ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公證人證書ヲ作成スルニハ立會人ヲ立會ハシムルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ囑託人立會人ヲ立會ハシムルコトヲ請求シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條　代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テハ前三條ノ規定ハ其ノ代理人ニ之ヲ適用ス

第三十二條　代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テ公證人證書ヲ作成スルニハ其代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシムルコトヲ要ス

前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外其ノ署名者ノ本籍地又ハ寄留地ノ市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書ヲ提出セシメ證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス但シ其ノ署名者外國人ナルトキハ第二十八條第二項但書ノ規定ヲ準用ス

證書ノ作成ニ關スル規定ニ依リ代理又ハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完シタルトキハ證書ハ其ノ欠缺アリタルカ爲效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第三十三條　第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行爲ニ付公證人證書ヲ作成スルニハ其ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシムルコトヲ要ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條　通事及立會人ハ囑託人又ハ其ノ代理人之ヲ選定スルコトヲ要ス

立會人ハ通事ヲ兼ヌルコトヲ得

左ニ掲ケル者ハ立會人タルコトヲ得ス

一　未成年者

二　第十四條ニ掲ケタル者

三　自ラ署名スルコト能ハサル者

四　囑託事項ニ付利害ノ關係ヲ有スル者

五　囑託事項ニ付代理人若ハ輔佐人タリシ者又ハ代理人若ハ輔佐人タリシ者

六　公證人又ハ囑託人若ハ其ノ代理人ノ配偶者、四親等內ノ親族、同居ノ戶主若ハ家族、法定代理人、保佐人、雇人又ハ同居人

七　公證人ノ筆生

第三十五條　公證人證書ヲ作成スルニハ其ノ聽取シタル陳述、其目擊シタル狀況其ノ他自ラ實驗シタル事實ヲ錄取シ且其ノ實驗ノ方法ヲ記載シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條　公證人ノ作成スル證書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　證書ノ番號

二　囑託人ノ住所、職業、氏名及年齡若法人ルナトキハ其ノ名稱及事務所

三　代理人ニ依リ囑託セラレタルトキハ其ノ旨及其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコト竝其ノ代理人ノ住所、職業、氏名及年齡

四　囑託人又ハ其ノ代理人ノ氏名ヲ知リ且之ト面識アルトキハ其ノ旨

五　第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由竝其ノ第三者ノ住所、職業、氏名及年齡若法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所

六　市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書又ハ警察官吏若ハ領事ノ證明書ヲ提出セシメ人違ナキコト又ハ證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

七　氏名ヲ知リ且面識アル證人ニ依リ人違ナキコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由竝其ノ證人ノ住所、職業、氏名及年齡

八　急迫ナル場合ニ於テ人違ナキコトヲ證明セシメサリシトキハ其ノ旨

九　通事又ハ立會人ヲ立會ハシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由竝其ノ通事又ハ立會人住所、職業、氏名及年齡

十　作成ノ年月日及場所

第三十七條　公證人證書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用ヰ字畫ヲ明瞭ナラシム

接續スヘキ字行ニ空白アルトキハ墨線ヲ以テ之ヲ接續セシムヘシ

數量、年月日及番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ字ヲ用ユヘシ

第三十八條　證書ニ文字ヲ挿入スルトキハ其ノ文字及其ノ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

證書ノ文字ヲ削除スルトキハ其ノ文字ハ尙明ニ讀得ヘキ爲字體ヲ存シ削除シタル字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

前三項ノ規定ニ違反シテ爲シタル訂正ハ其ノ效力ヲ有セス

第三十九條　公證人ハ其ノ作成シタル證書ヲ列席者ニ讀聞カセ又ハ閱セシメ囑託人又ハ其ノ代理人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ證書ニ記載スルコトヲ要ス

通事ヲ立會ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ證書ノ趣旨ヲ

通譯セシメ且其ノ旨ヲ證書ニ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ記載ヲ爲シタルトキハ公證人及列席者各自證書ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十三條　公證人ハ囑託人ヲシテ印紙稅法ニ依リ證書ノ原本ニ印紙ヲ貼用セシムヘシ

列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ證書ニ記載シ公證人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

第四十四條　囑託人、其ノ承繼人又ハ證書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ證書ノ原本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

證書數葉ニ渉ルトキハ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人ハ毎葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條竝第三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ原本ヲ閱覽セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

證書ハ公證人、囑託人若ハ其ノ代理人又ハ立會人ノ契印ニ依リ其ノ全部ノ連綴明白ナル場合ニ於テハ前項ニ違反シタルカ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十條　公證人ノ作成スル證書ニ他ノ書面ヲ引用シ且之ヲ其ノ證書ニ添附スルトキハ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人其ノ證書ト添附書面トノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

前三條ノ規定ハ前項ノ添附書面ニ之ヲ準用ス

前二項ニ依ル添附書面ハ公證人ノ作成シタル證書ノ一部ト看做ス

第四十一條　代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書、市區町村長警察官吏又ハ領事ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人作成シタル證書ニ之ヲ連綴スヘシ

公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人ハ證書ト其ノ附屬書類トノ綴目及附屬書類相互ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ

第四十二條　證書ノ原本滅失シタルトキハ公證人ハ既ニ交付シタル證書ノ正本又ハ謄本ヲ徵　所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル證書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ證書ニハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル證書ニ代ヘテ之ヲ保存スル旨及其ノ認可ノ年月日ヲ記載シ公證人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十三條　公證人ハ囑託人ヲシテ印紙稅法ニ依リ證書ノ原本ニ印紙ヲ貼用セシムヘシ

第四十四條　囑託人、其ノ承繼人又ハ證書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ證書ノ原本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條竝第三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ原本ヲ閱覽セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

公證人囑託人ノ承繼人ニ證書ノ原本ヲ閱覽セシムヘキ場合ニ於テハ承繼人タルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ承繼人タルコトヲ證明セシムヘシ

第三十二條第二項ノ規定ハ前項ニ依リ提出セシムヘキ證書ニ之ヲ準用ス

檢事ハ何時ニテモ證書ノ原本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第四十五條　公證人ハ證書原簿ヲ調製シ記入前其ノ所屬地方裁判所長ノ契印ヲ請フヘシ

地方裁判所長ハ其ノ枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ每葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スヘシ

第四十六條　證書原本ニハ證書ノ作成每ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一　證書ノ番號及種類

二　囑託人ノ住所及氏名若法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所

三　作成ノ年月日

第三十七條及第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ證書ノ作成ヲ記入スヘキ帳簿ニ關シ法令ニ別段ノ定アル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七條　囑託人又ハ其ノ承繼人ハ證書ノ正本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項竝第四十四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　證書ノ正本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一　證書ノ全文

二　正本タルコト

三　交付ヲ請求シタル者ノ氏名

四　作成ノ年月日及場所

前項ノ規定ニ違反スルモノハ證書ノ正本タルノ效力ヲ有セス

第四十九條　數事件ヲ列記スル證書又ハ數人各自ニ關係ヲ異ニスル證書ニ付テハ有用ノ部分ノ證書ノ方式ニ關スル記載ヲ抄錄シテ其ノ正本ヲ作成スルコトヲ得

前項ノ正本ニハ抄錄正本タルコトヲ記載シ前條第一項第二項ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第五十條　公證人證書ノ正本ヲ交付シタルトキハ其ノ證書ノ末尾ニ囑託人又ハ其ノ承繼人何某ノ爲正本ヲ交付シタル旨及其ノ交付ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

第五十一條　囑託人、其ノ承繼人又ハ證書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ證書又ハ其ノ附屬書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項竝第四十四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ謄本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　證書ノ謄本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人之ニ署名捺印スヘシ

一　證書ノ全文

二　謄本タルコト

三　作成ノ年月日及場所

第五十三條　證書ノ謄本ハ其ノ一部ニ付之ヲ作成スルコトヲ得

前項ノ謄本ニハ抄錄謄本タルコトヲ記載スヘシ

第五十四條　前二條ノ規定ハ證書ノ附屬書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十五條　證書又ハ其ノ附屬書類ノ謄本ヲ請求スル者ハ之ニ記載スル可キ事項ヲ自ラ記載シ公證人ノ署名捺印ノミヲ請求スルコトヲ得

公證人前項ノ謄本ニ署名捺印シタルトキハ其ノ謄本ハ公證人自ラ之ヲ作成シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第五十六條　證書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附屬書類ノ謄本數葉ニ渉ルトキハ公證人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ

第三十七條及第三十八條ノ規定ハ證書ノ正本及謄本竝其ノ附屬書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十七條　第十八條第二項ノ規定ハ公證人遺言書ヲ作成スル場合ニ、第二十八條乃至第三十二條ノ規定ハ公證人拒絕證書ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

第五章　認證

第五十八條　公證人私署證書ニ認證ヲ與フルニハ當事者其ノ面前ニ於テ證書ニ署名若ハ捺印シタルトキ又ハ證書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

私署證書ノ謄本ニ認證ヲ與フルニハ證書ト對照シ其ノ符合スルコトヲ認メタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

私署證書ニ文字ノ挿入削除改竄補外ノ記載其ノ他ノ訂正アルトキ又ハ破損若ハ外見上著ク疑フヘキ點アルトキハ其ノ狀況ヲ認證文ニ記載スルコトヲ要ス

第五十九條　認證ヲ與フヘキ證書ニハ登簿番號、認證ノ年月日及其ノ場所ヲ記載シ公證人及立會人之ニ署名捺印シ且其ノ證書ト認證簿トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第六十條　第二十六條乃至第三十四條、第三十七條、第三十八條竝第三十九條第五項及第六項ノ規定ハ私署證書ニ認證ヲ與フル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條　公證人ハ認署證ヲ調製スヘシ

第四十五條ノ規定ハ認證簿ノ調製ニ之ヲ準用ス

第六十二條　認證簿ニハ認證ヲ與フル毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一　登簿番號

二　囑託人ノ住所及氏名若法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所

三　證書ノ種類及氏名捺印者

四　認證ノ方法

五　立會人ノ住所及氏名

六　認證ノ年月日

第三十七條及第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六章　代理、兼務及受繼

第六十三條　公證人疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ代理ヲ囑託スルコトヲ得

公證人前項ニ依リ代理ヲ屬託シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ所屬地方裁判所長ニ届出ツヘシ其ノ代理ヲ解キタルトキ亦同シ

第六十四條　公證人前條第一項ニ依リ代理ヲ囑託セス又ハ之ヲ屬託スルコト能ハサルトキハ所囑地方裁判所長ハ同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ代理ヲ命スルコトヲ得

公證人其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルニ至リタルトキハ地方裁判所長ハ前項ノ代理ヲ解クヘシ

第六十五條　公證人ノ代理者前二條ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ代理セラルル公證人ノ役場トス

公證人ノ代理者職務上署名スルトキハ代理セラルル公證人ノ職氏名、所屬、役場所在地及其ノ代理者タルコトヲ記載スヘシ

第二十二條ノ規定ハ代理セラルル公證人ノ外其ノ代理者ニモ之ヲ適用ス

第六十六條　公證人ノ死亡、免職、失職又ハ轉屬ノ場合ニ於テ所屬地方裁判所長必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ遲滯ナク役場ノ書類ニ封印ヲ爲サシムヘシ

第六十七條　公證人ノ死亡、免職、失職又ハ轉屬ノ場合ニ於テ直ニ後任者ノ任命セラレタルトキハ所屬地方裁判所長ハ同一區裁判所ノ管轄區域

又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ兼務ヲ命スルコトヲ得

後任者其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルニ至リタルトキハ地方裁判所長ハ前項ノ兼務ヲ解クヘシ

第六十八條　公證人ノ免職、失職又ハ轉屬ノ場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ前任者ト立會ヒ遲滯ナク書類ノ授受ヲ爲スヘシ

死亡其ノ他ノ事由ニ因リ書類ノ授受ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ所屬地方裁判所長ノ指定シタル官吏ノ立會ヲ以テ書類ヲ受取ルヘシ

第六十六條ニ依ル書類ノ封印後ニ命セラレタル後任者又ハ兼務者ハ所屬地方裁判所長ノ指定シタル官吏ノ立會ヲ以テ封印ヲ解キ書類ヲ受取ルヘシ

第六十九條　前條ノ規定ハ兼務者カ書類ヲ更ニ他ノ公證人ニ引渡スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第七十條　兼務者職務上署名スルトキハ兼務者ニルコトヲ記載スヘシ

前任者又ハ兼務者ノ作成シタル證書ニ依リ後任者カ其ノ正本又ハ謄本ヲ作製スル場合ニ於テ署名スルトキハ後任者タルコトヲ記載スヘシ

第七十一條　公證人ノ死亡、免職、失職又ハ轉屬ノ場合ニ於テハ定員ノ改正ニ因リ任ヲ要セサルトキハ司法大臣ハ同一區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ書類ノ引繼ヲ命スヘシ

第六十八條及前條第二項ノ規定ハ前項ニ依リ書類ノ引繼ヲ命セラレタル公證人ニ之ヲ準用ス

第七十二條　第六十六條、第六十七條、第六十八條第三項及第七十條第一項ノ規定ハ公證人ノ停職ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二編　裁判、監獄　第一章　裁判

兼務者前項ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ停職者ノ役場トス

第七十三條　第六十八條及第六十九條ノ規定ハ區裁判所カ第八條ニ依リ公證人ノ職務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第七章　監督及懲戒

第七十四條　公證人ハ所屬地方裁判所長ノ監督ヲ受ク

地方裁判所長ハ區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事ヲシテ其ノ管轄區域内ノ公證人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七十五條　司法大臣及控訴院長ハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ニ準シ公證人ヲ監督ス

第七十六條　前二條ノ監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス

一　公證人ノ不適當ニ取扱ヒタル職務ニ付其ノ注意ヲ促シ及適當ニ其ノ職務ヲ取扱フヘキコトヲ之ニ訓令スルコト

二　職務ノ内外ヲ問ハス公證人ノ地位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スルコト但シ諭告ヲ爲ス前其ノ公證人ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得セシムヘシ

第七十七條　監督官ハ公證人ノ保存スル書類ヲ檢閲シ又ハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ之ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第七十八條　囑託人又ハ利害關係人ハ公證人ノ事務取扱ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ハ本章ニ揭ケタル監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第七十九條　公證人職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第八十條　懲戒ハ左ノ五種トス

一　譴責

二　千圓以下ノ過料
三　一年以下ノ停職
四　轉屬
五　免職

第八十一條　過料、停職、轉屬及免職ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ司法大臣之ヲ行フ

證實ハ司法大臣之ヲ行フ

第八十二條　各控訴院ニ懲戒委員會ヲ設ク

懲戒委員會ハ之ヲ設置シタル控訴院ノ所轄區域内ノ地方裁判所所屬ノ公證人ニ對スル懲戒ヲ議決ス

懲戒委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條　公證人ノ懲戒手續ト刑事裁判手續トノ關係及其ノ職務停止ニ付テハ刑事懲戒法ノ規定ヲ準用ス

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十四條　過料ヲ完納セサルトキハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

前項ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

公證人ノ納メタル身元保證金ハ第二十條第三項ノ場合ヲ除クノ外他ノ公課及債權ニ先チテ之ヲ過料ニ充ツ

附　則

第八十五條　本法ニ於テ市區町村長ト稱スルハ之ヲ置カサル地ニ在リテハ其ノ職務ヲ行フ吏員ヲ謂フ

第八十六條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十二年七月勅令第一八九號ヲ以テ同年八月十六日ヨリ施行）

第八十七條　公證人規則ハ之ヲ廢止ス

第八十八條　本法施行ノ際公證人タル者ハ別ニ任命ノ辭令書ヲ用ヰス本法ニ依ル公證人トシ其ノ役場所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所屬トス

第八十九條　公證人規則ニ依リ公證人ノ設ケタル役場ハ本法ニ依ル役場トス

第九十條　公證人規則ニ依リ差入レタル身元保證金ハ本法ニ依リ納メタル身元保證金トス

第九十一條　公證人規則ニ依リ囑託セラレタル代理者又ハ命セラレタル兼任者ハ本法ニ依ル代理者又ハ兼務者トス

第九十二條　本法施行前ニ著手シタル公證人ノ職務上ノ行爲ハ本法ニ依リ之ヲ完結ス

第九十三條　本法施行前ニ著手シタル公證人規則第五十八條、第五十九條及第六十一條ノ手續ハ本法ニ依リ完結ス

第九十四條　本法施行前ニ公證人ノ事務取扱ニ對シテ爲シタル抗告ハ公證人規則ニ依リ之ヲ完結ス

第九十五條　本法施行前ニ爲シタル公證人ノ行爲ニシテ公證人規則ニ違反スルモノハ本法ニ依リ之ヲ懲戒ニ付ス但シ本法施行前ニ開始シタル懲罰手續ハ公證人規則ニ依リ之ヲ完結ス

公證人法施行細則

（明治四十二年七月十二日司法省令第十四號）

【沿革】明治四十四年八月省令第二二號大正十三年四月同第八號改正

第一條　公證人司法大臣ノ指定シタル地ニ其ノ役場ヲ設ケムトスルトキハ其ノ位置及建物ノ構造ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘシ

役場ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク司法大臣ニ届出ツヘシ

第二條　前條ノ規定ハ役場ヲ移轉スル場合ニ之ヲ準用ス

第三條　公證人ハ其ノ役場ニ公證人某役場ト記載シタル表札ヲ揭クヘシ

第四條　公證人ノ納ムヘキ身元保證金ノ額ハ左ノ區別ニ從フ

東京市及大阪市ニ役場ヲ設クル者　金千圓
人口十萬以上ノ地ニ役場ヲ設クル者　金七百圓
人口三萬以上ノ地ニ役場ヲ設クル者　金五百圓
其ノ他ノ地ニ役場ヲ設クル者　金三百圓

第五條　公證人ノ身元保證金ハ現金又ハ國債證券ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六條　公屬人期間内ニ身元保證金又ハ其ノ補充額ヲ納メサルトキハ所屬地方裁判所長ハ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ具申スヘシ

第七條　公證人法第二十條第一項ノ公告ハ地方裁判所之ヲ爲ス

前項ノ公告ハ官報ニ之ヲ爲シ且新聞紙上ニ少クトモ二回之ヲ爲スヘシ

第八條　公證人ノ職印ハ方六分ト シ公證人何某ト彫刻スヘシ

第九條　公證人ノ作ルヘキ證書其ノ他ノ書面ノ用紙ハ某地方裁判所管内公證人役場ト刻シタル强靭ナル美濃罫紙ヲ用フヘシ

第十條　公證人法ニ依リ提出スヘキ印鑑證明書ニハ氏名、住所ノ外年齡ノ記載アルコトヲ要ス

第十一條　公證人法律行爲ニ付證書ヲ作製シ又ハ認證ヲ與フル場合ニ於テ其ノ法律行爲ノ有効ナルヤ否、當事者カ相當ノ考慮ヲ爲シタルヤ否及之ヲ爲スノ能力ヲ欠缺セサルヤ否ニ付疑アルトキハ關係人ニ注意ヲ爲シ且之ヲシテ必要ナル說明ヲ爲サシムヘシ

第十二條　公證人法律行爲ニ非サル事實ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テ其ノ事實ニ因リ影響ヲ受クヘキ私權ノ關係ニ付疑アルトキハ關係人ニ注意ヲ爲シ且之ヲシテ必要ナル說明ヲ爲サシムヘシ

第十三條　法律行爲ニ付テノ證書ノ再度ノ正本ノ交付ヲ請求スル者アル場合ニ於テ其ノ正本ヲ要スル事由ニ付疑アルトキハ公證人ハ其ノ者ヲシテ其ノ事由ヲ說明セシムヘシ

第十四條　公證人囑託ヲ拒ミタル場合ニ於テ囑託人ノ請求アルトキハ其ノ理由書ヲ交付スヘシ

第十五條　公證人役場ニハ證書原簿、認證簿及確定日附簿ノ外左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一　受附簿
二　拒絕證書謄本綴込帳

第十六條　證書原簿、認證簿及受附簿ハ附錄第一乃至第三號雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十七條　公證人囑託ヲ受ケタルトキハ受附簿ニ受附月日、受附番號、件名及囑託人ノ氏名、住所ヲ記載シ職務ノ完結後證書ノ番號又ハ登簿番號竝手數料、日當及旅費ノ額ヲ記入スヘシ

第十八條　受附番號ハ一暦年毎ニ之ヲ更新スヘシ

第十九條　同時ニ數個ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テハ印鑑證明書又ハ警察官吏若ハ領事ノ證明書ハ一通ヲ提出スルヲ以テ足ル

前項ノ場合ニ於テハ受附番號ノ最少キモノニ其ノ證明書ヲ連綴シ其ノ他ノ囑託ニハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ作リ之ヲ連綴スヘシ

第二十條　證書原簿及受附簿ニ囑託人ノ氏名、住所ヲ記載スル場合ニ於テ囑託人多數ナルトキハ當事者雙方各一人ノミノ氏名、住所及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第二十一條　證書ノ原本ハ番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴スヘシ

囑託ニ關シ提出シタル書類ニシテ原本ニ連綴スヘカラサルモノハ之ニ表紙ヲ附シ件名及受附番號ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴スヘシ

第二十二條　公證人ハ其ノ役場ニ附屬スル倉庫又ハ堅牢ナル建物内ニ書類ヲ保存スヘシ

第二十三條　公證人法第六十八條、第六十九條及第七十一條乃至第七十三條ニ依リ書類ノ授受ヲ爲ス場合ニ於テハ目錄ヲ作リ其ノ末尾ニ授受ノ事由及年月日ヲ記載　授受者及立會官吏之ニ署名捺印スヘシ

前項ノ目錄ハ作成ノ日ヨリ一箇月内ニ其ノ謄本ヲ所屬地方裁判所ニ差出スヘシ

第二十四條　公證人法第六十七條第一項ノ兼務者ハ自己ノ役場ニ於テ前任者ノ事務ヲ取扱フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ速ニ司法大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第二十五條　代理者又ハ公證人法第七十二條ノ兼務者ハ其ノ職務ヲ行フ役場ノ見易キ場所ニ代理者某又ハ兼務者某ナルコトヲ掲示スヘシ

第二十六條　後任者又ハ公證人法第六十七條第一項ノ兼務者ハ其ノ職務ヲ行フ役場ノ見易キ場所ニ公證人某ノ後任者又ハ公證人某ノ取扱ヒタル事務ニ付アノ兼務者ナルコトヲ掲示スヘシ但シ後任者ノ爲スヘキ掲示ノ期間ハ一年トス

第二十七條　後任者ノ作成スル文書ノ番號ハ前任者又ハ兼務者ノ作成シタル文書ノ番號ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スヘシ

第二十八條　地方裁判所長ハ公證人名簿ヲ備ヘ之ニ所屬公證人ノ住所、族稱、氏名、年齡及役場所在地ヲ登錄スヘシ

第二十九條　公證人ノ死亡又ハ失職ノ場合ニ於テハ所屬地方裁判所長ハ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ具申スヘシ

第三十條　公證人司法大臣ニ書面ヲ提出スル場合ニ於テハ所屬地方裁判所長ヲ經由スヘシ但シ急ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ同時ニ地方裁判所長ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第三十一條　公證人事務取扱ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ司法大臣ニ裁何スルコトヲ得

第三十二條　收入印紙ヲ以テ手數料、日當及旅費ヲ區裁判所ニ納付スル場合ニ於テハ納付書ニ其ノ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ差出スヘシ

附　則

本令ハ公證人施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

公證人法第三十六條第一號ニ依リ記載スヘキ證書ノ番號ハ公證人規則ニ依リ附シタル番號ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スヘシ

附　則（大正十年三月司法省令第八號）

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ日本勸業銀行發行勸業債券及貯蓄債券、日本興業銀行發行債券又ハ日本銀行株券ヲ納付シアルモノハ本令施行ノ日ヨリ五年内ニ之ヲ現金又ハ國債證券ト差換フヘシ

公證人手數料規則

（明治四十二年六月二十九日　勅令第百七十四號）

第一條　公證人ノ受クヘキ手數料、日當及旅費ハ本令ノ定ムル所ニ依レ

第二條　法律行爲ニ付テノ證書作成ノ手數料ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外左ノ區別ニ從フ

法律行爲ノ目的ノ價格百圓迄　一圓

一圓二十五錢
一圓五十錢
一圓七十五錢
二圓
二圓五十錢
三圓

同　二百五十圓迄
同　五百圓迄
同　七百五十圓迄
同　千圓迄
同　二千五百圓迄
同　五千圓迄

同五千圓ヲ超過スルトキハ五萬圓迄ハ五千圓毎ニ五十錢ヲ加フ但シ五千圓ニ滿タサルモノヲ五千圓トス

同五萬圓ヲ超過スルトキハ一萬圓毎ニ五十錢ヲ加フ但シ一萬圓ニ滿タサルモノヲ一萬圓トス

第三條　法律行爲ノ目的ノ價格ハ公證人カ證書ノ作成ニ著手シタル時ノ價額ニ依ル

第四條　當事者雙方ノ囑託ニ因リ證書ヲ作成スル場合ニ於テハ法律行爲ノ目的ノ價額ハ各給付ノ價格ヲ合算シタル額ニ依ル但シ當事者ノ一方ノ給付ノミカ金錢ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ二倍ノ額ニ依ル

第五條　當事者ノ一方ノ囑託ニ因リ證書ヲ作成スル場合ニ於テハ囑託人ノ給付ノ價格ヲ以テ法律行爲ノ目的ノ價額トス但シ相手方ノ給付カ金錢ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ額ニ依ル

第六條　主タル法律行爲ト共ニ附隨ノ法律行爲ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ主タル法律行爲ニ依リ手數料ヲ算定ス

第七條　債權ノ擔保ノ價額ハ其ノ目的ノ價額ト債權ノ額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

擔保ノ移轉ヲ目的トスル法律行爲ニ付テハ擔保ノ價額ト移轉ニ因リテ擔保ヲ付セラルヘキ債權ノ額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

擔保ノ順位ノ移轉ヲ目的トスル法律行爲ニ付テハ其ノ移轉ニ因リテ優先ノ順位ヲ取得スヘキ擔保ノ價額ト之ヲ喪フヘキ擔保ノ價額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

第八條　地役ノ價額ハ地役ニ因リテ生スル要役地ノ增價額ト承役地ノ減價額トヲ比較シ其ノ多キ額ニ依ル

第九條　定時ノ給付ノ價額ハ全期間ノ給付ノ總價額ニ依ル但シ其ノ價額ハ動產ノ賃貸借ニ付テハ一年、不動產ノ賃貸借及商工業ノ見習ヲ目的トセサル雇傭契約ニ付テハ五年、其ノ他ノ場合ニ於テハ十年分ノ給付ノ價額ニ超ユルコトヲ得ス

期間ノ定ナキ定時ノ給付ノ價額ハ前項但書ニ定ムル期間内ノ給付ノ總價額ニ依ル

前二項ノ場合ニ於ケル相手方ノ給付ノ目的カ金錢ニ非サルトキハ其ノ價額ハ定時ノ給付ノ價額ト同一ト看做ス

第十條　當事者一方ノ給付ノミノ價額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ給付ノ相手方ノ給付ト同一ノ價額ヲ有スルモノト看做ス

第十一條　果實、損害賠償及費用カ法律行爲ノ附帶ノ目的ナルトキハ其ノ價額ハ之ヲ法律行爲ノ目的ノ價額ニ算入セス

第十二條　法律行爲ノ目的ノ價額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ目的ハ五百圓ノ價額ヲ有スルモノト看做ス但シ其ノ最低價額五百圓ニ超エ又ハ其ノ最高價額之ニ滿タサルコト明カナルトキハ其ノ最低價額又ハ最高價額ヲ以テ法律行爲ノ目的ノ價額トス

第十三條　左ニ揭クル事項ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ第二條ノ區別ニ從ヒ其ノ十分ノ五ノ割合ヲ以テ手數料ヲ受ク

一　承認、許可及同意

二　當事者雙方ノ履行セサル契約ノ解除
三　遺言ノ全部又ハ一部ノ取消
四　同一ノ公證人役場ニ於テ證書ニ作成セラレタル法律行爲ノ補充又ハ更正

第十四條　法律行爲ニ付テノ證書作成ノ手數料ハ證書ノ紙數四枚ヲ超過スルトキハ超過シタル部分ニ付一枚毎ニ二十錢ヲ加フ
前項ノ紙數ハ一行二十字詰二十四行ヲ以テ一枚トス但シ一枚ニ滿タサルトキト雖之ヲ一枚トス

第十五條　法律行爲ニ非サル事實ニ付テノ證書作成ノ手數料ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ事實ノ實驗及證書ノ作成ニ要シタル時間一時間ニ付一圓トス但シ一時間ヲ超過スルトキハ一時間毎ニ五十錢ヲ加フ
前項ノ時間ハ一時間ニ滿タサルトキト雖之ヲ一時間トス

第十六條　株主總會其ノ他ノ集會ノ決議ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ前條ノ例ニ依リ手數料ヲ受ク

第十七條　法律行爲ト共ニ之ト牽連スル事實ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於ケル手數料ハ第十五條ノ例ニ依ル但シ其ノ額カ法律行爲ノミニ付テノ證書作成ノ手數料ノ額ヨリ少キトキハ其ノ多キ額ニ依ル

第十八條　數個ノ牽連セサル事實ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ手數料ノ額ハ各事實ニ付之ヲ算定ス

第十九條　秘密證書ニ依ル遺言書ノ方式ニ關スル記載ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ手數料ハ一圓トス

第二十條　委任狀、受取書又ハ拒絕證書ヲ作成スル場合ニ於テハ其ノ手數料ハ五十錢トス

第二十一條　認證ノ手數料ハ證書作成ノ手數料ノ十分ノ五トス

第二十二條　私署證書ニ確定日附ヲ附スル場合ニ於テハ其ノ手數料ハ三十錢トス

第二十三條　證書ノ正本ニ執行文ヲ付與スル場合ニ於テハ其ノ手數料ハ五十錢トス

第二十四條　證書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附屬書類ノ謄本ノ交付ニ付テハ手數料ハ一枚ニ付十五錢トス但シ公證人法第五十五條第一項ノ場合ニ於テハ一枚ニ付十錢トス

第二十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條　證書ノ原本及其ノ附屬書類ノ閱覽ニ付テノ手數料ハ一回ニ付十錢トス

第二十六條　手數料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手數料ヲ受ク

第二十七條　公證人夜間ニ於テ又ハ病床ニ就キ職務ヲ執行シタルトキハ其ノ手數料ハ各本條ニ定ムル額ニ其ノ十分ノ三ヲ加フ

第二十八條　公證人職務ノ執行ニ著手シタル後囑託人ノ請求ニ因リ之ヲ止メタルトキ又ハ囑託人若ハ列席者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ第十五條ノ例ニ依リ手數料ヲ受ク但シ其ノ手數料ハ完結シタル場合ニ於テ受クヘキ手數料ノ額ニ超過スルコトヲ得ス

第二十九條　公證人其ノ職務ヲ執行スル爲出張シタルトキハ左ノ日當及旅費ヲ受ク但シ日當ヲ受クルハ一里以外ノ地ニ至リタルトキ宿泊料ヲ受クルハ宿泊ヲ要シタルトキニ限ル

日當	一日ニ付　三圓但シ四時間以內ハ二圓
汽車賃	一哩迄毎ニ　五錢
船賃	一海里迄毎ニ　五錢
車馬賃	一里迄毎ニ　三十錢
宿泊料	一泊ニ付　三圓

第三十條　公證人ハ手數料、日當及旅費ノ額ヲ減スルコトヲ得ス

第三十一條　數人ノ囑託人アル場合ニ於テハ公證人ノ受クヘキ手數料、日當及旅費ハ各囑託人連帶シテ之ヲ支拂フヘキ責ニ任ス

第三十二條　公證人ハ公正ノ效力ヲ有セサル文書ノ作成ニ付手數料、日當及旅費ヲ受クルコトヲ得ス但シ其ノ文書ノ作成ニ付公證人ニ過失ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條　公證人ハ囑託セラレタル事項ニ付其ノ職務ヲ完結シタル後ニ非サレハ手數料、日當及旅費ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十四條　囑託人市區町村長ノ證明書ヲ以テ支拂ノ資力ナキコトヲ證明シタルトキハ公證人ハ手數料、日當及旅費ノ支拂ヲ假ニ免除スルコトヲ得

第三十五條　公證人ハ囑託人ヨリ手數料、日當及旅費ノ概算額ヲ豫納セシムルコトヲ得
囑託人ハ豫納ニ代ヘテ前項ノ概算額ヲ供託スルコトヲ得
囑託人概算額ノ豫納又ハ供託ヲ爲ササルトキハ公證人ハ其ノ囑託ヲ拒ムコトヲ得

第三十六條　公證人手數料、日當及旅費ノ支拂ヲ請求スルトキハ計算書ヲ交付スルコトヲ要ス
計算書ニハ各項目ニ付本令ノ條項ヲ指示シ其ノ計算ヲ明ニスヘシ

第三十七條　囑託人手數料、日當及旅費ノ支拂ヲ爲ササルトキハ公證人ハ囑託セラレタル事項ニ付正本、謄本及執行文ノ付與ヲ拒絕スルコトヲ得

第三十八條　區裁判所カ公證人ノ職務ヲ行フ場合ニ於ケル手數料、日當及旅費ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公證人法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際未タ完納セサル事項ニ付テノ手數料日當及旅費ハ公證人規則ニ依ル

公證人手數料增額ニ關スル件

（大正八年五月十日勅令第百九十四號）

第一條　公證人手數料規則ニ依ル手數料ハ當分ノ內本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增額ス

第二條　公證人手數料規則第二條及第十五條ノ手數料ハ百分ノ三十、第十九條、第二十條第一項、第二十三條及第二十五條ノ手數料ハ百分ノ五十ヲ增加ス

第三條　公證人手數料規則第十四條ノ規定ニ依リテ加フヘキ手數料及第二十四條ノ手數料ハ五錢ヲ增加ス

四條　公證人手數料規則第十三條、第十六條、第十七條、第二十條第二項、第二十七條及第二十八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依リテ增額シタル手數料ヲ以テ其ノ基準トス

第五條　手數料ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

附　則

本令ハ大正八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

公證人懲戒委員會規則

（明治四十二年六月二十九日勅令第百七十五號）

第一條　懲戒委員會ハ委員長一人委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條　委員長ハ控訴院長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ當該控訴院ノ所在地ニ在職スル判事檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

委員會ニ豫備委員四人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

第三條　委員會ハ委員長及委員ノ全員出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第四條　委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

前項ノ場合又ハ委員中事故アルトキ若ハ闕員アルトキハ委員長豫備委員中ヨリ代理ヲ命ス

第五條　委員長及委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ス

第六條　委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス

第七條　委員會ニ書記二人ヲ置ク

第八條　書記ハ當該控訴院ノ裁判所書記ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第九條　書記ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條　司法大臣ハ公證人ニシテ懲戒ニ當ルヘキ所爲アリト思料スルトキハ證憑ヲ具ヘ書面ヲ以テ委員會ノ審査ヲ要求スヘシ

第十一條　前條ノ要求アリタルトキハ委員長ハ期日ヲ定メテ委員會ヲ招集スヘシ

委員會ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

第十二條　委員會ニ於テ議決ヲ爲シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ司法大臣ニ報告スヘシ

第十三條　司法大臣ハ公證人ニシテ公證人法第十五條第一項第三號ニ該當スルモノト思料スルトキハ證憑ヲ具ヘ書面ヲ以テ委員會ノ審査ヲ要求スヘシ

前二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條　委員會ノ審査手續ハ委員會之ヲ定ム

附　則

本令ハ公證人法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八節　司法代書人

司法代書人法

（大正八年四月九日法律第四十八號）

第一條　本法ニ於テ司法代書人ト稱スルハ他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所及檢事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條　司法代書人ハ地方裁判所ノ所屬トス

第三條　司法代書人ハ地方裁判所長ノ監督ヲ受ク

地方裁判所長ハ區裁判所判事ヲシテ司法代書人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第四條　司法代書人タルニハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條　司法代書人ハ地方裁判所長ノ定ムル書記料ヲ受ク

第六條　司法代書人ハ事務所ヲ設ケ地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七條　司法代書人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條　司法代書人ハ當事者ノ一方ノ囑託ニ依リテ取扱ヒタル事件ニ付相手方ノ爲ニ書類ノ作製ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　司法代書人ハ其ノ業務ノ範圍ヲ超エテ他人間ノ訴訟其ノ他ノ事件ニ關與スルコトヲ得ス

第十條　司法代書人ハ其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ裁判所又ハ檢事局ニ於テ證問ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　司法代書人其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ左ニ揭クル處分ヲ爲スコトヲ得

一　業務ノ禁止又ハ停止

二　五百圓以下ノ過料

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正八年六月勅令第二八七號ヲ以テ同年九年十五日ヨリ施行）

司法代書人法施行細則

（大正八年六月十一日司法省令第九號）

【沿革】　大正十年三月省令第六號改正

司法代書人法施行細則

第一條　司法代書人タルノ認可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ住所、族稱、氏名、年齡及履歷竝事務所ノ位置ヲ具シ所屬地方裁判所長ニ願書ヲ差出スヘシ

第二條　司法代書人事務所ヲ移轉セムトスルトキハ新事務所ノ位置ヲ具シ所屬地方裁判所長ニ願出ツヘシ

第三條　司法代書人事務所ヲ設ケ又ハ之ヲ移轉シタルトキハ遲滯ナク之ヲ所屬地方裁判所長ニ届出ツヘシ

第四條　司法代書人ハ其ノ事務所ニ何地方裁判所長認可司法代書人某事務所ト記載シタル表札ヲ揭クヘシ

第五條　司法代書人ハ所屬地方裁判所長ノ定ムル樣式ニ從ヒ業務上使用スヘキ印章ヲ作リ其ノ印鑑ニ氏名ヲ自署シ之ヲ所屬地方裁判所長ニ差出スヘシ

第六條　司法代書人ハ事務所內賭易キ場所ニ書記料額ヲ揭示スヘシ

第七條　司法代書人ハ事件簿ヲ調製シ之ニ囑託ヲ受ケタル年月日、件名、囑託人ノ氏名住所、作製シタル書類ノ紙數及書記料ヲ記載スヘシ

第八條　司法代書人ハ其ノ作製シタル書類ノ末尾ニ書記料ノ額ヲ附記シ署名、捺印スヘシ

第九條　司法代書人廢業シタルトキハ本人ヨリ、死亡シタルトキハ其ノ家族又ハ同居者ヨリ遲滯ナク其ノ旨ヲ所囑地方裁判所長ニ届出ツヘシ

第十條　地方裁判所長ハ司法代書人名簿ヲ備ヘ之ニ所囑司法代書人ノ住所、族稱、氏名、年齡及事務所ヲ記載スヘシ

第十一條　地方裁判所長司法代書人ノ書記料ヲ定メタルトキハ控訴院長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十二條　地方裁判所長司法代書人ノ監督ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ控訴院長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十三條　地方裁判所長ハ司法代書人ノ行狀及業務ノ取扱ニ關シ訓諭スルコトヲ得

第十四條　地方裁判所長ハ司法代書人ノ保存スル事件簿其ノ他ノ書類ヲ檢閲シ若ハ其ノ提出ヲ命シ又ハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ之ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第十五條　司法代書人業務ノ禁止又ハ停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ其ノ表札ヲ撤去スヘシ

附　則

本令ハ大正八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第九節　行政裁判

行政裁判法（明治二十三年六月三十日法律第四十八號）

【沿革】大正五年四月法律第三七號改正

第一章　行政裁判所組織

第一條　行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條　行政裁判所ニ長官一人及評定官ヲ置ク評定官ノ員數ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

行政裁判所ニ書記ヲ置ク其員數及職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　長官ハ親任トス評定官ハ勅任又ハ奏任トス

長官及評定官ハ三十歳以上ニシテ五年以上高等行政官ノ職ヲ奉シタル者若クハ裁判官ノ職ヲ奉シタル者ヨリ任命セラルルモノトス

書記ハ長官之ヲ判任トス

第四條　長官及評定官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

一　公然政事ニ關係スルコト

二　政黨ノ黨員又ハ社ノ社員トナリ又ハ衆議院議員府縣郡市町村會ノ議員若クハ參事會員タルコト

三　兼官ノ場合ヲ除ク外俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト

四　商業ヲ營ミ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ムコト

第五條　第六條ノ場合ヲ除ク外長官及評定官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラルルコトナシ

行政裁判所ノ長官又ハ評定官ヲ兼任スル者ハ其本官在職中前項ヲ適用ス

懲戒處分ノ法ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　長官及評定官身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ內閣總理大臣ハ行政裁判所ノ總會ノ決議ニ依リ其退職ヲ上奏スルコトヲ得

第七條　長官ハ行政裁判所ノ事務ヲ總理ス

長官故障アルトキハ評定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其先ナル者之ヲ代理ス

第八條　長官ハ自ラ裁判長トナリ若クハ評定官ニ裁判長ヲ命スルコトヲ得

部ヲ分ツノ必要アル時ハ其組織又ハ事務分配ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九條　行政裁判所ノ裁判ハ裁判長及評定官ヲ併セ五人以上ノ列席合議ヲ要ス但列席ノ人員ハ奇數ニ限ル若シ缺席ノ爲偶數トナリタルトキハ官等最モ低キ評定官ヲ議決ヨリ除ク官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其後ナル者ヲ除ク議決ハ過半數ニ依ル

第十條　長官又ハ評定官ハ左ノ場合ニ於テ評議及議決ニ加ハルコトヲ得ス

一　裁判スヘキ事件自己又ハ父母兄弟姉妹若クハ妻子ノ身上ニ關スルトキ

二　裁判スヘキ事件一私人ノ資格ヲ以テ意見ヲ述ヘタルモノ又ハ理事者代理若クハ職務外ノ地位ニ於テ取扱ヒタルモノニ關スルトキ

三　裁判スヘキ事件行政官タルノ資格ヲ以テ其事件ノ處分又ハ裁決ニ參與シタルモノニ關スルコト

第十一條　前條ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ハ原因ヲ疏明シテ文書又ハ口頭ヲ以テ長官又ハ評定官ヲ忌避スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十二條　忌避若クハ除斥ノ原因タル事情ニ付キ長官又ハ評定官ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ長官又ハ定評官カ法律ニ依リ評議及決議ニ加ハルヲ得サルノ疑アルトキハ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十三條　行政裁判所ノ處務規程ハ勅令ヲ以テ定ム

第十四條　行政訴訟ノ辯護人タルコトヲ得ルハ行政裁判所ノ認許シタル辯護士ニ限ル

第二章　行政裁判所權限

第十五條　行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス

第十六條　行政裁判所ハ損害賠償ノ訴訟ヲ受理セス

第十七條　行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スル事ヲ得ス

各省大臣ノ處分又ハ內閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

各省又ハ內閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スル事ヲ得ス

第十八條　行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス

第十九條　行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十條　行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス

行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第二十一條　行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ニ囑託スルコトヲ得

第三章　行政訴訟手續

第二十二條　行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若クハ裁判書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以內ニ提起スヘシ六十日ヲ經過シタルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス但法律勅令ニ特別ノ規程アルモノハ此限ニ在ラス

訴訟提起ノ日限其他此法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計算竝ニ災害事變ノ爲メ遷延シタル期限ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス

第二十三條　行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外行政廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其職權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條　行政訴訟ハ文容ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條　訴狀ハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

一　原告ノ身分、職業、住所、年齡

二　被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告

三　要求ノ事件及其理由

四　立證

五　年月日

訴狀ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書竝ニ證據書類ヲ添フヘシ

第二十六條　訴狀ニハ被告ニ送付スル爲メニ必要文證ノ副本ヲ添フヘシ

第二十七條　行政裁判所ハ原告ノ訴狀ニ就テ審査シ若シ法律勅令ニ依リ行政訴訟ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ其理由ヲ付シタル裁決書ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

其訴狀ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ之ヲ改正セシムル爲メ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第二十八條　行政裁判所ニ於テ訴狀ヲ受理シタルトキハ其副本ヲ被告ニ送付シ相當ノ期限ヲ指定シテ答辯書ニ差出サシムヘシ

答辯書ニハ原告ニ送付スル爲メ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ

第二十九條　行政裁判所ハ必要ナリト認ムルトキハ其期限ヲ指定シテ原告被告交互ニ辯駁書及再度ノ答辯書ヲ差出サシムヘシ

第三十條　行政裁判所ハ訴狀及答辯書ノ附屬文書ノ副本ヲ原告被告交互ニ送付スル代リニ所內ニ於テ之ヲ閱覽セシムルコトヲ得

第三十一條　行政裁判所ハ訴訟審問中其事件ノ利害ニ關係アル第三者ヲ訴訟ニ加ハラシメ又ハ第三者ノ願ニ依リ訴訟ニ加ハルコトヲ許可スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政裁判所ノ判決ハ第三者ニ對シテモ亦其效力ヲ有ス

第三十二條　行政官廳ハ其官吏又ハ其申立ニ依リ主務大臣ヨリ命シタル委員ナシテ訴訟代理ヲ爲サシムルコトヲ得

代理者ハ委任狀ヲ以テ代人タルコトヲ證明スヘシ

第三十三條　行政裁判所ハ豫メ指定シタル期日ニ於テ原告被告及第三者ヲ召喚シテ審廷ヲ開キ口頭審問ヲ爲スヘシ

原告被告及第三者ニ於テ口頭審問ヲ爲スコトヲ望マサル旨ヲ申立テタル場合ニ於テハ行政裁判所ハ文書ニ就キ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第三十四條　審廷ニ於テハ原告被告　第三者ノ辯明ヲ聽クヘシ

審廷ニ於テハ裁判長ノ許可ヲ得タル者ヨリ順次發言スヘシ

原告被告及第三者ハ事實上及法律上ノ點ニ就キ文書ニ憑ササル所ヲ補足シ又ハ誤謬ヲ更正シ若クハ新ニ證憑ヲ提出シ及證書ヲ提示スルコトヲ得

第三十五條　主務大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ公益ヲ辯護スル爲メ委員ヲ命シ審廷ニ差出スコトヲ得

行政裁判所ハ判決ヲ爲ス前ニ委員ヲシテ意見ヲ陳述セシムヘシ

第三十六條　行政裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公開ス

安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ又ハ行政廳ノ要求アルトキハ行政裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第三十七條　公開ヲ停ムル決議ヲ爲シタルトキハ公衆ヲ退カシムルノ前之ヲ言渡ス

第三十八條　行政裁判所ハ原告被告及第三者ニ出廷ヲ命シ竝ニ必要ト認ムル證憑ヲ徵シ證人及鑑定人ヲ召喚シ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲サシム

ルコトヲ得

證人又ハ鑑定人トシテ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲スヘキ義務ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス其義務ヲ盡ササル場合ニ於テ處分スヘキ科罰ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス

行政裁判所ハ口頭審問ニ於テ舉證ノ手續ヲ爲シ又ハ評定官ニ委任シ若クハ通常裁判所又ハ行政廳ニ囑託シテ之カ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十九條　行政裁判所ニ於テ審問中ノ事件ニ關シ民事上ノ訴訟起ルコトアリテ通常裁判ノ確定ヲ待ツノ必要アリト認ムルトキハ其審判ヲ中止スルコトヲ得

第四十條　審問手續ニ關スル故障ノ申立ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス

第四十一條　召喚ノ期日ニ於テ原告若クハ被告若クハ第三者出廷セサルコトアルモ行政裁判所ハ其審判ヲ中止セス

原告被告第三者共ニ出廷セサルトキハ行政裁判所ハ審問ヲ行ハス直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四十二條　裁判宣告書ハ理由ヲ付シ裁判長評定官及書記之ニ署名捺印シ其謄本ニ行政裁判所ノ印章ヲ捺シ之ヲ原告被告及第三者ニ交付スヘシ

行政訴訟ノ文書ニハ訴訟用印紙ヲ貼用スルヲ要セス

第四十三條　行政訴訟手續ニ關シ此法律ニ規程ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ關スル規程ヲ適用スルコトヲ得

第四章　附則

第四十四條　此法律ハ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

第四十五條　第二十條第二項ノ權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間樞密院ニ於テ之ヲ裁定ス

裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四十六條　從前ノ法令ニシテ此法律ト牴觸スルモノハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條　此法律施行ノ前既ニ行政訴訟トシテ受理シ審理中ニ係ルモノハ仍從前ノ成規ニ依リ處分スヘシ

行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件

（明治二十三年十月十日法律第百六號）

法律勅令ノ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ揭クル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

一　海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件

二　租稅滯納處分ニ關スル件

三　營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四　水利及土木ニ關スル事件

五　土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

行政訴答書書式

（明治二十四年七月十四日行政裁判所告示第一號）

行政訴答書書式左ノ通相定ム

何々訴狀

住所身分職業若クハ何府市町何縣何郡何村何號

原告　氏　名　印

年　齡

住居ノ地行政裁判所ヨリ八里以上ニ在ルトキハ其里程

（訴訟代理人アルトキハ此處ヘ其住所身分職業ヲ附書ニシ氏名ヲ記シ頭ニ訴訟代理人ト記スヘシ辯護人アルトキモ亦之ニ準ス）

被告官氏名

（被告官廳ニアラサルトキハ何府何町何縣何郡何村何職氏名若クハ住所身分職業氏名）

一定ノ申立

何、、、、、、、

事實

何、、、、、、、

理由

何、、、、、、、

立證

何、、、、、、、

行政廳ヨリ處分書若クハ裁決書ヲ交付シタル年月日何、、、、、、、

年月日　原告氏名印

（訴訟代理人アルトキハ代理人署名捺印スヘシ）

行政裁判所長官宛

（訴狀ハ正副兩通ヲ出スヘシ若シ被告數名ニシテ其住居各〻里以上ヲ離隔スルトキハ其數ニ應シテ差出スヘシ）

何々答書

被告何官氏名

（被告官廳ニアラサルトキハ何府何市何町何縣何郡何村何職氏名若クハ住所身分職業氏名ヲ記シ又ハ辯護人アルトキハ訴狀署名ノ例ニ倣フ）

原告氏名

（訴訟代理人又ハ辯護人アルトキハ訴狀署名ノ例ニ倣フ）

住所身分職業若クハ何府何市何町何縣何郡何村

一定ノ申立

何、、、、、、、

事實

何、、、、、、、

理由

何、、、、、、、

立證

何、、、、、、、

年月日　被告氏名印

（訴訟代理人ナルトキハ代理人署名捺印スヘシ）

行政裁判所長官宛

（答書ハ正副兩通ヲ出スヘシ）

證據物寫

何、、、、、、、

右相違無之候也

年月日　原告（被告）氏名印

行政裁判所長官宛

（訴訟代理人ナルトキハ代理人署名捺印スヘシ）

（證據物寫ハ正副兩通ヲ出スヘシ若シ被告數名ニシテ其住居各〻里以上ヲ離隔スルトキハ其數ニ應シテ差出スヘシ）

行政訴訟豫納金手續

（明治三十二年四月一日行政裁判所告示第一號）

【沿革】明治三十二年十一月告示第二號　昭和二年十月同第一號改正

第一條　行政訴訟ヲ爲ス者又ハ參加人トナル者ハ書類送達等ノ費用ニ充ツルタメ金貳圓ヲ豫納スヘシ

第二條　證人鑑定人ノ喚問其他證據調ニ關シ費用ヲ要スルトキハ其申請者ヨリ之ヲ豫納スヘシ但行政裁判所ノ職權ヲ以テ之ヲ命シタル場合ニ於テハ行政裁判所其豫納者ヲ指定ス

第三條　訴訟費用確定決定ノ申請ヲ爲ス者ハ書類送達等ノ費用ニ充ツルタメ金壹圓ヲ豫納スヘシ

第四條　前三條ノ豫納金ニシテ不足ナルトキハ更ニ追納ヲ爲スヘシ其金額ハ其都度之ヲ定ム

第五條　豫納金ハ現金又ハ郵便爲替券ヲ以テ之ヲ行政裁判所ニ納付スヘシ但時宜ニ依リ郵便切手ヲ以テ納入セシムルコトアルヘシ

第六條　豫納金ノ殘額アルトキハ事件終局ノ後之ヲ還付ス

行政裁判所ノ證據決定ニ基キ第三者ニ對シ書類其ノ他ノ證憑ノ提出ヲ求ムル場合ニ於ケル送付ノ費用ニ付テハ自今左ノ如ク取扱フモノトス

一申請ニ因リ取寄ノ決定ヲ爲シタルトキハ申請人ヨリ、職權ヲ以テ之ヲ爲シタルトキハ裁判所ノ指定シタル當事者ヨリ豫メ相當（見積額ヲ郵便切手ヲ以テ納付セシム但シ重量又ハ容積大ニシテ郵便ニ依ルコト能ハサル場合ニ於テハ持ニ現金又ハ郵便爲替券ヲ以テ豫納セシム

一既納ノ郵便切手又ハ金額不足ヲ告ケタルトキハ追納セシメ過剰ヲ生シタルトキハ郵便切手ハ直ニ現品ヲ現金ハ事件終局ノ後納入者ニ還付ス

取扱方

（大正六年五月九日行政裁判所告示第一號）

第十節　訴願

訴願法

（明治二十三年十月十日法律第百五號）

第一條　訴願法ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ揭ク事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得

一　租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件

二　租稅滯納處分ニ關スル事件

三　營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四　水利及土木ニ關スル事件

五　土地ノ官民有區分ニ關スル事件

六　地方警察ニ關スル事件

其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件

第二條　訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ

國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ

第三條　各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘシ

第四條　裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス

第五條　訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹毀ニ渉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條　訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ並下級行政廳ノ裁決ヲ經タル者ハ其裁決書ヲ添フヘシ

第七條　多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ名訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ヒ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條　行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第九條　法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條　訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限內ニ之ヲ算入セス

第十一條　第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ十日以內ニ辯明書及必要文書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ三日以內ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依ルヘシ

第十二條　訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十三條　訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第十四條　訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ

第十五條　訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十六條　上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ覇束ス

第十七條　訴願ノ手續ニ關シ他　法律勅令ニ別段ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル

附則

第十八條　明治十五年十二月第五十八號布告請願規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十九條　此法律施行ノ前請願規則ニ依リ受理シタル請願ハ仍其規則ニ依リ之ヲ廢止ス

請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指令ヲ受ケタル者訴願スルヲ得ヘキ場合ニ於テ更ニ訴願セントスルトキハ此法律ニ從ヒ其上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

第二十條　第八條ノ訴願期限ハ此法律施行ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ請願規則ニ依リ指令ヲ受ケタル事件ニシテ其處分又ハ指令ヲ受ケタル日ヨリ滿五年ヲ經過セサルモノニ對シテハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條　行政廳ニ呈出スル請願ハ此法律ニ依ルノ限ニ在ラス

第二章　監獄

第一節　監獄

監獄法（明治四十一年三月二十八日法律第二十八號）

第一章　總則

第一條　監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

一　懲役監　懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

二　禁錮監　禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

三　拘留　拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四　拘置監　刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス

拘置監ニハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘禁スルコトヲ得

警察官署ニ附屬スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二條　二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歲未滿ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄內ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス

前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歲ニ至ルマテ又滿二十歲ニ至リタル後三月內ニ刑期終了ス可キ者ハ其殘刑期間乃ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得

心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齢ニ拘ハラサルコトヲ得

第三條　監獄ニ[illegible]監及ヒ女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘置監ノ同一區劃內ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

第四條　主務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

判事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

第五條　監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第六條　本法ニ依リ沒入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル物ハ之ヲ監獄慈惠ノ用

ニ充ツ

第七條　在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閲官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第八條　勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス

前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

第九條　本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十條　本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

第二章　收監

第十一條　新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閲シタル後入監セシム可シ

第十二條　新ニ入監スル婦女其子ヲ携帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限リ滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

監獄ニ於テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

第十三條　新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條　新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ檢査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ

第三章　拘禁

第十五條　在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不過當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條　雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

第十七條　刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其交通ヲ遮斷ス

第十八條　懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四章　戒護

第十九條　在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　法令ニ依リ監獄官吏ノ携帶スル劍又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限リ在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

一　人ノ身體ニ對シ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ

二　危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ

三　逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ

四　逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ

第二十一條　天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條　天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ護送ス可シ若シ護送スルノ遑ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭スヘシ解放後二十四時間内ニ出頭セサルトキハ刑法第九十七條ニ依リ處斷ス

第二十三條　在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限リ之ヲ逮捕スルコトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨ケス

第五章　作業

第二十四條　作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス

十八歳未滿ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條　大祭祝日、一月一日、二日及ヒ十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

飲宴、酒擧、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

第二十六條　刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條　作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條　在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章　教誨及ヒ教育

第二十九條　受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條　十八歳未滿ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齡ニ拘ハラス教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條　在監者文書、圖畫ノ閲讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス

文書、圖畫ノ閲讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章　給養

第三十二條　受刑者ニハ一定ノ衣類臥具ヲ貸用セシム但拘留囚ニハ自衣ノ著用ヲ許シ其他ノ者ニハ襯衣ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十三條　刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類臥具ハ自辨トシ其自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　在監者ニハ其體質、健康、年齢、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス

第三十五條　刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章　衛生及醫療

第三十六條　在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ剪刈セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪刈セシムルコトヲ得ス

第三十七條　在監者ハ其拘禁セラルル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服スル可シ

第三十八條　在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條　在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十條　在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必要アルトキハ之ヲ病監ニ收容ス

第四十一條　傳染病者ハ勉メテ之ヲ離隔シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條　病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條　結膜病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

第四十四條　妊婦、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第三編　裁判、監獄　第三章　監獄

第四十五條　在監者ニ接見セントスル者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但第三必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十六條　在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス

但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十七條　受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

前項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四十八條　裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ拔閱シテ之ヲ本人ニ交付ス

第四十九條　在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人開讀ノ後之ヲ領置ス

第五十條　接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章　領置

第五十一條　在監者ノ携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス

代存ノ價値ナク又ハ保存ニ不適當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サス又ハ之ヲ領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解クコトヲ得

前項ニ付キ在監者相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第五十二條　在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ　ノ共助其他正當

第九章　接見及ヒ信書

第五十三條　在監者ニ接見セントスル者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但第三必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第五十四條　在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス

但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第五十五條　受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

前項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第五十六條　裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ拔閱シテ之ヲ本人ニ交付ス

第五十七條　在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人開讀ノ後之ヲ領置ス

第五十八條　接見ノ立會、信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一章　賞罰

第五十九條　受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條　懲罰ハ左ノ如シ

一　叱責

二　賞遇ノ三月以內ノ停止

三　賞遇ノ廢止

四　文書、圖畫閱讀ノ三月以內ノ禁止

五　請願作業ノ十日以內ノ停止

第六十一條　在監者ニ懲罰ヲ科スルニハ其情狀ヲ調査シ且辨明ヲ聽キ其記錄ヲ作ルヘシ

第六十二條　懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免スルコトヲ得

第十二章　釋放

第六十三條　在監者ノ釋放ハ恩赦、職權ヲ有スル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ開放ス

第六十四條　恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其狀況又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十五條　前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十六條　假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ旅

用途ニ充テシムコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條　在監者ニ差入ヲ爲サシムコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ、其差入ヲ許スヘカラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ送入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十四條　在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ送入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條　領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條　死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス

第五十七條　死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章　賞罰

第五十八條　受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條　在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條　懲罰ハ左ノ如シ

一　叱責

二　賞遇ノ三月以內ノ停止

三　賞遇ノ廢止

四　文書、圖畫閱讀ノ三月以內ノ禁止

五　請願作業ノ十日以內ノ停止

第三編　裁判、監獄　第三章　監獄

第六十一條　在監者ニ懲罰ヲ科スルニハ其情狀ヲ調査シ且辨明ヲ聽キ其記錄ヲ作ルヘシ

第六十二條　懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免スルコトヲ得

第六十三條　在監者ノ釋放ハ恩赦、職權ヲ有スル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ開放ス

第六十四條　恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其狀況又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十五條　前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十六條　假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ旅

用途ニ充テシムコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條　在監者ニ差入ヲ爲サシムコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ、其差入ヲ許スヘカラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ送入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十四條　在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ送入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條　領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條　死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス

第五十七條　死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章　賞罰

第五十八條　受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條　在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條　懲罰ハ左ノ如シ

一　叱責

二　賞遇ノ三月以內ノ停止

三　賞遇ノ廢止

四　文書、圖畫閱讀ノ三月以內ノ禁止

五　請願作業ノ十日以內ノ停止

第三編　裁判、監獄　第三章　監獄

第六十一條　在監者ニ懲罰ヲ科スルニハ其情狀ヲ調査シ且辨明ヲ聽キ其記錄ヲ作ルヘシ

第六十二條　懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免スルコトヲ得

第六十三條　在監者ノ釋放ハ恩赦、職權ヲ有スル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ開放ス

第六十四條　恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其狀況又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十五條　前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十六條　假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ旅

六　自辨ニ係ル衣類及書用ノ十五日以內ノ停止

七　糧食自辨ノ十五日以內ノ停止

八　作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削

九　運動ノ五日以內ノ停止

十　七日以內ノ減食

十一　二月以內ノ糧米減

十二　七日以內ノ重屏禁

屏禁ハ受罰者ヲシテ內ニ籌床ヲ敷キ坐シメ特ニ四ツ代ヒセシメサルコトヲ得其屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第六十一條　前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條　懲罰ニ處セラレタル其疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第十二章　釋放

第六十三條　在監者ノ釋放ハ恩赦、職權ヲ有スル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ開放ス

第六十四條　恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其狀況又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十五條　前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間內ニ之ヲ釋放ス

第六十六條　假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ旅

要チ交付ス

第六十七條　假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ

一　正業ニ就キ善行ヲ保ツコト

二　管察官署ノ監督ヲ受クルコト但管察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三　住居ヲ移轉シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト

主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

第六十八條　滿期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

第六十九條　釋放セラルヘキ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

第七十條　釋放セラルヘキ者歸住處ヲ若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ增加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得

第十三章　死亡

第七十一條　死刑ノ執行ハ監獄內ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス

大祭祝日、一月一日二日及十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス

第七十二條　死刑ヲ執行スルトキハ被告ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ綁縛ヲ解クコトヲ得ス

第七十三條　在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス

死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十四條　死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ要ス

情願書ヲ差出シタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ司法大臣ニ進達ス可シ

第七十五條　巡閱官吏ニハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ爲スコトヲ得

巡閱官吏ニ情願ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ典獄ハ其者ノ氏名ヲ情願錄ニ記載シ置ク可シ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ情願書ニ之ヲ適用ス

第七十六條　巡閱官吏情願ヲ聽クニハ必要アル場合ヲ除ク外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシム可カラス

第七十七條　巡閱官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ爲シ又ハ司法大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得

巡閱官吏自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ記載ス可シ

第七十八條　情願ニ對スル裁決ハ典獄速ニ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第七十九條　典獄ハ每週一回以上面接日ヲ定メ監獄ノ處置又ハ一身ノ事情ニ付キ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ニ面接ス可シ

前項ノ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ハ其氏名ヲ面會簿ニ記載シ置キ其順序ニ從ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面會簿ニ記載ス可シ

第八十條　本則中別段ノ規定アルモノヲ除ク外懲役四ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第三章　收監

第八十一條　新ニ入監スル者ヲ領收シタルトキハ入監者ノ氏名、領收ノ年月日時及ヒ領收官吏ノ氏名ヲ記載シタル領收書ヲ護送者ニ交付ス可シ

第八十二條　新ニ入監スル婦女ニ子ノ携帶ヲ許ササル場合ニ於テ相當ノ引取人ナキトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第八十三條　受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附　則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄則ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄法施行規則（明治四十一年六月十八日法律第二十八號）

【沿革】明治四十一年六月十八日司法省令第十一號

第一章　總則

第一條　治罪法ニ依リ拘禁ス可キ者ハ之ヲ未決監ニ拘禁ス

外國軍艦乘組員ノ逋逃ニ關スル捜索ニ付テハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外陸軍監獄ニ拘禁シタル者ハ陸軍刑事被告人ニ準ス

第二條　監獄ノ看守ハ男子ニハ男子、女子ニハ女子ヲ以テ之ニ當ツ但司法大臣ヨリ特別ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

未成年者ニハ監獄ノ看守ヲ附ス

外國人監獄ノ看守ニハ司法大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第三條　監獄ノ事務ニ從フ者ハ典獄ハ其氏名、身分、職業、住所、年齡及ヒ看守ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタル者ニハ看守者心得ヲ交付シ其ノ項ヲ告知ス可シ

第四條　司法大臣ニ情願ヲ爲スニハ其旨趣ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス

情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ要ス

情願書ヲ差出シタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ司法大臣ニ進達ス可シ

第五條　巡閱官吏ニハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ爲スコトヲ得

巡閱官吏ニ情願ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ典獄ハ其者ノ氏名ヲ情願錄ニ記載シ置ク可シ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ情願書ニ之ヲ適用ス

第六條　巡閱官吏情願ヲ聽クニハ必要アル場合ヲ除ク外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシム可カラス

第七條　巡閱官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ爲シ又ハ司法大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得

巡閱官吏自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ記載ス可シ

第八條　情願ニ對スル裁決ハ典獄速ニ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第九條　典獄ハ每週一回以上面接日ヲ定メ監獄ノ處置又ハ一身ノ事情ニ付キ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ニ面接ス可シ

前項ノ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ハ其氏名ヲ面會簿ニ記載シ置キ其順序ニ從ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面會簿ニ記載ス可シ

第十條　本則中別段ノ規定アルモノヲ除ク外懲役四ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第三章　收監

第十一條　新ニ入監スル者ヲ領收シタルトキハ入監者ノ氏名、領收ノ年月日時及ヒ領收官吏ノ氏名ヲ記載シタル領收書ヲ護送者ニ交付ス可シ

第十二條　新ニ入監スル婦女ニ子ノ携帶ヲ許ササル場合ニ於テ相當ノ引取人ナキトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第十三條　受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附　則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄則ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但收治人ニ關スル規定ハ當分ノ內仍ホ其效力ヲ有ス

監獄法施行規則（明治四十一年六月十八日司法省令第十一號）

【沿革】明治四十一年六月十八日司法省令第十一號

第一章　總則

第一條　治罪法ニ依リ拘禁ス可キ者ハ之ヲ未決監ニ拘禁ス

外國軍艦乘組員ノ逋逃捕獲ニ關スル捜索ニ付テハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外陸軍監獄ニ拘禁シタル者ハ陸軍刑事被告人ニ準ス

第二條　監獄ノ看守ハ男子ニハ男子、女子ニハ女子ヲ以テ之ニ當ツ但司法大臣ヨリ特別ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

未成年者ニハ監獄ノ看守ヲ附ス

外國人監獄ノ看守ニハ司法大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第三條　監獄ノ事務ニ從フ者ハ典獄ハ其氏名、身分、職業、住所、年齡及ヒ看守ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタル者ニハ看守者心得ヲ交付シ其ノ項ヲ告知ス可シ

第四條　司法大臣ニ情願ヲ爲スニハ其旨趣ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス

ン

前項ノ調査ヲ爲スニ付キ必要アリト認ムルトキハ裁判所、檢察官、市區町村役場又ハ本人ニ縁故アル者ニ照會ヲ爲スコトヲ得

第二十條　典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入監者ノ撮影ヲ爲スコトヲ得

在監中ノ者ニ付キ亦同シ

第二十一條　新ニ入監シタル者ハ疾病其他已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外三日以内之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

前項ノ受刑者ニハ文書圖畫ノ閲讀ヲ許サス懲役囚ニハ作業ヲ課セサルコトヲ得

第二十二條　入監者ノ身分帳、名籍原簿、在監人名簿及疫厲簿ハ其監後三日以内ニ整理シ必要ナル事項ヲ記載スルコトヲ得

在監者運轉手ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ監房内ニ備ヘ置クコトヲ得

第三章　拘禁

第二十三條　獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ一房ノ内ニ獨居セシムルコトヲ得

第二十四條　刑事被告人ハ成ルヘク之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第二十五條　受刑者ハ本則ニ於テ特ニ規定アル場合ヲ除ク外左ノ順序ニ從ヒ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

一　刑期二月未滿ノ者

二　二十五歳未滿ノ者

三　初犯ノ者

四　入監後二月ヲ經過セサル者

餘罪又ハ刑期ノ區別ヲ問ハス犯罪ノ原因ヲ審問中ニ在ル受刑者ハ成ルヘク之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第二十六條　在監者ノ精神又ハ身體ニ害アリト認ムルトキハ在監者ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十七條　獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後六月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス

十八歳未滿ノ者ハ特ニ必要アリト認メタル場合ヲ除ク外六月以上繼續シテ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十八條　典獄及ヒ監獄醫ハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノ監獄官吏ハ每日飲食獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視スルコトヲ得

第二十九條　典獄、監獄醫、教誨師及ヒ女監取締ヲ除ク外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ス夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル婦女ノ巡視ニ付キ亦同シ

第三十條　獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其視察シタル事項ヲ典獄ニ報告スルコトヲ得

第三十一條　第二十五條第一項及ヒ第二項ニ揭ケタル受刑者ニシテ監房不足ノ爲メ獨居拘禁ニ付スルコト能ハサルモノ及ヒ獨居拘禁ノ期間滿了後必要アリト認ムルモノハ之ヲ夜間獨居監房ニ拘禁スルコトヲ得

第二十五條第二項ノ規定ハ夜間獨居監房ニ之ヲ準用ス

第三十二條　夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル者ノ作業ニ就カサルトキハ晝間ト雖モ仍ホ在房セシムルコトヲ得

第三十三條　勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ト受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得ス

居拘禁ニ付スヘシ

獨居監房ニ殘餘アルトキハ前二項ニ該當セサル受刑者ト雖モ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第二十六條　在監者ノ精神又ハ身體ニ害アリト認ムルトキハ在監者ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十七條　獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後六月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス

十八歳未滿ノ者ハ特ニ必要アリト認メタル場合ヲ除ク外六月以上繼續シテ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十八條　典獄及ヒ監獄醫ハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノ監獄官吏ハ每日飲食獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視スルコトヲ得

第二十九條　典獄、監獄醫、教誨師及ヒ女監取締ヲ除ク外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ス夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル婦女ノ巡視ニ付キ亦同シ

第三十條　獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其視察シタル事項ヲ典獄ニ報告スルコトヲ得

第三十一條　第二十五條第一項及ヒ第二項ニ揭ケタル受刑者ニシテ監房不足ノ爲メ獨居拘禁ニ付スルコト能ハサルモノ及ヒ獨居拘禁ノ期間滿了後必要アリト認ムルモノハ之ヲ夜間獨居監房ニ拘禁スルコトヲ得

第二十五條第二項ノ規定ハ夜間獨居監房ニ之ヲ準用ス

第三十二條　夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル者ノ作業ニ就カサルトキハ晝間ト雖モ仍ホ在房セシムルコトヲ得

第三十三條　勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ト受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得ス

第三十四條　病者又ハ不具者ト健康者トハ之ヲ同一監房ニ拘禁スルコトヲ得ス但看護ニ從事スルモノハ此限ニ在ラス

第三十五條　雜居監房ニハ三人以上ヲ拘禁スヘシ但壯業其他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條　雜居監房、工場、教場及ヒ教誨堂ニ於テハ在監者ノ席次ヲ定メ交談ヲ禁止スヘシ

第三十七條　監房ニハ晝ヲ敎クヘシ但拘置監、女監及病監ハ此限ニ在ラス

第三十八條　雜居監房ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ工場ニ代用スルコトヲ得ス

第三十九條　監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ在房者ノ番號ヲ記載スヘシ

第四十條　雜居監房ニハ其容積、定員及ヒ現在人員ヲ記載シタル小札ヲ掲クヘシ

第四章　戒護

第四十一條　監獄ニ於テハ出入ノ警戒ヲ嚴ニシ必要アリト認ムルトキハ出入者ノ携帶品ヲ檢査スヘシ

開監前閉監後ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ監獄官吏以外ノ者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第四十二條　監獄ノ外門、各出入口、監房、工場及ヒ現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置クヘシ若シ必要ニ因リ一時開放スルトキハ其要所ヲ守衞スヘシ

緊急ノ場合ニハ一定ノ監獄官吏之ヲ保管シ必要アル場合ニ非サレハ其授受ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條　監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ヲ拒ムヘカラス

第三十四條　病者又ハ不具者ト健康者トハ之ヲ同一監房ニ拘禁スルコトヲ得ス但看護ニ從事スルモノハ此限ニ在ラス

第三十五條　雜居監房ニハ三人以上ヲ拘禁スヘシ但壯業其他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條　雜居監房、工場、教場及ヒ教誨堂ニ於テハ在監者ノ席次ヲ定メ交談ヲ禁止スヘシ

第三十七條　監房ニハ晝ヲ敎クヘシ但拘置監、女監及病監ハ此限ニ在ラス

第三十八條　雜居監房ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ工場ニ代用スルコトヲ得ス

第三十九條　監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ在房者ノ番號ヲ記載スヘシ

第四十條　雜居監房ニハ其容積、定員及ヒ現在人員ヲ記載シタル小札ヲ掲クヘシ

第四章　戒護

第四十一條　監獄ニ於テハ出入ノ警戒ヲ嚴ニシ必要アリト認ムルトキハ出入者ノ携帶品ヲ檢査スヘシ

開監前閉監後ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ監獄官吏以外ノ者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第四十二條　監獄ノ外門、各出入口、監房、工場及ヒ現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置クヘシ若シ必要ニ因リ一時開放スルトキハ其要所ヲ守衞スヘシ

緊急ノ場合ニハ一定ノ監獄官吏之ヲ保管シ必要アル場合ニ非サレハ其授受ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條　監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ヲ拒ムヘカラス

ナクシテ監房ノ開閉又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ス但病監ニ在リテハ此限ニ在ラス

第四十四條　監獄ノ構內ニ於テハ常ニ靚肅ノ便ヲ計リ觀望ヲ妨ケ其他戒護ノ用ニ供シ得可キ物ヲ構內ニ置クヘカラス

已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ看守長ノ許可ヲ受ケ之ヲ構內ニ入ルルコトヲ得

第四十五條　典獄ハ監獄官吏ヲシテ少クトモ每日一回監房ノ檢査ヲ爲サシムヘシ

第四十六條　典獄、監獄官吏ハ工場又ハ監外ヨリ還房スル在監者ノ身體及ヒ衣類ノ檢査ヲ爲サシムヘシ

第四十七條　在監者ニシテ戒護ノ爲メ離隔ノ必要アルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第四十八條　戒具ハ左ノ五種トス

一　鎭靜衣

二　防塵具

三　手錠

四　繩錠

五　捕繩

戒具ノ製式ハ司法大臣之ヲ定ム

第四十九條　戒具ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十條　鎭靜衣ハ暴行又ハ自殺ノ虞アル在監者、防塵具ハ刺止ヲ骨シ、手錠及捕繩ハ暴行、逃走若ハ自殺ノ虞アルニ在監者又ハ監獄中ノ在監者、聯鎖ハ監外ノ作業ニ就ク受刑者ニシテ必要アリト認ムル者ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

鎮靜衣ハ十二時間以上、防聲具ハ六時間以上之ヲ使用スルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後三時間毎ニ更新スルコトヲ妨ケス

護送中ノ者ニハ鎮靜衣ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十一條　監獄官吏在監者ニ對シテ劍又ハ銃ヲ使用シタルトキハ典獄ハ直ニ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第五十二條　典獄ハ懲役囚ニシテ受刑後三月ヲ經過シ逃走ノ虞ナキ者ノ中ニ就キ豫メ消防ノ用務ニ就カシム可キモノヲ指定シ隨時消防演習ヲ爲サシム可シ

第五十三條　監獄法第二十二條ニ依リ在監者ヲ解放スルトキハ出頭ス可キ期間及ヒ場所ヲ告知ス可シ

第五十四條　在監者ヲ他所ニ護送ス可キ場合ニ於テハ監獄醫ヲシテ之ヲ診斷セシメ健康ニ害アリト認ムルトキハ其護送ヲ停止ス可シ

護送ヲ停止シタルトキハ其旨ヲ關係官廳ニ通報ス可シ

第五十五條　護送中ハ男女ヲ同行セシム可カラス刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノ亦同シ

刑事被告人及ヒ十八歲未滿ノ者ハ護送ノ際他ノ在監者ト區分ス可シ

第五十六條　在監者逃走シタルトキハ典獄ハ速ニ監獄所在地及ヒ其附近竝ニ逃走者ノ立寄ル可キ見込アル地方ノ警察官署ニ逃走者ノ人相書ヲ添ヘ逃走ノ事實ヲ通報ス可シ

第五十七條　前條ノ場合ニ於テハ典獄ハ其事實ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同シ

逃走者刑事被告人ナルトキハ前項ノ報告ヲ爲ス外逃走及ヒ逮捕ノ事實ヲ檢事ニ通報ス可シ

第五章　作業

第五十八條　在監者ノ作業時間ハ司法大臣之ヲ定ム

典獄ハ地方ノ狀況、監獄ノ構造又ハ作業ノ種類ニ因リ司法大臣ノ認可ヲ受ケ作業時間ヲ伸縮スルコトヲ得

請求ニ因リ作業ニ就ク者ノ作業時間ハ二時間以內短縮スルコトヲ得

教育、教誨及ヒ運動ニ要スル時間ハ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得

第五十九條　作業ノ種類ハ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第六十條　在監者ニ課スル作業ハ其種類及ヒ一日ノ料程ヲ指定シ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第六十一條　作業料程ハ普通一人ノ仕上高及ヒ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ標準トシテ等一ニ之ヲ定ム可シ

仕上高ヲ標準トスルコト能ハサル作業ニ付テハ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ以テ作業料程トス

十八歲未滿ノ受刑者、老者、病弱者及ヒ不具者ハ前二項ニ依ラス各就業者ニ付キ相當ノ作業料程ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條　作業時間ノ全部ヲ通シテ就業セシムルコト能ハサル作業ハ之ヲ他ノ作業ト併課スルコトヲ得

第六十三條　一日ノ作業料程ヲ終了シタル者ト雖モ作業時間內ハ繼續シテ作業ニ就カシム可シ

第六十四條　請求ニ因リ作業ニ就ク者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其作業ヲ中止シ若クハ之ヲ廢止シ又ハ作業ノ種類ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十五條　典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在監者ヲ受負作業ニ就カシムルコトヲ得

第六十六條　刑事被告人ハ之ヲ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス

刑期六月ニ滿タス又ハ受刑後三月ヲ經過セサル受刑者ハ特別ノ事由アル場合ノ外監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス但十八歲未滿ノ受刑者ヲ監外ノ農業ニ就カシムルハ此限ニ在ラス

第六十七條　典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日一回各就業者ニ就キ作業ノ成績ヲ檢査セシム可シ

第六十八條　仕上高ハ毎月末日ニ其月分ヲ積算シ一日ノ平均高ト一日ノ料程トヲ對照シ作業料程ノ了否ヲ定ム可シ

第六十一條第二項ノ作業ニ付テハ一月毎ニ其就業時間ヲ積算シ前項ノ例ニ依リ作業料程ノ了否ヲ定ム可シ

第六十九條　前條ニ依リ作業料程ノ了否ヲ定メタルトキハ作業賞與金ノ計算ヲ爲ス可シ

第七十條　左ニ揭クル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サス

一　入監シタル翌月ヨリ五月ヲ經過セサルモノ

二　釋放ノ月ニ該ルモノ

三　行狀不良ニシテ作業成績劣等ナルモノ

就業日數十五日ニ滿タサル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲ササルコトヲ得

第七十一條　作業賞與金ハ行狀、性向、作業ノ種類、成績、科程ノ了否ヲ斟酌シ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ計算ス可シ

第七十二條　監獄法第二十五條第四項ニ依リ作業ニ就キタル者ニハ前條ニ依リ計算シタル額ヲ增加スルコトヲ得

第七十三條　在監者惡意又ハ重過失ニ因リ器具、制品、素品其他ノ物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其賠償ニ相當スル金額ヲ作業賞與金計算高ノ內ヨリ控除スルコトヲ得

第七十四條　就業者ニハ毎月十五日マテニ前月分ノ作業賞與金計算高ヲ告知スヘシ

第七十五條　作業賞與金ハ其計算高ヲ有スル者生計上必要ナキトキハ全部又ハ一部ヲ給與セサルコトヲ得

作業賞與金ハ釋放ノ際之ヲ給與ス

作業賞與金ヲ給與スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ條件ヲ指定スルコトヲ得

第七十六條　十圓以上ノ作業賞與金計算高ヲ有スル受刑者其父、母、妻若クハ子ノ扶助、犯罪被害者ニ對スル賠償又ハ書籍ノ購求其他ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ作業賞與金計算高ノ三分ノ一ヲ超エサル金額ヲ給スルコトヲ得

受刑者ノ爲メ特ニ必要アリト認ム可キ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラス之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十七條　作業賞與金計算高ヲ有スル刑事被告人其父、母、妻又ハ子ノ扶助其他正當ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十八條　作業賞與金計算高ヲ有スル在監者逃走後六月內ニ其居所分明セサルトキハ其計算高ヲ抹消ス可シ

第七十九條　監獄法第二十一條及ヒ第二十八條ニ依ル手當金ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ給與ス可シ

第六章　教誨及教育

第八十條　教誨ハ休業日又ハ日曜日ニ於テ之ヲ爲ス可シ

必要アリト認ムルトキハ典獄ハ休業日又ハ日曜日以外ノ日ニ於テモ教

誨ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十一條　病監又ハ獨居監房ニ拘禁スル受刑者及ヒ刑事被告人ニハ其居所ニ就キ敎誨ヲ爲スヲ可シ

第八十二條　受刑者父母ノ訃ニ接シ就業ヲ免セラレタルトキハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ每日敎誨ヲ爲スヲ可シ

前項ノ場合ニ於テハ本人ノ希望ニ因リ其亡父母ノ爲メ讀經ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十三條　恩敎、假出獄者クハ假出場ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞表ヲ付與スルトキハ式場ニ受刑者ノ全部又ハ一部ヲ集メテ敎誨ヲ爲スヲ可シ

第八十四條　受刑者死亡シタルトキハ本人ト緣故アル受刑者ヲ集メ棺前ニ於テ敎誨ヲ爲スヲ可シ

第八十五條　監獄法第三十條ニ依リ敎育ヲ施ス受刑者ニハ每日四時間以內小學程度ニ依リ修身、讀書、算術、習字其他必要ノ學科ヲ敎授スヲ可シ

前項ノ受刑者ニシテ小學科程ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學力アルモノニハ其敎育ノ程度ニ應シ每日二時間以內相當ノ補習學科ヲ敎授スヲ可シ

第八十六條　文書圖畫ノ閱讀ハ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限リ之ヲ許ス

新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ記載スルモノハ其閱讀ヲ許サス

第八十七條　雜居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ同時ニ三箇以上ノ文書圖畫ヲ閱讀セシムルコトヲ得ス但字書ハ必要ニ因リ其冊數ヲ增加スルコトヲ得

第八十八條　獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ情狀ニ因リ其監房內ニ於テ自辨ニ係ル筆墨紙ノ使用ヲ許スコトヲ得

第八十九條　在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具食器及ヒ雜具ノ品目ハ左ノ如シ

衣類

一　常衣
二　作業衣
三　襯衣
四　帶
五　褌
六　足袋

食器

一　膳
二　飯櫃
三　椀
四　箸
五　皿

臥具

一　蒲團又ハ毛布
二　敷布
三　枕
四　蚊帳

雜具

一　手巾
二　履物
三　雨具
四　冠物

前項ニ揭クル物品ノ製式ハ司法大臣別ニ之ヲ定ム

足袋ハ作業又ハ衞生上必要アル者ニ限リ之ヲ交付ス

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ雜具ノ品目ヲ增加スルコトヲ得

前項ニ依リ雜具ノ品目ヲ增加シタルトキハ其事由ヲ具シ司法大臣ニ申報スヲ可シ

用紙、商庸楊枝、商庸粉、石鹼、妻楊枝等日常必需品ハ之ヲ給與ス

第九十條　在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ一人ニ付キ一箇トス但蚊帳ハ此限ニ在ラス

典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ニ揭ケタル箇數ヲ增減スルコトヲ得

前項ニ依リ箇數ノ增減ヲ爲シタルトキハ其事由ヲ具シ司法大臣ニ申報スヘシ

病者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ增減スルコトヲ得

食器及ヒ日常必需品ノ數量ハ典獄ニ於テ之ヲ定ム

第九十條ノ二　繫房又ハ工場內ニ備フル器具ノ品目ハ左ノ如シ

一　机
二　痰壺
三　箒
四　塵拂
五　塵取
六　布巾及ヒ雜巾
七　紙屑入レ
八　飲料水容器
九　雜用水容器
十　洗面器
十一　調髮用具
十二　嗽盥
十三　便器
十四　履物箱
十五　團扇

前項ニ揭クル掃除用具ハ其用途ニ從ヒ區分スヲ可シ

第九十一條　受刑者ニ著用セシムル衣類ハ左ノ如シ

机、痰壺、調髮用具及ヒ團扇ハ必要アル場合ニ限リ之ヲ備フ

繫房及ヒ工場ニハ第一項ノ品目竝ニ數量ヲ記載シタル小札ヲ揭ク可シ

左ニ揭ク衣類臥具ハ淺葱色トス

一　刑事被告人ニ貸與スル衣類
二　勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ貸與スル衣類
三　十八歲未滿ノ受刑者ニ著用セシムル衣類
四　處遇上必要アリト認メタル受刑者ニ著用セシムル衣類

第九十二條　自辨ノ衣類臥具ハ時季ニ適シ且ツ監獄ノ紀律及ヒ衞生ニ害ナキ物ニ限ル

自辨ノ衣類臥具ノ品目及箇數ハ典獄之ヲ定ム

第九十三條　自辨ノ衣類臥具ハ時々之ヲ交換、補綴又ハ澣濯セシム可シ

監獄ニ於テ自辨ノ衣類臥具ヲ補綴又ハ澣濯シタルトキハ其費用ハ本人ノ負擔トス

第九十四條　在監者ニ給與スル糧食ノ種類及ヒ分量ハ左ノ如シ

一　飯
麥下白米十分ノ四
麥十分ノ六
一人一回米一七二瓦麥一九二瓦以下

二　菜
一人一日五錢以下

地方ノ狀況若クハ物價ノ高低ニ因リ又ハ在監者ノ健康保全ノ爲メ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ糧食ノ種類ヲ變更スルコトヲ得

作業ノ種類ニ因リ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ飯ノ分量ヲ增加スルコトヲ得

第九十五條　在監者ニ給與スル飲料ハ白湯ヲ用ウ但必要アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ用ウルコトヲ得

第九十五條ノ二　一月一日、紀元節、天長節、明治節其他特ニ司法大臣ノ指定シタル日ニ於テ前二條ノ規定ニ拘ハラス特別ノ糧食又ハ飲料ヲ給スルコトヲ得

第九十六條　在監者ニハ酒類又ハ煙草ヲ用ウルコトヲ許サス

第九十七條　病者ノ糧食及ヒ飲料ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得

第九十八條　自辨糧食ノ種類及ヒ分量ハ典獄之ヲ定ム

第九十九條　自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者不正ノ行爲アリト認ムル

五　蒲團

トキハ典獄ハ其者ノ出入ヲ禁止ス可シ

典獄ハ必要ニ因リ自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指名スルコトヲ得

第百條　自辨糧食ハ監獄官吏立會ノ上監獄醫其檢査ヲ爲ス可シ

第百一條　雜居拘禁ニ付セラレタル者ノ自辨糧食ハ成ル可ク一定ノ場所ニ於テ之ヲ用ヰシム可シ

第八章　衛生及ヒ醫療

第百二條　監獄ニ於テハ清潔ヲ旨トシ衣類臥具及ヒ雜具ハ期限ヲ定メ蒸汽其他適當ノ方法ヲ用ヰテ之ヲ清淨ナラシム可シ

第百三條　受刑者ノ頭髮ハ少クトモ一月毎ニ一回、鬚髯ハ少クトモ十日毎ニ一回之ヲ剪剃セシム可シ但特別ノ事情アル者ニ付テハ此限ニ在ラス

婦女ノ頭髮ハ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ス

第百四條　頭髮鬚髯ヲ剪剃セシメサル場合ニ於テハ常ニ之ヲ梳理セシム可シ

婦女ニハ膏油ノ使用ヲ許スコトヲ得

第百五條　在監者ノ入浴ノ度數ハ作業ノ種類及ヒ其他ノ事情ヲ斟酌シテ典獄之ヲ定ム但六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一回、十月ヨリ五月マテハ七日毎ニ一回ヲ下ルコトヲ得ス

第百六條　在監者ニハ雨天ノ外毎日三十分以内戸外ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ但作業ノ種類ニ因リ運動ノ必要ナシト認ム可キ者ニ付テハ此限ニ在ラス

前項ノ運動時間ハ獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ限リ一時間以内ニ伸長スルコトヲ得

受刑者ニハ戸外運動トシテ體操ヲ爲サシムルコトヲ得

第百七條　獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニシテ十八歳未滿ノモノハ少クトモ三十日毎ニ一回、其他ノモノハ少クトモ三月毎ニ一回、雜居拘禁ニ付セラレタル受刑者ニシテ刑期一年以上ノモノハ少クトモ六月毎ニ一回監獄醫ヲシテ健康診斷ヲ爲サシム可シ

第百八條　十八歳未滿ノ者ハ其他ノ者ト治療ノ時間及ヒ病監ニ於ケル居室ヲ異ニス可シ

第百九條　獨居拘禁ニ付セラレタル者疾病ニ罹リタルトキハ病監ニ移ス必要アル場合ヲ除ク外其監房ニ於テ治療セシメ病監ニ移シタルトキハ成ルヘク病監内ノ獨居監房ニ拘禁ス可シ

第百十條　傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ嚴ニシ流行地ヲ發シ又其地方ヲ經過シタル入監者ハ一週日以上他ノ者ト離隔シ其携帶物ニハ消毒方法ヲ行フ可シ

第百十一條　傳染病豫防ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ在監者ニ種痘又ハ血精注射ヲ施スコトヲ得

第百十二條　傳染病流行ノ際ニハ飲食物ノ差入及ヒ購求ヲ停止スルコトヲ得

第百十三條　在監者傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ之ヲ離隔シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其狀況ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ監獄所在地ノ市町村役場及ヒ警察官署ニ其事實ヲ通報ス可シ

第百十四條　監獄法第四十三條ニ依リ在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄醫ノ診斷書及ヒ移送シタル病院トノ協議書ヲ添ヘ司法大臣ニ申報ス可シ

第百十五條　在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日其狀況ヲ視察セシム可シ

第百十六條　病院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ還送セシメ司法大臣ニ其旨ヲ申報ス可シ

第百十七條　治療ノ爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄醫ニ非サル醫師ヲシテ治療ヲ補助セシムルコトヲ得

分娩ノ際必要アリト認ムルトキハ典獄ハ産婆ヲ付スルコトヲ得

第百十八條　在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

第百十九條　姙婦ハ受胎後七月以上ノ者産婦ハ分娩後一月ヲ經過セサル者ニ限リ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章　接見及ヒ信書

第百二十條　十四條未滿ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ許サス

第百二十一條　接見ノ時間ハ三十分以内トス但辯護人トノ接見ハ此限ニ在ラス

第百二十二條　接見ハ執務時間内ニ非サレハ之ヲ許サス

第百二十三條　接見ノ度數ハ拘留囚ニ付テハ二月毎ニ一回懲役囚ニ付テハ一月毎ニ一回禁錮囚ニ付テハ十日毎ニ一回トス但十八歳未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處刑者ノ接見度數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スルコトヲ得

第百二十四條　典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百二十五條　在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ其氏名、身分、職業、住所、年齢、在監者トノ續柄及ヒ面談ノ要旨ヲ聞取リ許可ヲ與ヘタル者ニ接見心得事項ヲ告知ス可シ

接見センコトヲ請フ者辯護人ナルトキハ其氏名、職業及ヒ住所ノミヲ聞取リ裁判所ノ允許ヲ得テ辯護人トス爲リタル者ニハ仍ホ其旨ヲ證明セシムル可シ

第百二十六條　接見ハ接見室ニ於テ之ヲ爲サシム可シ

在監者疾病ノ爲メ接見室ニ赴クコト能ハサルトキハ其居所ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得

第百二十七條　接見ニハ監獄官吏之ニ立會フ可シ

第百二十八條　外國語ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ接見ノ際之ヲ使用スルコトヲ得ス

第百二十九條　受刑者ノ發受スル信書ノ數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ各一通、禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ各一通懲役囚ニ付テハ二月毎ニ各一通ヲ超ユルコトヲ得ス但十八歳未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處遇ヲ爲ス

受刑者ノ發受スル信書ノ數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スルコトヲ得

典獄ニ於テ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百三十條　在監者ノ發受スル信書ハ典獄之ヲ檢閱ス可シ

發信又ハ封緘ヲ爲サスシテ之ヲ典獄ニ差出サシメ受信ハ典獄之ヲ開披シ檢印ヲ押捺ス可シ

第百三十一條　外國文ヲ用ヰタル信書ハ檢閱ノ爲メ在監者ノ費用ヲ以テ之ヲ飜譯セシムルコトヲ得

在監者前項ノ費用ヲ負擔スル資力ナク又ハ其負擔ヲ肯セサルトキハ信書ノ發受ヲ許ササルコトヲ得

第百三十二條　受刑者ノ發送スル信書ハ急速ヲ要スル場合ヲ除ク外日曜日、休業日又ハ休憩時間内ニ非サレハ之ヲ作成セシムルコトヲ得ス

第百三十三條　在監者信書ヲ自書スルコト能ハサルトキハ本人ノ求ニ因リ監獄官吏之ヲ代書ス可シ

第百三十四條　在監者ノ發送スル信書ノ郵便稅ハ自辯トス裁判所其他公務所ニ對シ送信ヲ要スル場合ニ於テ郵便稅ヲ自辯スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ支辯ス可シ

信書用紙及ヒ封筒ハ監獄ニ於テ之ヲ給與スルコトヲ得

第百三十五條　在監者ニ交付シタル信書及ヒ其他ノ文書ハ必要ニ因リ十日以内本人ノ手ニ留置セシムルコトヲ得

第百三十六條　信書ノ檢閱、發送及ヒ交付ノ手續ハ成ル可ク速ニ之ヲ爲ス可シ

第百三十七條　信書ノ發送、交付及ヒ處業ノ年月日ハ之ヲ本人ノ身分帳

置ニ記載スヘシ

第百三十八條　第百二十九條ニ定メタル度數ヲ超エタル信書ニシテ發信ニ係ルモノハ直ニ之ヲ本人ニ返付シ其受信ニ係ルモノハ假リニ身分帳簿ニ添付シ置キ次ノ期間ニ於テ順次之ヲ本人ニ交付スヘシ

監獄法第四十七條第一項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ身分帳簿ニ添附シ置キ廢棄スヘシ但シ本人ニ交付スヘキモノハ此限ニ在ラス

第百三十九條　接見ノ立會及ヒ信書ノ檢閱ノ際行刑上參考ト爲ルヘキ事項ヲ發見シタルトキハ其要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載スヘシ

第十章　領置

第百四十條　領置物ハ其品目及ヒ數量ヲ領置金品基帳ニ記載シ領置品基帳ニハ典獄之ニ證印スヘシ

第百四十一條　金錢ニ非サル領置物ハ本人ノ請求ニ因リ之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得

領置ヲ爲サス又ハ領置ヲ解キタル物ニ付キ本人相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ請求ナキトキト雖モ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第百四十二條　在監者ニハ新聞紙、時事ノ論說ヲ記載シタル文書及ヒ監獄ノ紀律ヲ害スヘキ物ノ差入ヲ爲スコトヲ得ス

第百四十三條　受刑者ニハ法令其他典獄ニ於テ有益ト認ムル文書、寫眞、印紙、郵便切手、郵便葉書、金錢及ヒ敎化上特ニ必要ト認ムル物ヲ除ク外差入ヲ爲スコトヲ得ス但自辨ヲ許シタル物ハ此限ニ在ラス

第百四十四條　刑事被告人ニハ前條ニ揭ケタル物ノ外丟類臥具、飮食物手巾及ヒ履物ニ限リ差入ヲ爲スコトヲ得

第百四十五條　丟類臥具ノ差入ニ付テハ第九十二條、飮食物ノ差入ニ付テハ第九十八條ノ規定ヲ準用ス

第百四十六條　在監者ニ差入ヲ爲サントスル者アルトキハ其氏名、身分、職業及ヒ住所ヲ調査スヘシ

第百四十七條　在監者ニ宛テ送致シ來リタル物及ヒ差入ヲ爲シタル物ハ、看守長又ハ立會ノ上看守之ヲ檢査スヘシ

飮食物ノ檢査ニハ監獄醫ヲシテ立會ハシムヘシ

第百四十八條　自辨又ハ差入ヲ許シタル物ハ本人ニ交付セサルトキト雖モ携帶物ノ例ニ依リ領置ノ手續ヲ爲スヘシ

第百四十九條　飮食物ニ付テハ領置ニ關スル規定ヲ適用セス

第百五十條　沒入又ハ廢棄ノ處分ヲ爲シタルトキハ沒入廢棄簿ニ品目、數量及ヒ處分ヲ爲シタル理由及ヒ年月日ヲ記載シ典獄之ニ證印スヘシ

第百五十一條　死亡者ノ遺留物ノ交付ヲ受ケ可キ者遠地ニ在ルトキハ其請求ニ因リ遺留物ヲ實却シテ代金ヲ送付スルコトヲ得但送費ハ請求者ノ負擔トス

第十一章　賞罰

第百五十二條　賞表ハ兵六種幅三種ノ白色ノ布ヲ用ヰ上衣ノ左袖肩背間ノ裏面ニ縫著セシムヘシ

第百五十三條　賞表ハ曲尺長二寸幅一寸ノ白色ノ布ヲ用ヰ上衣ノ左肩背間ノ表面ニ縫著セシムヘシ

第百五十四條　賞遇ハ左ノ如シ

一　第百二十三條ニ定メタル接見ノ度數及ヒ第百二十九條ニ定メタル信書發受ノ度數ヲ一回宛增加スルコト

二　褌衣ノ自辨ヲ許スコト

三　作業ノ變更ヲ許スコト

四　第七十一條ニ依ル作業賞與金計算高ヲ賞表一箇每ニ十分ノ二宛增加スルコト

五　特別ノ糧食及ヒ飮料ヲ給與スルコト

第百五十五條　賞遇ヲ廢止セラレタル者ニハ其期間賞表ヲ除去スヘシ

第百五十六條　在監者左ノ各號ニ該ル行爲アルトキハ五圓以下ノ貰金ヲ給スルコトヲ得

一　在監者ノ逃走セントスルヲ密告シタルトキ

二　人命ヲ救護シ又ハ在監者ノ逃走セントスル者ヲ捕縛シタルトキ

三　天災事變又ハ傳染病流行ノ際監獄ノ用ニ供シ功勞アリタルトキ

第百五十七條　減食ハ本人ニ給與スル糧食ノ一回ノ分量ヲ二分ノ一乃至三分ノ一ニ減ス

第百五十八條　懲罰事犯ニ付キ取調中ノ者ハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ又ハ夜間獨居監房ニ拘禁スヘシ

第百五十九條　懲罰ノ言渡ハ典獄之ヲ爲ス可シ

第百六十條　懲罰ハ言渡ノ後直ニ之ヲ執行ス可シ

月外運動ノ停止、減食又ハ屏棄ニ處セラレタル者ニ付テハ本人ヲ診斷セシメ其健康ニ害ナシト認メタルトキニ非サレハ懲罰ヲ執行スルコトヲ得ス

第百六十一條　減食又ハ屏棄ノ執行中ニ在ル者ハ監獄醫ヲシテ時々其健康ヲ診斷セシム可シ

第百六十二條　減食又ハ屏棄ニ處セラレタル者我列所ノ呼出ニ因リ出頭スルトキハ當日ニ限リ懲罰ノ執行ヲ停止ス可シ

前項ニ揭ケタル者ヲ移監ノ爲メ他所ニ護送スルトキハ護送ノ前日、其當日及ヒ護送ノ

停止ノ日數ハ之ヲ處罰期間ニ算入セス

第百六十三條　月外運動ノ停止、減食又ハ屏棄ニ處セラレタル者ハ懲罰ノ執行ヲ終リタル後逐ニ監獄醫ヲシテ其健康ヲ診斷セシム可シ

第百六十四條　懲罰ニ處セラレタル者ヲ移監ニ因リ受領シタル監獄ノ長ハ收監後執行開始ノ日以內ニ懲罰ノ執行ヲ開始ス可シ

收監後執行開始ニ至ル迄ノ日數ハ之ヲ處罰期間ニ算入セス

第百六十五條　在監者護送ノ途中ニ於テ紀律違反ノ行爲アリタルトキハ本人ヲ受領シタル監獄ノ典獄ニ於テ之ヲ懲罰ニ處スルコトヲ得

第百六十六條　在監者ノ賞罰ニ關スル事項ハ身分帳簿及ヒ懲罰簿ニ記載スヘシ

第十二章　釋放

第百六十七條　刑期ノ終了ニ因リ釋放セラルヘキ受刑者ハ釋放前三日以內獨居拘禁ニ付シ典獄自ラ釋放後ノ心得ニ付キ諭告ヲ爲ス可シ

第百六十八條　刑期ノ終了ニ因リ釋放セラルヘキ受刑者ハ釋放前十日前迄ニ釋放後ノ役種ニ關スル事項ヲ調査ス可シ

第百六十九條　典獄ニ於テ必要アリト認メタルトキハ釋放セラルヘキ者ノ性格及ヒ行狀並ニ保護ニ關スル意見ヲ本人居住地ノ警察官署、市區町村役場又ハ本人ノ保護ヲ引受ク可キ者ニ通報ス可シ

第百七十條　釋放セラルヘキ者領置物及ヒ作業賞與金ハ遲滯ナク之ヲ交付ノ準備ヲ爲シ置ク可シ

第十三章　釋放

第百七十一條　釋放ノ際著用ス可キ衣類ヲ有セサル者ニハ官費ヲ以テ之ヲ給與ス可シ

領置金若クハ作業賞與金又ハ其他ノ方法ヲ以テ本人ノ須用ニ供スルコト能ハサルトキハ監獄ニ於テ之ヲ換金シ若シ本人ノ須用ニ適スルモノヲ購入シテ之ヲ給與スル方法ヲ講スルコトヲ得

第百七十二條　受刑者ヲ釋放シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ停車場又ハ乘船所迄同行セシメ本人ニ代リ其歸住地又ハ歸住地ニ最近ノ場所ニ至ル迄ノ乘車券又ハ乘船切符ヲ購求シ之ヲ本人ニ交付セシムル可シ

第百七十三條　受刑者ニ付假出獄ヲ許ス可キ事情アリト認ムルトキハ典獄ハ刑決書及ヒ執行指揮書ノ謄本並ニ行狀錄及ヒ身上調査書類ヲ添ヘ司法大臣ニ具申ス可シ

第百七十四條　假出獄ニ因リ釋放ス可キ場合ニ於テハ一定ノ式ニ依リ典獄釋放ノ申渡ヲ爲シ本人ニ證票ヲ交付ス可シ

第百七十五條　假出獄ニ因リ釋放セラレタル者刑法第二十九條第一號乃至第三號ニ該ルコトヲ知リタルトキハ典獄ハ遲ニモ意見ヲ具シ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第百七十六條　第百七十三條及ヒ第百七十四條ノ規定ハ刑法第三十條ニ依ル假出場ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三章　死亡

第百七十七條　在監者死亡シタルトキハ典獄ハ其病名、病歷、死因及ヒ死亡ノ年月日時ヲ檢視スヘシ

病死ノ場合ニ於テハ監醫ハ其病名、病歷、死因及ヒ死亡ノ年月日時ヲ檢視シ之ニ署名ス可シ

自殺其他變死ノ場合ニ於テハ其旨ヲ警察官署ニ通報シテ檢視ヲ受ケ檢視者及ヒ立會者ノ官氏名並ニ檢視ノ結果ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第百七十八條　死亡者ノ姓名、死因及ヒ死亡ノ年月日時ハ遲ニモ之ヲ死亡者ノ家族又ハ親族ニ通報ス可シ

死亡者判然セサル場合ニ於テハ監獄官吏ヲシテ其指紋ヲ採取セシメ本人ニ代リ其歸住地又ハ歸住地ニ最近ノ場所ニ至ル迄ノ乘車券又ハ乘船切符ヲ購求シ之ヲ本人ニ交付セシムル可シ

第百七十九條　受刑者ノ死體ハ死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキ場合ニ限リ解剖ノ爲メ司法大臣ニ於テ指定シタル病院ニ送付スルコトヲ得

死亡後二十四時間ヲ經テ交付ヲ請フ者ナキ場合ト雖モ其後ニ至リ交付ヲ請フ者アリト總テ可キトキ又ハ本人カ生前ニ於テ解剖ニ肯セサル意思ヲ表示シタルトキハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第百八十條　死體ヲ請求者ニ交付シ又ハ解剖ノ爲メ送付シタルトキハ此旨ヲ死亡帳ニ記載ス可シ

第百八十一條　死亡後二十四時間ヲ經テ死體ノ交付ヲ請フ者ナキトキハ第百七十九條ノ場合ヲ除ク外之ヲ監獄ノ墓地ニ假葬ス可シ

火葬ニ付シタル場合ニ於テハ其遺骨ニ假葬ノ旨ヲ通報ス可シ

假葬ノ場所ニハ死亡者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ記シタル木標ヲ立ツ可シ

第百八十二條　死體又ハ遺骨ヲ合葬シタルトキハ合葬者ノ氏名及ヒ死亡ノ年月日ヲ合葬簿ニ記載シ合葬ノ場所ニハ墓標ヲ立ツ可シ

墓標ニハ石ヲ用ヰ可シ

附　則

本則ハ監獄法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

監獄則施行細則ハ之ヲ廢止ス但繁治人ニ關スル規定ハ當分ノ內仍ホ其效力ヲ有ス

第二節　假出獄

假出獄取締細則（明治四十一年司法省令第二十九號）

第一條　假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル監獄官署ノ監督ヲ受ク

第二條　假出獄ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到著スヘキ日ヲ定メ之ヲ證票ニ記載ス可シ

假出獄ヲ許サレタル者ハ前項ニ依リ證票ニ記載セラレタル監獄官署ノ監督官署ニ出頭シ證票ニ證印ヲ受ク可シ若シ旅行數日ニ渉ルトキハ警察官署ノ所在ノ地ニ宿泊シ其警察官署ニ出頭シ證明書ヲ受ク可シ

第三條　假出獄ヲ許サレタル者天災、疾病其他ノ事故ニ由リ前條ノ規定ニ從フコト能ハサルトキ又ハ其使ヲ以テスルヲ不可トスル場合ニ於テハ運滯ナク其事由ヲ警察官署ニ申告シ證明書ヲ受ク可シ

前項ノ證明書ハ監督警察官署ニ提出シテ證印ヲ受ク可シ

第四條　監獄ノ長證票ヲ交付シタルトキハ其旨ヲ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事及ヒ監督警察署ニ通報ス可シ

第五條　假出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未滿ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督警察官署ニ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ屆出ツ可シ

第六條　假出獄ヲ許サレタル者住居ヲ移轉シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日數ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請フ可シ

住居ノ移轉又ハ十日以上ノ旅行ヲ許可シタル監督警察官署ハ管轄區域內ニ住居ヲ移轉スル場合ハ此限ニ在ラス

第七條　住居ノ轉移ヲ許可シタル監督警察官署ハ其旨ヲ前條ノ規定ニ準シ之ヲ移轉後ノ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事及ヒ警察官署ニ通報スヘシ

第八條　假出獄ヲ許サレタル者帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由ヲ監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請フ可シ

監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請フ者ハ監督警察官署ニ出頭シ證票ヲ交付シタルトキ又ハ監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ於テ第六條第二項及ヒ第三項ノ規定ニ準シ旅行ヲ許可セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條　假出獄ヲ許サレタル者帝國外ノ旅行ヲ許可セラレタルトキハ監督警察官署ハ其旨ヲ管內四條ノ檢事ニ通報ス可シ

第十條　假出獄ヲ許サレタル者旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸著シタルトキハ遲滯ナク監督警察官署ニ出頭シ旅券ヲ還納ス可シ

第十一條　假出獄ヲ許サレタル者ハ遲滯ナク監督警察官署ニ職業其他生計ニ關スル見込ヲ立テ之ヲ屆出ツ可シ

假出獄ヲ許サレタル者ノ保護ヲ引受ケタル者ハ前項ノ屆出ニハ連署ヲ要ス

第十二條　假出獄ヲ許サレタル者ハ每月一回監督警察官署ニ出頭シテ前條ノ事項ニ付其結果ヲ申述ス可シ

假出獄ヲ許可セラレタル者同一ノ場所ニ一月以上滯在スルトキハ滯在地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭シテ前項ノ申述ヲ爲ス可シ此場合ニ於テハ其警察官署ニ申述ノ要旨ヲ通報スヘシ

第十三條　假出獄ヲ許サレタル者住居ノ地ヲ管轄スル監獄官署ノ監督ヲ受ケ其指揮ヲ遵守シ且左ノ事項ヲ勵行スヘシ

一　每月一日ニ於ケル生計ノ狀況ヲ監督警察官署ニ申告スルコト

二　住居ノ地ニ於テ品行ヲ愼ミ且ツ其地ノ風俗ヲ害スル所爲アルヘカラサルコト

三　假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ニ於テ其ノ生計ヲ營ムヘキ業務ヲ有スルコト

四　假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ニ於テ其ノ生計ヲ營ムヘキ業務ヲ有スルコト